

2023 年度（令和 5 年度） 業務実績等報告書

2024年6月

独立行政法人国際協力機構

目 次

略語集

評価の概要	0-1
総合評定	0-2

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

(No.-) 日本の開発協力の重点課題	1
No.1 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保	3
No.2 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	22
No.3 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	37
No.4 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	51
No.5 地域の重点取組	65
No.6 JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成	97
No.7 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	102
No.8 多様な担い手と途上地域の結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献	109
No.9 事業実施基盤の強化	132

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置、財務内容の改善に関する事項、 安全対策・工事安全に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項等

No.10 組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務改善・効率化	155
No.11 業務運営の効率化、適正化	160
No.12 財務内容の改善に関する事項	163
No.13 安全対策・工事安全に関する事項	167
No.14 内部統制	170
No.15 組織力強化に向けた人事	174
No.16 短期借入金の限度額	178
No.17 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の 処分に関する計画	178
No.18 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、 その計画	178
No.19 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	179
No.20 施設及び設備に関する計画	179
No.21 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項	180

略 語 集

略語	英文名称	和文名称
ABE Initiative	African Business Education Initiative for Youth	アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）
ACCP	African Clean Cities Platform	アフリカのきれいな街プラットフォーム
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
AETI	Asia Energy Transition Initiative	アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ
AfCFTA	the African Continental Free Trade Area	アフリカ大陸自由貿易圏
AFD	Agence Française de Développement	フランス開発庁
AfDB	African Development Bank	アフリカ開発銀行
AFICAT	Africa Field Innovation Center for Agricultural Technology	日・アフリカ農業イノベーションセンター
Agri-Net	Agriculture Studies Network for Food Security	食料安全保障のための農学ネットワーク
AU	African Union	アフリカ連合
AUC	African Union Commission	アフリカ連合委員会
AUDA-NEPAD	African Union Development Agency	アフリカ連合開発庁
AZEC	Asia Zero Emission Community	アジア・ゼロエミッション共同体
BBB	Build Back Better	より良い復興
CAFI	Central Africa Forest Initiative	中部アフリカ森林イニシアティブ
CARD	Coalition for African Rice Development	アフリカ稲作振興のための共同体
CARICOM	Caribbean Community	カリブ共同体
CMAC	Cambodian Mine Action Centre	カンボジア地雷対策センター
COP	Conference of the Parties	締約国会議
CSO	Civil Society Organization	市民社会組織
DX	Digital Transformation	デジタル・トランスフォーメーション
EAC	East African Community	東アフリカ共同体
ECFA	Engineering and Consulting Firms Association	一般社団法人海外コンサルタンツ協会
EMT	Emergency Medical Team	緊急医療チーム
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations	国際連合食糧農業機関
FOIP	Free and Open Indo-Pacific	自由で開かれたインド太平洋
FVC	Food Value Chain	フードバリューチェーン
G/A	Grant Agreement	贈与契約
GCF	Green Climate Fund	緑の気候基金
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
IDB	Inter-American Development Bank	米州開発銀行
IFNA	Initiative for Food and Nutrition Security in Africa	食と栄養のアフリカ・イニシアティブ
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
INSARAG	International Search and Rescue Advisory Group	国際捜索・救助諮問グループ
INTERPOL	International Criminal Police Organization	国際刑事警察機構
IOM	International Organization for Migration	国際移住機関
JBIC	Japan Bank for International Cooperation	国際協力銀行
JCAP	JICA Country Analysis Paper	JICA 国別分析ペーパー
JCCI	JICA Clean City Initiative	JICA クリーン・シティ・イニシアティブ
JDS	Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship	人材育成奨学計画（無償資金協力）

JETRO	Japan External Trade Organization	日本貿易振興機構
JiPFA	JICA Platform for Food and Agriculture	JICA食と農の協働プラットフォーム
JP-MIRAI	Japan Platform for Migrant Workers towards Responsible and Inclusive Society	責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム
L/A	Loan Agreement	借款契約
MOC	Memorandum of Cooperation	協力覚書
MRT	Mass Rapid Transit	都市高速鉄道
NDC	Nationally Determined Contributions	温室効果ガスの削減に関してパリ協定の下で開発途上国に求められる自国が決定する貢献
NEDO	New Energy and Industrial Technology Development Organization	新エネルギー・産業技術総合開発機構
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
OECD-DAC	Organisation for Economic Co-operation and Development-Development Assistance Committee	経済協力開発機構／開発援助委員会
OSBP	One Stop Border Post	ワン・ストップ・ボーダー・ポスト
PALM	Pacific Islands Leaders Meeting	太平洋・島サミット
PMO	Portfolio Management Office	ポートフォリオ・マネジメント・オフィス
PPP	Public-Private Partnership	官民連携
R/D	Record of Discussions	討議議事録
REDD+	Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries	開発途上国における森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制、並びに森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強
SATREPS	Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development	地球規模課題対応国際科学技術協力
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SGBV	Sexual and Gender-Based Violence	性的及びジェンダーに基づく暴力
SHEP	Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion	小規模農家向け市場志向型農業振興
SICA	Sistema de la Integracion Centroamericana	中米統合機構
TICAD	Tokyo International Conference on African Development	アフリカ開発会議
TOD	Transit Oriented Development	公共交通中心の都市開発
UHC	universal health coverage	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UNDP	United Nations Development Programme	国際連合開発計画
UNFCCC	United Nations Framework Convention on Climate Change	国連気候変動枠組条約
UN-Habitat	United Nations Human Settlements Programme	国連人間居住計画
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
UNICEF	United Nations Children's Fund	国際連合児童基金
UNIDO	United Nations Industrial Development Organization	国連工業開発機関
UNWTO	World Tourism Organization of the United Nations	国連世界観光機関
USAID	United States Agency for International Development	アメリカ合衆国国際開発庁
WCO	World Customs Organization	世界税関機構
WFP	World Food Programme	国連世界食糧計画
WHO	World Health Organization	世界保健機関

評価の概要

1.評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国際協力機構	
評価対象事業年度	年度評価	2023年度（令和5年度）（第5期中期目標期間）
	中期目標期間	2022年度（令和4年度）～2026年度（令和8年度）

2.評価の実施者に関する事項			
主務大臣		外務大臣 ¹	
法人所管部局	外務省国際協力局	担当課、責任者	政策課 菅原 清行 課長
評価点検部局	外務省大臣官房	担当課、責任者	考査・政策評価室 木村 泰次郎 室長

3.評価の実施に関する事項
外部有識者を含む機構内部での検討会及び理事会で自己評価を審議した。

4.その他評価に関する重要事項
第4期中期目標において整理された「評価の考え方」に基づき、以下の考え方で自己評価を実施した。 「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に従い、定量指標の達成状況に加え、質的な成果や成果の最大化に向けた機構の取組状況も勘案して評価を行う。 - 質的な成果に関しては、「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」を踏まえ、以下5つの要素に合致する成果で評価する旨、外務省と機構の間で合意している。 ① 日本政府の公約・政策実現に大きく貢献する成果 ② 機構のイニシアティブの下、支援相手国政府や他機関による外部の関与も得て発現した大きな成果 ③ 活動等の難易度の高い取組を通じた成果、機構の自主的な取組・創意工夫等による成果 ④ 支援相手国政府や外部機関等から高い評価を得た成果 ⑤ 日本社会への還元が見られた成果 - 各項目の「4.業務実績」欄では、上記①～⑤に該当し、目標水準を上回る成果と判断される実績については、冒頭に◎を記した箇条書きとし、その他年度計画に対応した取組については、冒頭に○を記した箇条書きとする。

¹ 外務大臣及び財務大臣の共管項目：「内部統制」、「短期借入金の限度額」、「不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」、「前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」のうち、有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項。

外務大臣及び農林水産大臣の共管項目：「積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項」のうち、開発投融資の債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項。

1.全体の評価	
評価	A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
評価に至った理由	
	以下を踏まえ、A評価とした。 「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関する評価対象9項目ではS評価6項目、A評価3項目と、全ての項目で所期の目標を上回る成果を上げた。また、「組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務改善・効率化」1項目でS評価、「安全対策・工事安全に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」の2項目でA評価と所期の目標を上回る成果を上げた。なお、「業務運営の効率化に関する事項」1項目、「財務内容の改善に関する事項」1項目及び「その他業務運営に関する重要事項」1項目で所期の目標を達成した。 - ウクライナやその周辺国において、カホトカ・ダム決壊への緊急支援や地雷対策・がれき処理に加え、保健医療・教育・農業やICT・テック企業支援等幅広い支援を展開、深刻な人道危機に直面しているガザへの支援、能登半島地震の被災地支援等、国内外の情勢の変化に機動的に対応した。また、日本が議長国を務めたG7広島サミット、日ASEAN友好協力50周年特別首脳会議、日ウクライナ経済復興推進会議、第2回グローバル難民フォーラム、国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）等の主要な外交イベントにおける成果文書・公約等に貢献するなど、日本政府の外交課題等の実現に大きく貢献した。さらに、開発協力大綱改定を踏まえたオファー型導入等の制度改善への対応、女性・平和・安全保障（WPS）の推進、GX・DX推進等、日本政府が進める政策課題の実現に大きく貢献したほか、スーダンからの邦人退避に貢献したことは、2023年度の機構事業全体を通じ特筆すべき業績であった。加えて、有償資金協力（承諾額2兆4,643億円、貸付額2兆1,729億円）について過去最大の実績を達成した。また、無償資金協力のG/A締結額（承諾額）は1,553億円となったほか、外務省から無償資金協力事業の実施監理業務が機構に移管された2008年以降で最大の支払実行額（1,501億円）となった。 - 機構全体の信用を失墜させるような事象等、全体評価に影響を及ぼす事象はなかった。

2.法人全体に対する評価
(1) 法人全体の評価
機構は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに日本及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として開発協力事業を行っている。 2023年度は第5期中期目標期間（2022～2026年度）2年目となり、国際情勢をはじめとして先行きの不確実性や複雑性が増す中、2023年6月に改定された開発協力大綱（以下「新大綱」）で掲げられている政府の重点政策に沿った様々な取組を実施し、中期計画における所期の目標を上回る成果を達成した。 各項目における定量指標の達成状況及び質的に顕著な成果は以下のとおり。

No1：開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（重要度：高、困難度：高）

【定量指標】7指標中、7指標全てが120%を達成

【顕著な実績】

- ◎ ウクライナの緊急復旧・復興支援、越冬支援、農業支援【①②③④】
- ◎ JICAの専門員が鉱物資源分野における長年の貢献が認められ外務大臣表彰を受賞【③④】
- ◎ 構築支援した交通データベースがセルビア万博開催に貢献【②③④】
- ◎ 都市公共交通サービス・電子基準点にDXを活用（コンゴ民・ルワンダ・モザンビーク）【①③】
- ◎ マスタープランが政府等に承認・採用（カンボジア・キューバ等）【①③⑤】
- ◎ 地域の総合開発に資するモザンビーク・ナカラ港の完工式【①③④】
- ◎ 新幹線方式の高速鉄道建設支援を加速（インド）【①②③】
- ◎ ASEANの海上保安分野の協力計画策定・巡視船の供与【①③】
- ◎ カーボン・ニュートラル策定に向けたロードマップ作成支援（バングラデシュ等5か国）【①③】
- ◎ 太陽光発電所による気候変動対策への貢献（バングラデシュ）【①②】
- ◎ スタートアップ支援・イノベーション促進（インド）、Project NINJAによるスタートアップ支援を拡大（アフリカ地域での展開・アジアへの拡大）【①②】
- ◎ 震災で困難な状況にあるトルコの中小零細企業支援【①②】
- ◎ カイゼンによるアフリカ国内企業の競争力向上【①②③④】
- ◎ 産業・地域の総合開発や経済特区開発支援によりバングラデシュ経済成長・発展に寄与【①③④】
- ◎ 観光開発のSDGsへの貢献を可視化するツールキットを開発・国連世界観光機関に採用【②④】
- ◎ 東南アジアにおけるフードバリューチェーン強化【①②③】
- ◎ 故中村哲氏の功績を受け継いだ灌漑施設整備支援（アフガニスタン）【①③】
- ◎ 本邦企業と共にアフリカ農業機械化支援（AFICAT）を推進【①②】
- ◎ 電子基準点に係る協力が評価され日本の国土地理院から民間国際貢献賞を受賞【③④】
- ◎ 無償資金協力が土木学会技術賞を受賞（セネガル）【③④】等

No2：開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（重要度：高、困難度：高）

【定量指標】3指標中、2指標が120%を達成、1指標が100%達成

【顕著な実績】

- ◎ ウクライナの医療環境・教育環境の再建を支援【①③④】
- ◎ ウクライナからの避難民に対する医療体制の整備を支援【①③】
- ◎ 公衆衛生危機対応・インパクト投資等G7広島サミットにて打ち出された保健分野の政策に貢献【①②③】
- ◎ WHO・UNICEFと共同で母子の健康向上に貢献するガイドラインを発表【①②③】
- ◎ ザンビアのコレラの流行に対して迅速に支援【③】
- ◎ 食と栄養の協力の結果、食事の多様性・下痢症の低下等で大きなインパクトを発現（マダガスカル）【③】

- ◎ JICAが設立・運営を支援したエジプト日本科学技術大学が世界ランキング入り【③④⑤】
- ◎ 二国間の象徴となる大学の新設・運営を支援（マレーシア・エジプト・トルコ等）【①③⑤】
- ◎ 政策借款の成果によりGPEから外部資金を獲得（セネガル・エチオピア）【②③】
- ◎ 教科書・教材開発や「みんなの学校」プロジェクトを通じた学びの改善により成果を発現（ラオス・ネパール・エチオピア・セネガル等）【①②③】
- ◎ 技術協力の成果（障害者就労促進のためのジョブコーチ制度）がモンゴル政府により制度化【②③】
- ◎ インクルーシブ教育の推進により女子や障害者等への教育機会拡大（スリランカ）【②③】
- ◎ 日本で多文化共生社会を推進するスポーツイベントを多数開催【①③⑤】
- ◎ 読売ジャイアンツ・Jリーグ・WEリーグとの連携により開発途上国でのスポーツ振興を促進【②⑤】
- ◎ 社会の融和や女性のエンパワメントをスポーツ大会を通じて促進（南スーダン・タンザニア・ウガンダ）【②③】
- ◎ 日本の大学と連携したJICA海外協力隊派遣の拡大【②】等

No3：普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現（重要度：高、困難度：高）

【定量指標】4指標中、3指標が120%を達成、1指標が未達成

【顕著な実績】

- ◎ ウクライナ地雷・不発弾対策への支援、公共放送局の機能強化【①③④】
- ◎ トルコ南東部を震源とした地震の被災地域への心理社会的支援【②】
- ◎ カンボジア地雷対策センター（CMAC）の知見をアフリカへ展開【②】
- ◎ 第2回グローバル難民フォーラムの日本政府の公約に貢献【①②⑤】
- ◎ 日本が起草支援したラオス民法典逐条解説書が完成【③】
- ◎ 日本政府の『「ビジネスと人権」に関する行動計画』の実施促進【①②④】
- ◎ 国際刑事警察機構（INTERPOL）との連携により国際金融犯罪対策に貢献【①②⑤】
- ◎ 25か国の腐敗防止、汚職対策の推進に貢献【①】
- ◎ 警察の能力向上支援（ナイジェリア・ホンジュラス・グアテマラ・コンゴ民等）【①②④】
- ◎ 金融包摂ファシリティの創設により女性・低所得者・中小企業等のエンパワメントを促進（全開発途上国対象）【①②】
- ◎ 大洋州初の世界税関機構マスタートレーナーの育成支援【①②④】
- ◎ 貿易円滑化・関税等徴収能力強化（南スーダン）【③④】
- ◎ ワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP）の導入支援（アフリカ地域）【①②】
- ◎ ビッグデータを活用した税務行政の効率化（モンゴル）【③④】
- ◎ メコン地域の税関の近代化支援【①②③】
- ◎ ジェンダーに基づく暴力（SGBV）撤廃等（南スーダン・ケニア・パキスタン等）により女性・平和・安全保障（WPS）アジェンダの推進に貢献【①③】
- ◎ 埼玉県庁のジェンダー主流化を支援【③④⑤】
- ◎ 女性の経済的エンパワメントの促進（スリランカ・パキスタン・マレーシア）、特に紛争影響国での協力推進（ウクライナ、モルドバ等）によりWPS推進に貢献【③】

- ◎ 女性向けマイクロファイナンス事業のインパクト可視化（インド）【②③】
- ◎ 本邦企業・現地企業との協働によりデジタル人材を育成（エチオピア）【①②】
- ◎ 日本政府が推進するDFFT（Data Free Flow with Trust）推進（ルワンダ・セネガル・ヨルダン等）【①③】
- ◎ 日本政府が重視するサイバーセキュリティ協力の拡大（ASEAN地域）【①②③】等

No4：地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築（重要度：高、困難度：高）

【定量指標】6指標中、5指標が120%を達成、1指標が100%達成

【顕著な実績】

- ◎ ウクライナでのがれき処理支援、可搬式浄水装置等を迅速に調達【①③】
- ◎ 機構を挙げたサステナビリティの推進【③】
- ◎ 国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）で日本政府が発表した「世界全体でパリ協定の目標に取り組むための日本政府の投資促進支援パッケージ」への貢献（開発課題の解決と気候変動対策に資するコベネフィット、ネット・ゼロ目標策定の支援、二国間クレジット制度（JCM）も活用した準好気性埋立構造「福岡方式」の推進、気候変動に携わる人材の育成、森林を活用した防災・減災（F-DRR）、生態系を活用した防災・減災の取組（Eco-DRR）等）【①②】
- ◎ 融資枠の新設/気候変動対策を促進するファンドを通じて気候変動対策への民間投資を促進（全開発途上国対象）【①②】
- ◎ 外部資金を活用した受託事業が評価され受託資金が倍増（コンゴ民）【①②④】
- ◎ 協力の成果が中米統合機構（SICA）の戦略に採用【③④】
- ◎ 防災・減災支援により西バルカンイニシアティブに貢献【①③】
- ◎ 小島嶼開発途上国（SIDS）間の連携により海洋プラスチック対策を促進【①②】
- ◎ パレスチナに対する緊急支援【①③④】
- ◎ 支援した上水道マスタープランに基づき他開発パートナーが資金協力を展開（ルワンダ）【②③④】
- ◎ 国を超えた水道事業体の学び合いを促進（東南アジア・南アジア・アフリカ）【①②③④】
- ◎ 村落給水分野におけるDX活用（ウガンダ）【②③④】
- ◎ G7広島サミット成果文書への貢献（仙台防災枠組の推進、防災投資を通じた災害リスクの削減等）【①②】
- ◎ トルコで災害後の復興支援を迅速に開始【②③】
- ◎ 防災・復興テーマ債の発行を機に多くのメディアに発信【③】等

No5：地域の重点取組

【定量指標】1指標中、1指標が100%達成

【顕著な実績】

ア：東南アジア・大洋州

- ◎ 「オファー型協力」の第1号案件開始（カンボジア）【①②】
- ◎ 日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議の公約に貢献（「JICA-ASEAN知の共創・連結性イニシ

アティブ」、アジア・ゼロエミッション共同体に資する気候変動対策支援、オファー型協力や「民間資金動員促進型無償資金協力」の導入、海外投融資の一層の活用、中小零細企業・スタートアップ支援、サイバーセキュリティ人材育成等）【①②③】

- ◎ 南シナ海の海上保安能力強化【①③】
- ◎ カンボジアの経済回廊整備支援【①③】
- ◎ タイ公的債務協力局と連携した債務管理支援【①②】
- ◎ 新興国のドナー化支援（マレーシア・インドネシア）【②】
- ◎ ASEAN地域を対象にした日ASEAN技術協力協定第1号案件を開始【①②】
- ◎ インドネシアの新首都開発支援【③】
- ◎ インドネシアから日本への労働者送り出しに貢献【①②④⑤】
- ◎ インドネシアで脱炭素化の促進支援【①③】
- ◎ PNGで「トモダチ」と命名された空港が開業【①③④】
- ◎ 日米メコン電力パートナーシップへの貢献【①②】
- ◎ 日米豪タイ4か国戦略対話に貢献【①②】

イ：東・中央アジア

- ◎ JICAが支援した留学生の多くが閣僚に就任（キルギス）【①③④】
- ◎ 中小零細企業の金融アクセス改善により経済成長に貢献（ウズベキスタン・カザフスタン）【②③】
- ◎ 協力の成果をモンゴルが継承・独自展開【①②④】
- ◎ JICAチェアが単位認定される正式な講座として開設（モンゴル）【①③④】
- ◎ スタートアップ支援を本格化（モンゴル）【①②④】
- ◎ 社会課題解決に向けた共創を促進（モンゴル）【①②】
- ◎ 市場経済化に向けた改革促進（ウズベキスタン）【①②】

ウ：南アジア

- ◎ インドに対し過去最高額の円借款を承諾【①③】
- ◎ 過去最高額の円借款を通じインド高速鉄道建設を加速【①②⑤】
- ◎ インド最長の海上道路が開通【①③④】
- ◎ バングラデシュ初の都市高速鉄道の南区間開業【①③】
- ◎ 「デリーメトロ」をプラットフォームにした多様なアクターの参画【②③】
- ◎ モディ首相参加によるインド工科大学ハイデラバード校の完工式開催【②③④】
- ◎ 災害対応技術協力の第1号案件（パキスタン）【①③④】
- ◎ アフガニスタンに対し灌漑施設や女性の各促進などの支援を継続【②③】
- ◎ 機構の協力成果が国家開発計画に採用（ブータン）【③】
- ◎ 20年に亘る初等教育分野への協力により学力が向上（バングラデシュ）【③】
- ◎ バングラデシュ最大商業都市の上水道整備により約650万人が裨益【③】

エ：中南米

- ◎ 海外投融資を通じて気候変動対策・UHCの達成に貢献（ブラジル・ペルー）【①②】
- ◎ カイゼンに係る協力の成果が政策に反映（アルゼンチン）【③④】
- ◎ パラグアイで宇宙分野の技術協力を開始【②③】
- ◎ ブラジルにおける地域警察協力により犯罪が減少【③】
- ◎ 日本の警察の協力を得て日本の知見を中南米各国に展開【②④】
- ◎ グアテマラの全公立小学校教員に対し研修を実施【③④】
- ◎ INTERPOLとの連携により国際金融犯罪対策を推進（ホンジュラス・グアテマラ）【①②】

オ：アフリカ

- ◎ TICAD9に貢献（これまでの成果のレビュー・今後の課題分析により対アフリカ協力の方向性を整理）【①②③】
- ◎ アフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD）との連携推進【①②】
- ◎ モザンビーク・ナカラ回廊の総合開発、東アフリカの物流改善、西アフリカ成長リングなどの回廊開発による連結性強化【①②③④】
- ◎ 日本人教育者の名前を冠した初等・中等教育学校が開校（ジブチ）【③④】
- ◎ UNHCR、IMF能力開発局（ICD）、トヨタアカデミー等との連携（アンゴラ）【②④】
- ◎ 産官学の連携による保健課題解決（ウガンダ）【②④】
- ◎ Project NINJAによりイノベーション・起業家育成を推進（タンザニア等）【①②】
- ◎ デジタル技術を活用して200万人を超える国内避難民のデータベースを構築（ブルキナファソ）【①②③】
- ◎ 外部資金（寄付金）活用による起業家支援事業（マダガスカル）【①②】
- ◎ 第2回グローバル難民フォーラムへのウガンダの貢献を支援【①②】

カ：中東・欧州

- ◎ ウクライナに対する支援を迅速かつ大規模に実施し、ウクライナからの高い評価と信頼を獲得（地雷・不発弾対策、エネルギー、都市計画、瓦礫処理、医療、農業、教育等）【①②③④】
- ◎ カホフカ・ダム決壊被害への緊急支援（ウクライナ）【①②③④】
- ◎ ガザ紛争への人道支援を迅速に実施【①②③】
- ◎ トルコの震災復興に向け日本の経験を共有【①②③④】
- ◎ トルコの中小零細企業の震災からの復興支援【①②③】
- ◎ モルドバ政府の財政を支援【①③】
- ◎ 事業の展開が困難なシリアへの支援を継続【①②③】
- ◎ エジプトの地下鉄の整備を通じた交通渋滞と大気汚染の緩和に貢献【①】等

No6：JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成（重要度：高）

【定量指標】1指標中、1指標が120%を達成

【顕著な実績】

- ◎ JICA留学生在が重要な行政職に就任（タジキスタン・キルギス・ベトナム等）【②④】
- ◎ 留学生在が帰国後に母国で活躍（ブータン・マダガスカル等）【②】

- ◎ 帰国後NPOを立ち上げコートジボワールと日本の懸け橋として活躍・駐日コートジボワール大使から表彰【②④⑤】
- ◎ 第2回グローバル難民フォーラムへの貢献【①】
- ◎ JICAチェアがモンゴルの国会議員やメディアから高い評価【②④】
- ◎ JICAチェアを通じ本邦企業とのネットワーク作りに貢献（ガーナ・ケニア・エチオピア・タンザニア）【②③】
- ◎ JICAチェアと技術協力や開発途上国の広域の学会と連携し高い評価を獲得（メキシコ）【②③④】
- ◎ 創意工夫によりJICAチェア実施後の自立発展性を向上（ブラジル・ボリビア）【②③】
- ◎ JICA開発大学院連携構想が日本の大学の国際化・連携強化に貢献【②③】等

No7：民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献（重要度：高）

【定量指標】2指標中、2指標が120%を達成

【顕著な実績】

- ◎ 持続可能な開発に貢献するファシリティの創設（全開発途上国対象）【①②③】
- ◎ ICT・テック分野の新興企業への出資を通じて、ウクライナの復興と女性の活躍を後押しし、産業発展・雇用創出とWPS推進に寄与【①②③】
- ◎ ADBとの連携により、アジアへの質の高いインフラ投資を促進【①②③】
- ◎ JICAが出資したファンドによりASEANで2000万人を超える女性零細事業者を支援【①②③】
- ◎ 医療保険会社への出資を通じてUHCに貢献（ブラジル）【①②】
- ◎ 東部南部アフリカの地域開発金融機関を通じて、複合危機下の後発開発途上国の経済成長を後押し【①②】
- ◎ 金融機関のグリーンファイナンスを促進し、気候変動対策に貢献（ペルー）【②】
- ◎ 中小企業・SDGsビジネス支援制度の改善により迅速かつシームレスな支援を実現【③】
- ◎ 多数のイベントや現地ミッション等を通じて企業の参加を促進【③】
- ◎ 「姫島モデル」をパラオに展開し、EST交通環境大賞（国土交通省・環境省等が後援）を受賞【①③④】
- ◎ タイでの展開を支援する雨水貯留槽がJAPANコンストラクション国際賞（国土交通省主催）を受賞【③④】
- ◎ 農家の収入安定と女性の集合機会創出に貢献する機材の導入によりSDGsアワード（内閣SDGs推進本部主催）を受賞（スーダン）【③④】
- ◎ 教育ツールの成果が評価され就学前教育大臣から表彰状を受領（ウズベキスタン）【③④】
- ◎ JICAの支援後、無農薬ハーブの製造ビジネスが独自に展開（ラオス・タイ）【③】
- ◎ 過去の支援の結果、ビジネス展開が具体化（ベトナム）【③】
- ◎ アルコール検知器の運用と啓発活動により飲酒運転防止に貢献（ベトナム）【③】
- ◎ JICAの支援事業から無償資金協力へ事業効果を拡大（タイ・カンボジア）【③】
- ◎ JICAが支援した余剰電力を用いたアンモニア・窒素の製造ビジネスにラオス政府の関心を喚起【③】等

No8：多様な担い手と開発途上地域との結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献

（重要度：高）

【定量指標】4指標中、3指標が120%を達成、1指標が100%達成

【顕著な実績】

- ◎ 能登半島地震の被害を受けた能登在住外国人支援【①②】
- ◎ 能登半島地震の被害を受けた自治体等への支援【①②】
- ◎ 日本の自治体で活躍する「グローバルプログラム」を拡大【③⑤】
- ◎ JICAの「帰国隊員社会還元表彰」により帰国隊員の社会還元を促進【③⑤】
- ◎ JICA海外協力隊経験者が能登半島地震の避難所支援等に貢献【①②④】
- ◎ 移住労働者の人材育成により出身国の質の高い成長に寄与（インドネシア・マダガスカル・バングラデシュ・ウズベキスタン等）【①②③⑤】
- ◎ 移住労働者の人権・尊厳を守るための取組【①②③④】
- ◎ 日本における外国につながる子どもへの教育を推進【①②③⑤】
- ◎ 地方自治体との連携で外国人材支援・共生社会構築を推進（北海道、神戸市、宮城県、茨城県等）【①②③⑤】
- ◎ 外国人材との共生社会構築に向けて他機関との連携を強化【⑤】
- ◎ JP-MIRAIの活動支援を通じて適正な外国人材受入を推進【①②④】
- ◎ 外国人材との共生社会構築を目指して「多文化共生・外国人材受入寄附金」を導入【③⑤】
- ◎ 自治体との共創・連携によるインクルーシブ教育・インクルーシブ防災の推進（京都府・神奈川県）【②⑤】
- ◎ 教師海外研修と地方マスメディア同時派遣（北海道・茨城県・栃木県・沖縄県等）【⑤】
- ◎ 教育委員会、自治体との新たな連携による開発教育の推進（福岡県・熊本市等）【⑤】
- ◎ 文部科学省との連携により国際理解教育や多文化共生を推進【②⑤】
- ◎ 日本在住外国人の課題解決を日系人が支援することにより日本の多文化共生を推進【①②③④】
- ◎ 日本企業を日系社会に派遣する「日系社会連携調査団」によりビジネスを促進（沖縄県×ペルー・ボリビア・ブラジル）【②③】等

No9：事業実施基盤の強化

【定量指標】8指標中、6指標が120%を達成、2指標が100%達成

【顕著な実績】

- ◎ ウクライナへの支援に関する多数の発信が国内外にリーチ【①③】
- ◎ スーダン人関係者による、日本人のスーダン退避への多大な協力を発信【①③】
- ◎ 日ASEAN友好協力50周年に関する発信により、多くの記事に掲載【①③】
- ◎ 開発協力大綱の改定に係る発信【①】
- ◎ JICAウェブサイトのリニューアルにより多くの人が閲覧【③】
- ◎ G7広島サミット等外交機会を活用した質の高いインフラに関する協力の発信【①③】
- ◎ 事業評価：犯罪抑止効果に係る科学的検証（ブラジル）・SHEPアプローチの有効性検証（マラウイ）【②③】

- ◎ 海外コンサルタント協会（ECFA）や世銀、NGOと連携した国際キャリアの魅力発信【②③】
- ◎ 人間の安全保障の重要性を発信【②③】
- ◎ 国際社会における知的プレゼンスを向上【①】
- ◎ 質の高いインフラ投資への取組を発信【①⑤】
- ◎ 能登半島地震からの復旧への貢献【①②③】
- ◎ 緊急援助における国際場裏における貢献【①②③④】
- ◎ 緊急援助隊医療チームがWHOによる認証を再取得【②④】
- ◎ トルコ南東部で発生した地震での経験を基に緊急援助の体制・マニュアルを改善【③】
- ◎ 開発協力大綱の理念実現に向けた活動を推進【①】
- ◎ 戦略的案件形成と民間資金動員を促進【①②③】
- ◎ ウクライナ投資プラットフォームに関する業務協力協定の締結【①④】
- ◎ UNHCRやUNDPとの連携をハイレベルで促進【①②】
- ◎ 2025年大阪・関西万博に向けてワークショップを実施【①④】等

No10：組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務改善・効率化（重要度：高）

【定量指標】1指標中、1指標が120%を達成

【顕著な実績】

- ◎ ウクライナ支援やサステナビリティ推進等組織の重要課題に対応して機動的に体制を整備【③】
- ◎ 海外拠点における広域支援体制の構築により知見を集約（仏語圏アフリカ・中南米等）【③】
- ◎ 急速に進むデジタル化に対応した研修により機構内のデジタルスキル・リテラシーを向上【③】
- ◎ DX技術の導入等により業務の効率化を大きく推進【③】
- ◎ 海外拠点への重点的な支援によりシステムの複雑化・高度化に対応【③】
- ◎ 部署を越えた情報共有やユーザーからのアイデアで最適かつ効率的なシステムの活用・導入を推進【③】
- ◎ DX技術の活用も含めた調達・派遣改革によりJICA内外の関係者の負担を軽減【③④】

No11：業務運営の効率化、適正化

【定量指標】3指標中、1指標が120%を達成、2指標が100%達成

【実績】

- 調達・派遣改革による業務効率化の推進
- 人事制度の見直し・給与水準の適正化等

No12：財務内容の改善に関する事項

【定量指標】なし

【実績】

- 適切な予算執行管理
- 寄附金や民間資金動員等新たな資金の確保に向けた取組

- 債券発行・受託事業を通じた開発資金の動員

No13：安全対策・工事安全に関する事項（重要度：高、困難度：高）

【定量指標】2指標中、1指標が120%を達成、1指標が100%達成

【顕著な実績】

- ◎ スーダンからの邦人退避への貢献【②③④】
- ◎ スーダンからの退避の経験を各国に適用【③】
- ◎ ウクライナにおける安定的な事業展開に必要な安全対策を実施【③】

No14：内部統制

【定量指標】2指標中、1指標が120%を達成、1指標が100%達成

【実績】

- リスク自己点検プロセスの改善
- 内部監査の実施
- 内部通報・外部通報への対応
- 情報セキュリティへの対応等

No15：組織力強化に向けた人事（困難度：高）

【定量指標】なし

【顕著な実績】

- ◎ 多様な個の意思を尊重し、組織の力にするための自律的な能力開発・キャリア開発支援を促進【③】
- ◎ 海外拠点の現地職員向け研修サイトの設置により相互の学び合いを促進【③】
- ◎ 採用活動及びオンボーディング支援の強化により多様で優秀な人材の確保及びその早期戦力化を促進【③】
- ◎ 様々な施策により職員の働きがいが向上【③】

以上により、法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

(2) 全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項

2023年度は、ウクライナやその周辺国において、カホトカ・ダム決壊への緊急支援や地雷対策・がれき処理に加え、保健医療・教育・農業やICT・テック企業支援等幅広い支援を展開、深刻な人道危機に直面しているガザへの支援、能登半島地震の被災地支援等、国内外の情勢の変化に機動的に対応した。また、日本が議長国を務めたG7広島サミット、日ASEAN友好協力50周年特別首脳会議、日ウクライナ経済復興推進会議、第2回グローバル難民フォーラム、国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）等の主要な外交イベントにおける成果文書・公約等に貢献するなど、日本政府の外交課題等の実現に大きく貢献した。さらに、開発協力大綱改定を踏まえたオファー型導入等の制度改善への対応、女性・平和・安全保障（WPS）の推進、GX・DX推進等、日本政府が進める政

策課題の実現に大きく貢献したほか、スーダンからの邦人退避に貢献した。加えて、これらの取組の結果、有償資金協力（円借款L/A承諾額2兆4,643億円、海外投融資承諾件数・承諾額貸付額2兆1,729億円）について過去最大の実績を達成した。また、無償資金協力のG/A締結額（承諾額）は1,553億円となったほか、外務省から無償資金協力事業の実施監理業務が機構に移管された2008年以降で最大の支払実行額（1,501億円）となった。これらの点は、評価において特に考慮すべきと考える。

3. 項目別評価総括表

中期目標	2023年度自己評価	項目別 評価調書
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
日本の開発協力の重点課題	S	(No.1-5)
開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保	S○	No.1
開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	S○	No.2
普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	A○	No.3
地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	S○	No.4
地域の重点取組	A○	No.5
JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成	A○	No.6
民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	S○	No.7
多様な担い手と開発途上地域との結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献	S○	No.8
事業実施基盤の強化	S	No.9
2.業務運営の効率化に関する事項		
組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務改善・効率化	S○	No.10
業務運営の効率化、適正化	B	No.11
3.財務内容の改善に関する事項	B	No.12
4.安全対策・工事安全に関する事項	A○	No.13
5.その他業務運営に関する重要事項		
内部統制	B	No.14
組織力強化に向けた人事	A	No.15
(中期計画で規定する事項)		
短期借入金の限度額	-	No.16
不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	-	No.17
前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	No.18
剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	-	No.19
施設及び設備に関する計画	-	No.20
積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い	-	No.21

注1： 評価は「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に基づくS～Dの5段階評価。

注2： 重要度「高」の項目は各評価語の横に「○」、困難度「高」の項目は各評価語に下線を付す。

注3： 下線部の項目（日本の開発協力の重点課題、JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成、民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献、多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献、事業実施基盤の強化）は、中期目標における一定の事業等のまとまりとして扱い、評価を行う。

No.1-5 (一定の事業等のまとめ)	日本の開発協力の重点課題
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、インフラシステム海外展開戦略2025、国家安全保障戦略、G7広島サミット、日ウクライナ経済復興推進会議、グローバル・フードバリューチェーン戦略、TICAD7横浜宣言2019、TICAD8チュニス宣言、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI：Asia Energy Transition Initiative）、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC：Asia Zero Emission Community）構想、アフリカ・グリーン成長イニシアティブ、質の高いインフラパートナーシップ、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ、質の高いインフラ投資に関するG20原則、成長戦略実行計画、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針、国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針、グローバルヘルス戦略、アジア健康構想、アフリカ健康構想、日本の教育協力政策、持続可能な開発のための教育、平和と成長のための学びの戦略、女性・平和・安全保障に関する行動計画、法制度整備支援に関する基本方針、「ビジネスと人権」に関する行動計画、サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針、第2回グローバル難民フォーラム、国際女性会議WAW! 2022東京宣言、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）、パリ協定、仙台防災協力イニシアティブ、美しい星への行動2.0（ACE2.0）、環境インフラ海外展開基本戦略、マリーーン（MARINE）・イニシアティブ、日ASEAN友好協力50周年特別首脳会議、対ASEAN海外投融資イニシアティブ、PALM8及びPALM9の公約、対中南米外交・三つの指導理念
当該事業実施に係る根拠*	独立行政法人国際協力機構法第13条
当該項目の重要度、困難度	-
関連する政策評価・行政事業レビュー*	令和3年度事前分析表、行政事業レビューシート番号とも未定

*以下全ての項目について同様のため、各項目では記載を省略する。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報	項目No.1～項目No.5の項目別の記載を参照				
②主要なインプット情報*	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
予算額（百万円）	153,850	121,576			
決算額（百万円）	211,517	268,075			
経常費用（百万円）	105,509	113,792			
経常利益（百万円）	△43,696	△3,658			
行政コスト（百万円） ²	105,509	113,792			

² 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

従事人員数	1,201	1,203			
-------	-------	-------	--	--	--

*中期目標脚注2の記載に基づき、目標単位を項目No.1からNo.5に細分していることから、「一定の事業等のまとまり」全体としてのインプット情報を本表で記載する。

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標参照箇所：

3. (1)「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から3. (5)「地域の重点取組」。

中期計画参照箇所：

2. (1) ①「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から2. (1) ⑤「地域の重点取組」。

年度計画参照箇所：

1. (1)「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から1. (5)「地域の重点取組」。

主な評価指標：

3. (1)「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から3. (5)「地域の重点項目」に対応する指標。

3. 年度評価に係る自己評価

< 評価と根拠 >

評価：S

根拠：一定の事業等のまとまりを細分化した評価単位5項目（No.1～No.5）では、S評価3項目、A項目2項目と、全ての項目において所期の目標を上回り、かつ3項目においては中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果を得られていると認められるため。

< 課題と対応 >

No.1からNo.5の各項目を参照。

No.1	開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保 （「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、インフラシステム輸出戦略、成長戦略実行計画、グローバル・フードバリューチェーン戦略、G7広島サミット、日ウクライナ経済復興推進会議、TICAD7横浜宣言2019、TICAD8チュニス宣言、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI）、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）構想、アフリカ・グリーン成長イニシアティブ、質の高いインフラ投資に関するG20原則
当該項目の重要度、困難度*	【重要度：高】開発課題の解決に直接寄与する成果を生み出すための目標項目であり、開発協力大綱等の政策目標への貢献の観点からも機構の業務の最も重要な部分であるため。（No.1からNo.5共通） 【困難度：高】新型コロナウイルス感染症の拡大や気候変動等の地球規模課題の深刻化は、格差の拡大、経済活動環境の悪化、飢餓人口の増加、農業被害の拡大等、開発途上地域の経済成長の基礎となる本項目のセクター全般に大きな影響及び変化をもたらしている。かかる状況及びパンデミック後の世界の復興を見据え、本項目の目標達成に向けて、機構の既往の取組に加え、開発プロセスにおける民間部門の巻き込み等多様なアプローチや新しい課題に対応したイノベーションの促進、気候変動対策への貢献を含む途上国のぜい弱性への対応をこれまで以上に模索し、包摂性を重視した「質の高い成長」を追求する必要があるところ、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。

*重要度の設定理由は項目No.1からNo.5で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 （定量指標）	達成目標	目標値/ 年	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
【指標1-2】運輸総合及び各運輸サブセクターに関連する長期計画の策定数及び公共交通改善の施策数（SDGs Goal 3、8、9、11、13関連）	20件	4件	7件	6件	件	件	件
【指標1-3】能力強化された海上保安機関等の職員数（SDGs Goal 14、16関連）	300人	60人	85人	135人	人	人	人
【指標1-5】資源分野人材の育成数（SDGs Goal 7関連）	100人	20人	28人	25人	人	人	人
【指標1-6】産業人材（民間セクター人材）の育成数（SDGs Goal 8関連）	92,500人	18,500人	30,555人	54,329人	人	人	人
【指標1-7】競争力強化のための支援サービスを受援した企業数（SDGs Goal 8関連）	3,500社	700社	994社	1,492社	社	社	社
【指標1-8】SHEPアプローチの恩恵を受援した小規模農家数（SDGs Goal 1、2、6、8、12、14関連）	15万戸	30,000戸	25,473戸	41,526戸	戸	戸	戸

【指標1-9】アフリカにおける稲作協力の裨益を受けた人材数（研究者、技術者・普及員、農家等）（SDGs Goal 1、2、6、8、12、14関連）	25万人	50,000人	69,148人	75,306人	人	人	人
②主要なインプット情報*			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
支出額（百万円）**3			21,253	26,511			

*項目No.1～No.4への支出額と項目No.5への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点課題」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目No.5まで同様。

**項目No.1～No.4に区分されない一部の支出額が項目No.5に含まれることから、No.1～4の支出額合計とNo.5の支出額合計は合致しない。

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標参照箇所⁴：

3. (1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

中期計画参照箇所：

2. (1) ①開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

年度計画：

1. (1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

ア 都市・地域開発

- 都市づくりへの多様な主体の参画やリソースの活用を図るため、都市マスタープランの策定、開発管理制度整備、民間都市開発を促進する開発手法の導入、住民・コミュニティ主体のまちづくり活動の促進等の事業を実施する。また、これに関する JICA 留学生受入や研修を通じて人材育成に努めるとともに、産学官での人材ネットワークを形成する。
- 誰もがいつでもどこでも正確な地理空間情報を利用できる社会を目指し、各国の整備段階を踏まえ、位置の基準の統一、衛星測位利用環境の整備、基本図の整備、地理空間情報の利活用促進に取り組む。
- ウクライナの窮状に早急に対応するため、運輸、電力・エネルギー、都市インフラ復旧の観点から、刻々と変わる現地情報とニーズを適時に把握し、支援策をまとめたうえで、実証事業や資金協力事業につなげる。

イ 運輸交通

- 日本政府の「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP: Free and Open Indo-Pacific、以下「FOIP」という。）や「インフラシステム海外展開戦略 2025」等に貢献するため、開発途上地域の発展段階に合わせた運輸交通インフラ整備に向けた事業を実施する。
- 質の高い道路アセットマネジメントシステムの導入及び活用の支援を、産官学連携や地方リソースを活用し効果的に実施する。
- 道路交通安全に関し、SDGs の目標である 2030 年までに世界の交通事故死傷者数半減に貢献するべく、デジタル技術も活用した交通取り締まり強化、安全教育、交差点改良、交通管制システム導入等の施設整備を組み合わせた支援を実施する。
- 都市化と自家用自動車数の増加による交通渋滞や大気汚染の悪化、交通事故の増大等が生じていることから、環境負荷低減に資する都市鉄道やバス等の公共交通システムの導入に向けた支援（組織体制構築、人材育成、公共交通利用促進策の策定・実施等を含む）を行う。

³ 報告年度分の支出額は暫定値。

⁴ 中期目標及び中期計画は機構ウェブサイト（https://www.jica.go.jp/disc/chuki_nendo/index.html）を参照。

- FOIP 等地域の連結性強化のため、港湾・空港・国際回廊等に係る計画策定や施設整備を行う。あわせて、運営維持管理、海上保安能力強化等の協力を行うことにより、ハード・ソフト一体となった協力を展開する。

ウ 資源・エネルギー

- カーボン・ニュートラル（CN）に向けたエネルギー・トランジション促進のため、我が国の CN 政策・制度や次世代脱炭素技術を開発途上国に紹介し、アジアを中心とする地域でエネルギー・トランジションのための計画策定支援や人材育成に取り組む。また、脱炭素技術の開発と導入を促進するための地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）や社会実験支援に資する案件形成と実施、CN 促進のための技術や政策の導入に資する案件の形成、地熱ポテンシャル地域における地熱開発の促進、島しょ国における海洋温度差発電を中心とした久米島モデルの普及等に取り組む。加えて、エネルギーの需要側における省エネルギー技術の導入を促進する。
- アフリカを中心に、電力アクセス向上の観点から電力供給力と安定性の強化に取り組む。特に、水力開発やパワープール促進を進める。未電化地域においては、グリッドの延伸を阻害しないよう留意しながら、農業や教育、保健、情報通信分野の開発と連携しつつ民間事業者によるオフグリッド事業を促進する。
- 資源分野においては、資源国の持続的な資源管理・利用を促進するため、資源の絆プログラムを通じた人材育成や帰国研修員とのネットワーク拡充に加え、それらの人的ネットワーク及び日本の経験や DX 技術を活かした案件形成に取り組む。

エ 民間セクター開発

- アジア地域では、複合的危機下の経済状況において強じんな産業の育成を推進すべく、日本人材開発センター等の協力拠点も活用し、社会的インパクトの発現に貢献する起業家を含むビジネス人材、本邦企業を含む外資系企業と現地企業とのリンケージ強化や政策策定支援に取り組む。
- アフリカ地域を中心とする他地域では、複合的危機下の経済情勢において強じんな産業の育成と第 8 回アフリカ開発会議（TICAD: Tokyo International Conference on African Development、以下「TICAD」という。）で重視されている「スタートアップ支援を含む社会課題解決型ビジネス支援」の観点から、イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム（スタートアップの創業や成長に対して、地域のアクターが資金や人的支援等を含む様々なサポートを提供する連携体）構築・発展のための取組（Project NINJA: Next Innovation with Japan）を推進する。また、「TICAD8 における日本の取組」に貢献すべく、「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」の実施等を通じ、現地企業の能力強化を支援し、日本と開発途上国間のビジネス推進に資する産業人材育成を実施する。
- 環境等への負の影響を制限しつつ、経済成長・雇用創出等、SDGs への正のインパクトの発現を図る持続可能な観光開発を推進し、コロナ危機からの早期復興、再建に向け、観光産業全体の強じん性向上に資する取組を実施する。

オ 農林水産業・農村開発

- 小規模農家向け市場志向型農業の振興（SHEP: Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion、以下「SHEP」という。）アプローチを通じ、アフリカのほかアジア、中南米、中東の 50 か国以上の小規模農家を支援する。また、オンライン研修の開発・実施により、SHEP 対象国の多様化や、国際機関・NGO 等開発パートナーの人材育成やネットワーク化・連携促進により事業拡充を図る。
- コメ生産の安定的拡大、バリューチェーンの構築・強化を通じた稲作開発を推進する。特に、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD フェーズ 2: Coalition for African Rice Development Phase 2、以下「CARD2」という。）対象国の案件形成・実施とともに CARD2 事務局を通じ、国家/地域の稲作開発戦略の策定・改訂等に参画する。
- 特に、食料安全保障リスクが高いアフリカ地域に対しては、食料・農業セクターの強じん性強化を

通じた人間の安全保障の実現に向けて、2022 年度に立ち上げた「JICA アフリカ食料安全保障イニシアティブ-パートナーとの協働による食と農業開発を通じた『人間の安全保障』の実現」を推進する。併せて、農業機械化を通じた農業生産の向上を目指し、日・アフリカ農業イノベーションセンター（Africa Field Innovation Center for Agricultural Technology : AFICAT）を推進する。

- 農家の生計向上や食料の安定供給に資するフードバリューチェーン（以下「FVC」という。）について、生産から加工・流通・消費に至る各段階の付加価値を高め、包摂的かつ持続的な FVC の構築を支援する。
- 日本の有用知見である「共同管理」「水産フードバリューチェーン」「里海」を活かし、水産資源の持続的な利用を含む水産ブルーエコノミー振興に取り組む。
- 小規模畜産農家の所得向上と人獣共通感染症を含む家畜疾病の対策強化に向け、家畜衛生強化を通じたワンヘルスの推進に取り組む。
- 気候変動にぜい弱な開発途上国の状況等を踏まえ、灌漑・水管理、耐候性品種の開発・普及等、気候変動に適応した農業生産に資する事業を形成・実施する。
- 「JICA 食と農の協働プラットフォーム（JiPFA : JICA Platform for Food and Agriculture）」の運営を通じた知見の共有・発信及び産学官連携強化、「食料安全保障のための農学ネットワーク（Agri-Net）」による農林水産分野の知日派人材の育成を強化する。

定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

【指標1-1】都市化の進行が著しい国における、都市マネジメント能力向上に係る取組の促進状況（SDGs Goal 11関連）

【指標1-4】低廉かつ低炭素な電力を安定供給するための環境整備状況（SDGs Goal 7関連）

3. 年度評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、外交政策上の観点等から設定された重要又は困難度が高い目標の達成等）を満たしており、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

4. 業務実績

No.1 ア 都市・地域開発

(1) 業務実績

◎ ウクライナの緊急復旧・復興支援を迅速に実施【①②③④】：

- 2023年4月、ウクライナ「緊急復旧計画フェーズ2」（無償資金協力、445億円）の贈与契約（Grant Agreement : G/A）を締結。同無償資金協力により、地雷除去機や地雷探知機、瓦礫除去のための機材、越冬に必要な発電機、運輸交通・上下水等の生活再建に必要な資機材、逼迫した医療状況を改善するための資機材、農業を継続するための種子・資機材、教育関連機材等の調達を行った。また、ウクライナ「緊急復旧計画フェーズ3」（無償資金協力、70億円）を迅速に形成し、G/Aを締結した。
- 2022年度に開始した緊急開発調査により、バックホーやダンプトラック、給水車などの機材を迅速に調達・供与したほか、復興に向け、瓦礫処理などのパイロット事業を実施した。また、カホフカ・ダム崩壊に対する給水機材支援、越冬のためのヒートポンプ、大型土のう支援等に関し、

ウクライナ側と具体ニーズや日本側供給可能量、輸送手段等に係る最新情報の交換を密にし、情勢に応じた迅速かつ的確な緊急支援とデリバリーを行った。

- ウクライナ「国家地理空間データ基盤活用のための能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）により、3都市において復旧・復興のために活用する地形図を作成した。地形図の作成においては、地元雇用の確保にも貢献した。ウクライナ側のカウンターパートは自律的に供与機材を活用し、他の都市での展開も期待される。また、ウクライナGEOSPACE 2023において講演を行い、同協力の成果をアピールした。
- G7広島サミット（2023年5月）、日ウクライナ経済復興推進会議（2024年2月）に合わせて地方・国土・インフラ発展省、復興庁、自治体関係を対象とした招へい事業をそれぞれ実施し、日本の戦後復興、関東大震災、東日本大震災からの復興経験の共有、自治体間の交流の促進等を行った。ゼレンスキー大統領やシュミハリ首相の来日もあり、メディアからの多くの取材を受けた。ネット上だけで得られない日本の具体の経験と知見に触れ、ウクライナ政府関係者から日本の技術支援への更なる期待が示されるとともに事業促進に向けた協力体制が強化されることになった。

◎ **機構の協力により構築した交通データベースが万博開催に向け貢献【②③④】**：セルビア「ベオグラード市公共交通改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）にて構築された交通データベース及び需要予測モデルが将来的な政策検討の基盤として高く評価され、2027年にセルビアで開催される万博の準備にも活用される予定。ベオグラード大学と連携してデータベースを構築することにより、プロジェクトの成果が重要なアセットとして大学にも引き継がれ、プロジェクト終了後もセルビア側が有効活用することが可能となった。

◎ **機構のプロジェクトが「民間国際貢献賞」を受賞【③④】**：タイ「電子基準点に係る国家データセンター能力強化及び利活用促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト、2024年2月終了）日本の国土地理院から「民間国際貢献賞」を受賞した。タイの複数の政府機関が運用する電子基準点（CORS）を相互利用可能なネットワークとして統合し、国家データセンターの構築を進めることで電子基準点データの活用を促進し、測定の効率化だけでなくスマート農業、ICT施工、自動車の自動運転等への高度利活用を図るプロジェクトであり、電子基準点データを活用した測量・農業・建設・自動運転分野で計8件のパイロット事業を実施し、日タイ民間企業のビジネススタートアップを支援したことや、タイにおける民間起点のイノベーション創出のきっかけとなった点が評価されたもの。同プロジェクトは、外務省ODA白書2022年度版にも代表事例として掲載されている。

◎ **デジタル技術を活用した都市公共交通サービスの提供【①③】**：コンゴ民主共和国「キンシャサ市都市交通マスタープラン実施促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、キンシャサ市議会で承認済みの同マスタープランの実現に向け、同技術協力プロジェクトで開発した交通ダッシュボードの開発・実装、継続的な運用に向け、現地への技術移転を実施。ダッシュボードによって、複数組織間での情報共有を円滑にし、キンシャサ市の都市交通における課題や計画等の情報を一体的に共有することが可能となった。ルワンダ「キガリ都市交通改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、GTFS（General Transit Feed Specification）と呼ばれる、バスの停留所・路線・時刻表等の情報をGoogle MAPやバスロケーションシステムを通じて提供可能とするための標準データフォーマットの整備を実施。モザンビークでは、モザンビーク「マプト市都市公共交通改善支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）モバイルビッグデータを使った交通調査を実施。通常交通需要予測モデルとは異なる視点から人の移動の把握を行い、その結果をマスタープランの見直しへ活用している。

◎ **電子基準点により建設分野のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進【①③】**：カンボジア「土地管理及びインフラ開発のための電子基準点整備プロジェクト」（技術協力プロジェクト）で、プノンペン、シェムリアップ、ストゥントレンの各都市、計5か所に電子基準点を導

入し、地籍地理総局のデータセンターの整備、運営・維持管理能力の向上及び高精度測位情報の利活用促進のための協力を実施した。同技術協力プロジェクトの成果を踏まえて、カンボジア「全国電子基準点網整備計画」（無償資金協力）により全国を網羅する電子基準点（94点）を整備する。電子基準点網の整備を通じて、高精度測位を用いた効率的な測量の推進や土地管理のための効率的な地籍図整備・更新及びインフラ開発の効率的な実施に寄与するもので、カンボジアにおけるインフラや建設分野のDX推進のための基盤インフラが、日本の海外インフラ輸出により整うことになった。

- ◎ **機構が支援した物流マスタープランが政府に承認【③⑤】**：キューバでは「全国運輸マスタープラン策定プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）で策定を支援したマスタープランが政府に承認された。社会主義の原則を堅持しつつ、市場主導型経済の仕組みを選択的に取り入れるという政策枠組みのもと、2030年を目標年次とする全国交通マスタープランを策定。同マスタープランに基づき、物流マネジメント能力を強化する技術協力プロジェクトを開始した。承認されたマスタープランに従い、優先プログラムを進めていくことにより課題の解決に寄与することが期待される。また、カンボジア「物流システム改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、Monitoring and Evaluation Annual Reportの内容を改訂し、公開。同レポートに含まれる越境物流を含む物流データが入手可能になったほか、物流・規制に係る法（Prakas）の作成支援を行い、カンボジア政府の承認を得た。
- ◎ **作成したマスタープランが中米経済統合一般条約常設事務局（SIECA）に正式に採用【①④】**：中南米地域「持続的な経済開発・地域統合のための中米地域物流ロジスティクス開発マスタープラン策定支援プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）により作成したマスタープランが、SIECAにより正式なマスタープランとして採用された。また、6か国の首脳が参加した中米統合機構（Sistema de la Integracion Centroamericana：SICA）首脳会合の宣言文にて完成への祝意と協力への謝意が言及されるなど、対象となる6か国の首脳から高い評価を得た。
- ◎ **日本の知見を活用して地震への対応能力を強化【③】**：2015年4月に発生したネパール大地震からの復興に際し、地方政府・コミュニティのレジリエント強化を目的とした「参加型地方復興プロジェクト」と、建築基準の遵守を目的とした「安全な建物建設のためのネパール国建築基準遵守促進プロジェクト」の2つの技術協力プロジェクトを実施、日本の知見を活用して、地震災害に強い国づくり、まちづくりを支援した。「参加型地方復興プロジェクト」では、被災地域の住民参加型による災害サイクルを考慮した中期・年間計画の策定支援、コミュニティグループによる復興事業の仕組みづくりや推進、地方復興ガイドラインの作成支援を通じて、より良い復興、レジリエント強化に貢献した。特に災害時に最も脆弱で、復旧・復興のプロセスからも取り残される傾向が強い社会的弱者とされる人々の、計画づくりや復興事業への参加機会を確保し、ネパール政府の復興目標の一つである「個人やコミュニティのリスク・脆弱性削減のための能力と社会的な結束の強化」にも貢献した。東日本大震災の復興まちづくりの経験を学ぶと共に、ネパールと自然条件や観光資源が類似する山梨県の官民協力による観光まちづくりの取組事例を学び、災害前から課題となっている地域活性化や地方創生についても経験を活かした。「安全な建物建設のためのネパール国建築基準遵守促進プロジェクト」では、日本の信頼性のある建築基準法に基づく、強靱な建物の建設に関する経験・技術を活かし協力を実施。ネパールでも、2017年に建築基準法が改定され信頼性のあるものとなったが、法律遵守されないまま建物が建てられている課題がある。建築確認申請をデジタル技術を用いてオンライン化することにより現場と行政の双方の業務軽減を図り、基準法を遵守した建築の促進を実施している。
- ◎ **研修の成果が中南米に展開【②】**：1998年に開始したコロンビア向け国別研修「土地区画整理」に参加した帰国研修員が中心となって、研修で得た知見と日本人専門家とのネットワークを生か

し、当時治安の悪化等により都市部への人口流入で開発圧力が高まったコロンビアの主要都市で土地区画整理事業を展開した。さらにコロンビアで中南米諸国を対象とした第三国研修を実施し、土地区画整理手法と法制度の中南米諸国への普及、展開を行った。その結果、コスタリカ、パナマ、ペルー、エクアドル等で土地区画整理事の実施を可能とするための都市計画法制度の改訂が行われる等の成果をあげている。その後、国別研修と第三国研修への参加者による300名に及ぶ帰国研修員のネットワークが自立的に発展した。2023年11月、社会基盤部都市地域開発グループ長がこれら経緯を区画整理士会報第225号で、日本での国別研修がきっかけとなり、コロンビアにおいて土地区画整理が発展したこと、コロンビアの帰国研修員が土地区画整理のコロンビア国内での実践と復旧を継続するとともに、第三国研修の実施による中南米諸国への普及、展開が行なわれていることを広く発信した。現在コロンビアは、中南米における土地区画整理、その手法を用いる公共交通志向型開発（Transit-Oriented Development）のナレッジハブとして機能している。機構がペルーで実施する「公共交通中心の都市開発（Transit Oriented Development：TOD）能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）、及びボリビアで実施中の「サンタクルス都市圏BRT（Bus Rapid Transit）整備と一体となった持続可能な都市開発促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、プロジェクトのカウンターパート等がプロジェクト実施期間中にコロンビアを訪問し、コロンビア側のキーパーソンとの面談、ボゴタ市、メデジン市の取組の視察等を行う等、コロンビアの先行事例から学んでいる。2024年2月7日には、中南米諸国に広がる帰国研修員が、そのネットワークを発展させた中南米都市計画家協会（Latin American Association of Urban and Territorial Planners）を設立し、第一回総会をボゴタで開催。中南米13か国から20名、コロンビアから20名、合計40名の帰国研修員が参加した。今後は、土地区画整理や都市開発により中南米における都市問題、社会問題を解決していく、との理念のもと、同協会のコンサルティング活動が展開されていく見通しである。

- タンザニア「TOD都市開発能力強化支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）及びインドネシア「ジャカルタ首都圏都市交通政策統合プロジェクトフェーズ3」（技術協力プロジェクト）において、本邦研修時に本邦民間企業向けセミナーを開催。TODの実施促進に向けて、成長著しいタンザニアに対し、本邦企業が目を向けるきっかけとなるよう、事業の概要と投資機会について発信。同様にインドネシア「ジャカルタ首都圏都市交通計画統合プロジェクトフェーズ3」について、海外エコシティプロジェクト協議会（J-CODE）へプロジェクトでの取組・進捗を共有した。
- ブラジル「持続可能な都市開発能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）は、日伯双方の学び合い促進のため、従来の日本人専門家の相手国への派遣を中心とせず、日伯双方の行政首長（クリチバ市長来日含む）・自治体職員・有識者を含めた本邦研修・招へいとクリチバへの渡航を6回組み込む形で実施した。両国が取り組む。高齢化社会への対応、気候変動対策、防災、都市計画に係るデータプラットフォームの整備などについて情報意見交換を行い、刺激を受け合うとともに、クリチバ市都市計画研究所（IPPUC）に対して政策提言を行った。プロジェクト全体を通して、日本側は、クリチバ市と姉妹都市である姫路市をはじめ、12自治体の参加があり、国際的な都市間交流の活性化にも寄与した。

(2) SDGs達成に向けた貢献

開発途上国の主要都市の都市計画及び都市交通マスタープランの策定支援を通じて、公共交通を中心としたまちづくり、コンパクトで災害に強い土地利用、都市及び居住環境改善に貢献し、ゴール11「包摂的、安全、強じん、持続可能な都市と人間住居の構築」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

スマートシティやTOD、気候変動緩和策、災害に強い住宅等の新たな都市開発課題に対し、デジタル技術の活用、電子化した制度やプロダクトの提供等も念頭に、国際機関、自治体や民間企業を含む

多様なパートナーとの連携を通じて、既存の援助手法にこだわらない柔軟かつ迅速な事業実施を引き続き積極的に提案していく。

デジタル技術の活用では、実証的に進めているものの成果と教訓を踏まえて、他国にも横展開することを検討していく。スマートシティ分野においては、上述の取組を通じて両国の関係強化や都市間連携強化に貢献するなど成果が上がっており、引き続き、国際機関、自治体や民間企業との連携強化を図っていく。

No.1 イ 運輸交通

(1) 業務実績

- ◎ **地域の総合開発に資するナカラ港の完工式を開催【①③④】**：ナカラ港は、内陸国であるマラウイ、ザンビアに続くナカラ回廊の玄関港であり、地政学的にも域内貿易の基幹港としてその重要性が認識されている。同港は1970年代に施設が整備されて以来、十分な改修が行われておらず、さらに一部はサイクロンの影響を受け、老朽化・損傷が進んでいる状況であった。2012年にモザンビーク「ナカラ港緊急改修計画」（無償資金協力）を実施し、2013年にさらなる貨物の増加に対応し、物流の改善を目指すモザンビーク「ナカラ港開発事業」（円借款）を開始、2015年には同フェーズ2を開始し、港湾の改修・拡張を進めてきた。フェーズ2の工事が完工するに当たり、2023年10月に完工式を実施した。完工式には、モザンビークのニュシ大統領、マガラ運輸通信大臣に加え、ザンビアとマラウイからも大統領が参加する等、各国の関心の高さが示された。また、同式典において、モザンビーク、ザンビア、マラウイによるナカラ回廊開発に向けた連携協定の署名も行われた。ニュシ大統領のスピーチでは、世界基準の港として言及されるとともに、各大統領から、ナカラ港が各国の発展や地域の連結性強化に重要であること、また今後の発展のために各国が協力していく旨が述べられた。日本からは外務大臣政務官が参加し、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）実現を推進する重要な港湾として言及された。
- ◎ **新幹線方式の高速鉄道建設支援を加速【①②③】**：インドでは、円借款により新幹線方式を採用する高速鉄道の建設を進めており、2023年12月に「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業（第五期）」（円借款）を対象とした4000億円の借款契約（Loan Agreement：L/A）に調印する等、施工が本格的に進められている。JR東日本の役員を長期専門家（総裁アドバイザー）として実施機関に派遣し、日本の新幹線・高速鉄道システムに関する技術的アドバイス、日印関係者の相互理解促進、円借款事業の円滑な実施支援等を開始した。また、最高時速320kmでの安定走行を可能とする精密な軌道敷設を実現するため、現地で海外鉄道技術協力協会（JARTS）による技術研修を開始したほか、JR東日本の協力により、2023年8月から9か月間、日本においてインド高速鉄道公社の幹部候補、実務運用責任者13名に対して土木、軌道、電力、信号通信、車両などに関する研修を実施する等、ソフト面の支援も本格的に開始した。
- ◎ **40年前に円借款で建設されたマタディ橋の維持管理が継続【③】**：円借款により1983年に建設を支援したコンゴ民主共和国のマタディ橋は2023年に開通40周年を迎えた。同橋はアフリカ最初の長大吊り橋であり、同国が政情不安に見舞われた際にも、現地のエンジニアが、建設時に作成された保守点検マニュアルを頼りに維持管理が行われてきた。機構でも、現地に日本人専門家を派遣するほか、同国の技術者を定期的に日本に招いて研修を行うなど、次世代の技術者育成に向けた支援を続けてきた。マタディ橋が開通してから40年にあたる2023年8月に、マタディ橋改修のための詳細設計に関する支援を行うコンゴ民主共和国「マタディ橋及びマタディ橋アクセス道路補修計画（詳細設計）」（無償資金協力）のG/Aを締結した。同無償資金協力を通じ、マタディ橋を経由する物流・交通の安定化が図られ、同国の連結性強化と持続的な経済成長に貢献することが期待される。
- ◎ **セネガル向け無償資金協力が土木学会技術賞を受賞【③④】**：セネガル「ダカール港第三埠頭改

修計画」（無償資金協力）では、老朽化した港の岸壁を改修する際、「回転圧入工法による岩地盤への鋼管矢板打設」を採用。同手法は採用時点では、日本国内での設計基準がなく、港湾構造物への採用実績もなかったが、有識者による技術検討委員会を設立して検討を進め、設計手法を工夫して技術妥当性を検証した上で導入に至った。また、同工法の採用にあたっては、相手国政府の要望に応じて構造細目に変更を加える、維持管理マニュアルを作成するなどの工夫を加えた。省スペース、低騒音、環境配慮型の同工法はセネガル側からも高く評価されているほか、計画より5か月早く施工が完了する等、工期の短縮にも貢献した。また、これらの設計から施工までの一連の技術的検討・対応が評価され、日本の土木学会から技術賞を受賞するに至った。

- ◎ **巡視船の供与によりFOIPの実現やインド太平洋地域における安全保障に貢献【①③】**：2024年3月にインドネシア「海上保安能力向上計画」（無償資金協力）のG/Aを締結した。インドネシア海上保安機構（BAKAMLA）に対し、日本が建造する大型巡視船1隻を整備するもの。インドネシアは、世界第3位の面積を誇る広大な排他的経済水域を有しており、マラッカ・シンガポール海峡等の重要な海上交通路上にあり、日本の国際物流の観点からも重要な位置づけにある。同国海域では、違法漁業、密航・密輸、自然災害等が多発しているが、同国の海上保安関係機関は、広大な海域を既存の巡視船等によりカバーするに足る能力を有しているとは言い難く、巡視船等の装備の増強をはじめ、海上保安関係機関の強化が喫緊の課題となっている。この課題に対処すべく、BAKAMLAに大型巡視船を整備することで、海上法執行能力の強化、同国の海上安全の向上を通じたアジア地域及び国際社会の課題への対応能力向上に寄与することが期待される。近年、無償資金協力により整備された巡視船としては最大級であり、FOIP実現やインド太平洋地域における安全保障の観点から、日本にとっても意義の大きい協力である。同国においては、過去に海上交通保安能力向上のための船舶航行安全システム（VTS）整備・運用に係る無償資金協力及び技術協力プロジェクトを実施し、成功裏に終わっている。2024年2月には、BAKAMLAの人材育成制度の確立、研修実施能力の強化、組織間調整能力の強化などを目的とした技術協力プロジェクトも開始している。
- ◎ **海上保安分野の調査により「海洋基本計画（2023年4月28日閣議決定）」が掲げる「国際的な連携の確保及び国際協力の推進」に貢献【①③】**：2023年11月に「海上保安分野協力戦略策定のための情報収集・確認調査」を開始した。近年、東シナ海や南シナ海において、力を背景とした一方的な現状変更の試みやその既成事実化が行われ、日本にとって重要なシーレーンに対する海上安全保障上の脅威・リスクが顕在化している。このような状況を踏まえ、シーレーン沿岸国の海洋状況把握（MDA）を中心とした海上保安能力を強化する必要性が高まりつつある中、各国の海上保安能力の現状と、本来有すべき能力とのギャップを分析し、それを埋めるために必要な協力の内容・規模を検証、優先順位付けをして、今後10年程度を目途とした海上保安分野の協力計画を策定することを目指すもの。本調査を通じ、FOIPの実現に貢献するとともに、「海洋基本計画（2023年4月28日閣議決定）」が掲げる「国際的な連携の確保及び国際協力の推進」の具現化を図る。
- ◎ **世界道路会議において道路アセットマネジメントに関する取組を発信、関係機関との連携を強化【②③④】**：2023年10月にチェコのプラハにて、世界道路協会が4年に一度開催する世界道路会議（WRC）に出席し、機構の道路アセットマネジメントクラスターの取組についてパネル紹介、動画放映、プレゼンテーションなどにより情報発信を行った。開発途上国のみならず、先進国に対しても機構の活動を広く認知してもらう機会となり、機構のプレゼンスを高めることが出来た。特に、技術協力プロジェクトや課題別研修を通じ、開発途上国の人材育成を行っている点に関心を示し、評価する来訪者が多かった。機構ブースにはトンガの運輸大臣、カザフスタンの運輸大臣顧問を初めとする高官も来訪した。インド、ケニア、マダガスカルなど機構の事業のカウ

ンターパート機関も参加しており、機構の事業への謝意が示された。アメリカや韓国、国連交通安全基金からも機構との連携に関心が示される等、他ドナーとの連携に向けた関係構築の契機となった。また、日本からの参加団体・企業に対しても、機構の事業や産学官連携、橋梁維持管理に関する教育教材等を紹介できたことに加え、各団体・企業が売りにする技術や国際活動について理解を深めることができ、今後の連携及び本邦技術の活用が期待できる。

- 交通安全分野における連携の取組
- 2023年12月にマニラにて開催されたアジア開発銀行（Asian Development Bank : ADB）が主催する Asia Pacific Road Safety Observatory（APRSO）の2023年度総会に参加し、機構の交通安全の取組についてプレゼンテーション、パネラーとしての登壇などを実施した。同総会はアジア太平洋地域の道路交通安全関係者が集うものであり、今後の情報共有と連携強化を図る契機となった。2024年度総会は東京で開催される予定であり、機構としても開催支援を行う予定である。
- 国連交通安全基金、世界保健機関（World Health Organization : WHO）、ADB等の国際機関、日本企業（自動車業界、損保業界）等と、開発途上国での交通安全事業に関する連携に向けて協議を実施した。
- 道路交通安全に関し、SDGsの目標である2030年までに世界の交通事故死傷者数半減に貢献するべく、デジタル技術も活用した交通取り締まり強化、交通安全教育、交通事故データベースの構築及びそれに基づく交差点改良、交通管制システム導入等の施設整備を組み合わせた支援を実施する。
- カンボジア、タイ、バングラデシュの技術協力プロジェクトにおいて、取締り（Enforcement）、施設整備（Engineering）、教育（Education）の3Eに係る活動を展開した。ビデオ画像による車両挙動分析による安全対策の策定なども実施した。
- 都市化と自家用自動車数の増加による交通渋滞や大気汚染の悪化、交通事故の増大等が生じていることから、環境負荷低減に資する都市鉄道やバス等の公共交通システムの導入に向けた支援（組織体制構築、人材育成、公共交通利用促進策の策定・実施等を含む）を行う。
- ベトナム及びフィリピン（都市鉄道）並びにケニア及びセルビア（バス）において、公共交通事業者の組織能力向上、人材育成などの事業を実施した。

(2) SDGs達成に向けた貢献

資金協力による運輸交通インフラや機材の整備、技術協力による中長期開発計画の作成、組織能力強化、人材育成等を通じ、SDGsゴール9「強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続的な産業化の促進及びイノベーションの推進」、SDGsゴール11「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住の実現」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

SDGsの実現、質の高いインフラ、2050カーボン・ニュートラル等を見据え、各セクターの課題に対して複合的に取り組む必要がある。そのため、運輸交通×都市・地域開発×エネルギー、運輸交通×保健、運輸交通×ジェンダー主流化など、他セクター／パートナーと連携した課題の特定、案件形成を図る。

宇宙衛星、デジタル、AIなどを活用したDX推進にも積極的に取り組むと共に、運輸交通を取り巻く変化を常に把握し、開発途上国の課題解決に有効な技術を展開する。具体的には、小型衛星コンステレーションを活用した海上保安分野におけるMDA対応能力強化（違法漁業対策など）や運輸交通インフラのアセットマネジメント、道路交通管制においてプローブデータやGPS情報に基づきAIを活用した信号制御システム開発などを検討する。

他ドナーや国際機関との情報共有及び協働を図ると共に、日本国内の民間企業や地方自治体との連

携強化も引き続き図る。

No.1 ウ資源・エネルギー

(1) 業務実績

- ◎ **ロシアによる侵攻を受けたウクライナの越冬を支援【①③】**：発電量が絶対的に不足するウクライナにおいて、「緊急復旧計画フェーズ2」（無償資金協力）により、リビウ、ヴィンニツァ地域の20万世帯に裨益するガスタービン2台の供与、ドニプロ市約27万人に裨益する小型発電機143台の供与、教育施設や研究機関向けの小型発電機102台、オデーサ州チョルノモルスク港向け移動電源車6台の供与等を行った。引渡式には、上川外務大臣やヘルマン・ハルシチェンコ・エネルギー相が参加し、ウクライナ側から感謝の意が述べられた。
- ◎ **エネルギートランジションクラスター事業戦略の策定と各国のカーボン・ニュートラル達成に向けたロードマップ作成を支援【①③】**：
 - ・ 「その国・地域にあった、カーボン・ニュートラルと安価なエネルギーの安定供給を両立させる」ことを目標としたエネルギートランジションクラスターを策定した。この目標に向けて、機構は国内外の様々なパートナーと共に、①エネルギー・トランジション政策・計画の策定・更新・実施と、②次世代脱炭素技術の開発・社会実装、③地域共同体内でのエネルギー安定供給に取り組むこととし、その具体的な事業戦略を整理した。
 - ・ 同クラスターの一環で開発調査にて策定を支援した「統合エネルギー・電力マスタープラン2023」が2023年11月にバングラデシュ政府に承認された。本マスタープランは、電力・石油・ガス等のサブセクター毎ではなく、これらを統合し今後2050年までの30年間にわたるエネルギーセクター全体の発展シナリオ・開発方針を策定するものであり、同時に実施管理体制の強化を支援した。エネルギー構造の低炭素社会の実現に向け、省エネを図りつつ高度技術の導入を積極的に進める方針を示しており、マスタープランの実施と定期的な見直しを通じて、新しい技術や制度など世界の最新動向を取り込みながらカーボン・ニュートラル社会に向けたトランジションを進めて行くことが期待される。
 - ・ また、具体的にカーボン・ニュートラル達成の目標年を掲げる開発途上国が増えてきている中、機構は以下4か国において、その達成のためのロードマップ策定を支援する技術協力を立ち上げた。インドネシアにおいては、化石燃料への依存度が高く、余寿命の長い火力設備も多い中、これらを代替していくためには水力も含めた再生可能エネルギーを開発しつつ、次世代脱炭素技術の導入が不可欠であり、こうしたエネルギー移行のためのロードマップの作成を支援することにより、2060年までのカーボン・ニュートラル達成を支援する。またラオスにおいては、水力を含む豊富な再生可能エネルギー資源を活用し、炭素中立社会を実現するための長期のエネルギー移行マスタープランを策定する。国内の潜在的な電力需要を探り市場を多様化することでリスクを軽減するとともにクリーンな電力輸出を図り、メコン地域や近隣国の脱炭素化にも寄与することが期待される。カンボジアにおいてはADBが策定を支援した2040年までの電力開発計画を参照しつつ、目標年度として掲げる2050年までのカーボン・ニュートラル達成のために必要なエネルギー移行のロードマップを策定する。エクアドルにおいては、ガラパゴス諸島における再生可能エネルギーポテンシャルの確認や、ディーゼルと再生可能エネルギーによるハイブリッド発電システムの最適化及び省エネルギー実現に向けた計画の提案を行う新たなプロジェクトを立ち上げた。キューバにおいては、再生可能エネルギーの開発加速化に向けた電力セクターマスタープランを策定し、化石燃料への依存度を長期的に低減していくロードマップを整理した。
- ◎ **バングラデシュの大規模太陽光発電所の建設により気候変動対策に貢献【①②】**：機構は、バングラデシュのパブナ県にて100MWの太陽光発電所を建設・運営する事業の実施を承諾した。バングラデシュは化石燃料への依存度が高く、一方で再生可能エネルギーの開発適地が限られるなど

の理由から、再生可能エネルギーの開発は進んでいない。同事業は、バングラデシュで100MWの大規模太陽光発電施設を新たに整備することで同国のクリーンエネルギーによる電力供給量の増加とCO2排出量の削減効果が期待される。また、同事業は、建設・運営を民間委託して実施する予定であり、バングラデシュのエネルギーセクターにおける民間投資の呼び水としてモデルケースとなることが期待される。

- ◎ **機構の専門員が外務大臣表彰を受賞【③④】**：機構専門員が、鉱物資源分野において、日本の国際的なプレゼンス向上に長年貢献したことが認められ、外務大臣表彰を受賞した。同専門員は、長きにわたり開発途上国の鉱業開発に貢献してきており、特に2014年に開始した長期研修プログラム「資源の絆プログラム」において、創設期から中心的な役割を果たし、日本の資源確保戦略も念頭に置いた資源国の人材育成とネットワーク強化に努めてきた。同プログラムでは、長期留学生として日本で学んだ研修生は、2023年までに累計28か国178名に及ぶ。帰国した研修員の中には、マダガスカル鉱山・戦略資源省の鉱山局長など、要職に就いた事例もある。
- ◎ **GXに向けた革新と共創を実現するための取組に着手【①②③】**：既存の技術のみでカーボン・ニュートラルと安価なエネルギーの安定供給を両立することは困難であり、次世代脱炭素技術の開発と社会実装が不可欠である。今後も日本が技術開発をリードするには、優秀な研究者と資金が必要であるが、特に研究者の数が不足している。一方で、開発途上国の多くが日本の先端技術の共同開発に期待している。開発途上国の優秀な研究者を招きつつ（国際頭脳循環）、共同開発し、成果を両国で共同利用するための具体的な戦略をエネルギートランジションクラスターに整理した。その中で、GX長期研修プログラムを立ち上げ、2023年度は社会科学コースで2名を受け入れた。トランジション政策やトランジションモデル分析の中核人材の育成に資するものであり、来年度は、エンジニアコースも立ち上げ、核融合や宇宙太陽光に係る人材育成も開始予定。その他、バングラ/エネ省次官、ラオス/エネ鉱山省大臣、モンゴル/首相補佐官等に対し、研修事業や招聘事業を通じ、水素・アンモニア利用や高温ガス炉など、次世代脱炭素技術を紹介した。
- 「日本国民を含む誰もが安定的に資源利用の恩恵を享受できる世界の実現に貢献する」ことを目標とした資源の絆クラスター事業戦略を策定した。この目標に向けて、機構は資源ポテンシャルの高い開発途上国の人材育成と彼らとの共創に焦点を当て、それらの国々が海外から技術を導入しつつも自主的な開発ができるようにして、自家消費分を賄えるようになるとともに、希少鉱物資源等の国際市場への供給量を増やして市場が安定化することに取り組むこととし、その具体的な事業戦略を整理した。また、今年度は長期研修プログラム「資源の絆プログラム」開始から10年の節目となったことから、全在校生や一部卒業生による経験の共有や著名人による講演等を盛り込んだ10周年記念式典を国際会議として企画し、100名を超える参加を得て開催した（11月）。アフリカ最大の鉱業国際会議であるAfrica Mining Indabaにも初出展を行い、アフリカの鉱業開発に関心のある企業及び政府関係者に同プログラムの成果を大々的に発信した（2月）。それらの機会を通じ、ザンビアやマダガスカルにおいて、自国において枢要な立場で活躍する帰国研修員との共創による具体的な事業形成に取り組んだ。
- ケニア「東アフリカ大地溝帯に発達する地熱系の最適開発のための包括的ソリューション」（科学技術協力）及びエルサルバドル「熱発光地熱探査法による地熱探査と地熱貯留層の統合評価システム」（科学技術協力）において、日本地熱学会で9本の論文・ポスター発表を行い研究成果として発信した。
- 南部アフリカ各国間で電力を融通する「南部アフリカパワープール」の促進のため、広域連携強化プロジェクトの立ち上げたほか、ヨルダン・イラク・エジプトにおける電力の地域間協力のためのアドバイザー派遣を開始した。

(2) SDGs達成に向けた貢献

エネルギー・トランジション政策・計画の策定支援や次世代脱炭素技術の開発と実装支援等を通じて、カーボン・ニュートラルと安価なエネルギーの安定供給の両立を促進しており、SDGsゴール7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」及びSDGsゴール13「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

多くの先進国が2050年までのカーボン・ニュートラルを宣言し、開発途上国では2060年あるいは2070年までの実現を目指す国が増えつつある。カーボン・ニュートラル社会を太陽光や風力、電気自動車などの今ある技術だけで実現することは困難であり、次世代脱炭素化技術の開発と導入は大きな鍵となっている。自国の経済成長を阻害するエネルギー・トランジションを受け入れることは開発途上国にとって困難。さらに、ロシアのウクライナ侵略後の資源価格高騰等の影響で、エネルギー安全保障の重要性が改めて浮き彫りになっている。これらを考えれば、カーボン・ニュートラルは、安価なエネルギーの安定供給と両立させなければ実現できない。このため、①エネルギー・トランジション政策・計画の策定・更新・実施と、②次世代脱炭素技術の開発・社会実装、③地域共同体内でのエネルギー安定供給、④カーボン・ニュートラル実現に必要な戦略物質の安定供給を国内外の様々なパートナーと共に促進するクラスター協力戦略を定め、同戦略に取り組む。

No.1 エ 民間セクター開発

(1) 業務実績

- ◎ **スタートアップ支援・イノベーション促進を通じてインドの雇用創出に貢献【①②】**：2024年2月、ハイデラバードを中心とするテランガナ州において、起業家や中小零細企業向けの能力強化、インフラ整備、事業化支援等に係る支援等を行うインド「テランガナ州における起業・イノベーション促進事業」（円借款）のL/Aに調印した。女性や地方住民等を含む起業家の発掘や、起業の促進、企業の事業拡大の促進により、包摂的な雇用機会創出及び持続的な産業発展等が期待される。テランガナ州では、州政府の政策として、起業家、起業支援者、企業、大学、研究機関、金融機関、公的機関等が結びつき、スタートアップを次々と生み出し、それがまた優れた人材・技術・資金を呼び込み発展を続ける「スタートアップ・エコシステム」の構築に積極的に取り組んできており、この動きを円借款を通じて支援するもの。
- ◎ **震災で困難な状況にあるトルコの中小零細企業の事業再開・継続を支援【①②】**：トルコ南東部で発生した地震で被害を受けた中小零細企業に対して緊急支援を行うトルコ「震災後中小零細企業復旧事業」（円借款）のL/Aに2023年12月に調印した。トルコにおける中小零細企業は民間企業の総売上高の65%、輸出総額の56%、雇用者数の74%を占める重要なアクターであるが、同地震により約11万社が物的損害を被ったことが確認されている。本事業は、緊急支援策として流動性資金の供給を行うことにより、中小零細企業の事業再開・継続を支援し、被災地の早期の復旧・復興に貢献することが期待されている。
- ◎ **Project NINJAの更なる展開によりスタートアップ支援を拡大【①②③④⑤】**：Project NINJA（Next Innovation with Japan）の枠組みの中で公開イベント、ビジネスコンテスト、アクセラプログラム等を実施し、スタートアップ支援を拡大。新たに選定・支援実施中の企業は2022年度の47社から203社に拡大した。その中で、日系企業と連携・投資交渉を行うスタートアップも出てきている。アジア地域にも拡大しており、インドネシアでも2021年より活動を展開し、日本センターの活動の一部としてカンボジアやモンゴル等でもスタートアップ支援を行っている。また、Project NINJAの認知度向上のため、他機関が主催するイベント（モロッコにおける「GITEX Africa」、南アフリカにおける「AESIS」、東京で開催されたGlobal Brainイベント等）にも登壇し

て機構の取組を発信したほか、新潮社のForesight誌への記事の掲載（計8回）、LinkedInを通じた関係者間のネットワーク形成支援等を実施した。ナイジェリアにおける三菱商事との連携、アフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD）との連携等、他機関との連携も継続した。また、エチオピア国スタートアップ・エコシステムアドバイザーである長期専門家について、カウンターパート機関であるエチオピア革新・技術省からは、専門家の発案のもとアクセラレーションプログラムやエコシステム発展や政策支援のための本邦や第三国での研修、他機関が主催するイベント（ドバイにおける「GITEX GLOBAL」、エチオピア国内における「Enkopa summit」等）への参加等、多様なスタートアップ支援活動を行ったことが高く評価されている。さらに、活動を通して現地の大学やVC、調査機関、他ドナーや日本のVCといった多数の国内外のスタートアップ・エコシステムアクター同士のネットワークを構築・強化した点もエコシステム発展に寄与していると考えられる。

- ◎ **カイゼンの普及を通じてアフリカ国内企業の競争力向上に寄与【①②③④】**：アフリカ・カイゼン・イニシアティブの年次会合をエチオピアにて実施し、オンラインを含めて28か国より約390名が参加した。特に、アフリカ連合からラランドアフリカ連合委員会（African Union Commission：AUC）パートナーシップ局長が、AUDA-NEPADからはベケレ＝トーマス長官、エチオピアからメラク工業大臣、国際労働機関（International Labour Organization：ILO）、国連工業開発機関（United Nations Industrial Development Organization：UNIDO）等ドナー関係者他が出席。また、中南米のアルゼンチン国立工業技術院や東南アジアのアジア生産性機構からも参加し、大陸間ネットワーク構築にも貢献した。年次会合後には、カイゼンを普及するためCenter of Excellence向けの能力強化研修を初めて実施し、52名が参加した。また、同研修は無償資金協力で建設した、エチオピアのTICAD産業人材育成センターを初めて活用し、エチオピアを拠点とした、カイゼンのアフリカ大陸への拡大を促進する大きな一歩となった。さらに、アフリカ・カイゼン・イニシアティブ年次会合では、エチオピア工業大臣より、エチオピアの産業界がカイゼンの普及から大きな恩恵を受けていることを認識しており、機構の支援するカイゼン活動を通しての品質・生産性向上は、50億ブル（約130億円）を超える経済的価値があると言及があった。AUDA-NEPADトーマス長官からは2023年度AUDA-NEPAD/JICA年次協議にて、アフリカ・カイゼン・イニシアティブの実績（カイゼントレーナー育成数や企業支援数等）について、評価している旨言及があった。
- ◎ **モーリシャスのリソースを活用してマダガスカルのカイゼンを支援【②】**：モーリシャスでカイゼンを推進する組織である国家生産性競争力委員会（NPCC）は、アフリカ・カイゼン・イニシアティブの主要メンバーとして活躍し、Centre of Excellenceの候補として選定されているなど実績豊富であり、国外に知見を展開する意欲も高いことから、マダガスカル国内のカイゼン・アプローチの導入支援を依頼した。マダガスカルでは、NPCCの協力の下、関係省庁によるカイゼン委員会の立ち上げ、講師研修の実施等カイゼン普及に向けた活動を実施している。モーリシャスを介したカイゼンの広域展開に関しては、更なる技術協力プロジェクトを検討しており、南南協力・域内連携強化が期待される。機構のコメ生産性向上・流域管理プロジェクト（PAPRIZ）との連携の下、プロジェクト関係者・農業関連企業30名を対象とした5S研修（対面）を実施。講義1日に加え、精米所での5S実践2日間を行った。実践した精米所では5Sを継続的に取り入れており、機械故障の頻度の減少、顧客からのポジティブな反応等の結果が得られた。また、本研修実施以降、民間企業から研修参加要望が多数寄せられる等、カイゼンに対する関心度が高まっている。
- ◎ **様々な協力の相乗効果によりバングラデシュ経済成長・発展に寄与【①③④】**：経済成長を続けるバングラデシュにおいて、ワンストップサービスや経済特区開発、産業・地域開発、産業の多角化等、複合的な協力を実施することにより、バングラデシュ経済成長・発展に寄与した。具体的には、日・バングラデシュ首脳会談で言及された新たな大型産業開発・インフラ整備案件であ

る「MIDI総合開発計画策定プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）を開始した。同プロジェクトは、産業多角化への課題がある中で、ベンガル湾産業成長地帯構想（通称：BIG-B構想）の構想の下、モヘシュカリ・マタバリ地区の産業及びインフラ開発におけるマスタープランの策定とともに実施能力強化を支援するもの。また、現在実施中の「経済特区管理・投資促進能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）においては、ワンストップサービスを開始したほか、ハシナ首相の来日を機会ととらえ、大阪にて投資促進セミナーを開催し、日本企業の関心をさらに高めた。

- ◎ **機構が開発したツールキットにより観光開発のSDGsへの貢献度を可視化【②④】**：観光分野の取組がどのようにSDGs達成に貢献するのか数値で測定する指標ツールキット（Toolkit of Indicators for Project - TIPs）を開発した。観光開発を進める上で有効な指標で、日本国内の観光に関わる事業者も活用が可能。同ツールの開発は国連世界観光機関（World Tourism Organization of the United Nations：UNWTO）との連携協定に基づくものであり、第25回UNWTO年次会合において披露した結果、UNWTOが実施するプロジェクトにおいては、同ツールの活用が義務付けられることとなり、ADB、国際連合開発計画（United Nations Development Programme：UNDP）、Meta等他ドナー・民間セクターから注目されることとなった。また、本ツールの活用を通じて、国際協力関係者においては、SDGsに対する観光の貢献度を立証可能であり、観光事業関係者においては、観光プロジェクトとSDGsの関連性を整理し関連するアクターに客観的にアピールできる他、適切な目標を設定しプロジェクトの質とPDCAサイクルを向上することが可能。その他政府関連機関・地方自治体、観光まちづくり法人、民間事業者、金融機関、学術機関による活用が想定される。なお、利用する組織立場が持つ特性や規模により、TIPsの指標群は実態に合わせてカスタマイズが可能。
- ◎ **「ツーリズム EXPO ジャパン 2023」を機会に日本とモンゴル・中央アジアの観光ネットワークの構築を促進【②⑤】**：モンゴル及び中央アジアの広域的な観光支援として、例えば、世界最大級の観光博覧会である「ツーリズム EXPO ジャパン 2023」（主催：公益社団法人日本観光振興協会、一般社団法人日本旅行業協会（JATA）、日本政府観光局/開催実績：世界70か国・地域から1,275企業・団体が出展、来場者148,062人）におけるモンゴル、中央アジア5か国共同出展支援を実施。広域連携促進を目的とした機構の協力により実現したものであり、2023年度は、インバウンド観光客誘客を強化するモンゴルも機構の協力によりブース出展も支援した結果、合計121件の商談会に繋げることができた。併せて、和歌山大学や和歌山県内の観光事業関係者と連携し、中央アジア向け持続可能な観光開発に係る新規課題別研修の立ち上げを開始。双方の観光関係者のネットワークが築かれ、日本側関係者にもメリットがあり地方創生にも資する取組となった。さらに、JATAと日本センターが連携し、若年者海外派遣に向けたパイロットプログラムを立ち上げし、若年層の海外派遣などを通じて、人材育成の一助としている。

(2) SDGs達成に向けた貢献

GDPの大部分が民間部門によるものであり、民間企業の成長は持続的経済成長の源泉であるため、三つのクラスター事業戦略を推進することにより、企業の成長、及び雇用増や所得の向上を促し、SDGs ゴール 8（包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する）の達成に貢献する。

(3) 事業上の課題及び対応方針

開発途上国の民間セクターの成長に必要な国内・外の民間資金の動員を促進する仕組みが求められる中、ODAによる開発協力の役割を整理・検討し、具体的な協力の枠組み・事業を形成できるかが課題となっている。そのため、開発途上国の社会課題解決に貢献するソーシャルスタートアップが、開発途上国において継続的に創出されるために必要なエコシステム構築支援策について、技術協力及び資金協力を組み合わせた案件形成を進める。

No.1 オ 農林水産業・農村開発

(1) 業務実績

- ◎ ロシアによる侵攻で被害を受けたウクライナの農業復興に貢献【①③】：ウクライナ「緊急復旧計画フェーズ2」（無償資金協力）において、灌漑水路補修向けの機材、農業訓練校向けの実習用機材等の整備を実施した。また、生産性増大に向けた試験栽培用種子の供与、生産回復に重要な農地のアセスメント、他ドナーの協力が限定的な小規模園芸農家や女性農家向けの能力向上等を実施した。これらの協力により農業生産が回復し、農家の所得の安定化も期待される。
- ◎ 東南アジアにおける持続可能な農業・食料システムの実現のためにフードバリューチェーンの強化に貢献【①②③】：地域共同体であるASEANとの間で実施する初の技術協力プロジェクト「ASEAN JICA フードバリューチェーン開発プロジェクト」を2024年1月に開始した。ASEAN事務局との間で累次の協議・調整を経て実施に至ったもの。同プロジェクトにより、国境を越えてASEAN地域全体でのフードバリューチェーン振興に向けた体制・環境づくり（生産工程管理、残留農薬分析、養殖生産工程管理、官民連携、等）を目指すとともに、加盟各国とのネットワークを強化し、さらには我が国企業の東南アジア地域の農業・食品産業への事業展開を支援することが期待されている。また、同プロジェクトは日本の農林水産省が推進し、ASEAN地域における強靱で持続可能な農業及び食料システムを構築するための日本の協力イニシアティブ「日ASEANみどり協力プラン」に貢献するものとして位置づけられている。
- ◎ 故中村哲氏の功績を受け継ぎ地域主体の灌漑施設整備を導入【①③】：機構は2023年8月に国際連合食糧農業機関（Food and Agriculture Organization of the United Nations：FAO）との間で、アフガニスタン「地域社会の主導による灌漑を通じた農業生産向上計画（FAO連携）」を対象として13.28億円を限度とする無償資金協力のG/Aを締結した。アフガニスタンは、2021年8月の政変から2年が経過しますが、経済制裁や国内の混乱に伴う経済悪化や、干ばつや洪水・地震等の自然災害による影響が重なり、依然として深刻な人道危機が続いており、困窮する人々への迅速な支援が求められている。中でも食料不足は危機的な状況にあり、人口の6割に相当する約2,400万人が栄養不良のリスクにさらされている。本無償資金協力は、灌漑施設改修及び持続的な施設利用に係る研修等を通じて灌漑用水供給能力の改善を図り、もって農業生産の向上に寄与するもの。また、灌漑施設の整備においては、故中村哲氏が総院長を務めた現地NGO団体が始めた方式であり、施設の計画から設計、建設、維持管理に至るまで一貫して地域社会の主体性を重視するPMS方式を採用しており、中村氏の功績を受け継ぐものである。
- ◎ 協力の成果が政府に正式承認され、周辺国にも展開【③④】：
 - ・ バヌアツ「豊かな前浜プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、策定を支援したコミュニティ主体の沿岸資源管理アプローチが、バヌアツにおける標準アプローチとしてバヌアツ政府に正式承認され、同国内に展開されている。また、同プロジェクトにおいて、大洋州諸国5カ国及びフィジー、パラオの水産局職員や関連する技術協力プロジェクト専門家、南太平洋大学関係者を招聘した地域セミナーを開催し、同プロジェクトの成果が広く共有された。
 - ・ セネガル「広域水産資源共同管理能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、広く周辺国においても活用可能な水産資源共同管理ガイドラインの策定を支援し、セネガル漁業・海洋経済省により正式に承認・公開された。2023年12月には、周辺国の水産関係者を招いた広域ワークショップを開催し、同ガイドライン・事例集の活用方法について理解を深めると共に、各国における今後の共同資源管理の普及計画について意見交換が行われ、同プロジェクトの活動成果が国内外に広く共有された。例えばギニアでは本プロジェクトで紹介した代替漁法を導入したり、ガーボベルデでは、セネガルとの地域ワークショップにて零細漁業地方審議会（Local Councils of Artisanal Fishers：CLPA）の運営体制等を学び、自国のプロジェクトサイトにて2つあつ

た漁民組織を1つに統合するといった漁民組織の整備が行われた。その他の国においても漁民の意識変容や、漁民組織の行政による公的承認など、セネガルの事例が参考になった点が確認された。

- ◎ **身の丈にあった小規模灌漑アプローチが政府から高く評価【③④】**：ザンビアで過去10年間以上に渡り、現地の小規模農家の身の丈に合った、簡易な小規模灌漑建設を推進（COBSI（Community-based Smallholder Irrigation）アプローチ）。これまでの取組がザンビア政府に高く評価され、現在は「持続可能な地域密着型灌漑開発支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通して全10州中6州にて同アプローチを実施。一つの堰による灌漑面積は1-2ha程度であるが、これまでに2000ha以上が小規模灌漑事業によって開発。灌漑農業の実践を通じた作物の多様化や収入向上を通して、農村部における食料安全保障や栄養改善に貢献。同取組に関心を持ったモザンビーク政府が小規模灌漑サイトを視察し、本取組を高く評価。今後は開発ポテンシャルのある他国への展開が期待される。
- ◎ **本邦企業と共にアフリカ農業機械化支援を推進（AFICAT）【①②】**：日・アフリカ農業イノベーションセンター（Africa Field Innovation Center for Agricultural Technology：AFICAT）推進に係る「アフリカ地域先進農業技術の導入を通じた農業機械化振興に係る情報収集・確認調査」を実施。同調査を通じ、対象5か国（タンザニア、ケニア、ナイジェリア、コートジボワール、ガーナ）において現地関係者とAFICAT実施に係るMOUを結び、デモ、実証試験などを実施。加えて、2022年7月に業界の有識者やメディアの方々による現地視察、2023年5月には対象5か国の行政官及び民間関係者の招へいを実施し、本邦企業とのネットワーキングを強化。また、日本国内向けに16回、対象5か国向けに各4回のニュースレターを発行した。これら活動の結果、本邦企業36社がAFICATに参画し、18社が現地でデモ、実証試験を実施。本邦企業のアフリカ進出支援に貢献した。本取組は第7回アフリカ開発会議（TICAD7）において、アフリカビジネス協議会農業ワーキンググループが提唱したものであり、官民連携でアフリカ農業機械化を促進するものとして、今後も活動の進展が期待される。
- **小規模農家向け市場志向型農業振興（Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion Project：SHEP）アプローチの世界展開**：アフリカに加え、アジア、中東、中南米地域へのSHEPアプローチ拡大に向けた取組を拡充。各地域を対象とした課題別研修（在外補完研修含む）とフォローアップを実施。アジア向け課題別研修の在外補完研修を始めてケニアで初めて実施し、アフリカの経験をアジアに波及し、両地域間での知見の創造を生む、南南協力の新たな好事例となった。結果として現在約60か国でSHEPアプローチが展開されるに至っている。また、SHEPアプローチの拡大に向けて、従来より連携している国際農業開発基金（International Fund for Agricultural Development：IFAD）との連携（ブルンジ、イラク）を継続、またGFRASとの連携によりアジア、アフリカの農業普及関係者へのSHEP紹介セミナーやカリブ向けのセミナーを実施した。
- **アフリカ稲作振興のための共同体（Coalition for African Rice Development：CARD）イニシアティブの推進**：新型コロナウイルスによる影響が収まって以降初のCARD総会を2023年7月にコートジボワールで開催。CARDメンバー32か国中30か国、CARD支援機関14機関、南南協力実施国4か国などから約160名が参加した。機構は事務局の運営を支援すると共に、他援助機関にも更なるアフリカ稲作支援を呼びかけ。また、CARDの主要支援機関として、様々なスキームを活用して各対象国における稲作振興も支援しており、26か国において現地で事業を実施している。
- **家畜衛生強化を通じたワンヘルスの推進**：ボリビアやパラグアイにおいて食肉製品輸出に係る検査及び認証体制強化のための事業の実施を進めた。また、タンザニアにおいて人獣共通感染症に係る地球規模課題対応国際科学技術協力（Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development：SATREPS）の立上げを行い、大学連携を通じたワンヘルス推進の人材育成を推進し

ている。

- 農業・農村開発協力における気候変動対策の取組（個別案件の推進）：エチオピア「農村レジリエンス強化のためのインデックス型農業保険促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、エチオピア政府の厳しい財政事情も踏まえ、補助金なしの農業保険を普及。衛星画像を用いた植生インデックス型保険を中心に、12,000人以上の農家が農業保険を購入。エチオピア政府の関心も高く、農業保険普及に係るガイドラインを作成中。また、住友商事が出資する通信会社（Safaricom）社との連携も協議中であり、今後農業保険の販売等で同社との連携が期待される。
- 「JICA食と農の協働プラットフォーム（JiPFA：JICA Platform for Food and Agriculture）」において、アフリカ農業において、AFICATの活動により日本企業（産官）のアフリカ農業市場への展開、畜産・家畜衛生及び水産では世界の潮流紹介及びそれを踏まえたキャリア形成に関する情報・意見交換（学官）、循環経済を念頭に置いた有機廃棄物の昆虫利用での産学の参加、また年次フォーラムでは食品ロス・廃棄削減を通じた食料安全保障への貢献（産学官）をテーマに取り上げ知見の共有・発信及び産学官連携強化を図った。参加者実績は534名である。「食料安全保障のための農学ネットワーク（Agri-Net）」による農林水産分野の知日派人材の育成を強化するべく、22ヶ国から31名の長期研修員が来日、19の大学院に入学した。

(2) SDGs達成に向けた貢献

農家の所得向上と農村部の経済活性化を通じて農村部の貧困削減に貢献するとともに、食料の安定的生産・供給を通じて食料安全保障への貢献図り、世界の貧困・飢餓人口が集中する農村部を対象に、「包摂的なフードバリューチェーン（FVC）の構築」、「稲作振興」、「水産資源の管理・活用」、「畜産振興・家畜衛生強化」等の農業・関連産業の振興に取り組む。これらを通じて、SDGs Goal 1（貧困をなくそう）、Goal 2（飢餓をゼロ）、Goal 14（海の豊かさを守ろう）に貢献すると共に、SDGs Goal 5（ジェンダー平等を実現しよう）、Goal 8（働きがいも経済成長も）、Goal 12（つくる責任つかう責任）、Goal 13（気候変動に具体的な対策を）にも貢献する。

(3) 事業上の課題及び対応方針

農林水産業・農村開発分野に特徴的な課題は、他産業と共通する治安・政情不安等によるサプライチェーンの寸断による活動への負の影響に加え、人為的なコントロールが困難な自然災害や異常気象による負の影響を受けやすいことである（例：栽培や養殖によって食料になるまでには数か月から数年を要し、一般に工業製品の生産期間と比較して長い分、その間に受ける負の外的要因の影響が大きい）。もう一つの大きな課題として、地域ごとに自然条件や社会条件も大きく異なり、本分野はこれら条件に左右される度合いが高いため、事業ごとに必要な対応の幅が広いことがある。そのため、これらの課題による影響を軽減し、成果を高めることが事業上の課題である。

対応方針として、①国際的なサプライチェーンの寸断の影響や地域によって必要な取組が異なる複雑さの軽減のために、自然・社会条件が比較的似ている地域単位での資源循環や自立分散型の取組を行うことが挙げられる。また、②収量の増加や農家の収入向上といった成果が出るまでの長い期間にリスクが顕在化することを未然に防止するための技術の強化、例として灌漑設備の整備による水の省資源化、SHEPアプローチやFVC構築等といった横断的な取組の実践、デジタル技術の活用によるリスク予見の精度向上による効果的な対策の実現が挙げられる。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項

2023年3月に公表された新たなプランを踏まえ、引き続き自由で開かれたインド太平洋の実現に向

けた貢献も念頭に質の高いインフラ投資に資する取組を推進することを期待する。デジタル技術の活用では、実証的進めているものの成果と教訓を踏まえて、他国にも横展開すること検討に加え、電子化した制度やプロダクトの提供等も念頭に、多様なパートナーとの連携を通じて、既存の援助手法にこだわらない柔軟かつ迅速な事業実施を積極的に提案していくことを期待する。

「アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC Asia Zero Emission Community）」構想やアフリカパワープールの取組の下で、相互依存を深めながら構想を実現するため、開発途上国、大学・研究機関、民間企業、公的機関、援助機関、財団、教育機関等と密接に連携しながら、カーボン・ニュートラルと安価なエネルギーの安定供給の両立に取り組む協力を実施することを期待する。

また、開発途上国の民間セクターの成長に向け、開発途上国の社会課題解決に貢献するソーシャルスタートアップが、開発途上国において継続的に創出されるために必要なエコシステム構築支援策について、技術協力及び資金協力を組み合わせた事業展開など具体的な検討を期待する。

（2）対応

2023年3月に発表された日本政府の「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新プラン」や「インフラシステム海外展開戦略2025」等に貢献するため、開発途上地域の発展段階に合わせた運輸交通インフラ整備に向けた事業や、今後10年程度を目途とした海上保安分野の協力計画を策定のための基礎調査等を実施した。

また、AZEC構想の促進のため、資源エネルギー庁や大学等の助言を得つつ、インドネシアやカンボジア、ラオスでエネルギー・トランジションに向けたマスタープラン調査を開始。また、大学と連携しつつ、トランジションを担う行政官や技術者を育成するためGX人材育成プログラムを開始した。加えて、南部アフリカパワープールと西部アフリカパワープールを促進するため、両パワープール事務局と域内の電力公社の能力強化を図る広域技術協力を開始した。

さらに、開発途上国の民間セクター成長支援に関しては、スタートアップが開発途上国において継続的に創出されるために必要なエコシステム構築支援策について、技術協力及び資金協力を組み合わせた事業展開など具体的な検討を進めており、まずは2024年度に資金協力を通じた支援をアジア及びアフリカで案件形成を推進する。

No.2	開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、G7広島サミット、日ウクライナ経済復興推進会議、TICAD7横浜宣言2019、TICAD8チュニス宣言、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、成長戦略実行計画、グローバルヘルス戦略、アジア健康構想、アフリカ健康構想、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）、
当該項目の重要度、困難度*	【重要度：高】 【困難度：高】新型コロナウイルス感染症への直接的な対応を含む、保健医療分野をはじめとする人間中心の開発の支援を、外交的動きも念頭に置きつつ迅速かつ的確な実施が求められるため。さらに、先進国を含む全世界の国々が新型コロナウイルス感染症への対応を模索する中、世界各国と連帯・協働して取り組む必要があることから、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。

*重要度の設定理由は項目No.1からNo.5で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 （定量指標）	達成目標	目標値 /年	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
【指標2-1】支払い可能な保健医療サービスの確保の恩恵を享受した人数（SDGs Goal 3（特に3.8）関連）	600万人	120万人	142万人	154万人	万人	万人	万人
【指標2-3】開発途上国の栄養改善を推進する栄養コア人材（政策立案・決定者、普及員等）の育成数（SDGs Goal 2（2.1、2.2）、3（3.1、3.2）関連）	4,000人	800人	1,142人	2,456人	人	人	人
【指標2-5】学びの改善のための支援が裨益した子どもの人数（SDGs Goal 4（特に4.1、4.5）関連）	1,000万人	570万人	84,200人	570万人	人	人	人
②主要なインプット情報*			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
支出額（百万円）** ⁵			20,987	20,192			

*項目No.1～No.4への支出額と項目No.5への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点課題」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目No.5まで同様。

**項目No.1～No.4に区分されない一部の支出額が項目No.5に含まれることから、No.1～4の支出額合計とNo.5の支出額合計は合致しない。

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3.（2）、中期計画：2.（1）②
年度計画 1.（2）開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅） ア 保健医療

⁵ 報告年度分の支出額は暫定値。

- 「JICA 世界保健医療イニシアティブ」に基づき、感染症の治療・予防・警戒強化に取り組み、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：Universal Health Coverage、以下「UHC」という。）の達成を目指しつつ、将来の公衆衛生上の危機にも対応できる強じんな保健システム構築を支援する。協力にあたっては、以下を中心として取り組む。
- 感染症対策の強化に向けて、中核病院での診断・治療強化のためハード・ソフト面での取組を行い、感染症対策・検査拠点強化のためネットワーク化を図る。
- 質の高い母子継続ケアの強化に向けて、母子手帳等の活用も促進しつつ、妊産婦・子どもに質の高い保健サービスを継続して提供する体制の強化を目指す。
- 医療保障制度の整備をはじめとする UHC の達成を目指した保健システムの強化に向けて、保健サービスへのアクセス改善に資する保健財政面の強化とともに、財政面へ影響を与える非感染性疾患や高齢化対策等にも取り組む。
- ウクライナに対し、医療施設・機材等の被害状況並びに支援ニーズを迅速に確認し、緊急的に必要な医療サービスの復旧・改善を推進する。また、ウクライナ周辺国支援として、モルドバにおいて医療機材の維持管理体制の強化を支援し、災害医療管理体制構築に取り組む。

イ 栄養

- 2021 年 12 月に開催された東京栄養サミット 2021 の成果文書である「東京栄養宣言」及び機構が同サミットに際し発表した「JICA 栄養宣言」の推進に向けて、栄養改善に係る組織・分野横断的な取組を展開する。
- 特に、「栄養改善事業推進プラットフォーム」等を通じた民間企業をはじめとする多様な国内関係者との連携を強化する。
- 「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ」（IFNA：Initiative for Food and Nutrition Security in Africa、以下「IFNA」という。）においては、各国政府・地域経済共同体（RECs）・開発パートナーとの連携や JICA 海外協力隊との協働により、アドボカシー推進を通じた栄養政策・戦略の強化、栄養関連組織・人材の能力強化、現場レベルの栄養改善事業の実施に取り組む。

ウ 教育

- 質の高い教育の拡充を目指した事業を行う。基礎教育分野において、具体的には、学習において最重要なツールである教科書・教材開発を行うとともに、学習支援者としての教師の職能開発を行うことを基本とした「教科書・教材開発を通じた学びの改善」に取り組む。また、教育の価値を保護者、地域社会が理解し、学校との間で信頼関係を構築することで、学校だけではなく地域社会全体で子どもの学習・成長を支えていく「みんなの学校」の取組を進める。これらを通じ、教育改善及び初等教育段階の就学率が依然として著しく低い女子や障害者等への教育機会の拡大に取り組む。
- さらに、ウクライナに対し、教育施設・機材等の被害状況並びにソフト面（平和教育、メンタルヘルスケア等）を含めた支援ニーズを迅速に確認し、緊急的に必要な教育サービスの復旧・改善を推進する。
- 高等教育分野では、各地域における拠点大学の教育、研究、大学運営能力強化支援を通じて、高度人材育成を進めるとともに、これら拠点大学と本邦大学並びに拠点大学間の地域を超えたネットワークを強化し、留学生も含める形での共同教育プログラムや開発途上国の科学技術の活用、SDGs の達成に寄与する共同研究等の連携を促進する。また、産学連携を推進するとともに、オンラインの活用を通じた質を担保した教育・研究活動の強化に取り組む。
- 教育セクター全体では、「教育協力プラットフォーム」において、大学有識者、コンサルタント、NGO/NPO、民間企業、国際機関等と連携し、これまで開発した教科書や教材を「国際公共財」として発信するとともに、教育セクターの知見共有・共創、人材育成、現場レベルの連携に取り組む。

エ 社会保障・障害と開発

- 社会保障分野では、日本の社会保障制度に学びたいという開発途上国からのニーズに応え、日本の

経験を踏まえながら、社会保障政策の立案や実施を支える行政官や関係機関の人材育成を重点とし、日本での研修や開発途上国におけるパイロット事業の実施等を通じた実践的な人材育成を推進する。

- コロナ禍により各国で社会的弱者への支援ニーズが拡大している状況を踏まえ、特に、生活困窮者の自立生活支援や子どもの保護分野での支援に取り組む。また、社会的弱者の支援を担う人材の拡充を図るべく、福祉人材の育成に係る事業形成を進める。
- 障害と開発分野では、「障害者団体の強化等の障害に特化した取組」と「開発全体の取組において障害の視点を踏まえ、障害者を裨益対象として取り込む障害の主流化」からなるツイントラック・アプローチを通じ、機構が実施する様々な分野の事業に障害者を包摂し、障害者の社会参加を促進する。
- 「障害に特化した取組」では、障害者の社会参加を促進するために障害者就労促進、デジタル技術を活用した障害者の情報アクセシビリティの改善等に取り組むとともに、障害児・家族のケアサービスの構築、障害者の社会参加促進に係る新規事業の形成を進める。
- 「障害の主流化」の事業面においては、インクルーシブ防災の国別研修を通じた防災計画の策定支援やユニバーサルツーリズムの促進等、多様化するニーズに対応した他分野との連携事業を推進する。

オ スポーツと開発

- 日本の官民連携によるスポーツ国際貢献事業「ポストスポーツ・フォー・トゥモロー推進事業」の取組を踏まえながら、開発途上国におけるスポーツ行政の能力強化や競技の普及・強化等によるスポーツへのアクセス向上、体育教員の育成や指導書作成等によるスポーツを通じた健全な人材育成、障害者スポーツの普及やスポーツ大会開催等によるスポーツを通じた社会包摂や平和の促進に資する事業を推進する。なお、これらの推進に際して、外部の関係機関等との連携をさらに強化する。
- 事業の更なる推進のために、国内外の事例や開発途上国のスポーツの現状と課題等を調査した上で案件形成を行う。

定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

【指標2-2】新型コロナウイルス感染症等、公衆衛生上の危機発生に対応し得る保健医療体制の整備状況（SDGs Goal 3関連）

【指標2-4】栄養改善に資する分野横断的又は複数の機関との連携による取組の促進状況（SDGs Goal 2（2.1、2.2）、3（3.1、3.2）関連）

【指標2-6】開発途上地域において障害者の社会参加の促進状況（SDGs Goal 1（1.3、1.4、1.5）、8（8.5、8.8）、10（10.4）関連）

【指標2-7】人々が関心に沿って属性に関わらずスポーツを楽しむことができる環境の整備状況（SDGs Goal3、4、5、10、16、17関連）

3. 年度評価に係る自己評価

< 評価と根拠 >

評価：S

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、困難度が高いと設定されている中、以下4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、外交政策上の観点等から設定された重要又は困難度が高い目標の達成等）を満たしており、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果

が得られていると認められる。

4.業務実績

No.2 ア 保健医療

(1) 業務実績

- ◎ ロシアによるウクライナ侵攻により被害を受けた医療環境を整備【①③④】：ウクライナ「緊急復旧計画フェーズ2」（無償資金協力）により、ロシアによるウクライナ侵攻により被害を受けた医療環境の整備を実施。医療提供能力の拡大等のための医療機材として、CTスキャナー等を調達した。また、ウクライナ保健省次官等を招き、日本の災害医療管理体制を学ぶため、災害医療体制強化に係る招へいを実施したほか、奪還地域においてプライマリ・ヘルス・ケアを実施すべく復旧・復興支援計画の策定を支援した。
- ◎ ウクライナからの避難民に対する医療体制の整備を支援【①③】：ウクライナから約60万人が避難しているモルドバにおいて、医療機材の維持管理体制の強化を進めることにより、保健医療サービスの質と効率性の改善を図り、また、モルドバ「災害医療管理体制構築に係る情報収集・確認調査」を通じた DMAT（災害派遣医療チーム）事務局の現地派遣と招へいにより、DMAT実施体制や各アクターの役割分担・作業手順などを共有し、緊急事態に対応できる災害医療管理体制の構築やモルドバ版DMATの設立準備等を支援した。
- ◎ G7広島サミットにて打ち出された政策に貢献【①②③】：
 - ・ G7広島サミットにおける合意「公衆衛生危機対応のためのグローバル・ヘルス・アーキテクチャーの構築・強化」に貢献する公衆衛生危機スタンド・バイ借款及び成果連動型借款を創設。また、G7の開発金融機関とともに健康危機時のサージファイナンスでの協力に係る共同声明を発表した。これらの取組によりパンデミック等の公衆衛生危機の予防・備え・対応における資金の機動的な確保が期待される。
 - ・ 日本が主導し、G7広島サミットにおいて打ち出された「グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ（通称：トリプルI）」に機構が創設メンバーとして参加。同イニシアティブを主導することにより、民間資金動員による持続的な資金調達や、グローバルヘルス分野の社会課題の解決が期待される。同イニシアティブは、G7広島サミットにおける合意「保健システムの強化を通じたより強靱、より公平、より持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成への貢献」に貢献するもの。
 - ・ G7広島サミットにおける合意「様々な健康課題に対応するためのヘルス・イノベーションの促進」に貢献する取組として、日本製ワクチンである「Mpox（サル痘）ワクチン」の国際共同臨床研究の実施促進を支援した。
- ◎ 世界保健機関（World Health Organization：WHO）・UNICEFと共同で母子の健康向上に貢献するガイドラインを発表【①②③】：開発途上国では、妊娠・出産期、胎児・新生児、乳幼児の健康状態、健診記録、予防接種の記録等が整理された形で記録されておらず、妊婦が次の産前健診のタイミングが分からない、妊娠期の危険な兆候や留意事項が参照できない、乳児に問題が生じた際に母親の妊娠期・出産時の情報がすぐに参照できない等の課題があり、母子の健康のためには家庭に持参し参照できる記録が重要となっている。機構はWHO・国際連合児童基金（United Nations Children's Fund：UNICEF）とともに「母子の健康のための家庭用保健記録実施強化ガイド」を策定・発表した。同ガイドの策定に当たっては、機構のこれまでの母子保健に係る協力、特に母子手帳に係る知見を大いに活用し、同ガイドに反映された。また、開発途上国や支援機関がガイドを活用して家庭用保健記録の利活用を強化することができるよう、2023年4月、5月に2つの国

際会合が開催され、合計80か国400名以上の参加者に周知された。

◎ **技術協力の成果大きなインパクトを発現【③】：**

- ・ ガーナ「北部3州におけるライフコースアプローチに基づく地域保健医療サービス強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、6年間の協力の結果、地域看護師資格を持ち駐在地域保健師養成研修を受講した駐在地域保健師が配置され、保健サービス提供を行っている保健施設へアクセスできる人口が、協力前の約111万人から約412万人と約4倍に増加した。また、保健スタッフが配置された基本的保健医療サービスにアクセスできる人口は、協力前の約346万人から約566万人と約1.6倍に増加し、協力対象地域の約95%の人口が保健サービスにアクセスできるようになった。
- ・ コンゴ民主共和国「保健人材開発支援プロジェクトフェーズ3」（技術協力プロジェクト）では、5年間の協力で適正な人材管理に関する戦略を含む州保健人材開発計画の策定を支援した結果、協力の対象州以外の9州でも同計画が策定されるなど、協力の成果が国全体に波及した。
- ・ ブルンジ「母子保健サービス強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、4年間の協力の結果、コロナ禍等の困難な状況であったにも関わらず、ブルンジの対象2県（ギテガ県とムワロ県）の新生児蘇生の成功率が89%から95%に上昇する等の成果が得られた。

◎ **コレラの流行に対して迅速に支援【③】：**2023年10月から、ザンビアでコレラが流行したが、流行開始時に実施中であった技術協力プロジェクト2件「ルサカ郡総合病院運営管理能力強化プロジェクト」及び「感染症対策のためのラボサーベイランス強化プロジェクト」により、コレラ対策に関する支援を迅速に実施した。前者のプロジェクトでは、ルサカ内で基礎的保健サービスをカバーする5つの病院において、各病院との共同によるコレラ治療センターの整備を支援し、後者のプロジェクトでは、コレラの検査を行う国の検査機関を支援しつつ、ザンビア政府と初めてとなる国レベルのコレラサーベイランス体制の立ち上げ支援も実施した。また、2024年2月には日本から調査団を派遣し、必要とされているコミュニティにおける経口補水液の活動支援や、検査の技術的支援、データ・情報解析支援を実施し、ザンビア側から総じて高い評価を受けた。

○ エルサルバドルを対象とした地球規模課題対応国際科学技術協力（Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development：SATREPS）「シャーガス病に係る統合的研究開発プロジェクト」において、5年間の協力の結果、共同研究を行うことにより、シャーガス病の研究開発能力が強化され、プロジェクトに関連したテーマ（病原体の特定、候補薬の開発、植物由来のリード化合物の生成）で国際的なジャーナル誌に4編の論文が掲載された。

○ アメリカ合衆国国際開発庁（United States Agency for International Development：USAID）及び韓国国際協力団（KOICA）との覚書によりガーナにおけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に貢献：USAID及びKOICAとガーナ共和国北部5州（アッパーウエスト州、アッパーイースト州、ノースイースト州、サバンナ州、ノーザン州）における保健分野の援助協調に関する協力覚書を締結。機構、USAID、KOICAの三者による覚書の締結は、今回が初の事例となる。機構、USAID、KOICAは、これまでガーナの首都アクラから遠く離れ、基本的な保健医療サービスを受けにくく、貧困率も高いガーナ北部5州の人々のために協力して保健医療の支援をしてきたが、ガーナの保健医療状況の改善のため、三者が情報交換を行い、それぞれの持つ保健医療支援に関するノウハウや資源を一層効果的に使えるよう、覚書を締結した。

(2) SDGs達成に向けた貢献

上記のとおり様々な技術協力や資金協力等を通じて、UHCの達成や強靱な保健システムの構築を支援し、SDGsゴール3「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

新型コロナウイルスが世界的に収束に近づきつつある中、人の往来もコロナ禍前のレベルにまで回復しており、現地活動が活発になっている。2022年に日本政府が策定したグローバルヘルス戦略や2023年のG7広島サミットで打ち出される施策、新型コロナウイルスの経験も踏まえ、将来の公衆衛生上の危機にも対応できる強じんな保健システム構築を支援し、UHCの達成を目指す取組を推進する。

No.2 イ 栄養

(1) 業務実績

- ◎ **協力の結果、食事の多様性、下痢の発生率低下といったインパクトを発現【③】**：2019年から実施中のマダガスカル「食と栄養改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）のインパクト評価を実施。介入前の2021年と介入後の2023年を比較した結果、6－23か月の子どものうち最低食事多様性（8品目中5品目以上）を達成した子どもの割合が、22%から27%、最低食事頻度（月齢に応じて適切な離乳食の頻度）を達成した子どもの割合が55%から89%、下痢の発生率が17%から3%にそれぞれ改善した。このうち食事の多様性については、特に不足しがちな栄養素を補うため栽培技術の指導を行った、ビタミンAを含む野菜と豆類を自家消費する受益者の増加が確認された。また、下痢に関しては、簡易装置と石鹼を使った手洗い行動の実践を普及したことが、下痢の発生率の低下に寄与したことが示唆された。全体として、栄養啓発に農業、保健、水衛生の各モジュールを加えた栄養改善のためのマルチセクトラルな研修パッケージの効果が示された。
- 食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（Initiative for Food and Nutrition Security in Africa：IFNA）の地域研修及びタンザニア国別研修を実施した。IFNA事務局は2023年より、アフリカ地域機関（中部アフリカ諸国経済共同体（ECCAS）や東アフリカ共同体（EAC）等）及び他ドナー（国際農業開発基金（International Fund for Agricultural Development：IFAD）、FAO等）と連携の上、農業省・保健省等の援助機関連携担当者等を対象に、マルチセクトラルアプローチ（MSA）と栄養素に着目した栄養改善アプローチ（NFA）に留意したアクションプラン策定を支援しており（第一回：ガボンでのECCAS広域研修、第二回：タンザニアでのEAC広域研修、第三回：タンザニア国別研修）、今後の研修参加者による各国でのアクションプランの実践が期待されている。本研修では、「JICA栄養宣言」で掲げているとおり、開発途上国の栄養担当行政官の能力強化を図り、研修受講者の主体性を重視し、各国の特性・ニーズを踏まえた事業の実施支援に取り組んでいる。

(2) SDGs達成に向けた貢献

食と栄養のアフリカイニシアティブ（IFNA）を通じた国際機関との連携、資源動員を進めると共に、栄養改善を主目的とした技術協力プロジェクトの展開や関連セクター事業の栄養センシティブ化を通して、SDGs目標2.2（2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消）の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

2025年のIFNA最終年に向けて、これまでコロナ禍で停滞していた活動の加速化を図っており、IFNAの三本柱であるアドボカシー、行政官能力強化、現場事業実施のいずれにおいても着実な成果を出しつつある。一方で国際プラットフォームである「IFNA」の役割として想定されていた国際機関との連携促進、資源動員については、十分な成果に至っているとは言い難い状況。現在、外部コンサルタントを活用したIFNA事業レビューを実施中であり、これまでの機構によるIFNAへの貢献と課題を踏まえて、2026年以降のPost-IFNAにおける機構の役割、及び栄養に係る取組について方針の検討を予定している。引き続き、アフリカにおける栄養改善に向けた取組については重視すると共に、食料確保を下支えする農業支援や母子栄養サービスの継続を維持するための支援を行っていく予定。

No.2 ウ教育

(1) 業務実績

- ◎ **ロシアによるウクライナ侵攻により破壊された教育環境の再建を支援【①③】**：ウクライナ「緊急復旧計画」（無償資金協力）及びウクライナ「緊急復旧計画フェーズ2」（無償資金協力）において、ウクライナ教育省が避難民の学びのハブとして設置を進めているDigital Learning Center (DLC)全200か所のうち約半数に対し、パソコンやWifiルーター等の教育機材を供与した。また、東日本大震災の経験に基づき、子どものメンタルヘルスケアに関する動画を作成し、ウクライナ国内約1万人以上の心理ケアに携わる教員等に共有した。さらに、既存学校への教科書・教育機材、国内避難民や除隊兵士向けにニーズが高まると見込まれる職業訓練校への機材整備も予定している。また、ポーランドに滞在中のウクライナ避難民の就職・生計向上のためにポーランド日本情報工科大学において、避難民向けのITスキル研修を実施し86名が受講した。
- ◎ **機構が設立・運営を支援した大学が世界ランキング入り【③④⑤】**：機構が設立・運営を支援したエジプト日本科学技術大学（E-JUST）がイギリスの教育データ機関の世界ランキング「タイムズ・ハイヤー・エデュケーション（THE）世界大学ランキング2024」において、601～800位の中に入った。エジプトの大学の中では第1位となり、世界の中でも1000位内に入ることにより、国際的な認知度が向上した。日本における認知度も向上したことにより、東京都知事のイニシアティブによる東京都立大との交流等、本邦大学との学術交流も活発化した。
- ◎ **二国間の友好関係の象徴となる大学の新設・運営を支援【①③⑤】**：機構は、これまでマレーシア日本国際工科院（MJIIIT）、エジプト日本科学技術大学（E-JUST）、トルコ日本科学技術大学（TJU）、東ティモール国立大学、筑波大学マレーシア分校等の設立・運営を支援してきたほか、アセアン工学系高等教育ネットワーク（SEED-Net）の構築も支援してきている。これらの大学は、両国首脳会談において両国の友好関係の象徴として言及されることが多く、2023年度も秋篠宮皇嗣殿下・妃殿下、森補佐官、公明党山口代表のベトナム訪問時、2日の日越首脳会談、日・マレーシア首脳会談、日・エジプト首脳会談、日・トルコ首脳会談、日・トルコ外相会談、日・東ティモール首脳会談、日・ASEAN友好協力特別首脳会議等において言及された。また、これらの大学やネットワークは、本邦大学との学術交流のハブとなっており、国際頭脳循環の観点からも極めて重要な拠点となっている。
- ◎ **他機関と連携した政策借款を通じ外部資金を獲得【②③】**：セネガル「教育セクターのための開発政策借款」（円借款）は2022年12月に開始したが、同政策借款を通じ、フランス開発庁（AFD）、カナダ、EUと連携し、国際基金である教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE: Global Partnership for Education）のマルチプライヤーファンド40百万ドルの獲得に貢献した。政策借款の資金を原資としたものであり、同ファンドの資金を管理するAFDと連携し、機構は教育行政アドバイザー及び実施中の技術協力プロジェクトを通じてファンドを用いた事業の実施も支援する。また、エチオピアにおいては、UNICEFと連携した無償資金協力の贈与契約（Grant Agreement : G/A）を締結し、同案件にて紛争の影響で甚大な被害を受けた学校や水・衛生施設を整備し、質の高い教育の提供を支援する。加えて、同無償資金協力を原資にGPEのマルチプライヤーファンドを獲得（約269万ドル）し、教育省の外部資金動員にも貢献した。
- ◎ **教科書・教材開発を通じた学びの改善に貢献【①②③】**：ラオス、ネパール、パプアニューギニア、エルサルバドル、ニカラグア、モザンビーク、ルワンダ、エチオピア、セネガル、モロッコ等、世界14か国で教科書の作成・改良、教材開発、指導書の作成・改良、カリキュラムの改善、教員の能力強化等を行う技術協力を実施。本取組を通じ、第8回アフリカ開発会議（the 8th Tokyo International Conference on African Development : TICAD8）における日本政府の公約「質の高い教育を900万人に提供」に貢献した。具体的には以下のような取組を行った。

- ・ ラオスでは、小学1～5年の算数教科書及び指導書の開発、教員養成校カリキュラムの改訂、現職教員研修の実施を支援。教育省独自予算及び他ドナーの資金を活用して、開発した教科書・指導書の印刷配布予算、及びTOT及び学校レベルの研修予算を確保し、全郡で現職教員研修を実施。他パートナーと連携し、教科書の試行や印刷配布、研修実施、デジタル化などを実現した。
- ・ ネパールでは、小学1～3年の算数児童用ワークブック及び教員用ガイドブックの開発、パイロット地域での算数指導力向上の現職教員研修、校長の能力強化研修、行政区単位での教育計画作成支援を多層的に行い、教員の質の向上に貢献。エンドライン調査の結果、協力の対象としたすべての小学校で児童の算数学習到達度は、他の小学校に比べて統計的に有意に高かった。また、パイロット校の教員は教員間で指導法についてより積極的に意見交換を行っているを確認された。
- ・ エチオピアでは、小学校から高校までの算数・数学カリキュラムを改訂するとともに、新高校数学教科書（9～12年生）の開発を支援した。改訂されたカリキュラムに基づき、全国2,309万人の小学校から高校までの児童・生徒が学習しているほか、新教科書を活用したパイロット校の子どもたちの学力が、非パイロット校に比べて、平均点が高いことが明らかになった。
- ・ セネガルでは、小学1～6年生の算数能力向上のため、算数ワークブックの開発と、教員の指導法改善のため支援、適切な学習支援が可能となるよう学校運営委員会の機能強化を実施中。技協でモデル開発を行い、円借款を活用してスケールアップし、これまで全国8700校のうち、5700校まで研修を実施、算数ワークブックを子どもに配布し、約150万人の子どもに裨益するなど技術協力の成果の最大化を図っている。

◎ **地域社会全体で子どもの学習・成長を支える「みんなの学校」の取組を通じ学びの改善に貢献**

【①②③④】：ブルキナファソ、ガーナ、マダガスカル、ニジェール、マラウイ、マリ、セネガル等、世界10カ国で、地域住民を巻き込み、地域の教育課題の解決に取り組む学校運営委員会の設置、機能強化を支援し、基礎学力の向上等に資する活動を行う技術協力を実施。本取組を通じ、TICAD8における日本政府の公約「質の高い教育を900万人に提供」に貢献した。具体的には以下のような取組を行った。

- ・ マダガスカルでは、学校運営委員会の機能強化を通じて、11県約1万校、約165万人の子どもに質の高い教育を提供。協力を通じて、学校運営委員会の活動計画において、補習授業を活用した学力改善の取組を導入し、対象11県10,664校の小学2-5年生の読み書き・計算能力がそれぞれ平均29%、25%改善するといった成果があった。同技術協力プロジェクトは、国際NGOのTaRL Africaと連携し、習熟度別速習法を導入し、子どもの読み書き計算能力向上に貢献、科学的根拠に基づき子どもの学力向上に効果がある介入を行った優良案件の一つとして米国シンクタンク RTI Internationalから選定され、マダガスカル政府からもその成果は高く評価された。
- ・ ガーナでは、対象3州約1,860校において学校運営委員会の機能を強化し、算数ドリルの活用等により約44万人の子どもたちの基礎計算能力向上に取り組んだ。小学校3年生と5年生の最低限の基礎計算力を身に付けている子どもの割合が24.9%と16.1%、それぞれ向上した。また、世銀と連携し、世銀の対象16州10,572校で、学校運営委員会の設置等に関する講師研修を行い、学校運営委員会の機能強化を支援した。

- **教育プラットフォーム、国際機関との連携／公共財発信（教育協力ウイーク）**：機構、開発コンサルタント、NGOで共同運営の下、多様なテーマで22のセッションを開催し、参加者間の情報共有・意見交換を行い、組織を超えたネットワーク構築につなげるだけでなく、参加者人数は昨年度比1.5倍（約3,000人）を超え、国際協力関係者だけでなく、企業、国内の教育関係者、学生、省庁、国際機関など幅広い層からの参加が得られた。教育協力ウイークで交わされた議論を踏まえ、教育協力プラットフォームを活性化するため、具体的な活動やアクションにつなげていく予定。

(2) SDGs達成に向けた貢献

基礎教育分野においては、教科書・教材開発を通じた学びの改善や、地域住民を巻き込み地域の教育課題を解決する学校運営委員会の設置・機能化を通じて学びの改善に取り組む技術協力を行ったほか、女子や障害者等への教育機会の拡大支援を通じて、SDGsターゲット4.1（質の高い初等教育修了）、ターゲット4.5（ジェンダー格差・ぜい弱層への支援）、ターゲット4.6（基本的な読み書き・算数能力向上）、ターゲット4.c（質の高い教員の増加）に貢献し、SDGsゴール4「すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

コロナ禍や紛争、自然災害等の複合的な危機の影響で教育・学習機会が失われたことによる不就学児童の増加、学習貧困が深刻化しており、将来的な就業機会への影響など中長期的に大きな影響を及ぼすことが危惧されている。開発途上地域の教育政策・対応方針を踏まえつつ、教育分野のJICAグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）で掲げる重点取組に基づき、子どもの学習機会が途切れることのないよう、教育行政、コミュニティ、開発パートナーと連携するほか、企業との共創にも取り組む。

No.2 エ 社会保障・障害と開発

(1) 業務実績

- ◎ **技術協力の成果がモンゴル政府により制度化【②③】**：モンゴル「障害者就労支援制度構築プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、障害者雇用促進に向け育成に取り組んできたジョブコーチ制度が、モンゴル政府の障害者就労支援プログラムに組み込まれ、労働・社会保障省傘下の障害者開発庁の事業として実施されている。また、障害者雇用率が未達成の企業が支払う納付金及び政府予算を原資とする障害雇用促進基金を財源として、ジョブコーチの人件費を支出する制度も構築された。ジョブコーチは、障害者の職場適応に向け、障害者に対して職場の従業員との関わり方や、効率の良い作業の進め方などのアドバイスを行い、事業主に対しては、本人が力を発揮しやすい作業の提案や、障害特性を踏まえた仕事の教え方などのアドバイスを行う。同プロジェクトでは、企業側の障害者雇用を啓発するための人材育成も実施しており、障害者・企業双方へのアプローチ強化を継続している。これまでにジョブコーチによる支援を受けて就職した障害者数は77名に上り、障害種別も知的、身体、視覚及び聴覚障害等多岐に亘る。また、プロジェクト終了後の継続性を見据え、モンゴル国内でジョブコーチの養成ができるよう、トレーナーの育成も行った。
- ◎ **インクルーシブ教育の推進により女子や障害者等への教育機会拡大【②③】**：スリランカ「インクルーシブ教育アプローチを通じた特別なニーズのある子どもの教育強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、特別なニーズのある子どもへの合理的配慮の実践や個別指導計画の作成など、インクルーシブ教育の推進にむけた支援を実施。その結果、パイロット校において、特別なニーズのある子どもに対する教員の指導能力が向上し、通常学級児童との交流及び共同学習活動が実施されるなど、インクルーシブな学校づくりが促進された。また、インクルーシブ教育の推進、学校施設整備、アセスメント委員会に係るガイドラインやハンドブック等を作成し、教育省に正式に採用された。
- **社会保障・障害と開発に関するプラットフォームにより共創と革新を推進**：社会保障・障害と開発分野の課題解決に向けたソリューションを自由に議論し、パートナーシップを深め、共創と革新を生み出す「場」として、「社会保障・障害と開発GAプラットフォーム」を形成。2024年3月15日時点で障害当事者団体/NPO、開発コンサルタント、大学有識者、機構関係者等、24組織が団体会員登録、209人が個人会員登録している。2023年10月に本プラットフォームの初回全体会合を開催。計49人が参加し、今後の本プラットフォームの方向性と活動内容について意見交換を実施

した。

- エクアドル「地域における障害者に焦点を当てたインクルーシブ防災の実施能力強化」（国別研修）に参加した研修員が、所属する自治体にて、大分県別府市の取組等を参考にしたインクルーシブな防災条例を制定した。同条例により、障害者を含め災害時に取り残されがちな層も排除されない防災計画の策定が促進される見込みである。障害者が避難所まで避難するための具体的な方法や、避難先で必要な設備等の詳細計画の立案等、別府市の取組を学んだ研修員は、帰国後に避難訓練を実施し、避難場所が狭いことに気づき、自治体の協力を得て十分な広さを確保する等、具体的な改善策に取り組んでいる。
- 日本の事例を基にインドネシアにおける社会保険制度設計に寄与：インドネシアにおいて、社会保険制度の啓発と加入者の拡大を図るため、日本の社会保険労務士制度に類似の社会保障の専門職の制度整備のために案件を継続実施した。本年度は、カウンターパートの労働省及び国家社会保障審議会が同専門職の技能基準の設定等を進めるに当たり助言を行った。また、全国社会保険労務士連合会の協力のもと、現地でのセミナー等を通じ、労働者保護・円滑な労使関係の維持に社労士が果たした役割を伝えつつ、必要な助言も行いながら同国における制度設計に寄与した。また、同じくインドネシアにおいて労働政策アドバイザーの派遣を継続し、職業相談・紹介、雇用保険の支給、雇用対策に向けたハローワークの役割の紹介や、高年齢者雇用及び障害者雇用に関する取組の紹介等を実施、各種助言も行った。
- 社会的弱者の経済的自立を支援：モンゴルでは、コロナ禍を経て増加した、社会福祉手当に生活を依存せざるを得ない生活困窮者・世帯を対象に、雇用を中心とした生活再建のための制度設計を支援する案件を開始した。これらの取組はモンゴル政府が唱える「福祉から就労へ」政策に貢献するとともに、変化に対し即応が難しい社会的弱者に対するセーフティネットとしての役割を担う制度として、モンゴル政府から高い期待を受けている。
- エクアドルにおいて、紙の印刷物を読むことが困難な障害（読字障害、視覚障害等）のある人達の情報補償を促進する案件を開始した。本案件は、同国が批准した「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」（以下、マラケシュ条約）の実施支援を目的とする。アクセシブルな著作物の制作方法として、Digital Accessible Information System（以下、DAISY）という国際標準規格を活用し、音声図書やマルチメディア図書（音声にテキストと画像を同期させること）の普及を図る。エクアドルでは、マラケシュ条約に批准したものの、印刷物を読むことが困難な障害のある人達を読むことができる著作物が不足しているのが現状である。本案件でDAISY図書の読書体験会を開催したところ、音声読み上げ、読み上げ速度の変更、文字サイズの拡大、文字や背景の色の変更及び読み上げ箇所のハイライトの機能により、読書をするのができたと多様な年齢層の利用者から好評であった。スペイン語のDAISY図書は、中南米地域の条約批准国間で広く活用されることが期待できる。

(2) SDGs達成に向けた貢献

社会保障に関連するゴール1（社会的保護（1.3）、ぜい弱者支援（1.4、1.5））、ゴール8（完全雇用とディーセントワーク（8.5、8.8））、ゴール10（社会保障政策を通じた格差是正（10.4））等、また、障害と開発に関連するゴール8（障害者就労（8.5））、ゴール10（障害インクルーシブな開発（10.2））、ゴール11（障害者の物理アクセス（11.2、11.7））の達成に向け、2022年度は、上述の障害者、子ども、高齢者、生活困窮者等の社会的ぜい弱層の支援を展開した。また、就労や情報アクセシビリティの改善を通じた障害者の社会参加の促進を図る事業や、防災や観光分野での障害インクルーシブな事業を実施した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

事業及び組織面での障害の主流化を一層促進するため、他の国際協力機関の障害主流化に係る方針や実績、障害主流化が図られた機構の事業の経緯や関係者の役割の分析等を進め、制度化を検討、具体的な取組を開始した。

社会保障及び障害と開発分野は、適時適切な国際協力人材の確保が容易ではない傾向にある。日本で社会保障の実務を担う地方自治体、社会福祉法人やNGO/NPO等の人材の国際協力への参画を得るため、社会保障・障害と開発分野プラットフォームを立ち上げ、本分野の様々な関係者とのネットワークを構築するとともに、会員の関心に沿ったテーマに関する勉強会等の開催を通じ国際協力への参画を促す機会を創出している。また、より実践的な人材育成を図る場として能力強化研修「障害と開発」等を引き続き実施する。

No.2 オススポーツと開発

(1) 業務実績

- ◎ **日本国内において多文化共生社会を推進するスポーツイベントを多数開催【①③⑤】**：日本在住の外国人、障害者、高齢者、子ども等、様々なバックグラウンドを持った方が一緒に楽しむことができるユニバーサルスポーツフェスティバルを開催し、多文化共生社会の推進に貢献した。東京では7回目の開催となり、50名以上が参加。参加者からは「障害のある方も、高齢の方もみんなでフラットな関係で楽しめる」「スポーツで人と人をつないで楽しみ、それが平和につながる」という声があった。また、静岡県西部を拠点に、サッカーを通して、地域で暮らす外国人をはじめとする多様なルーツの住民が集まる交流イベント「多文化SHIZUカップ」の第3回大会を浜松市で開催、10チーム170名の選手が参加し、イベントには約300名の来場があった。同イベントは市民団体から結成される実行委員会により、2024年度は袋井市（4/28）と浜松市（10/13）で開催準備が進められている。その他、多文化共生を推進するためのサッカーイベント「Fukui World Cup 2023」「Sagan World Cup 2023」等を実施した。これらのイベントの中にはJICA海外協力隊OBOGが運営面で主体的な役割を果たしたものも多い。「Fukui World Cup 2023」当日は、福井県在住の外国人や日本人学生等、日本を含む14カ国、約100名が参加。参加者からは「このような交流の機会を待ち望んでいた」「今後もぜひ継続してほしい」との声が多数あった。また、本事業が福井県により「ふくい多文化共生応援金」事業として採択され、今後3年間継続開催される予定。
- ◎ **読売ジャイアンツとの連携により開発途上国でのスポーツ振興を支援【②】**：読売ジャイアンツと機構間の連携協定に基づき、ブラジルに元選手2名を含む3名を派遣し、現地で活動する野球・ソフトボール隊員を介した野球指導、日系コミュニティとの交流等を実施、4日間で4回の野球教室、及び交流試合等を行い、各会場では子どもたち70～80名が参加した。また、読売ジャイアンツ女子チームの現役選手12名を含む21名（経費はジャイアンツと機構で分担）をニカラグアに派遣し、過去にJICA海外協力隊が立ち上げた現地女子野球リーグに対する実技指導や交流試合等を実施、交流試合では2試合で約5,800名の観客動員があった。野球は男性のスポーツという認識がある中で、同国女子野球の更なる活性化や女性のスポーツ参画に取り組むことにより、女性が自由にスポーツを選択し楽しめる社会の実現の推進に貢献した。派遣された選手による帰国報告会をマスコミも同席の下に実施し、ニカラグアでの経験、日本・世界の女子野球振興や国際協力等の今後の目標等について、日本国内への発信も行った。
- ◎ **Jリーグ・WEリーグとの連携により国際交流・多文化共生を促進【②⑤】**：
 - ・ 機構とJリーグによる共同事業「SDGs及び社会課題に挑むスクール事業の海外展開ーボールでつなぐ、人、まち、信頼ー」の一環として「日越外交関係樹立50周年川崎フロンターレベトナム事業川崎フロンターレ×JICAベトナム連携事業」を開始し、ベトナムにおいて、川崎フロンターレが地元小学校を対象に体を動かしながら学ぶ実践算数教室（選手も参加）や高齢者向け健康増進プロ

グラムを実施した。同連携事業に関しては、Jリーグ、川崎フロンターレ、機構の三者で共同記者発表を実施した。また、タイでは、セレッソ大阪と連携し、聾学校でのサッカースクールの開催等の取組を実施した。

- 日本国内では、ロアッソ熊本との連携による在住外国人を公式戦に招待するイベント（274名が参加）や、公式戦における国際交流イベント等を開催したほか、レバンガ北海道及びコンサドーレ札幌のホームゲームでブースを出展し、寄附品の回収や参加促進イベント等を実施。寄附品は、特定非営利活動法人「飛んでけ！車いす」の会に寄贈され、換金後車いすの部品購入にあてられ、フィリピン、ネパール、カンボジアなどでの世界に車いすを届ける活動等に活用した。
- 公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ（WEリーグ）との間では、機構とWEリーグ間の連携協定に基づき、WEリーグカップ戦決勝を機構の研修員が観戦する等の取組を実施、インド、モンゴル、ケニアなどの13名の研修員が参加した。
- 開発途上国で必要とされている、スポーツ、日本文化、教育、福祉などの関連物品を募り、必要とされる国へ提供する「世界の笑顔のために」プログラムに対し、伊賀FCくノ一三重、北海道コンサドーレ札幌等から協力を得てユニフォーム等の提供を行った。

◎ スポーツ大会を通じて社会の融和や女性のエンパワメントを促進【②③】

- 南スーダンにおいて「スポーツを通じた平和と社会融和」をテーマとした国家イベント「全国スポーツ大会（National Unity Day : NUD）」を開催した。同国青年・スポーツ省主催の最大行事であり、機構は継続的にその実施に協力している。2023年大会では、「女性のスポーツ参加促進」をサブテーマに掲げ、初めて女子サッカーを競技種目に採用した結果、約300名の女性が選手として参加した。本大会では、国際連合開発計画（United Nations Development Programme : UNDP）、国連南スーダン共和国ミッション、前橋市、ザスパクサツ群馬等、国連機関による平和ワークショップの実施や、スポーツ用品の提供などの協力が得られた。2024年1月～2月に行われた第8回大会では264名の参加選手のうち222名（約84%）を女性が占める結果となり、女性による社会活動への参加が一般的ではない現地のジェンダー観に一石を投じる画期的な大会となった。平和ワークショップ等を通じた平和意識の向上にも取り組んだ。
- ジェンダー平等、女性のエンパワメントとスポーツ振興を目的とした「タンザニア女子陸上競技会（Ladies First）」を開催。タンザニア国家スポーツ競技会の主催により、約1,760人が参加した。タンザニアからは文化・芸術・スポーツ大臣、日本側からは在タンザニア日本大使や長井市長が出席した。また、南スーダンNUD担当のスポーツ省次官・局長の視察受入による他国への展開も進んだ。さらに、本大会を含むスポーツ大会の計画策定・実施支援や、学校教育・スポーツ選手育成現場でのジェンダー平等を含む適切なアドバイス等を行うための個別専門家を派遣した。スポーツを通じたジェンダー平等や女性の社会進出推進のための能力強化が期待される。
- ウガンダでは、2022年度に引き続き、女子サッカートーナメントを通じた難民とホストコミュニティの相互理解、平和的共存の促進、女子のエンパワメント等を目的としたTICAD CUPを開催。6月の世界難民デーに併せたイベントで、難民・ホストコミュニティ混成チームを新たに1チーム組成、前年度組成したチームと併せ、今回は2つの混成チームを招待した。昨年同様、本田圭佑氏がオーナーを務めるソルティーロ・ブライトスターズの協力を得たほか、国連難民高等弁務官事務所（United Nations High Commissioner for Refugees : UNHCR）も一部資金を負担する形で今回から共催者として参画。実施中の草の根技術協力「生理で学校に行けなくなる女子学生の教育環境改善事業」の現地パートナーNGOの協力を得て、経済的に使い捨てナプキンを購入できない貧困層を対象に、再利用可能な布ナプキンの配布や啓発セミナーを実施するなど、多くのステークホルダーを巻き込み昨年よりも効果的な実施を実現。UNHCRによると、今年新たに組成された混成チームのキャプテン（難民）は、本トーナメントでの活躍が認められ、大会に参加した高校のチームからスカウトがあり、奨学金を得て同高校に編入している。現在は同高校の女子サッカーチームのキャプテンを務めており、難民の女子のエンパワメントに貢献した具体的な事例が生まれ始

めている。本イベントのフォローアップとして、2024年3月、国際女性デーに併せ、難民居住区でのイベントを開催。日本の女子プロサッカークラブ『ちふれASエルフェン埼玉』からWEリーグを通じて選手たちにユニフォームが無償で提供された。同イベントには、前述の女子生徒が通う高校も招待され、同女子生徒は故郷である難民居住区に凱旋し、活躍した。

◎ イベントや書籍等を通じスポーツと開発の意義を多数発信【③】：

- 国際連合教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization：UNESCO）主催により124か国、約550名が参加する体育・スポーツ担当大臣等国際会議（MINEPS VII）がアゼルバイジャンにて開催され、関係団体として初めて機構が招待され、参加者に対して機構の海外協力隊体育・スポーツ職種隊員派遣やアフリカにおける「スポーツを通じた開発」を目指した事業などの取組を発信した。これまでの機構の「スポーツと開発」への取組が国際的にも認知・評価されたもの。
- 日本オリンピック委員会と日本スポーツ記者協会が主催する「スポーツジャーナリストセミナー」が開催され、機構がパネラーとして招待された。パネルディスカッション「スポーツにおけるSDGsについて考える」において、約100名の参加者に対し、機構が「スポーツと開発」に取り組む背景や取組事例を紹介した。
- 月刊誌『体育科教育』において、『国際協力における「スポーツを通じた開発」事業の目指すもの』という寄稿を行った。
- スポーツを通じた社会貢献を発信するためのSNS「Sports for Social」において様々な記事を通じて機構の取組を発信している。これにより、スポーツ分野のJICA海外協力隊の応募促進効果も期待される。
- 福岡県立八幡高校を対象にスポーツ×キャリアセミナーを実施。北九州市出身のプロラグビー選手とJICA海外協力隊帰国隊員が登壇し、機構の取組を紹介した。
- プロジェクト・ヒストリー「ペルーでの愉快的、でも少し壮絶なスポーツ協力—国際協力をスポーツで」の発刊セミナー、ラグビーを切り口としたイベント「“OUR TEAM”多様性の実現へ」、難民アスリート写真展での展示等を行った。

◎ スポーツイベントの開催時に併せた開発への啓発活動の実施【①②】：コートジボワールで開催されたサッカー・アフリカネーションズカップ（CAN）において、2022年ワールドカップでの日本人サポーターの行動に着想を得て、コートジボワール国政府（都市衛生省廃棄物管理機構）、CAN大会運営委員会がコートジボワール事務所と連携し、「ゴミゼロ」キャンペーンを実施。機構は啓発動画の作成、ごみ収集・分別用の資機材供与、ボランティアによる大会会場でのゴミ収集活動を支援。現地の国営新聞、国営テレビ、メディア等でも大きく取り上げられ、効果的広報及び環境啓発やサステナビリティ推進のための好機となった。

◎ 元JICA海外協力隊が監督を務める高校が甲子園でベスト8に進出【③⑤】：国際協力を通じて野球の世界普及を目指す元JICA海外協力隊が監督を務めるおかやま山陽高校野球部が甲子園でベスト8に進出し、同監督及び機構の取組が高く注目された。同監督は、過去にJICA海外協力隊としてジンバブエに派遣されており、高校を指導する傍らジンバブエナショナルチームの監督も務めている。同監督は「アフリカから世界へ、そして甲子園へ 規格外の高校野球監督を目指す、世界普及への歩み」を発刊し、同書やインタビューにてJICA海外協力隊の意義を発信しているが、甲子園ベスト8という実績や珍しい経歴から日本のメディアで大きく取り上げられた。

◎ 大学と連携したJICA海外協力隊派遣の拡大【②】：慶應義塾大学と海外協力隊派遣連携覚書を締結。慶應義塾大学SFC研究所ベースボールラボが、体育会野球部員を中心としたラボの関係者を夏休み時期に毎年10名程度ガーナ国に派遣し、青少年への野球の指導を通じて総合的な人づくりを目指す。慶應義塾大学は、ガーナ大学と連携して「JICAボランティアが実施するベースボーラー

シップ教育がもたらす効果」の研究協力を長期にわたって行う計画。その他野球では、桜美林大と連携したコスタリカへの派遣、福岡大と連携したボリビアへの派遣、近畿大と連携したペルーへの派遣を実施。ファンケル社及び報知新聞社の協力により集めた中古野球用具をこれらのボランティアの指導に活用した。また、ラグビーでは、インドにおけるラグビーの発展とそれを通じた青少年の健全育成を目指し同志社大ラグビー部から7名を現地に派遣した。

- 「スポーツと開発」分野における効果分析、先行事例研究、ニーズ調査、リソース分析を通して、今後の同分野の協力推進に向けた提言を取りまとめる調査を開始した。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- ・ 体育・スポーツ職種のJICA海外協力隊員の派遣等を通じて学校体育を中心にスポーツの機会の拡充を図っており、適度な運動機会の確保を通じてSDGsゴール3「健康的な生活の確保」、質の高い体育授業の整備を通じてSDGsゴール4「包摂的かつ公正な質の高い教育の提供」に貢献している。
- ・ 南スーダン「スポーツを通じた平和促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）等スポーツを活用した信頼醸成及び平和の促進に加え、タンザニア女子陸上競技大会「Ladies First」及び課題別研修「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進」などスポーツを通じた女性や障害者等のエンパワメント及び社会包摂推進を通じて、SDGsゴール5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」、SDGsゴール10「各国内及び各国間の不平等を是正する」、SDGsゴール16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進」に貢献している。
- ・ スポーツと開発の具現化を目指して、日本オリンピック委員会（JOC）、JFA、Jリーグ、WEリーグ、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（JRFU）等の国内のスポーツ競技団体や、大学、自治体、民間企業、読売ジャイアンツといったプロスポーツクラブ、トップアスリート等との連携を推進しており、SDGsゴール17「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」に貢献している。

(3) 事業上の課題及び対応方針

スポーツが国際協力における一つの有効なアプローチであるという認識がまだ十分に浸透しておらず、スポーツを活用した取組も未だに少ない現状であるため、内部協議、セミナー等を通じて啓発を図るとともに、2022年度から実施している調査を通じてその有用性を明らかにし、広く説明していくことを通じて、国際協力におけるスポーツの活用促進を図っていく。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項

上記評価を踏まえ、新型コロナウイルスの影響で、保健医療システムのぜい弱化や保健医療サービス受療の低下が引き続きの課題であり、将来の健康危機への対応を念頭にUHCの達成を目指した保健システムの強化及び保健医療サービスの維持に資する取組の推進を期待する。また、2022年に日本政府が策定したグローバルヘルス戦略や2023年の広島サミットで打ち出された施策に関して二国間協力での貢献も期待する。

栄養分野では、東京栄養宣言及び日本政府の栄養改善へのコミットメントに貢献するため、「JICA栄養宣言」の下、引き続き支援の推進を期待する。さらに、特にアフリカにおける栄養不良の深刻化が懸念されることから、食料確保を下支えする農業支援や母子栄養サービスの継続を維持するための支援を期待する。

その他、障害の主流化を一層促進や、国際協力におけるスポーツの活用推進などを期待する。

(2) 対応

新型コロナウイルスの影響で露呈した保健医療システムのぜい弱化や保健医療サービス受療の低下に対して、引き続き上記のとおり医療施設整備、保健人材育成、サービスの質向上に協力して保健システムを強化することにより、UHCの達成を支援した。2022年に日本政府が策定したグローバルヘルス戦略における目標である公衆衛生危機に対するPPR（予防・備え・対応）の強化について、各国サーベイランス能力の強化及び医療施設の拡充を行うとともに、政策制度支援や人材育成を通じてUHC達成への協力を実施した。2023年のG7広島サミットで打ち出された施策については、トリプルIへの創設メンバーとしての参加やMpoxワクチンの国際共同臨床研究の実施促進により貢献した。

栄養分野では、「JICA栄養宣言」の下、栄養改善を推進する栄養コア人材の育成などの支援を推進した。栄養不良の深刻化が懸念されるアフリカでは、モザンビークの母子栄養サービスの協力を継続している。

障害主流化の促進のため、他の国際協力機関の障害主流化に係る方針や実績、障害主流化が図られた機構の事業の経緯や関係者の役割の分析等を行い、制度化を検討、職員向けの研修等の具体的な取組を開始した。また、スポーツを通じた開発に資する取組として、JICA海外協力隊体育・スポーツ隊員の派遣をはじめ、カンボジアの「小学校から高等学校まで一貫した高い質で学ぶ“Physical Education for All”プロジェクト」（草の根技術協力プロジェクト）、「スポーツを通じた障害者の社会参画の促進」（課題別研修）、南スーダン「スポーツを通じた平和促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）、ウガンダの難民とホストコミュニティの混成チームを含めた女子サッカー大会「TICAD CUP 2023」等を実施し、国際協力におけるスポーツの活用を推進した。

No.3	普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、女性・平和・安全保障に関する行動計画、G7広島サミット、日ウクライナ経済復興推進会議、日ASEAN友好協力50周年特別首脳会議、第2回グローバル難民フォーラム、法制度整備支援に関する基本方針、「ビジネスと人権」に関する行動計画、サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針、質の高いインフラ投資に関するG20原則、国際女性会議WAW! 2022東京宣言、TICAD8チュニス宣言
当該項目の重要度、困難度*	【重要度：高】 【困難度：高】権威主義的な体制が台頭する一方で民主主義への信頼が低下する傾向が見られ、紛争・暴動の増加によって女性等のぜい弱な立場にある人々へのより大きな負の影響が懸念される中、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配など普遍的価値の共有を目指す本項目の重要性はさらに高まっている。本項目は、こうした世界の構造的変化を踏まえ、複雑化する課題に対して、社会経済活動全般のデジタル化が進むことにも留意しつつ、治安や紛争影響下での特殊な要因下で事業運営しつつ効果増大に取り組むものであり、困難度を高とするのが妥当と考える。

*重要度の設定理由は項目No.1からNo.5で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 /年	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
【指標3-3】留学生事業を通じたガバナンスに関連するテーマでの学位取得者数（司法・行政分野における政策立案・決定者等）（SDGs Goal 16（特に16.3、16.6、16.7、16.10）関連）	500人	100人	112人	144人	人	人	人
【指標3-5】プロジェクト（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）におけるジェンダー案件比率（SDGs Goal 5関連）	40%	25% ⁶	39.6%	45.5%	%	%	%
【指標3-6】研修・留学生事業における女性の割合（人数）（SDGs Goal 5関連）	40%	37% ⁷	37.9%	34.7%	%	%	%
【指標3-7】デジタル化の進展を支える各国のコア人材（政策立案・決定者、実施に関わる民間事業者等）の育成数（全SDGs Goal）	1,000人	200人	471人	513人	人	人	人
②主要なインプット情報*			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
支出額（百万円）** ⁸			4,230	6,064			

*項目No.1～No.4への支出額と項目No.5への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点課題」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目No.5まで同様。

**項目No.1～No.4に区分されない一部の支出額が項目No.5に含まれることから、No.1～4の支出額合計とNo.5の支出額合計は合致しない。

⁶ 中期目標終了時に40%達成することを目指し、2022年度の目標値20%から各年度5%ずつ漸増させる予定。

⁷ 中期目標終了時に40%達成することを目指し、2020年度の目標値36%から各年度1%ずつ漸増させる予定。

⁸ 報告年度分の支出額は暫定値。

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (3)、中期計画：2. (1) ③

年度計画

1. (3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

ア 平和と安定

- 紛争の予防のため、社会・人的資本の復旧・復興・強化、包摂的な行政サービスの提供と、これに資する地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化を支援する。また、コミュニティの共存と社会関係資本の強化のために、融和の促進と生計向上の支援を行うとともに、紛争の結果発生した難民・避難民や地雷・不発弾、紛争影響地域での心理社会面での支援等、様々な社会課題の解決に向けた取組を支援する。
- ウクライナ及び周辺国については、緊急支援をはじめ情勢を踏まえた適時の支援、特に復興支援やその前提条件となる地雷・不発弾対策に係る取組を推進する。また、国際秩序の維持に資する協力を追求する。
- また、フィリピン・ミンダナオでの平和と開発に係る支援、パキスタンのアフガニスタン国境周辺地域における地方行政能力の向上支援、TICAD8を踏まえたサヘル地域及びアフリカの角地域支援、エチオピアの平和と安定への貢献、グローバル難民フォーラムを見据えた人道と開発のネクサス推進としてウガンダ、ザンビア等での難民・避難民受入コミュニティに対する地方行政能力の向上支援等に取り組む。また、地雷・不発弾処理機関等の機能強化を支援する。

イ 法の支配・ガバナンス

- 民主的かつ包摂的なガバナンスの強化を図るため、FOIP等を踏まえつつ、法令の整備・運用能力、治安機関等の法執行能力及び国際公共財としての海洋、サイバー空間等に関わる能力強化、司法アクセスの改善、選挙管理の改善・向上、公共放送・メディアの機能強化、中央及び地方行政の機能の強化と人材育成を支援する。
- 特に、日 ASEAN 友好協力 50 周年を踏まえたラオスでの法整備案件並びに TICAD8 を踏まえたアフリカでの若者の更生支援及びビジネス法研修の立ち上げ、「ビジネスと人権」の促進、インドネシアの犯罪抑止やアフリカ・中米での地域警察強化、海洋に関する国際公法の人材育成や海上保安機関等の機能強化、ウクライナの公共放送局の機能強化等に取り組む。

ウ 公共財政・金融

- FOIP を踏まえつつ、国民の生活の安定と向上、経済の安定と成長、資源の効率的配分の基盤として、国家財政の基盤強化、金融政策の適切な運営と金融システムの育成、関税の適正かつ公平な徴収と貿易円滑化推進に向けた事業を実施する。
- アジア地域を中心に、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」におけるインフラ・ガバナンス強化にもつながる税務行政や公共投資管理、債務管理の改善による財政基盤の強化、金融システムの健全な育成、域内連結性の強化につながる税関分野の手続きの迅速化・近代化に向けた支援（地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の推進と日 ASEAN 友好協力 50 周年を踏まえた ASEAN 連携研修を含む）を実施する。
- また、アフリカ地域では、アフリカ大陸自由貿易圏の推進につながる、ワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP: One Stop Border Post）の推進や税関行政の強化、及び債務管理強化等財政基盤の強化に向けた支援を実施する。
- さらに、世界税関機構（WCO: World Customs Organization）と連携し、アフリカ各地域における税関人材育成を継続するとともに、大洋州地域に対する歳入強化（関税収入強化）に向けた税関能力強化支援を行う。

エ ジェンダー平等の推進

- 機構の事業におけるジェンダー主流化を推進するため、ジェンダー案件の量的拡充と質的向上を図

る。具体的には、事業の形成・実施時における助言、実施中の事業でのジェンダー平等に向けた取組の強化、機構内外の関係者への各種研修を実施する。また、研修・留学生事業における女性の応募・参加を一層勧奨する。

- 特に、ジェンダーに基づく暴力への対応への取組の強化、女性の経済的エンパワメントに資する事業展開を行う。また、「G7 2X チャレンジ」（女性のためのファイナンス）に貢献する取組を行う。
- 紛争や災害の影響を受けた国に対する復興と開発に向けた協力において、ジェンダーの視点に立った取組を推進する。

オ デジタル化の促進（DX）

- 開発途上地域の社会のデジタル化、デジタル・トランスフォーメーション（DX）促進を支援するために、その基盤となる ICT・デジタル人材及び産業の育成、ICT・デジタル関連政策や制度、ICT 環境整備及び自由で安全なサイバー空間の構築に資する事業を実施する。
- サイバーセキュリティ分野の支援については、事業が拡大している ASEAN 及び周辺地域を中心に、各国で実施する案件間の連携や他ドナー・国際機関による関連する取組との連携を促進する。
- 日本と開発途上国の互恵的な産業発展を念頭に、ICT・デジタル産業の育成に関する事業の立ち上げを推進する。
- 2022 年 3 月に策定された JICA DX ビジョンに基づき、事業におけるデジタル技術の活用、外部共創の推進、データ利活用等に全課題分野において取り組み、高い開発インパクトの創出を図る。

定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

【指標3-1】暴力的紛争を発生・再発させない国・社会づくりの促進状況（SDGs Goal 16関連）

【指標3-2】国民の権利保障の促進に資する立法上、行政上、司法制度上の取組の進展状況（SDGs Goal 16（特に16.3、16.6、16.7、16.10）関連）

【指標3-4】歳入・歳出の両面における国家財政基盤強化、適切なマクロ経済運営及び金融システム強化、貿易円滑化のために必要な制度整備・能力強化に関する取組の進展状況（SDGs Goal 5（5.a）、8（8.3、8.10）、17（17.1）関連）

【指標3-8】開発効果の増大を目指したデジタル技術・データ活用の推進状況（全SDGs Goal）

3. 年度評価に係る自己評価

＜評価と根拠＞

評価：A

根拠：定量指標の1つが目標値に届いていないものの、困難度が高いと設定されている中、以下4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、外交政策上の観点等から設定された重要又は困難度が高い目標の達成等）を満たしていることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

4. 業務実績

No.3 ア 平和と安定

(1) 業務実績

- ◎ ウクライナ地雷・不発弾対策への支援【①③④】：「人道的地雷・不発弾対策能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）や「緊急復旧計画」（無償資金協力）及び「緊急復旧計画フェーズ2」（無償資金協力）において、地雷・不発弾対策に必要なクレーン付きトラック（24台）、

地雷探知機（50台）、車両（40台）を順次調達し、2023年9月の外務大臣の現地訪問時、及び11月の外務副大臣の現地訪問時に引渡式を実施した。これらに対し、ウクライナのイーホル・クリメンコ内相やユリヤ・スヴェリデンコ第一副首相兼経済相などから感謝の意が示された。また、2023年7月にポーランドでウクライナ非常事態庁向けのALIS（日本製地雷探知機）操作を中心とした能力強化研修をカンボジア地雷対策センター（CMAC）との協力の下実施し、本邦メディアから対ウクライナ支援の目玉として報道された。

- ◎ **トルコ南東部を震源とした地震の被災地域への心理社会的支援【②】**：トルコ南東部を震源とした地震の被災地域を支援するため、日本の阪神淡路大震災や東日本大震災で活動した経験を持つ精神科医や実務者による国内支援委員会を立ち上げ、委員や外部有識者の現地派遣を通じて特に青少年への心理社会的支援に関する活動を実施。今後の本格協力開始に向けて、研修を通じた心理的応急処置の手法の普及や防災教育プログラムを試行した。
- ◎ **カンボジア地雷対策センター（CMAC）の知見をアフリカへ展開【②】**：2023年10月にケニア・ナイロビにて、CMACが30年以上にわたって地雷対策活動に改善を重ねて積み上げてきた知見をアフリカ4か国（南スーダン、エチオピア、ナイジェリア、ソマリア）の地雷対策機関向けに共有する国際ワークショップを実施した。国連地雷対策サービス部（UNMAS）とも連携して実施。参加者は、地雷・不発弾対策は、緊急対応に始まり、被害者軽減を主眼とした人道目的、更には開発に資する中長期的な活動まで、持続性が不可欠な取組であることから、各国政府のオーナーシップが重要であるとの理解を深めた。また、域内で情報・意見交換することの有用性も再認識され、今次ワークショップを通じて構築されたネットワークを今後も活用していくことが提案された。2024年1月には、上記4か国の政府機関関係者をカンボジアに招へいし、CMACの地雷対策の活動視察を実施した。参加者は、地雷・不発弾対策における政府機関の能力強化や政府のコミットメントの重要性についてさらに理解を深め、今後もCMACとの協力を発展させCMACからさらに多くを学ぶことへの期待が示された。
- ◎ **第二回グローバル難民フォーラム（2023年12月）において日本政府の公約に貢献【①②⑤】**：第二回グローバル難民フォーラムの本会合及び、3つのハイレベル・イベントに機構理事長が出席・登壇し、HDPネクサス（Humanitarian, Development, Peace、人道・開発・平和の連携）の推進や開発機関としての役割を発信した。加えて、機構職員によるハイレベル・イベント登壇を通じ、「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム（JISR）」における留学生家族の受入・就職支援の好事例の共有や、同フォーラムの共同議長国であるウガンダ政府とともに地域協力を通じた難民問題解決の重要性について、ウガンダにおける長年の難民・ホストコミュニティ支援の協力事例に基づき発信し、いずれも参加者より高い評価・賛同を得た。同フォーラムは、5か国の国家元首又は行政府の長及び86か国の閣僚を含む168か国の代表団、427団体（開発 金融機関、民間企業、人道機関、開発機関、市民社会等）、計4,200人以上が参加するイベントであり、日本政府も共同議長を務めた。日本政府が発表した公約における貢献策に対し、HDPネクサスを中心として、13のマルチステークホルダープレッジ（MSP）に対し、機構が実施する15か国・25の事業取組を打ち出し、MSPの具体化と賛同国の拡大に貢献した。また、同フォーラムと連動し、JICA地球ひろばにおいて難民問題に係る展示を行うことにより日本国内での理解促進にも貢献した。
- ◎ **沖縄の協力により新たな世代に語り継ぐ平和博物館の運営を支援【②】**：CMAC育成支援について、沖縄県と沖縄平和協力センターの提案により草の根技術協力を開始（2023年11月）した。本協力開始に当たり、CMACのラタナ長官が沖縄を訪問し、沖縄県の玉城知事とも面談し、協力枠組み文書への署名を行った。カンボジアにおける地雷対策平和博物館の建設は、2010年のCMACラタナ長官による沖縄県平和祈念資料館視察の際、平和を希求する設立理念や住民視点による被害の実相を紹介する展示内容に強く感銘を受けたことを契機に検討が始まった。カンボジアの若

い世代に紛争の記憶や平和の重要性を語り継いでいくため、沖縄の経験に学びながら、博物館運営に必要な人材育成を図っていく。

- 2023年9月、フィリピンのアテネオ大学にて機構のミンダナオ平和構築支援をテーマにJICAチェアを実施（東京外大 篠田教授等）。JICAチェア教材も広く公開。
- 紛争の影響を受けた脆弱な地域に対する地方行政の能力強化をコートジボワール中北部、パキスタン北西部のアフガニスタン国境地域等で推進した。特にコートジボワールでは、透明性・公平性を確保した公共サービスの提供を地方自治体と住民の協働を通じて実施する協力の在り方がモデルとして評価され、コートジボワール政府が全国の地方自治体へ展開することを決定し、同国の住民と行政の信頼醸成に一層貢献することが期待される。
- フィリピン・ミンダナオ島のバンサモロ暫定自治政府（BTA：Bangsamoro Transition Authority）の組織能力強化を引き続き推進し、その成果を2023年9月、フィリピンのアテネオ大学のJICAチェア講座にて、JICAのミンダナオの平和と安定へのこれまでの協力の成果として発信した。
- ウガンダ及びザンビアの難民・避難民受入に向けた地方政府の能力強化を促進し、特にウガンダについては2023年7月に中央政府の担当7名を日本に招へいし、ウガンダのグローバル難民フォーラムに向けた貢献策を検討し、その成果が12月のフォーラムでのウガンダ政府のプレッジや、日本政府のHDPネクサス推進のプレッジという形で発表された。

(2) SDGs達成に向けた貢献

紛争影響国における政府関係機関（特に地方行政機関）の能力強化等を通じ、SDGsターゲット16.6（あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる）に貢献した。また、それらの政府関係機関への能力強化において、透明性、包摂性、参加型に留意した協力を行うことによりSDGsターゲット16.7（あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する）に貢献した。2023年度は、特に長期化する難民・避難民の課題に対し、難民受入国での行政能力強化と難民を含む人材育成を行った事例を、「Kaeruモデル」としてグローバル難民フォーラムで発信し、多くの人道・開発・平和のアクターとの協調と協力を呼び掛け、これらSDGsターゲットの達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

第2回グローバル難民フォーラムの場で、難民・避難民支援に関する国際的な協力の枠組みや民間企業をはじめとする多様なアクターの関心・参加を確認できた意義は大きく、日本政府と共に打ち出した貢献策の継続と強化を図っていくことが必要である。人道ニーズの増大や長期化する難民・避難民の課題を抱える国・地域に対し、HDPネクサスを意識した中長期的な事業戦略の計画・実施や人道機関や民間企業、NGOとの連携を含めた多様なアクターとの連携、難民を含む脆弱層の生計向上・自立化支援に資する長年の開発経験をいかした取組等を推進していく。

No.3 イ法の支配・ガバナンス

(1) 業務実績

- ◎ 日本が起草支援したラオス民法典逐条解説書が完成【③】：ラオス「法の支配発展促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）により機構が起草を支援し、2020年に施行された民法典を条文ごとに解説する「民法典逐条解説書」が完成した。民法典の全条文に関するラオス初の解説書となっており、裁判官、検察官、弁護士ら法律実務家が、民法典の内容を正しく理解した上で市民の権利・利益を守る道具として活用できるようにするとともに、教育研究機関が民法典を研究し、学生に適切に教授するための貴重な教材となっている。また、これまでの支援をさらに発展させ、

理論研究に加えて法律実務の改善に向けて、法の支配の礎となる法律の適切な運用を支える人材を継続的に育成する基盤を整備するため、「法の支配発展促進プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）を開始した。

- ◎ **ウクライナ公共放送局の機能強化によりロシアによる偽情報・プロパガンダ対策に貢献【①③】**：ウクライナ「緊急復旧計画フェーズ2」（無償資金協力）及び「公共放送組織体制強化プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）により、本局、バックアップ機能を担う支局、地方の拠点となる支局の計8か所を中心に、中継車や取材用機材、編集用機材等の調達を行った。また、併せて3回の訪日研修を実施し、会長を含む公共放送局幹部に対して日本放送協会（NHK）の首都災害等を想定したバックアップ体制や、拠点局と他支局との連携体制等を紹介することを通じて、緊急事態下にあっても放送を継続できる体制整備を支援し、ロシアによる偽情報・プロパガンダと闘いつつ、国民に信頼できる情報を届けようとする公共放送局の機能維持に貢献した。公共放送局会長来日時には記者会見を実施し、ウクライナの現状や支援ニーズに関する日本国内の理解を高めることに寄与した。

- ◎ **多様なパートナーと連携して日本政府の「『ビジネスと人権』に関する行動計画」の実施促進に貢献【①②④】**：

- 国際労働機関（International Labour Organization：ILO）、経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development：OECD）、国連開発計画（United Nations Development Programme：UNDP）、法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、JETROアジア経済研究所、地方自治体、経団連、企業、市民社会等多くの関係機関と協力して、課題別研修「ビジネスと人権」を実施し、7か国から8名の行政官や裁判官を受入れて、持続的なビジネス環境やサプライチェーンの構築に不可欠な人権保護に取り組む能力を強化した。また、日ASEAN特別法務大臣会合開催記念特別イベントとして法務省法務総合研究所と共催した公開シンポジウム「ビジネスに関連する人権の保護と今後の法制度整備支援」では、国連ビジネスと人権作業部会、ASEAN政府間人権委員会、タイ法務省、OECD、JETROアジア経済研究所、企業等の関係者とともに機構役職員が登壇し、ビジネスに関連する人権を保護するために日本の法制度整備支援が果たしうる役割や、人権の保護、尊重を実現するための多様な関係者のパートナーシップの重要性について発信した。
- 「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」において、2022年に発表した「児童労働撤廃に向けたセクター別アクションプラン」に基づくチョコレート・カカオ関連企業・団体の取組の進捗を取りまとめた初めてのレポートを発表し、児童労働の予防・是正に向けた取組を促進した。また、チョコレート・カカオ関連企業・団体を対象に、ガーナのカカオ生産地を訪問するスタディツアーを実施し、持続可能なカカオ産業の実現に向けた企業・団体の具体的な行動につながる協働を促進した。さらに、ILOや世界自然保護基金（WWF）との連携セミナー開催、欧州のカカオ・プラットフォームの合同イベントへの参加、フェアトレード・ミリオンアクションキャンペーンの後援、大学講義や中学校総合学習授業への出前講座、著名人を起用した動画作成、大規模百貨店のバレンタインイベント参加等を通じて、関係機関との連携を拡大・強化しつつ、「ビジネスと人権」を含むカカオ産業の課題と、その課題解決に向けた取組の必要性について広く発信した。プラットフォームで中心的な役割を果たすNGO団体は、児童労働に係る幅広いステークホルダーの関与を得たプラットフォーム活動を含む取組が評価され、第7回ジャパンSDGsアワードにおいてSDGs推進本部長（内閣総理大臣）賞を受賞した。
- 日本向けカカオ豆の最大の輸出国であるガーナにおいて、現地政府が進める児童労働フリーゾーンの導入・展開を支援する技術協力を開始した。同協力の開始に当たっては、ガーナ政府、ILO、国際連合児童基金（United Nations Children's Fund：UNICEF）、世界銀行、在ガーナのオランダ及びスイス大使館、世界銀行、国際カカオイニシアティブ（ICI）と合同で式典を開催し、児童労働撤廃を目指して活動を展開する主要な開発パートナー間の協調を主導した。同協力は、日本企業

のサプライチェーンにおける児童労働の予防・是正への貢献が期待される。

- ◎ **腐敗防止、汚職対策の推進に貢献【①】**：課題別研修「汚職対策（刑事司法）」に25か国から30名を受け入れ、汚職対策の実務を担う職員の能力強化及び実務家同士の国際的ネットワーク構築を促進し、腐敗防止に向けた努力を謳う「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の推進に貢献した。受入国には、繁栄のためのインド太平洋経済枠組み（IPEF）に参加する開発途上国5か国及びウクライナを含み、IPEF枠組みの柱4「公正な経済」の推進及び国際社会が協力して進める対ウクライナ支援の透明性確保にも寄与した。
- ◎ **国際刑事警察機構との連携により国際金融犯罪対策に貢献【①②⑤】**：ナイジェリア、ホンジュラス、グアテマラを対象として、国際刑事警察機構（International Criminal Police Organization：INTERPOL）と連携して、マネーロンダリング対策、テロ資金供与対策を含む国際金融犯罪対策に取り組む技術協力を開始した。インターポールの講師による現地研修も実施予定。対象国の警察を含む法執行機関及び資金情報機関の能力強化・連携強化を通じて、日本でも被害が増えている海外を拠点とする特殊詐欺対策への貢献も目指す。
- ◎ **PKO部隊の再編に伴い、治安セクター改革が急務となっているコンゴ民主共和国で警察の能力向上を支援【①②④】**：コンゴ民主共和国「市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクトフェーズ2」（技術協力）及び「地域警察活動強化計画」（無償資金協力）により、首都キンシャサ特別州及び国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO）が撤退したタンガニーカ州において、地域警察モデルの導入・普及に向けた警察官の能力強化及び警察署の整備を行い、第8回アフリカ開発会議（Tokyo International Conference on African Development：TICAD8）における日本の取組の柱の一つであるアフリカの平和と安定の実現に貢献した。技術協力プロジェクトでは、日本の警察官が現地で地域警察セミナーを実施し、日本の交番・駐在所を拠点とする地域警察システムを紹介した。機構による長年に亘る警察の能力強化支援は、コンゴ民主共和国に関する国連安全保障理事会会合における日本の国連大使ステートメントにおいて、治安セクター改革への日本の貢献として言及された。また、これら協力は、コンゴ民主共和国警察長官から「プロジェクト対象地域では犯罪率が下がり、住民も非常に満足している」と評価された。
- ◎ **70を超える自治体の計画策定を支援【③】**：2006年より機構が支援し、ホンジュラス国内で普及してきた住民参加型自治体計画策定手法を改良し、今年度計画更新・新規策定を行う自治体において試行実施した。各自治体における計画策定技官への技術研修を実施し、その内容をオンラインモジュール化するとともに、ホンジュラスガバナンス省大臣自らプロジェクトの活動の一環で全国を行脚し、地方自治体首長へ住民と協働で計画策定を行う重要性を訴えるセミナーを実施した。また、その成果をアウトカム（運用・効果指標）に設定した開発政策借款（持続可能な開発に向けた透明性及び健全性向上プログラム・ローン）が、米州開発銀行（IDB）との協調融資で調印された。同様に、バングラデシュに対するアジア開発銀行Asian Development Bank：ADB）との協調融資政策借款（公共財政管理強化のための開発政策借款）においても、機構が技術協力プロジェクトで支援した地方自治体の財政管理のための各種制度の定着に向けた取組が政策アクションとして採用された。
- **国別研修「英語圏アフリカにおけるビジネス法研修」開始**：ガーナ、ケニア、タンザニア、ナイジェリアの4か国から競争当局職員及び実務家（弁護士）計19名を受入。日本の公正取引委員会や消費者庁等の協力を得て、日本の実務を紹介し、各国のビジネス関連法の整備、執行を担う人材育成を通じて、アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）の実施促進、及び、TICAD8における日本の取組のうち「経済」の柱に位置付けられる自由で開かれた国際経済システムの強化に貢献した。

- 海洋に関する国際公法の人材育成：課題別研修「国際公法(海洋法と国際紛争の平和的解決)」を実施し、12か国及びASEAN共同体から20名を受入。特に海洋生物資源管理及び違法漁業対策に関する日本の取組を紹介するとともに、各国の経験共有を促進した。また、長期研修「国際公法分野の中核人材プログラム」により3か国から留学生3名を受け入れた。
- 中央及び地方行政の機能の強化と人材育成：ベトナム共産党中央組織委員会（CCOP）、ホーチミン行政学院及び機構の共催により、日越国交50周年記念研修員交流会を実施した。CCOP委員長、ハ一副大臣（2012年の第一回共産党幹部研修団長）、在ベトナム日本大使、研修員参加代表者等が一堂に会してネットワーキングを行った。また、ベトナムの公務員に対する技術協力プロジェクトで支援した能力重視の公務員採用試験導入のための政令が採択され、2024年に導入予定の新しい採用試験のための準備が進められた。さらに、ベトナム地方若手リーダー研修を開始した。
- サイバー空間、選挙管理支援：課題別研修「サイバー犯罪対処能力向上」により15か国から15名、国別研修「サイバーセキュリティ及びサイバー犯罪対処能力強化」によりベトナムから10名を受け入れた。また、課題別研修「民主国家における選挙マネジメント」により9か国から11名受入。さらに、2024年12月に初の総選挙実施が計画されている南スーダンに対し、国別研修「選挙管理支援」（14名受入）を実施するとともに、「選挙管理委員会能力強化アドバイザー」（技術協力）にて専門家の派遣を開始し、選挙管理委員会の能力強化を支援した。

(2) SDGs達成に向けた貢献

行政機関、司法機関、法執行機関、公共放送局、選挙管理委員会、その他公的機関の能力強化を通じてSDGsゴール16「司法アクセスの提供、説明責任のある包摂的な制度の構築」、ビジネス法の整備・執行促進や児童労働の予防・是正を含む「ビジネスと人権」に関する取組を通じてSDGsゴール8「包摂的かつ持続可能な経済成長、ディーセントワークの促進」の達成に貢献。

(3) 事業上の課題及び対応方針

開発協力を通じた普遍的価値の共有は、相手国の政治制度への干渉を控えつつ、様々な場を通じての長期にわたる粘り強い関与と対話が必要である。普遍的価値を踏まえたプロセスがもたらす開発上のメリットを伝えるとともに、留学・研修の機会を通じて相手国の若い世代への働きかけを行っていく。

No.3 ウ 公共財政・金融

(1) 業務実績

- ◎ **金融包摂ファシリティによる金融アクセスの改善により、女性・低所得者・中小企業等のエンパワメントを推進【①②】**：機構は2023年5月に15億米ドルを上限とする融資枠「金融包摂促進ファシリティ」を創設した。中小零細企業、低所得者層、女性といった正規金融へのアクセスが限られている層に対する事業に寄与することにより、金融包摂の実現に貢献するもの。本ファシリティに先立ち、機構は2020年3月にASEAN地域等を対象とした「アジア諸国向け金融包摂促進ファシリティ」を創設しているが、同ファシリティが5億米ドルの融資枠を達成したことを踏まえ、対象をアジア諸国以外の開発途上国にも広げ、改めて新規の融資枠を設置したもの。本取組は、G7グローバル・インフラ投資パートナーシップのサイドイベントにおいて、岸田首相が官民のインフラ投資を通じてパートナー国の持続可能な開発に貢献することを表明したことを踏まえたものであり、日本の政策にも貢献するものである。
- ◎ **機構の支援により大洋州で初のマスタートレーナーが誕生【①②④】**：アフリカ、大洋州の27か国で世界税関機構（World Customs Organization：WCO）と連携した税関人材の育成支援を実施。機構の支援の結果、大洋州6か国で21人ものマスタートレーナーがWCOにより認定された。本取

組は、各国の税関関係者からも高く評価された。マスタートレーナーによる税関人材の育成により、各国の関税分類及び関税評価の能力強化を通じた適正かつ公平な関税等の徴取といった成果が期待される。

- ◎ **機構の支援により南スーダンの税関職員544人に対して貿易円滑化・関税等徴収能力強化の支援を実施【③④】**：南スーダンにおいては、2011年より、国際貿易商品の名称及び分類を世界的に統一する目的のために設定されたHarmonized commodity description and coding Systemコード（HSコード）に基づく関税率表の適用や、適切な関税率に基づいた税関職員及び通関業者の通関手続の実施と業務能力向上、及び原産地規則の運用に係る能力強化等の協力を行ってきた。その結果、2020年より実施した南スーダン「税関コード導入による税関能力強化プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）では南スーダンの歳入庁並びに現場税関職員に対し、延べ544人に対する能力強化を実施し、収入を石油に依存する南スーダンの財政の改善に向けて大きく貢献した。南スーダン歳入庁前長官であるPatric Mugoya氏からは「2011年から実施されている機構の税関支援に関して心から感謝申し上げるとともに、引き続きの南スーダン歳入庁に対する税関分野での連携強化と支援継続を強く希望する」と表明頂いている。

- ◎ **円滑な出入国に資するワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP）の導入により、域内貿易の拡大に貢献【①②】**：OSBPは、内陸国境を越境する際に両国それぞれで行われていた手続きを1か所で行うことができるようにすることで、人やモノの効率的な移動を可能にする取組である。OSBPを導入することで、国境での通関手続に必要となる時間を削減し、より貿易を円滑化させることにより、対象国・地域の経済発展に資することが期待されている。今般、チルンド（ザンビア/ジンバブエ国境）及びカズンガラ（ザンビア/ボツワナ国境）において、国境職員や民間事業者及び地域住民を対象として、延べ2,200人以上に研修やワークショップを実施した。またチルンド国境では、週7日・24時間の運営体制に移行した。このように、OSBPの導入を通じた貿易円滑化の促進は、日本政府も重視する「アフリカ大陸自由貿易圏連携協定（AfCFTA）」の推進を通じた域内統合促進にも大きく貢献する。

- ◎ **ビッグデータを活用した税務行政の効率化により課税能力の向上に貢献【③④】**：財政安定化に資する税収の増加は非常に重要であるものの、各国の税務当局は、課税や徴収に従事する人員不足の問題の他にも、納税者情報が十分に活用できていない現状にある。機構は、これまで20年以上に渡り、モンゴルに対する当局内の制度整備や能力開発を中心に支援を行ってきた。特に、情報活用の効率性・有効性を抜本的に向上するために、ビッグデータを活用した課税調査方法に関するパイロット活動を実施した結果、モンゴル国税務当局からも高い評価を得たことから、本格的な支援が要請され、2023年12月にモンゴル「ビッグデータを活用した税務行政能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。本案件はビッグデータに基づくリスク分析モデルの構築等による税務行政の効率化を図り、更なるモンゴルにおける課税能力向上に寄与するものである。

- ◎ **税関の近代化を通じてメコン地域における連結性強化への取組を推進【①②③】**：機構は公共財政・金融システム分野のグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）推進のため、2023年8月に「税関近代化を通じた連結性強化クラスター事業戦略」を公表。同戦略に基づく試行案件として、メコン地域の税関を対象とする広域の技術協力プロジェクトを形成した。本プロジェクトは、アフリカにおける機構のこれまでの経験をアジアに展開し、国際回廊整備及び国境円滑化による相乗効果でより高次の開発インパクトを追求するもの。コンセプトに賛同したカンボジア・タイ・ラオス税関を対象に、日本税関の協力を得て2024年度に開始予定。各国税関の組織・職員の能力強化に加えて各国税関を繋げ、国境での連携活動を支援することを通じてソフト面での連結性の強化を推進することが期待されており、内閣府の広報媒体でも取り上げられるなど政府及び産業

界から注目を集めている。

(2) SDGs達成に向けた貢献

国家財政の基盤強化及び金融政策の適切な運営に関する取組を通じて、経済が安定し資源の効率的な配分が行われるようになり、SDGsゴール8「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する」、ゴール10「各国内及び各国間の不平等を是正する」及びゴール17「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」に貢献する。

(3) 事業上の課題及び対応方針

引き続き、財政・金融分野の技術協力を担うことができる人材が希少であることが課題であり、各種研修や機構の事業紹介などの啓もう活動を通じた人材リソースの確保や、IMFや世界銀行などの国際機関との連携により補完する可能性を追求している。さらに、日本の関係省庁や自治体との連携強化や、コンサルタント企業等の民間人材の開拓などを図る。

No.3 エジェンダー平等の推進

(1) 業務実績

- ◎ ジェンダーに基づく暴力（Sexual and Gender-Based Violence : SGBV）撤廃等により女性・平和・安全保障（WPS）アジェンダの推進に貢献【①③】：
 - ・ 南スーダン「SGBV被害者の自立と社会復帰推進アドバイザー」（技術協力）において、パイロット活動の成果に基づき、暴力に脆弱な女性を対象とした経済的支援の手法をまとめ、ガイダンスノートとして作成、現地の関係者に配布した。本案件は機構として初めてSGBV対策に主眼に置いた事業として2021年度に開始したもの。
 - ・ ケニアでは、「ジェンダーに基づく暴力撤廃に向けた地方行政能力推進アドバイザー」（技術協力）において、民間企業との連携やスポーツイベントを通じたSGBV撤廃のための新規性のある活動を開始。「女性に対する暴力撤廃の国際デー」に合わせ、国際機関、海外協力隊等と連携し2つのイベントを開催し啓発を行った。1つは、海外協力隊員とともにスポーツを通じ、被害者である女子生徒のエンパワメント、仲間との連帯感や精神的な充足、安定した自己肯定感を感じてもらうことを目的としたイベントで、参加した関係者に実態を把握してもらうため、地域における生理の貧困の実態についてのアンケート調査も実施した。さらに、国際連合人口基金（United Nations Population Fund : UNFPA）、ナイロビ首都圏交通公社等と協力し、交通セクターにおけるSGBVに関するワークショップを行った。
 - ・ 東アフリカ地域において、上記案件の経験も含め、ジェンダーに関連する知見・経験共有のための組織内の定期会合を開始した。
 - ・ これらの取組を通じて、TICAD8における日本の取組の一つ「ジェンダーに基づく暴力への対応」及び女性・平和・安全保障（WPS）アジェンダの推進に貢献した。
 - ・ パキスタンにおいては、これまでパキスタンになかった、GBVのサバイバー（被害当事者）が中期的に安定的に滞在し、職業訓練を受けられる施設（トランジショナルホーム）のパイロット事業を実施。その他、組織間のリファラルフォームの改善、心理社会ケアガイドブックの更新、関係スタッフへの研修、シェルターに滞在するサバイバー（被害当事者）への職業訓練の実施等を行った。
- ◎ 埼玉県庁のジェンダー主流化を支援【③④⑤】：埼玉県が実施する5分野の事業に対し、ジェンダーの観点を盛り込むべく、ジェンダー課題分析、計画立案、成果指標設定の方法等について、機構が開発途上国にて実施した知見・経験に基づき技術支援を行った。埼玉県知事からの要請に基づくものであり、機構が開発途上国への支援から得た知見・経験が評価されたもの。機構がこれまで行ってきたジェンダー分析の手法等や「JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引

き」が実際に活用され、埼玉県からはジェンダー主流化への理解が進んだと評価された。

- ◎ **女性の経済的エンパワメントの促進、特に紛争影響国での協力推進（ウクライナ、モルドバ等）によりWPS推進に貢献【③】：**
 - ・ スリランカ「起業とビジネス、リーダーシップ及びネットワークの強化を通じた女性の経済的エンパワメント促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、18事業を対象とした女性の企業家及び女性グループ支援のためのパイロット事業の開始に向け、行政官向けの研修を実施した。
 - ・ パキスタン「シンド州におけるインフォーマルセクターの女性家内労働者の生計向上及び生活改善支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、宗教的・社会的風習によりこれまで職業訓練等を受けていない女性向けに家計簿や識字教育、生計向上のための研修教材を200以上開発した。その結果、100以上のNGOや女性団体等が教材を活用し、17,000人以上の女性が研修を受講した。その結果、人生設計や貯蓄計画の作成を学び貯蓄が習慣として身についたり、商品の品質管理や衛生管理といったビジネスの基本研修による商品の改善をしたりといった成果が得られ、遠方への販売拡大などを通して、生計向上につながった。また、研修を通して、これまで男性に頼っていた女性たちが、自立できる自信がつくなど、対象女性の意識変化にも貢献した。
 - ・ マレーシア「女性起業家支援促進」（技術協力）において、16社の女性企業家とその支援機関職員を日本に招き、マレーシアと日本の女性企業家ネットワーク形成等を行った。研修終了後、帰国したマレーシア女性企業家が別の女性企業家と日本の女性企業家を繋ぐ、市場開拓のために再来日する、現地で女性企業家の交流が継続する等の成果が生まれた。
 - ・ スタートアップ支援を行う際に女性起業家が適切に支援を受けられるように、ジェンダー視点に立った取組・工夫をまとめたジェンダースマートビジネス振興に係るチェックリストを作成した。
- ◎ **紛争影響国におけるジェンダー視点に立った取組の推進【①②③④】：**ロシアによる侵略により人道的・経済的危機に直面するウクライナ及びモルドバにおいて、女性主導のビジネス支援の実績のある投資ファンド（Horizon Capital Growth Fund IV, L.P.）へ出資を行う「輸出志向型産業支援事業」（海外投融資）に調印した。出資金は事業成長期の輸出志向型 ICT・テック企業の持続的発展のために活用されるが、投資先に占める女性経営者・女性起業家の割合を30%以上と設定するなど、ジェンダー視点に立った経営を投資により支援する「2Xチャレンジ」にも貢献するもの。2024年2月19日に上川外務大臣出席の下開催された「日・ウクライナ経済復興推進会議」における「WPSセッション」では、ファンドの代表者が登壇し本事業の意義について述べ、機構に謝意を表するとともに、2Xチャレンジに加盟しジェンダーレンズ投資を推進する機構の出資参画の重要性が述べられた。
- ◎ **女性向けマイクロファイナンス事業のインパクト可視化【②③】：**インド「女性金融包摂支援事業」（海外投融資）における女性の金融包摂のインパクト測定手法の検証では、海外投融資事業を行っているインドの金融機関と連携し、テクノロジーの活用を通して、データ管理・統合の最適化を行い、より幅広くかつ詳細なインパクトデータの計測方法を検証した。その結果、融資を受けた多くの女性に生活の質の向上、子どもの教育費の増加、食事の質の向上などの効果が確認され、融資事業が一人一人の生活にポジティブな変化を与えていたことが確認された。
- インド「ハリヤナ州における持続可能な園芸農業推進事業」（円借款）及びネパール「持続的森林管理を通じた気候変動適応策プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、事業の様々な活動におけるジェンダー視点に立った取組を設定したジェンダー活動計画を策定した。
- ジェンダー視点に立った事業の形成実施を推進するため、機構内向けに6回（延べ287人）、機構外部向けに23回（延べ532人）の研修を実施した。外部向け6回（延べ287人）、内部向け23回（延

べ532人)

- 気候変動対策、栄養改善事業におけるジェンダー視点に立ったパイロット事業を実施し、その手法を取りまとめたツールキットの開発を行った。
- トルコ南東部を震源とした地震の被災地域への心理社会支援を実施する中で、ジェンダーの視点に立った取組を行うための調査を実施した。

(2) SDGs達成に向けた貢献

ジェンダーに基づく暴力撤廃や女性の経済的エンパワメントを推進する技術協力や円借款事業、海外投融資事業等を通じて、ジェンダーに基づく暴力サバイバーの支援環境や女性のビジネス環境の整備を図っており、女性SDGsのゴール5「ジェンダー平等の実現」の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

ジェンダー平等推進には機構内外の関係者のジェンダーに関する理解向上が課題であり、継続的に研修の実施や好事例の創出・取りまとめを行う。また、国内外で紛争や災害が発生し、そのような状況においては特にジェンダー課題が深刻化する恐れがあることから、関連事業におけるジェンダー視点に立った取組を推進する。

No.3 オ デジタル化の促進(DX)

(1) 業務実績

- ◎ **本邦企業・現地企業との協働によりデジタル人材の育成に貢献【①②】**：2023年7月、エチオピア革新・技術省、Safaricom Ethiopia社及びSafaricom Ethiopia社に出資している住友商事株式会社との間で業務連携・協力に関する4者覚書を締結した。エチオピア政府が掲げる国家ICT政策「Digital Ethiopia 2025」の実現に向け4者で協働することを目的としたもの。従来、現地企業と協働する際には、技術協力や資金協力事業等の枠組みの中で何らかの契約を結ぶことが多いが、本取組ではそのような契約は締結せず、対等なパートナーとして連携。2023年9月には、現地スタートアップと連携した50名のICTエンジニアを対象としたアップスキル事業を実施。今後は完全オンラインペースで数十万人に拡大する予定であり、エチオピアのICT産業全体の能力向上に貢献する。また、農業分野でも同様に現地有力スタートアップと連携し、数十万農家を対象とした農業金融・保険の展開を企図している。
- ◎ **日本政府が推進するDFFT (Data Free Flow with Trust) の推進に貢献【①③】**：日本政府が打ち出したDFFTの推進に貢献するため、各国でデータの活用・共有を推進する事業等を実施した。特に、各国におけるデータ利活用の重要性の認知向上に重点を置き、ルワンダでは「デジタルイノベーション促進プロジェクト」(技術協力プロジェクト)において、保健事業認可申請に関する行政サービスのデジタル化に向けた開発を現地スタートアップと共に行い、データ活用を通じた政府サービス構築を推進した。ブータンでは「デジタル技術及びデータ利活用能力強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト)において、保健医療サービスの拡充及び質の向上のために横断的な保健データ活用基盤構築の検討が進められ、デジタルデバイスを通じた国民の個人健康データの収集等の概念実証事業に関する取組が開始された。セネガルでは、「行政データ連携基盤導入支援プロジェクト」(開発計画調査型技術協力)によりデータ交換基盤の試行導入・計画策定を行う案件の実施が合意されたほか、ヨルダンでは「AIエコシステム促進プロジェクト」(技術協力プロジェクト)において、データ及びAI技術の活用を国営電力会社と進め、過去の電力需要、再エネ・火力発電量、気象等のデータからの電力需要予測、及び火力発電量最適化に係る概念実証事業が行われた。さらに、日本で開催された「Internet Governance Forum 2023」において、DFFT for Developmentをテーマとしたサイドイベントを主催し、世界各国より約120名の参加を得て

上記の取組を発信した。

- ◎ **日本政府が重視するサイバーセキュリティ協力の拡大【①②③】**：機構は、全世界的な脅威・課題となっているサイバーセキュリティについて、ASEAN地域全体の能力強化を図る技術協力プロジェクト「サイバーセキュリティとデジタルトラストサービスに関する日ASEAN能力向上プログラム強化プロジェクト」を開始した。日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センターにおいて、年6回の技術研修をASEAN諸国向けに実施したほか、アメリカ合衆国サイバーセキュリティ・社会基盤安全保障庁（Cybersecurity and Infrastructure Security Agency：CISA）及びイギリス外務・英連邦・開発省（Foreign, Commonwealth and Development Office：FCDO）と連携した研修を実施する等の協力を展開している。日本政府は「サイバーセキュリティ戦略」や「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針」において、開発途上国におけるサイバーセキュリティの強化を推進しており、本取組は日本政府の政策にも貢献する。また、日ASEAN友好協力50周年を踏まえ、ASEAN諸国からサイバーセキュリティに関する官民関係者を招聘した「日ASEANサイバーセキュリティ官民共同フォーラム」の開催に協力し、オンサイト178名、オンライン167名が参加した。また、当該イベントを契機とし、日本とASEAN8か国の民間セキュリティ業界団体によるAJCCA（ASEAN-Japan Cybersecurity Alliance）の立上げに向けた相互協力の覚書が締結され、日本とASEAN諸国の連携強化に貢献した。その他、8か国に対してサイバーセキュリティ協力を実施したほか、日本において31か国を対象にした研修を実施した。
- 機構内において、事業のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進するために立ち上げたDXラボを通じて、60件以上の支援を実施した。その結果、2023年度に実施中の技術協力プロジェクトでは3割以上の案件にDXの要素が盛り込まれた。

(2) SDGs達成に向けた貢献

様々な分野での事業においてデジタル技術とデータの利活用を促進するとともに、デジタル化のベースとなる開発途上国の基盤整備に取り組むことにより、SDGsゴール9「強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」の達成に貢献すると共に、基盤整備に関連する取組のうちデジタル産業の育成支援に関する協力を通じて、SDGsゴール8「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する」の達成に貢献。

(3) 事業上の課題及び対応方針

デジタル分野では日本の技術、知見を一方向で移転する協力ではなく、開発途上国におけるデジタル化の進展に応じて、機構の強みである現地との信頼関係・ネットワーク、現場理解力をいかし、国内外の民間企業等の様々なパートナーと緊密に連携しながら、相手国と共に課題解決に取り組む。また、各種国際会議やイベント等での発信を積極的に行い、開発途上国との協力の経験が日本にも還元され、日本の知・技術の強化に資するような取組の推進を行う。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項

ロシアによるウクライナ侵略の影響により難民・国内避難民の数は急増し、さらに長期化の可能性も踏まえ、国際社会での人道・開発・平和の連携（HDPネクサス）の必要性への関心は更に高まっており、平和と安定に資する具体的取組の推進を期待する。

財政・金融分野において、日本の地方自治体や金融機関に加え、IMFや世界銀行等の国際金融機関及び他国との連携による取組を期待する。

デジタル分野では、DFFTの推進に加え、開発途上国との協力経験が日本にも還元され、日本の知・技術の強化に資するような取組の推進を期待する。

あらゆる分野でジェンダー平等の取組を進めるとともに、女性の経済的エンパワメントなどの取組を継続して推進することを期待する。

(2) 対応

第二回グローバル難民フォーラムにおいて、これまで取り組んできたHDPネクサスの推進や開発機関としての役割（受入国の能力開発等）の重要性を発信し、国連難民高等弁務官事務所（United Nations High Commissioner for Refugees : UNHCR）や参加国等の賛同を得、今後の貢献策の具体的な実施に向けた協力関係を構築・強化した。

財政・金融分野においては、IMFや世界銀行などの国際機関の技術協力担当部署との連携や協議を実施した。特に、カンボジア中央銀行に対する支援では、IMFと密に連携しており、IMF側の年次報告でも連携事業が紹介されている。

デジタル分野では、DFFTの推進として、ルワンダ・ブータン・ヨルダン・インドでの事業等においてデータの活用を推進してきたほか、各種研修の中でもDFFTに関連する講義を実施した。また、開発途上国の協力経験の日本への還元として、HPでの積極的な発信に加え、各種国内イベントやメディアにおいて日本向けの発信を積極的に実施した。

ジェンダー平等に向けた取組に関しては、農業、インフラ分野に加えて保健医療、教育分野でのジェンダー平等推進のための具体的介入手法を開発する調査を開始した。また、スリランカ、パキスタン、インド、マレーシア等で女性の経済的エンパワメントを推進するための様々な事業を実施した。

No.4	地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、パリ協定、G7広島サミット、仙台防災協力イニシアティブフェーズ2、美しい星への行動2.0（ACE2.0）、環境インフラ海外展開基本戦略、TICAD7横浜宣言2019、TICAD8チュニス宣言、マリーン（MARINE）・イニシアティブ、熊本水イニシアティブ、インフラシステム海外展開戦略2025、昆明・モンテリオール生物多様性枠組
当該項目の重要度、困難度*	【重要度：高】 【困難度：高】 脱炭素社会やコベネフィット型等の気候変動対策・自然環境保全、新型コロナの感染予防等に資する水・環境、我が国の途上国支援の柱である防災・災害復興は、質・量・速度が同時に求められている。また、脱炭素社会の促進は、先進各国から強いコミットメントが示されているだけでなく、途上国でも喫緊な対応が必要な状況であることから、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。

*重要度の設定理由は項目No.1からNo.5で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値/年	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
【指標4-1】気候変動対策に資する人材の育成数（SDGs Goal 1～9、11～13（13.1～13.3、13.a～13.b）、14、15関連）	10,000人	2,000人	3,772人	2,190人	人	人	人
【指標4-3】自然環境保全を担う行政官等の育成数（SDGs Goal 14、15関連）	6,000人	1,000人 ⁹	1,361人	1,344人	人	人	人
【指標4-4】環境管理行政官の育成数（SDGs Goal 6（6.2、6.3）、11.6、12（12.4、12.5）、14.1関連）	10,000人	2,000人	4,326人	4,167人	人	人	人
【指標4-6】水供給に関する人材の育成数及び水供給によって増加した給水人口数***（SDGs Goal 6.1、6.4関連）	育成人材数: 3.5万人	7,000人	14,837人	10,662人	人	人	人
【指標4-7】防災インフラ及び重要インフラの所管組織（治水砂防官庁、各インフラ官庁）を支える行政官等（政策・計画立案者等）の育成数（SDGs Goal 1.5、9.1、11.5、13.1関連）	5,000人	1,000人	3,698人	3,851人	人	人	人
【指標4-8】事前防災投資事業実現のための戦略・計画・政策等の数（SDGs Goal 1.5、9.1、11.5、13.1関連）	20件	4件 ¹⁰	8件	4件	件	件	件
②主要なインプット情報*			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
支出額（百万円）** ¹¹			18,120	18,872			

*項目No.1～No.4への支出額と項目No.5への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点課題」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目No.5まで同様。

**項目No.1～No.4に区分されない一部の支出額が項目No.5に含まれることから、No.1～4の支出額合計とNo.5の支出額合

⁹ 各年度の目標値は、第5期中期計画期間後半に増加させ、中期目標期間全体の目標値6,000人を達成する予定。

¹⁰ 関連の事業計画を踏まえて各年度の目標値を設定し、中期目標期間全体で目標値20件を達成する予定。

¹¹ 報告年度分の支出額は暫定値。

計は合致しない。

***給水人口数については、年度ごとの目標値の設定及びそれに基づく評価は行わず、第5期中期目標期間全体を通した目標値の達成状況を測ることとしている。

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (4)、中期計画：2. (1) ④

年度計画

1. (4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築

ア 気候変動

- ・ 日本政府による 2050 年カーボン・ニュートラル宣言及びこれまでの国連気候変動枠組条約（UNFCCC: United Nations Framework Convention on Climate Change、以下「UNFCCC」という。）締約国会議（COP）における気候資金のコミットメントや議論を踏まえ、開発途上国のネット・ゼロ社会の実現及び気候変動に強じんな社会の構築に向けた協力を一層推進する。
- ・ 同協力を進めるにあたっては、パリ協定の実施促進及びコベネフィット型気候変動対策に沿った協力を戦略的に実施する。
- ・ パリ協定の下で開発途上国に求められる自国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）の策定や改定、国家温室効果ガスインベントリの作成や更新、長期低排出発展戦略の策定等、各種取組の遂行に必要な能力強化及び事業の形成を支援する。
- ・ 気候変動対策のための方針や事業の計画立案段階での助言等を通じ、開発課題の解決（開発便益）を図ると同時に、気候変動対策（気候便益）にも資するコベネフィット・アプローチを推進する。
- ・ UNFCCC の下に設置された資金メカニズムである「緑の気候基金」（GCF: Green Climate Fund、以下「GCF」という。）の活用に向け、事業の形成及び実施監理に取り組む。
- ・ COP28 においてサイドイベントを開催し、機構の気候変動対策分野の協力方針や支援実績、成果と教訓等を発信する。

イ 自然環境保全

- ・ UNFCCC COP27 や国連生物多様性条約 COP15 の「昆明モントリオール目標」も踏まえ、気候変動対策や生物多様性保全への貢献を念頭に、自然環境保全と人間活動との調和の実現に向けた事業を実施する。
- ・ スケール及びインパクトの確保の観点から、「森から世界を変えるプラットフォーム」等を通じた民間企業を含む多様なステークホルダーとの連携及び GCF、「中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI: Central African Forest Initiative）」等外部資金・寄付金の活用を促進する。
- ・ 森林伐採の警戒・監視に係る衛星画像・AI の活用を含め、自然環境保全分野における DX・STI（Science, Technology and Innovation）を促進する。
- ・ UNFCCC COP28 等においてサイドイベントを企画し、これまでの日本による協力で開発途上国と共創してきた知見や経験等を発信・共有する。

ウ 環境管理

- ・ 「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI: JICA Clean City Initiative、以下「JCCI」という。）」を推進し、自治体の持つノウハウや民間企業の技術、外部資金の導入、大学の学術的な知識等様々なパートナーとの連携でコレクティブ・インパクトの発現を目指す。また、廃棄物、水質汚濁、大気といった個別の汚染対策のみならず、政策レベルで都市環境の包括的な改善を促すべく意思決定層への働きかけを強化するとともに、住民参加等の取組も講じ、多層的なアプローチを試みる。
- ・ JCCI の広域連携に係る取組として、TICAD8 の成果を踏まえつつ「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP: African Clean Cities Platform、以下「ACCP」という。）」を推進し、廃棄物管理支援事業の形成・実施とともに、民間や他ドナー等の外部資金の導入を促し、効果的なスケールア

ップを図るべく、加盟国・都市による主体的な取組成果や知見の発信を促進する。

- ・ 気候変動対策にも貢献するコベネフィット型事業や DX 技術の活用を通じた新機軸事業を促進する。

エ 水資源・水供給

- ・ 「熊本水イニシアティブ」等も踏まえ、水資源を適切に管理し、全ての人々が飲料水等として持続的に利用できる社会を構築するため、統合水資源管理の実現及び水道事業体、灌漑排水水管理団体（水利組合）の育成等に向けた事業を実施する。
- ・ 特に、SDGs の達成に向けて、自立的に資金調達を行い水道サービスの拡張や改善ができる水道事業体を増やすため、水道事業のサービス改善や経営改善に係る支援を実施する。好事例や教訓をナレッジとして各国の水道事業に関わるリーダー層や幅広い関係者と共有する取組を行う。
- ・ 地域の水問題の解決に責任を持つ水資源管理主体と合意形成を図るための協議体を増やすため、新規案件の形成を推進する。

オ 防災・災害復興

- ・ 日本の優れた防災技術及び構造物対策の事前防災投資による災害リスク削減等の経験に基づき、「仙台防災枠組 2015-2030」の人的及び経済的被害の削減のターゲットの達成に貢献する。このために、大都市を中心とする資本集積地域への防災投資の実現、災害リスクの理解及びリスク管理のための防災推進体の体制確立、「より良い復興」（Build Back Better、以下「BBB」という。）を推進する事業を形成・実施する。また、これまでの成果や方向性を国連等の主催する国際会議等において発信する。
- ・ 防災インフラ等の構造物対策所管組織が、自己予算で自立発展的に災害リスク削減のための事前防災投資を拡充し、それらインフラを維持・運用していく能力を強化する。また、総合的な防災施策の計画・実施能力を備えた包括的な防災推進体制の確立に向けた支援を行う。
- ・ また、緊急支援をシームレスな復興支援につなげ、災害復興過程を通じ、気候変動等の影響も考慮した根本的な災害リスクの削減策を実現することで、単なる復旧ではなく BBB の理念に基づき、強じんな国・地域づくりが継続できるような支援を行う。

定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

【指標4-2】開発途上国政府の気候変動対策の対応能力が向上し、気候変動対策を加味した途上国の開発計画の推進状況（SDGs Goal 1～9、11～13（13.1～13.3、13.a～13.b）、14、15関連）

【指標4-5】主体的かつ持続可能な水資源管理の強化、並びに水道事業体及び灌漑排水水管理団体（水利組合）の運営・経営の改善状況（SDGs Goal 6.1、6.4、6.5関連）

3. 年度評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、困難度が高いと設定されている中、以下4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、外交政策上の観点等から設定された重要又は困難度が高い目標の達成等）を満たしており、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

4.業務実績

No.4 ア 気候変動

(1) 業務実績

- ◎ **機構を挙げたサステナビリティの推進【③】**：2023年10月に策定した「JICAサステナビリティ方針」において「気候変動対策として、全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指す」旨を明記。気候変動を軽減する緩和策とともに、気候変動にも強靱な社会の実現に向けた適応策を実施し、開発途上国の社会全体のトランジションを支援する方針。また、2023サステナビリティ・レポートにおいて、気候変動分野の「JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」の数値目標として、①気候変動に関する毎年1兆円程度の貢献、②2030年までに適応策への貢献を倍増、③2030年までにGHG排出削減量を400万トン/年、を定めた。
- ◎ **国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第28回締約国会議（COP28）への貢献【①②】**：日本政府がUNFCCC/COP28で発表した「世界全体でパリ協定の目標に取り組むための日本政府の投資促進支援パッケージ」を構成する取組において、開発課題の解決と気候変動対策に資するコベネフィット、ネット・ゼロ目標策定の支援、「JICAクリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI）」、JCMも活用した「福岡方式」（準好気性埋立処分場）の推進、気候変動人材の育成、森林を活用した防災・減災（F-DRR）、生態系を活用した防災・減災の取組（Eco-DRR）等、多くの部分で機構が推進する取組が占めた。また、約190ヶ国から8万4千人が参加したUNFCCC/COP28におけるジャパンパビリオン等において合計18件のサイドイベントを主催・参画することにより、他の開発課題（SDGs）との相乗効果（シナジー）を目指すコベネフィット・アプローチを含む機構及び我が国の取組を発信した。
- ◎ **ファンドを通じて気候変動対策への民間投資を促進【①②】**：2023年5月、15億米ドルを上限とする融資枠である「気候変動対策推進ファシリティ」を創設した。先進諸国による二国間公的資金支援は開発途上国側が求める規模に達しておらず、また、再生可能エネルギー分野等を中心に民間セクターによる事業化が世界の主流となっている中、気候変動対策分野での民間投資の一層の動員促進を図るもの。機構は、同ファシリティの第1号案件として、ブラジルの気候変動対策分野の新興企業を対象としたファンドへの出資を承諾した。ブラジルは世界第5位の温室効果ガス（GHG）排出国であり、2050年までに排出量のネット・ゼロを達成することを目標としている中、同ファンドを通じてクリーンエネルギー、省エネルギー／省資源、持続可能な農業等に貢献する新興企業のビジネスを促進することにより、民間資金動員の呼び水となることが期待される。
- 緑の気候基金（GCF）からの受託資金で事業を実施している東ティモールの森林地帯コミュニティ支援及び「気候変動に強靱で安全な島づくりプロジェクト」（技術協力プロジェクト）の2件について、それぞれ初めてGCFから資金のディスバースを受けて、事業を本格開始した。東ティモール案件（受託総額：9,976,222ドル）の受託資金受領額は1,036,559.57ドル、モルディブ案件（受託総額：25,097,880ドル）の受託資金受領額は1,790,625ドル。今後それぞれ森林保全（東ティモール）、海岸保全（モルディブ）といった成果が期待される。なお、東ティモール案件では、GCF独立評価部による評価実施支援プログラムに応募し、選定された。GCFと共に、森林保全及び気候変動対策の効果検証に向けたインパクト評価の設計調査を行い、2024年度にベースライン調査を実施することとなった。
- フィリピンやバングラデシュにおいて、パリ協定の下で開発途上国に求められる自国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）の策定や改定、マレーシアにおいて国家温室効果ガスインベントリの作成や更新、長期低排出発展戦略の策定等、各種取組の遂行に必要な能力強化及び事業の形成を支援した。アジア気候変動サミットや UNFCCC/COP28 においてこれらの取組を発信した。

- 気候変動対策のための方針や事業の計画立案段階での助言等を通じ、開発課題の解決（開発便益）を図ると同時に、気候変動対策（気候便益）にも資するコベネフィット・アプローチを推進するため、コベネフィット型気候変動対策の再定義を踏まえ、実際の案件形成に向けた方向性の検討や内部解説書の作成を進めた。

(2) SDGs達成に向けた貢献

気候変動分野の「JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」における、「パリ協定の実施促進」クラスターや「コベネフィット型気候変動対策」クラスターの推進を通じ、SDGs（持続可能な開発目標）ゴール13「気候変動に具体的な対策を」のほか、気候変動の緩和や適応に対する具体的な取組を通じて、SDGsのその他のゴールの達成にも貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

GCFの活用を進めるに当たり、引き続きGCFの各種基準・制度・事業承諾プロセス等を踏まえた機構内のマニュアルの更新、案件の採択に向けたファンディング・プロポーザルの質の向上及びGCF事務局との調整等を通じて、機構に経験・知見を蓄積していくことで、迅速な事業形成・実施に努める。

No.4 イ 自然環境保全

(1) 業務実績

- ◎ **外部資金を活用した受託事業が評価され受託資金が倍増【①②④】**：中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）からの初の受託事業として2019年4月に開始したコンゴ民主共和国「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト」（技術協力プロジェクト）に関し、4年間の取組がコンゴ民政府及びCAFI関係国より評価され、受託資金が400万USDから900万USDへ2.2倍となった。同取組は、グラスゴーで開催されたUNFCCC/COP26において、日本政府も含む12機関連盟で発表されたCongo Basin Pledgeに貢献するものであり、2022年年次レポートにてケーススタディとしても掲載されている。（<https://pfbc-cbfp.org/congo-basin-pledge.html>）
- ◎ **協力の成果が中米統合機構（SICA）の戦略に採用【③④】**：2019年3月に開始した中南米地域「SICA地域における生物多様性の統合的管理と保全に関する能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、各国における自然資源の持続可能な利用に取り組むパイロット活動を通じて、国境を越えて広がる地域における環境ガバナンスの強化に取り組んできた。2024年2月には、本案件の成果から、中米地域全体の生物多様性の保全と持続可能な利用、一貫性のある土地／生態系管理を実施するための政策提言を取りまとめ、中米・カリブ8か国の環境大臣会合に提出した。2024年から2025年前半にかけて、同提言を踏まえたSICAの地域環境戦略（2026-2030）策定作業が進められる見通し。
- ◎ **生態系を活用した防災・減災支援（ECO-DRR）により西バルカンイニシアティブに貢献【①③】**：機構は、2011年に北マケドニアにて「森林火災危機管理能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始して以降、北マケドニアを中心に域内における森林火災の取組や、生態系を活用した防災・減災（ECO-DRR）の取組を推進してきた。北マケドニアに続き2021年にはコソボ、モンテネグロでECO-DRR事業を開始。続いて2023年度は、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナでもECO-DRR事業に関する討議議事録（Record of Discussions：R/D）を締結し、西バルカン6か国中5か国にて事業を展開することとなった。2023年10月には北マケドニアにおける協力成果の共有を行うべく西バルカン各国を集めた国際セミナーを開催した。なお、西バルカン地域に対しては、日本主導により、EU加盟を目指す西バルカン諸国に対する経済社会改革の支援と西バルカン地域内の協力促進を目的とした取組である「西バルカンイニシアティブ」が進められており、機構の一連の支援は同イニシアティブに貢献するものとして位置づけられている。

- スケール及びインパクトの確保の観点から、「森から世界を変えるプラットフォーム」等を通じた民間企業を含む多様なステークホルダーとの連携として REDD+についての公開セミナーの開催及び GCF、CAFI 等外部資金・寄付金の活用を促進した。
- 森林伐採の警戒・監視に係る衛星画像・AI の活用を含め、自然環境保全分野における DX（デジタル・トランスフォーメーション）・STI（科学技術イノベーション）を促進する。
- UNFCCC/COP28 等においてケニア政府と共催で森林分野のサイドイベントを企画・実施し、これまでの日本による協力で開発途上国と共創してきた知見や経験等を発信・共有した。

(2) SDGs達成に向けた貢献

森林保全のための技術協力または円借款等を通じて、SDGsゴール15「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献。また、マングローブ・サンゴ礁保全のための技術協力等を通じて、SDGs14「海の豊かさを守ろう」の達成に貢献。さらに、これらの保全活動を通じて、SDGsゴール13「気候変動に具体的な対策を」の達成にも貢献。

(3) 事業上の課題及び対応方針

GCFやCAFIからの外部資金の導入等の連携案件の実施に継続的に取り組み、事業効果の更なるスケールアップを図るとともに、UNFCCC/COP28の結果を踏まえ、国際潮流に即し、オールジャパンでの貢献を加速させるべく、事業の案件形成と実施及び政府・民間・大学等様々な利害関係者との一層のネットワーク強化に取り組む。

No.4 ウ 環境管理

(1) 業務実績

- ◎ ロシアによるウクライナ侵攻により発生したがれきの処理を促進【①③】：ウクライナ「緊急復旧計画」（無償資金協力）及びウクライナ「緊急復旧計画フェーズ2」（無償資金協力）により、キーウ州、ヘルソン市、ハルキウ市、ドニプロ市、ミコライウ市向けに、破壊廃棄物を適切に処理するために必要な破砕機、ブルドーザー、ホイールローダー、ダンプトラック、ふるい機等の機材整備を支援した。また、ウクライナで初となるがれき処理仮置き場の設置・運営支援をキーウ州で開始した。さらに、東日本大震災からの復旧・復興の取組の経験や日本の災害廃棄物処理に係る制度や再生利用について参考にしてもらうべく、ウクライナ中央省庁及び自治体を対象とした本邦研修を実施した。研修員からは戦争と自然災害で違いはあるが、日本の廃棄物処理の経験をウクライナの復興に活用でき、特にがれきの処理技術や公的セクターと民間企業の協働で、がれきの再資源化、復興に活かす取組等を参考する旨意欲が述べられた。
- ◎ 小島嶼開発途上国（SIDS）間の連携により海洋プラスチック対策を促進【①②】：「カリブ海洋プラスチックごみ対策アドバイザー」（技術協力）及び大洋州地域「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト（J-PRISM）」（技術協力プロジェクト）により、カリブ共同体（CARICOM）と太平洋地域環境計画（SPERP）を巻き込み、海洋プラスチック対策に係る知見を共有するセミナーを開催し、2024年5月にアンティグア・バーブーダで開催される第4回小島嶼開発途上国に関する国際会議（SIDS4）に向けた、関係国の機運醸成につながった。地域機関の巻き込みにより、SIDSにおける共通課題に関する地域間での対話や経験共有の重要性が浸透し、地域レベルでの協力が促進されることが期待される。
- ◎ JICAクリーン・シティ・イニシアティブを通じた政策への貢献・連携の推進【①③④】：
 - ・ G7広島サミット、気候エネルギー環境大臣会合にて採択された付属文書「地方の気候変動に対す

るG7ラウンドテーブル」において、JICAクリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI）が日本政府の国際的な取組として明記された。同ラウンドテーブルは、G7各国による地方自治体の気候行動への支援策の共有を通じて、相互学習と政策改善を強化し、協調支援を模索する場として、新たに立上げられるもので、JCCIを通じた機構の取組が日本政府の環境・気候変動に係る政策に直接貢献するものとして位置づけられた。

- 2024年2月にJCCI国際セミナー2024をハイブリッド型で開催。海外86か国含む約850名が参加した。セミナーには、環境省、開発途上国政府、民間企業、地方自治体、大学、国内外のパートナーを招き、JCCIの実績及びネット・ゼロ、循環型社会の実現に向けた戦略・展開、グッドプラクティス、日本の技術・製品の紹介（企業ピッチ16社とオンライン出展12社）について共有と発信を行い、JCCIの目標である開発途上国の「きれいな街」の実現に向けて、日本政府、自治体、民間企業、大学、ボランティア、国際機関等との共創と連携を推進した。本セミナーは、環境省が昨年立ち上げたClean City Partnership Program（C2P2）に貢献するものであり、また、これらの環境省が進める官民連携プラットフォーム「環境インフラ海外展開プラットフォーム」との連携を強化するものでもある。
 - JCCIの活動や日本の協力成果への認知度向上、他ドナー及び機関との連携促進を図るため、開発途上国をはじめとする国内外関係者や一般市民を対象とした映像資料を製作し、NHK WORLD JAPANを通じて、2月21、22日の2日間に亘り、約160の国や地域で放送した。本資料は、バングラデシュ、南スーダン、ケニア、大洋州の廃棄物管理分野のプロジェクト及び本邦研修を取り上げ、機構の専門家や開発途上国関係者、対象地域の市民の声も交えながら、活動や成果を紹介する内容で、2月7日に開催したJCCI国際セミナー2024でも上映した。今後も、JCCIや機構の事業の広報資料として様々な機会に活用する。
 - 2023年11月（アフリカ地域8か国対象）、2024年1月（アジア・中南米地域8か国対象）にJCCIハイレベル課題別研修を実施。JCCIの理念を政策レベルへ反映させるべく、意思決定層への働きかけを行い、開発途上国での「きれいな街」の創造を促進する試みを開始した。アジア向けの研修では、北九州市の民間企業のピッチやADBの職員の研修参加等によりADBとの連携を促進した。
- 「アフリカのきれいな街プラットフォーム（African Clean Cities Platform：ACCP）」の活動促進：ケニア「循環型社会促進に向けた廃棄物管理能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の開始に先立ち、ケニア政府機関、民間企業・団体、NGO、ドナー関係者といったステークホルダーを巻き込むためのキックオフイベントを開催。「廃棄物の適正管理と拡大生産者責任（EPR）制度の効果的な実施」をテーマにしたワークショップには約70名が参加した。機構からは、新たに開始する技術協力プロジェクトやキアンブ郡カンゴキ処分場での取組の紹介、PeaceWinds Japanがカクマ難民キャンプで実施中のMRF整備及び中継施設実施事業、国連人間居住計画（United Nations Human Settlements Programme：UN-Habitat）がナイロビ市で実施中のMRF整備事業の進捗について報告するなど、ACCPを通じた知見の共有・発信が行われた。2024年3月に開始する技術協力プロジェクトでは、ACCP事務局であるUN-Habitatとの連携を通じて情報・知見の共有を行っていく方針としている。
- ベトナム「都市排水及び汚水処理の法的枠組及び管理の構築に係る能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では下水道に関する法整備支援を開始。また、マレーシア「E-waste管理システム実施プロジェクト」やタイ「使用済み自動車の適正管理に向けた包括的制度構築プロジェクト」（技術協力プロジェクト）にて廃棄物リサイクルのためのモデルづくりを通じて、政策レベルでの取組を推進した。
- ベトナム「バリアブントウ省環境配慮型及びIT活用型モデル工業団地管理経営能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じて、持続可能な工業団地化を促進し、循環経済にもつな

がる再生可能エネルギーの導入促進、廃棄物の減容化・利活用の促進等を通じて、気候変動にも貢献する事業を展開。国連工業開発機関（United Nations Industrial Development Organization : UNIDO）との連携や民間企業との対話を通じた共創を促進している。

- バングラデシュでは、従来の技術協力プロジェクトによる住民参加型の取組により、ダッカにて飛躍的にごみ収集率が向上。その成果を生かしつつ、廃棄物、大気等の課題にアプローチする JICA クリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI）に資する一体的な技術協力プロジェクトを進めている。

(2) SDGs達成に向けた貢献

ゴール6（水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保）：インドネシアやベトナム、インド、カンボジアでは、下水道施設整備事業を実施中。ベトナムでは、下水道事業者16名を日本に招聘し、能力強化研修を行った。インドでは、下水道施設から出る汚泥処理の促進を行うためのガイドライン策定を支援中。カンボジアでは、北九州市と連携し、プノンペン都の污水管理対策や無償資金協力で新設された下水処理施設の安定的な運転に資する支援を形成中。観光産業が発展しているネパールポカラ市やフィジー西部州やフィリピンダバオ市でも污水管理事業を展開中。チュニジアでは、同国の水資源保全や地域住民に対する安全な飲料水確保に寄与することを目的に、日本の技術・知見を活用した高度下水処理施設の整備を通じて、再生水の産業用水への活用を図る事業・運営権対応型無償資金協力事業を形成した。

ゴール11（持続可能な都市及び人間居住）：タイやモンゴルでは、PM2.5等の大気汚染メカニズムを解明し、汚染緩和を促進する事業を実施中。大洋州やバングラデシュ、スリランカ、モザンビーク、マダガスカル、南スーダン、ザンビアでは、都市の廃棄物管理改善のために、中央政府や自治体職員的能力強化を支援した。インドネシアでは、官民連携（Public-Private Partnership : PPP）によるレゴックナンカ廃棄物発電事業の促進のため、廃棄物収集や3Rを促進する事業を開始した。

ゴール12（持続可能な生産消費形態）：ベトナムでは建築廃棄物のリサイクル促進を支援した。また、ベトナムでは、クアンニン省ハロン湾で、環境保全を行いながら経済成長を実現するグリーン成長についての取組を実施した。

ゴール14（海洋・海洋資源の保全）：タイでは海洋プラスチックごみの発生源と拡散に関する研究を実施し、海洋プラスチックごみ抑制のための政策提言を支援中。さらに、海洋ごみに関するアドバイザー派遣を実施し、海洋ごみ対策の制度支援を実施中。スリランカでは、プラスチック管理に特化した事業を通じて、プラスチックのごみ量や減量化を支援中。また、カリブ地域5か国（ジャマイカ、アンティグア・バーブーダ、セントルシア、グレナダ、ガイアナ）では、プラスチックごみの海洋流出防止に向けて、各国での廃棄物管理の優先課題の特定、改善のためのパイロット事業を実施。各国の取組から得られた成果や教訓をカリブ地域及び大洋州地域に共有した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

「廃棄物管理の改善と循環型社会の実現」クラスターに加え、今年度新たに策定した「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」に係るクラスター戦略の下、各国においてこれら戦略に沿った案件形成を行い、国内外の様々なパートナーと連携し成果拡大を目指す。また、SDGsとのシナジー効果を発現させるために、開発課題とのトレードオフを解消するアプローチを検討していく。

No.4 エ 水資源・水供給

(1) 業務実績

- ◎ ウクライナに対して、可搬式浄水装置等を迅速に調達【①③】：ウクライナ「緊急復旧計画」（無償資金協力）による資機材調達を通じて、1日当たり83,000人への給水能力を持つ浄水装置4台、及び消毒装置1台、発電機4台が現地に到着した。また、給水車6台をウクライナに向けて輸送した。

同フェーズ2では、給水車、バックホローダー、ガスクロマトグラフィーの調達に関する契約を締結した。「緊急復旧・復興プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）では水タンク20基を調達し、ヘルソン市、ハルキウ市の上下水道公社が活用している。ハルキウ市は日本国民への感謝の気持ちを伝える動画をSNSで公開した。2023年6月に発生したカホフカ・ダムが決壊に伴う洪水被害に対応し、日本企業の製品である可搬式浄水装置と排水ポンプを迅速に調達した。

- ◎ **パレスチナに対する緊急支援【①③④】**：2023年10月に始まったパレスチナとイスラエルの軍事衝突に伴い、西岸地区のジェニン市においても水道施設が攻撃の被害を受けていることから、同市上下水道部に対して水道管網の修理に必要な資機材を供与した。課題別研修の帰国研修員に対するフォローアップ協力として実施したものであり、修理技術の向上を図るための実践的なワークショップも実施した。2月初旬時点で市内の水道管の8%にあたる13kmが被害を受けていたが、供与された資機材が復旧に活用された。同市はSNSにおいて、困難を極めている状況下での日本からの支援に対して、心からの感謝の意を表明した。攻撃は継続しているため、引き続き帰国研修員を中心とする同市上下水道部の職員が本資機材を活用し、迅速に復旧を進めて、市民への水供給を継続することが期待される。
- ◎ **機構が策定を支援した上水道マスタープランに基づき、他の開発パートナーがルワンダの首都キガリで水道分野の支援を展開【②③④】**：機構は、2019年から2021年までルワンダ「キガリ市上水道改善整備マスタープランプロジェクト」（開発計画調査型技術協力）を実施し、首都キガリの2050年を計画目標年次とした上水道マスタープランを策定し、優先プロジェクトのフィージビリティスタディも行った。同マスタープランで特定された優先プロジェクトの浄水場建設に対し、ハンガリー政府がマスタープランの完成とほぼ同時期の2021年11月に借款の供与を表明し、2023年7月に借款契約が締結された（52百万ドル）。同支援は、ルワンダにおけるハンガリー政府初の借款案件であり、ルワンダ水公社及びハンガリー政府からは、機構が支援したマスタープランの質の高さが迅速な融資決定に繋がったとの声が聞かれた。加えて、同じ優先プロジェクトの送配水施設整備にサウジアラビア開発基金が2023年10月に22百万ドル、OPEC国際開発基金が2023年11月に21百万ドルの借款契約をそれぞれ締結した。機構が策定に協力したマスタープランが、他の開発パートナーからの開発資金の動員につながった好事例となった。
- ◎ **本邦企業及び自治体の参画によるカンボジア・シェムリアップ市の浄水場の完成【①③④⑤】**：2023年5月にカンボジア・シェムリアップ市の浄水場が竣工した。2年後の2025年には安全な水道水の供給を受けられる人口が約16万人増加すると見込んでおり、現地では既に水道管の延長や接続者数が2019年比で2倍以上に増加している。新型コロナの影響で建設期間が延長されていたが、関係者の努力により困難を乗り越えて竣工した。カンボジアの水道に対する長年の日本の協力により、北九州市とのパートナーシップや日本企業に対する信頼が醸成されていたことを背景に、本事業は日本のコンサルタント会社と北九州市上下水道局がコンサルティングサービスを実施し、上水道施設の建設工事も本邦企業が国際競争入札を経て受注した。シェムリアップ市の水道に対しては、2000年に基本計画（マスタープラン）の策定に機構が協力し、この基本計画に沿って、まず地下水を水源とする運転・維持管理が容易で安価な水道施設を無償資金協力により2006年に建設した。その後、トンレサップ湖を水源とする6万m³/日の能力を持つ大規模な浄水場を建設し、市の発展に対応した段階的な水道の整備を行った。この間、カンボジア「水道事業人材育成プロジェクトフェーズ1～フェーズ3」（技術協力プロジェクト）による能力強化も実施しており、機構が持つスキームを総動員して、総合的な協力を展開してきた。2023年7月に現地を調査に訪れた参議院ODA調査団に対しても、「今回の新浄水場建設のほか、無償資金協力で整備された浄水場についても、市民は高い関心を持っており、満足している。カンボジアではポル・ポト時代に上水道施設は荒廃してしまったが、1996年に日本の支援が始まり、24時間の浄水給水が実現できた

ことは決して忘れておらず大変感謝している。」という説明があった。本取組は、日本政府による「熊本水イニシアティブ」（2022年4月）にも貢献する。

- ◎ **国を超えた学び合いを促進【①②③④】**：2013年8月に東南アジア、南アジアの10か国から28の水道事業体や省庁の幹部を招き、「第5回アジア地域上水道事業幹部フォーラム」を横浜市との共催により開催し、日本側参加者を含め、約500名が参加した。参加者が自国の取組を発表し、グループディスカッション等を通じて好事例の共有や意識改革につながる学び合いを実施したもので、日本政府による「熊本水イニシアティブ」に資する取組であり、日本からも5つの自治体が発表したほか、ファシリテーター等として多くの自治体関係者が参加した。横浜水ビジネス協議会との協働により、ビジネスセッション、ポスター展示、企業視察等を実施し、日本の技術や製品の紹介にもつながった。参加者からは、「自分の水道事業体がアジアでは先行していると考えていたが、近年急速に改革を進めている水道事業体他国にあることを知り、大変刺激を受ける貴重な場であった。」などと評価する声が上がった。2023年3月に開催した「サブサハラアフリカ上水道事業体幹部フォーラム」のフォローアップ活動として「UtoU Exchange」をオンライン会合の形式で4回実施した。また、このような学び合いの機会を高く評価したアフリカ側が、対面での開催を強く要望したため、2023年12月には国際水協会（IWA）主催の開発会議に合わせて、ルワンダにて対面でのフォローアップ会合を実施した。これらの会合には通算11か国16事業体から延べ人数98名が参加し、アフリカ域内の水道事業体間での経験、教訓の共有が頻繁に実施されるプラットフォームが形成され、機構の協力成果の水平展開につながった。
- ◎ **国際会議及び英文論文により、積極的に事業の成果を対外発信【③④】**：2023年12月にルワンダ・キガリで開催された国際水協会（IWA）主催の開発会議において、5件の発表を実施した。IWAは、世界165か国に約8,500名の個人会員、約530の団体会員を擁する、水分野で世界最大の組織であり、開発会議にも3,000名以上が参加した。ルワンダ（地方給水における民間セクター活用、無収水削減）、ボリビア（五感を用いた参加型水質モニタリング、低コスト水質モニタリング）、ネパール（地方都市の能力強化による水道サービスの改善効果）における協力の成果を発信したものであり、このうちネパールに関するポスター発表が、最優秀ポスターに選出され、主執筆者の国際協力専門員が表彰を受けた。このポスターは、ネパール「地方都市における水道事業強化プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）において実施した地方部の中小規模の水道事業に対する能力強化が、水道普及率、無収水率、営業収支比率などの改善というアウトカムレベルの成果につながったことを定量的に示したもので、機構の協力アプローチと成果が国際水協会から高く評価されたものである。また、パレスチナ・ジェニン市におけるプリペイドメータの導入の成果に関する英文論文を学術誌「Utilities Policy」で発表した。大口利用者の節水を促す効果により、配水管網の末端に住む貧困層等にもより公平な配水ができるようになり、料金徴収率も大幅に向上したことをデータによって立証したものである。国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所発行の報告書「信頼と開発協力—他者との関係性を未来に活かす—」において、「統合水資源管理と信頼；コチャバンバ県統合水資源管理能力強化プロジェクトの事例から」を発表した。
- ◎ **村落給水分野におけるデジタル技術活用等のイノベーションを積極的に対外発信【②③④】**：2023年6月に、351名が参加して開催された国際連合開発計画（United Nations Development Programme：UNDP）との共催オンラインセミナー「AFRI-CONVERSE」に登壇し、アフリカの水分野に対する協力を紹介するとともに、デジタル技術を活用した手押しポンプ用の従量制料金徴収システムであるSUNDAを紹介した。SUNDAを導入した5か所の村落では、水料金の徴収額が2.8倍に増加し、手押しポンプが故障すると修理をするために3か月～2年という長い期間を要していたものが、わずか数日に短縮された。2023年9月に、日本水フォーラム主催のオンラインセミナーの企画・実施に協力し、JICA海外協力隊である「水の防衛隊」（TICAD IVにおける福田総理のイ

ニシアティブ) の帰国隊員3名によるイノベーションを紹介した。紹介したイノベーションは、SUNDA、QRコードを用いた手押しポンプのモニタリングシステムの構築、現地で入手可能な材料を用いた水汲み容器の洗浄であり、デジタル技術の活用が含まれる。

- 2016年9月に開始した東ティモール「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト」(技術協力プロジェクト) が2023年12月に終了した。同プロジェクトでは、灌漑施設の維持管理システム強化を成果の一つとして、灌漑水管理、水利用組合 (WUA:Water Resource Association) 組織強化、施設補修等の活動を実施した。
- クラスター事業戦略「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」を策定し、公表した。JICAグローバル・アジェンダ「持続可能な水資源の確保と水供給」に含まれる2つのクラスター事業戦略のひとつであり、日本政府による「熊本水イニシアティブ」に資する取組である。また、2023年度計画に基づいて、本クラスター事業戦略に基づく案件形成を行い、フィリピンにおいて水資源政策アドバイザーの派遣を開始した。さらに、本クラスター事業戦略に基づいて統合水資源管理分野の協力を実施する担い手を育成するため、開発コンサルタント等を対象とした能力強化研修「実践的統合水資源管理」を開始し、初年度は10名以上が参加した。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- SDGsゴール6ターゲット6.1の安全な水供給に資する案件として、40件以上の資金協力による施設整備を実施中である。また、SDGsのモニタリングに定められているアクセス、利用可能時間、水質等の給水サービスを改善するため、水道事業のサービス改善や経営改善に係る支援として、30件以上の技術協力を実施中である。これらを通じて、SDGsの達成に向けて、自立的に資金調達を行い水道サービスの拡張や改善ができる水道事業体を増やすための協力アプローチに基づき、水道事業のサービス改善、経営改善に係る支援を実施した。また、SDGsの原則である「誰も取り残さない」を実現するため、村落給水及び衛生分野に係る支援として、5件以上の技術協力を実施中である。
- SDGsゴール6ターゲット6.4の水利用の効率化に資する無収水対策に重点的に取り組み、25件以上の技術協力プロジェクトを実施中である。日本の水道事業体は平均10%という世界的に見ても低い無収水率を維持しており、そのノウハウを活用した協力を展開している。
- SDGsゴール6ターゲット6.5の統合水資源管理の推進に資する案件として、ボリビアにおける河川流域管理、キューバにおける地下水等の水資源管理、フィリピンにおける統合水資源管理政策推進に関する技術協力を実施した。特に、現地で実際に問題となっている事象を取り上げ、ステークホルダーの合意形成の支援を通じた、ローカルコンテキストに則した問題解決を目指す取組を推進した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

日本政府が2022年4月に発表した「熊本水イニシアティブ」には、「今後5年間で約5千億円の支援を実施し、2030年のSDGs目標達成、2050年カーボン・ニュートラルの実現に向け、アジア太平洋地域をはじめとする世界の水関連の取組を加速化する」と書かれており、2022年8月に開催された第8回アフリカ開発会議 (Tokyo International Conference on African Development : TICAD8) でも「30都市で上下水道整備・管理能力強化を支援」という日本の取組が発表された。これらの国際公約の達成を目指し、JICAグローバル・アジェンダに基づく協力を推進する。

その際には、地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理の推進、及び自立的に資金調達を行って水道サービスの改善や拡張が行えるような「成長する水道事業体」の創出を目指し、保健、栄養、都市開発等の関連する分野とも協調して成果を拡大する。また、ウクライナ、パレスチナ等の人道的なニーズや復旧・復興ニーズにも機動的に対応する。

No.4 オ 防災・災害復興

(1) 業務実績

- ◎ **G7広島サミットの成果文書に機構が大きく貢献する仙台防災枠組及び防災投資が明記【①②】**：G7広島サミットにおける成果文書「G7広島首脳コミュニケ」において、機構が大きく関与する仙台防災枠組を推進する旨が明記されたほか、機構が進める防災への「投資」や「リスク削減」といった文言が盛り込まれた。災害発生後に対処するよりも、被害にならないように事前に対策を取ることが日本の災害対策の一番の特徴であり、機構は「防災投資」を通じた災害リスク削減を進めている。2015年の第3回国連防災世界会議の際に日本政府主導により仙台防災枠組が採択されて以降、機構が一貫して開発途上国の防災への取組を真摯に支援・実施していることを、各国政府ハイレベルに対して印象付けた。
- ◎ **自然災害に対する強じん性の強化を支援【①③】**：機構が進める事前防災投資を実現する取組として、インドネシア「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン（第三期）」（円借款）の借款契約（Loan Agreement：L/A）に調印した。本円借款により、防災分野の政策・制度の改善を後押しし、当国の災害対策への事前投資を促すと共に対応能力を高めることにより、災害に対して強じんな社会・経済の実現を支援する。また、フィリピンでは、災害リスク軽減・管理に係る政策アクションの実施を促進するとともに、災害発生後の復旧時に一時的に増大する資金ニーズに備えることを目的とした「災害復旧スタンド・バイ借款（フェーズ3）」（円借款）のL/Aに調印した。これらの取組は、日本政府が主導する仙台防災枠組にも貢献する。
- ◎ **災害後の復興支援を迅速に開始【②③】**：2023年2月に発生したトルコ南東部を震源とする地震に対し、既往の技術協力に復興支援の要素を組み入れ、国際緊急援助から復旧・復興支援のシームレスな協力を同年3月に迅速に開始した。また、SATREPS等を通じた良好な関係を踏まえて、土木学会、建築学会等とお互いに調査報告や情報共有を行ったほか、国内の災害復興の知見を有する兵庫県や仙台市等とも協力・連携する等、様々な機関・組織との連携によりトルコの復興を支援した。その他にも、2022年夏に発生したパキスタン洪水からの復興支援として、災害対応技術協力を初めて実施。シームレスに復興支援を実施したほか、2022年1月海底火山噴火により被害を受けたトンガでは、基礎情報収集・確認調査の結果を踏まえて、技術協力プロジェクトや無償資金協力を形成中。
- ◎ **防災・復興テーマ債の発行を機に多くのメディアに発信【③】**：関東大震災100年の機会を捉えて、防災・復興をテーマとしたテーマ債を発行した。この機を捉え、投資家向け説明会やマスコミ向け記者勉強会などを開催し、機構の防災協力とその成果を発信した結果、新聞記事等様々な形でとして取り上げられた。

(2) SDGs達成に向けた貢献

被災者数の削減に加えて、経済被害の削減を重視した案件形成を通じることで、仙台防災枠組のグローバルターゲットの達成、さらにはSDGsのゴール1（貧困削減）、ゴール11（持続可能な都市及び人間居住）、ゴール13（気候変動）等の達成に貢献。

(3) 事業上の課題及び対応方針

2023年5月の仙台防災枠組中間レビューの成果文書に、仙台防災枠組の実施において成果は出ているが、実施のスピードが十分でない、災害関連データへのアクセス、災害リスク削減事業の優先順位付け等の課題が列挙されており、機構もこれら課題解決に向けて、引き続き防災投資促進に資する事業の実施を継続・強化していく。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項

引き続きSDGsやパリ協定等の国際的枠組み等の我が国がイニシアティブを取る重要政策達成への貢献を念頭に置きつつ、地球規模課題の解決に貢献する事業の形成・実施を期待する。

特に、GCFの活用に向けて、今後もGCF事務局との調整等を通じて、迅速な事業形成・実施に努めることを期待する。また、民間企業との連携も視野に入れた外部資金へのアクセスの強化のため、GCFとの連携事業の検討やCAFIからの外部資金の導入等の連携案件に継続的に取り組み、事業効果の更なるスケールアップを図ることを期待する。

また、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が設定されたことを踏まえ、廃棄物管理や環境質改善などを含む分野において、国際潮流に即し、オールジャパンでの貢献を加速させるべく、事業の案件形成と実施及び政府・民間・大学等様々な利害関係者との一層のネットワーク強化に取り組むことを期待する。

国連水会議では、SDGs達成に向けた水分野での取組の大幅な拡充が必要とされ、日本政府が発表した「熊本水イニシアティブ」には、「今後5年間で約5千億円の支援を実施し、2030年のSDGs目標達成、2050年カーボン・ニュートラルの実現に向け、アジア太平洋地域をはじめとする世界の水関連の取組を加速化する」と書かれており、TICAD8でも「30都市で上下水道整備・管理能力強化を支援」という日本の取組が発表され、これらの国際公約等の達成を目指し協力を推進することを期待する。その際には、自立的に資金調達を行って水道サービスの改善や拡張が行えるような「成長する水道事業体」の創出を目指し、保健医療、栄養、都市開発等の関連する分野とも協調して成果を拡大し、加えて、ウクライナの帰還避難民支援等の人道的なニーズや復旧・復興ニーズにも機動的に対応することを期待する。

(2) 対応

日本がイニシアティブを取る重要政策達成への貢献を念頭に置きつつ、サモアにおける気候変動対策技術協力プロジェクトを始めとする新規事業の形成や既往案件を継続した。GCF受託事業2件について、初めてGCFからの受託資金ディスバースを受けて事業を本格開始したほか、新たな連携についてGCF事務局と調整を行った。また、2023年度を通じてCAFI資金の増額調整に取り組んだ結果、良好な事業進捗や成果が認められ、約4百万USDから約9百万USDへの増額が承認され、増額分5百万USDのうちの第一ランシエにあたる3百万USDの資金受領に至った。

廃棄物管理分野及び環境質の改善などの分野においては、日本の知見や技術を幅広く発信すべく、国内の様々なステークホルダー（環境省、民間企業、地方自治体、大学等）を巻き込む形でJCCI国際セミナーを開催し、開発途上国の課題の解決に向けて多様なパートナーとのネットワーク強化に取り組んだ。また、JCCIの映像資料を製作し広く世界に向けた発信を行ったが、こうしたツールを整備したことで、今後も様々な機会での日本の取組を広報することが可能となった。さらに、ケニアでのACCPワークショップは、個別案件の枠にとどまらず域内プラットフォームを通じた知見の共有に繋げるための準備活動として実施したものであり、今後のACCP活動の推進やTICAD9へ向けても重要な実績となった。個別案件では、チュニジアでは日本の技術・知見を活用した高度下水処理整備の事業・運営権対応型無償を形成した他、カンボジアでは北九州市と連携した污水対策事業、ベトナムでは民間企業との共創による環境にやさしいエコ工業団地の取組を推進した。

水資源・水供給の分野では、「熊本水イニシアティブ」に貢献する協力を実施するとともに、アフリカにおいては20都市以上で上下水道整備・管理能力強化を支援する協力を実施した。その際、クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」に基づいて自立的に資金調達を行って水道サービスの改善や拡張が行えるような「成長する水道事業体」の創出を目指した協力を行った。また、モザンビークにおいて栄養改善と連携した水供給分野の協力を実施したり、ネパール、タンザニア、マダ

ガスカルにおいて学校や保健施設にトイレや手洗い設備を整備したりするなど、栄養、教育、保健等の関連する分野と協調した成果を上げた。ウクライナとパレスチナに対して、人道的ニーズや水道サービスの復旧に必要な資機材の調達を機動的に行った。

No.5	地域の重点取組
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、G7広島サミット、日ASEAN友好協力50周年特別首脳会議、日ウクライナ経済復興推進会議、第2回グローバル難民フォーラム、TICAD7横浜宣言2019、TICAD8チュニス宣言、グローバルヘルス戦略、アジア健康構想、アフリカ健康構想、対ASEAN海外投融資イニシアティブ、PALM9の公約、対中南米外交・三つの指導理念
当該項目の重要度、困難度*	【重要度：高】

*重要度の設定理由は項目No.1からNo.5で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 /年	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
【指標5-2】 JICA国別分析ペーパー及び事業計画作業用ペーパーの新規策定・改定数	700件	140件	151件	145件	件	件	件
②主要なインプット情報（予算額/支出額 ¹² （百万円））*			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
東南アジア・大洋州			37,586/ 26,412	27,148/ 27,351			
東・中央アジア、コーカサス			6,059/ 5,552	5,636/ 5,909			
南アジア			18,247/ 12,112	13,093/ 14,294			
中南米・カリブ			10,359/ 8,214	8,108/ 8,626			
アフリカ			52,470/ 33,342	35,738/ 39,790			
中東・欧州			18,330/ 9,435	22,782/ 13,894			
全世界・その他			10,513/ 7,503	8,570/ 7,957			

*項目No.1～No.4に区分されない一部の支出額が項目No.5に含まれることから、No.1～4の支出額合計とNo.5の支出額合計は合致しない。

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3.（5）、中期計画：2.（1）⑤
年度計画 1.（5）地域の重点取組 ア 東南アジア・大洋州地域 - 東南アジアについては、FOIP 及び「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック協力のための共同声明」を踏まえ、地域の平和、安定及び繁栄に貢献することを目的に、ASEAN の自主性、自立性、一体性（統合の深化）を高める支援を強化する。 - 特に、ASEAN の一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進、陸・海洋の経済回廊に係る連結性強化、域内及び各国内の格差是正、海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、成長の歪みを克服する質の高い成長、脱炭素化に向けた気候変動対策、将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成、地域が抱えるぜい弱性への対応、保健医療分野を中心とした新型コロナ対策、ASEAN 共同体との技術協力協定に基づく地域的広がりのある技術協力の推進等を重点領域として支援する。 2023 年の日 ASEAN 友好協力 50 周年に向けて日本政府が発表した支援方針を踏まえ、また、2023

¹² 報告年度分の支出額は暫定値。

年中に開催される日 ASEAN 友好協力 50 周年特別首脳会議を念頭に、上述の各分野に加えて UHC をはじめとした保健、防災、サプライチェーン強じん化、デジタル技術、食料安全保障の強化といった幅広い分野での協力も強化し、また対外発信に努める。

- ・ ミャンマーについては、現地情勢や人道状況等を踏まえ、日本政府の方針の下、適切な対応を行う。
- ・ 大洋州地域については、新型コロナの影響を踏まえた保健医療分野への対応に加え、新型コロナの影響からの回復及び気候変動対策、自然災害等のぜい弱性の克服や緩和に向け、持続可能な発展に資するインフラ整備、貿易・投資や観光・農業分野の支援も実施する。更に、FOIPを踏まえた海洋インフラ、海上安全に加え、漁業資源管理や海洋環境の保全等を支援する。これらと併せて長期研修など人材育成・人的交流の支援にも取り組む。
- ・ 2024 年の第 10 回太平洋・島サミット（PALM10: The 10th Pacific Islands Leaders Meeting）を念頭に、2022 年 7 月の第 51 回太平洋諸島フォーラム総会で採択された「青い太平洋大陸に向けた 2050 年戦略」で示された重点項目も踏まえた事業の形成及び進捗を図る。
- ・ 限られたリソースの中で効果的な支援を実施していくためにも、2022 年 6 月に設立された「ブルーパシフィックにおけるパートナー」を含む他の開発パートナーとより緊密な意思疎通、連携強化を図る。

イ 東・中央アジア及びコーカサス地域

- ・ ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、若手行政官や技術分野の幹部人材・高度産業人材を中心とした人材育成、保健医療システムの強化を重点領域として支援に取り組む。
- ・ モンゴルでは、産業の多角化、渋滞緩和及び新ウランバートル国際空港の有効活用に資する協力に取り組む。
- ・ 中央アジア・コーカサス地域では、ウクライナ危機による地域経済、特にぜい弱層への影響を踏まえ、「カスピ海・中央回廊」をはじめ域内及び他地域との連結性強化に資する広域連携や、国内の格差の是正に向けた財政支援等に取り組む。従来の電力、運輸、農業、ビジネス振興、保健医療等を重点としつつ、質の高いインフラや DX、気候変動対策など日本政府の重要政策を踏まえた有償及び無償資金協力、さらには高度人材の育成や外国人材受入に資する技術協力の形成・実施を目指す。
- ・ 中国については、2022 年 3 月末で ODA 実施が終了した。今後は「日中両国が対等なパートナーとして、共に肩を並べて地域や国際社会に貢献する時代になったとの認識のもと、（中略）開発分野における対話や人材交流などの新たな次元の日中協力を推進する」（開発協力白書 2020 年版）という日本政府の考えを踏まえて、機構としての役割を果たしていく。

ウ 南アジア地域

- ・ 「強じんな社会システムの構築」に向け、「人間の安全保障」及び「質の高い成長」を両輪として、インフラ整備、貿易・投資環境整備、平和と安定への取組、基礎生活分野の改善、デジタル分野、気候変動や防災等の地球規模課題への対応等に係る協力を行う。
- ・ 協力にあたっては、質の高いインフラ協力、FOIP、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」、「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」等の日本政府が推進する政策を踏まえ、他ドナー・国際機関とも連携しつつ、多様な課題に対して技術協力・有償資金協力（円借款、海外投融資）・無償資金協力等のスキームを柔軟・有機的に組み合わせて案件形成・実施を推進する。
- ・ また、JICA 開発大学院連携等を通じた人材育成及びネットワーキングを継続・強化する。
- ・ アフガニスタン、パキスタン、スリランカ等、紛争や自然災害、債務問題等の影響を受けている国については、情勢を踏まえつつ、日本政府の方針の下、国際社会とも協調しながら、人道的な見地を踏まえた支援や復興支援、債務問題への対応等について適切に検討・対応する。

エ 中南米・カリブ地域

- ・ 新型コロナの拡大により大きな経済的・社会的影響を受けた地域であることに留意し、経済発展を

一層促進していくためのインフラ整備、防災・気候変動対策、都市環境問題や格差是正支援等を重点領域として協力を行う。

- 特に、ウィズコロナ、ポストコロナの社会・経済の復興と発展のための保健医療、教育、観光、農業・水産業、スタートアップ事業の支援を行うとともに、地球規模課題に対しては水素や地熱によるクリーンエネルギー支援、気候変動及び防災分野での支援を行う。
- また、中米の移民問題に関し、貧困、治安、災害等の共通課題への取組を後押しする事業の形成を進める。
- 米州開発銀行や世界銀行、中米統合機構（SICA: Sistema de la Integracion Centroamericana）、カリブ共同体（CARICOM: Caribbean Community）、米国等の域内開発パートナーとの連携枠組をいかした事業展開、DX の活用及び新産業の担い手等民間企業との協働、JICA 開発大学院連携を通じた中南米地域協力の核となる人材育成等を推進する。

オ アフリカ地域

- TICAD8「チュニス宣言」に基づき、「経済」「社会」「平和と安定」の 3 本柱を軸とした日本の貢献策に資する取組を進める。
- 具体的には、持続可能な社会基盤の構築（ディーセントワークに資する教育、産業開発、ACCP 等を通じた地球規模課題への対応）、UHC の達成を目指した強じんな保健医療システムの構築支援（感染症対策、研究拠点強化、母子保健サービス強化等）、強いアフリカ域内経済の構築（食料安全保障を含む農業開発、イノベーションを活用した民間セクター開発、GX の推進、地域経済統合の推進等）、平和で安全な社会の実現（サヘルやアフリカの角の平和と安定、債務健全化の推進、公正で包摂的なガバナンスの強化）に向けた事業を戦略的に展開する。
- その際、DX・STI の活用・推進、本邦民間企業や国際機関とのパートナーシップの強化、AU が推進する大陸横断的課題（アフリカ大陸アジェンダ）解決へのアラインメント、日本の開発経験の共有・知日派ネットワークの形成・強化等の分野横断的な事項にも取り組む。
- G7 広島サミット、TICAD30 周年等の外交行事の機会を捉え、上記取組に関する対外発信を行い、国内外の関係機関との連携強化を図るとともに、2024 年の TICAD 閣僚会合や 2025 年の TICAD9 に向けた準備を進める。

カ 中東・欧州地域

- 人間の安全保障の確保、包摂的な質の高い成長に向けて、複合的危機（地政学的危機、新型コロナウイルス危機、気候変動危機等）に対応する戦略的支援を遂行し、日本の政策・開発経験や日本らしさの共有を推進する。
- ウクライナについては、日本政府の方針の下、ウクライナ政府のニーズを踏まえつつ、三つの柱からなる支援、具体的には 1)国家基盤支援、2)ウクライナ避難民及び受入れ周辺国支援、3)復興・復旧支援、を迅速かつ柔軟に推進する。また、G7 広島サミット及び各種支援会合の機会をとらえて、これまでの成果及び今後の支援に関する発信を強化し、日本のプレゼンスを高める。
- トルコ南東部を震源とする地震については、現場のニーズを踏まえつつ、日本政府の方針の下で緊急支援から復旧・復興開発へのシームレスな支援を迅速かつ柔軟に推進する。
- エジプトで開催された COP27 の成果及びアラブ首長国連邦で開催予定の COP28 における議論を視野に入れつつ、気候変動対策に資する案件形成・調査を実施・継続する。
- 紛争の長期化により深刻化するシリア難民問題については、ホストコミュニティ支援及び JICA 留学生受入を引き続き実施する。
- 日本の政策・開発経験や日本らしさの共有の推進を図る取組として、JICA 留学生・研修員受入、JICA チェアの拡大・継続、日本の地方自治体との連携、エジプトにおける日本式教育の普及・定着等を図る。
- TICAD8 にて日本政府が発表した日本の貢献策の達成に向け、北アフリカ地域の案件形成及び実施を推進する。
- 日本政府の「西バルカン協力イニシアティブ」に基づき、防災、中小企業振興、環境等の課題への

各種支援を実施する。

定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

【指標5-1】地域の特性、地政学的な位置づけ、及び我が国の地域別公約・政策等を踏まえた開発協力の促進状況

3. 年度評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、以下4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、外交政策上の観点等から設定された重要又は困難度が高い目標の達成等）を満たしており、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

4. 業務実績

No.5 ア 東南アジア・大洋州地域

(1) 業務実績

- ◎ **新開発協力大綱に基づく「オファー型協力」の第1号案件開始【①②】**：2023年6月に閣議決定された新開発協力大綱にて記載されている「オファー型協力」の第1号案件として、カンボジア及びその国民が、安全、公平かつ安定的にデジタル化による恩恵を受けられる社会を実現することを支援する「デジタル経済社会の発展支援」を開始した。機構は、オファーする協力メニューの検討に必要な政策・戦略の検討、デジタル人材・産業の育成、政府として必要なサイバーセキュリティ対策、DFFT（Data Free Flow with Trust）の推進に関する情報収集・分析を実施した。また、日本政府とともに、本邦民間企業等のサービス・製品・ノウハウの活用可能性について意見交換を行う、官民ラウンドテーブル会議を開催した。会議では、日本政府より、オファー型協力及び対カンボジア協力メニューの概要を説明した上で、機構からは、情報収集・分析によって明らかになったデジタル技術の活用余地、課題が大きい領域について紹介した。
- ◎ **日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議の公約に貢献【①②③】**：2023年12月に日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議が東京で開催され、成果文書として「信頼のパートナー」を副題とする共同ビジョン・ステートメントが採用された。同文書は3つの柱で構成されており、そのうちの一つ「世代を超えた心と心のパートナー」においては、3年間で5,000人の人材育成を行う「JICA-ASEAN知の共創・連結性イニシアティブ」が取り上げられた。また、続く柱の一つである「未来の経済・社会を共創するパートナー」においては、機構の連結性強化の取組、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）に資する気候変動対策支援、オファー型協力や「民間資金動員促進型無償資金協力」の導入、海外投融資の一層の活用、中小零細企業・スタートアップ支援等、民間投資を促進する一連の取組が同文書に大きく貢献するものとして位置づけられた。最後の柱である「平和と安定のためのパートナー」においては、機構のサイバーセキュリティ人材育成等が、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に貢献するものとして位置づけられている。
- ◎ **円借款によりベトナムとタイを繋ぐカンボジアの経済回廊整備を支援【①③】**：2023年11月、カンボジアにて、フン・マネット首相出席のもと「国道5号線改修事業」（円借款）の完工式を実施した。また、同年6月には同5号線沿線地域の地方道路・橋梁を整備し、地域交通ネットワークの強化を行うカンボジア「地方道路連結性向上事業」（円借款）の借款契約（Loan Agreement：L/A）

に調印した。これら円借款で建設を支援する国道5号線は、ベトナムとタイを繋ぐメコン地域の南部経済回廊の一部であり、機構は総延長366 kmとなる協力区間の道路改修・拡幅、バイパス整備等を複数の円借款で支援している。本円借款は、道路ネットワークの改良により、輸送時間の短縮等、物流網の強化に資するものであり、物理的連結性の向上に貢献する事業として、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）における「多層的な連結性」の取組の柱に位置付けられている。なお本円借款に携わった本邦企業複数社が優秀な海外建設プロジェクトとして海外建設協会表彰「OCAJI プロジェクト賞」を受賞している。

- ◎ **タイ公的債務協力局との連携により初めてラオスに対する債務管理支援を実施【①②】**：深刻な債務問題を抱えるラオスを初めての対象として、タイの公的債務管理局（PDMO）及び関連機関の協力を得て、債務管理研修をラオスに派遣中の専門家とも連携した実施した。機構とタイ財務省との長期の信頼関係に基づく日本ならではのアプローチであり、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」にも資する取組である。また、ASEAN友好協力50周年の機を捉えた、域内安定化に向けた内発的な取組の側面支援としても意義が高い。また、アフリカ向けにも2月に実施。これは2022年度に続いて2回目。アフリカ諸国などは過剰債務を抱える国が多く、第7回アフリカ開発会議（TICAD7）「横浜宣言」では、公的債務管理の能力強化支援を掲げており、本研修はこの「横浜宣言」に貢献する取組と言える。
- ◎ **高所得国入りを控えた新興国のドナー化を支援【②】**：
 - ・ マレーシアは他の開発途上国向けに「マレーシア技術協力プログラム（MTCP）」を実施しており、機構は同プログラムと30年以上連携している。2023年度も100名以上の研修生をマレーシアに送り、マレーシア投資開発庁（MIDA）等により研修が行われている。また、マレーシア政府は、マレーシア版の国際協力機関設立を計画しており、機構は2024年1月に本邦研修を行う等、同計画を支援している。本取組は、2023年11月、12月の日馬首脳会談や、12月の首脳会談で合意した共同宣言文書でも言及される等、両国政府の関心が高い。
 - ・ インドネシアに対しては、日・インドネシアの第三国協力の更なる推進の一環として、2023年10月に機構とインドネシア国際開発庁（Indonesia AID）との間でMOUを締結し、機構本部にて開発援助事業の企画・実施手法に係る研修を実施したほか、東ティモールに対する第三国協力として、インドネシア国際開発庁による東ティモールへのミッション派遣に協力するなど、本格的に支援している。
- ◎ **機構が支援した機関のCEOが旭日中綬章を受賞【②④】**：2023年4月にマレーシア貿易開発公社（MATRADE）のワン・ラティフ元CEOが旭日中綬章を受賞した。MATRADEは長年機構との連携により、他の開発途上国を対象とした第三国研修を実施しているが、その功績が日馬関係の強化に貢献したものとして評価されたもの。MATRADEは、機構が過去設立を支援した組織であり、支援後も独自に研修を拡充してきている。MATRADEでの研修は、アフリカからの研修員にも好評で、同じ時期に独立した開発途上国から得られる知見が評価されている。
- ◎ **日ASEAN技術協力協定に基づく技術協力プロジェクト第1号案件を開始【①②】**：機構は、日ASEAN技術協力協定に基づく技術協力プロジェクトの第1号案件「ASEAN地域のサイバーセキュリティ対策強化のための政策能力向上プログラム強化プロジェクト」を日本ASEAN友好協力50周年の節目である2023年6月に開始した。全世界的な脅威・課題となっているサイバーセキュリティについて、ASEAN地域全体の能力強化を図る。これまでは、ASEAN地域全体を対象とした技術協力をを行う場合、各国と個別に合意して行う必要があったが、2019年に日ASEAN技術協力協定が締結され、ASEANとの合意に基づく技術協力を行うことが可能となった。ASEANに対する技術協力により、各国の能力強化のみならず、ASEANの一体性・中心性の強化によるASEAN共同体の発展に貢献することが期待されており、ひいては、地域の連結性の強化を通じた自由で開かれたイン

ド太平洋の実現にも資することが期待される。オープニングセレモニーには、日本から国家安全保障・サイバー政策担当大臣も参加し、日本とASEANの友好協力関係のさらなる強化を確認・発信する機会としても、有意義なものとなった。また、続いて2024年1月には第2号案件となる「ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援プロジェクト」を開始した。同プロジェクトにより、農産物の安全確保や農業経営の安定化を図り、食料安全保障を強化する。両プロジェクトは、2023年9月に日本政府が発表した「包括的連結性イニシアティブ」の推進に資することが期待される。

- ◎ **インドネシアの国家プロジェクトである新首都開発を支援【③】**：インドネシア政府は2045年までに新首都へ完全移転することを目指しており、一部政府機能については2024年に移転する計画。機構は、インドネシア公共事業大臣からの要望に基づき、2022年6月より新首都でインドネシア政府が実施する基礎インフラ整備の施工品質向上支援を行う「新首都開発に係る情報収集・確認調査」を開始。同調査は、インドネシア公共事業大臣より支援への多大なる感謝及び支援に対する強い延長要請を受け、2024年8月に行われる予定の新首都での独立記念式典迄支援を継続実施予定。2023年5月にはインドネシア新首都庁と協力覚書（Memorandum of Cooperation : MOC）を締結の上、国家開発企画庁が今後策定する新首都と周辺の既存都市を含む広域地域開発計画支援に向け「新首都を含む東カリマンタン州の地域・都市開発支援に向けた情報収集・確認調査」を開始した。また、新首都開発への投資に関心を有する本邦企業向けの参画を促進するセミナーを複数実施したほか、本邦企業向けのスタディツアーを実施し、本邦メディアにも大きく採り上げられた。2023年3月、11月、12月には機構がこれまでの調査で得た情報を元にセミナーを開催、12月のセミナーでは500名以上が参加した。セミナーにおけるアンケート結果から、参加者のインドネシア首都移転への関心はセミナー出席前後で上昇したものの、参加企業からは投資検討に際するハードル等に関する意見も寄せられ、これら課題を含めアンケート結果をインドネシア政府関係機関に共有した。さらに、インドネシア国家開発企画庁の大臣の要望を踏まえ、10月に横浜市の都市開発・下水の経験を共有するワークショップを開催した。
- ◎ **インドネシアから日本への労働者送り出しに貢献【①②④⑤】**：機構は、2023年9月から「外国人材受入・送出促進アドバイザー」を派遣し、責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）の仕組みを活用した日本の就労情報発信、日尼官民関係者のプラットフォーム構築支援等を実施。また、ボランティアによる日本語教育及び草の根技術協力「技能実習生の帰国後就農・起業支援を通じた人材還流促進プロジェクト」を実施し、技能実習生が日本で得た経験を活用し、帰国後に就農・起業につなげるための訓練プログラムを提供した。さらに、日本語教育支援の内容を検討するための調査も開始している。インドネシア政府は、今後5年間で7万人の特定技能含む合計10万人の労働者を日本に送ることを目指しており、同取組を支援するもの。2023年11月には、尼労働省との共催により、日本への技能労働者（技能実習／特定技能）の質の向上と裾野拡大に向けた「インドネシア・日本人材フォーラム2023（以下、「フォーラム」）」を開催した。日本からは、在インドネシア大使を始め、9つの省庁・政府機関と17の民間機関、尼側からは労働大臣を始め、12の省庁・政府機関と38の民間機関、国際機関から国際労働機関（International Labour Organization : ILO）、総勢約230名が参加する等、関心が高く、インドネシア側からは、次回日本での開催が強く希望されている。尼メディアで40近い記事が掲載され、日系メディアでも報道される等、両国での関心も高い。
- ◎ **脱炭素マスタープランや再生可能エネルギー普及支援によりインドネシアの脱炭素化を促進【①③】**：インドネシアは2060年までにカーボン・ニュートラルを達成することを目指しており、機構は同取組を進めるためのインドネシア国営電力会社向けの脱炭素マスタープランの策定支援を開始した。同国のカーボン・ニュートラル・ロードマップに沿ったマスタープランが策定され、

それに向けたアクションプランが策定されるという成果が期待される。インドネシア初の官民連携（Public-Private Partnership：PPP）廃棄物発電事業となる西ジャワ州レゴックナンカ廃棄物発電事業の組成を支援し、落札事業者の選定が実現。さらに、ASEANエネルギーセンター（ACE）との間でASEAN地域における電力連結性を推進する為の調査やエネルギー戦略の策定支援を行うMOUを締結する等、脱炭素化に向けた取組を総合的に支援している。

- ◎ 「トモダチ」と命名された空港が開業【①③④】：パプアニューギニア「ナザブ空港整備事業」（円借款）は、パプアニューギニアの第二の経済都市レイ近郊において、国際空港の建設を支援するものであり、同空港は、両国の友情の証として「ナザブ・トモダチ国際空港」と名付けられた。2023年10月に開催された開港式典では、マラペ首相をはじめ多くのパプアニューギニア政府閣僚等の現地関係者と、日本からは堀井外務副大臣はじめ外務省関係者や日本国大使が参加し、首相から同空港完成の謝辞と日本に対する厚い信頼と感謝の言葉が述べられた。同空港はパプアニューギニア内の産業・物流の拠点として、急増する空港旅客需要への対応及びポートモレスビー国際空港に次ぐ同国の基幹空港として同国全体の経済成長の促進に寄与することが期待される。
- ◎ UN-Womenとの連携により水産施設の建設から運営まで支援【②④】：パプアニューギニア「アロタウ市場及び水産施設改修計画」（無償資金協力）では、アロタウ市場の施設、衛生設備、排水設備、小規模係船岸壁等の整備を行った。また、マーケットのマネジメントにノウハウを持つUN Womenと協力し、施設完成後にUN Womenの支援で料金徴収システムの導入と技術指導が実施された。その結果、料金の徴収率が向上し、売上額が2021年時点で516,892 キナ（約2,100万円だった歳入が2022年には621,955キナ（約2,500万円）に増加するなど、市場の継続的な運営体制の構築に貢献した。また、本市場は、2023年4月に国立水産公社が開催したMarket Convention 2023でCleanest and Hygiene AwardとOverall Performance Awardの2つ賞を受賞する等、パプアニューギニア政府からも高く評価されている。
- ◎ 円借款の施工が評価されOCAJIプロジェクト賞を受賞【④】：ラオスの完工済み円借款「ナムグム第一水力発電所拡張工事」のLot 1（土木工事）を受注した本邦企業が、優秀な海外建設プロジェクトを表彰する海外建設協会（OCAJI）表彰「OCAJIプロジェクト賞」を受賞した。ナムグム第一水力発電所事業は、日本が建設当時から半世紀以上に渡り支援を続けてきた歴史ある二国間関係の象徴的な事業。本事業は、稼働中の既設水力発電所の拡張工事のため、水中に仮締切を設置の上、既設ダム堤体に穴開けを行う施工方法を東南アジア地域で初めて適用した。また、既設発電所に近接する非常に狭い空間での施工が必要で、技術的に難易度が高く、施工上の工夫を要する工事であった。また、緊急放流による作業ヤードの水没、新型コロナウイルス感染症の発生による労務不足・材料調達の遅れなど様々な問題が発生する中、無事故無災害で竣工した。
- ◎ タイ及びアメリカ合衆国国際開発庁（United States Agency for International Development：USAID）と連携した研修により日米メコン電力パートナーシップに貢献【①②】：第三国研修「配電システムのスマート化」において、タイ及び日本からこの分野に精通した一流講師陣による講義を実施したほか、米国USAID Southeast Smart Power Program(SPP)による講義を実施した。本第三国研修は、日米タイの連携による、質の高い研修プログラムであり、2019年のASEAN外相会議において発表された日米メコン電力パートナーシップ（Japan-US Mekong Power Partnership：JUMPP）に貢献するもの。"
- ◎ 日米豪タイ4ドナー合同ミッションにより4か国戦略対話に貢献【①②】：4か国戦略対話（Quadrilateral Security Dialogue: Quad）をリードするUSAIDアジア地域事務所、オーストラリア大使館に加え、タイ外務省国際協力局（TICA）と共に、機構は、チェンライ県に合同ミッションを派遣し、人身取引対策に関する互いの取組やネットワークの共有や現地関係者との協議を実施し、

ミッションの成果として更なる連携強化を明示した4ドナーでの共同プレスリリースを発信した。タイは周辺地域を管轄する広域機能を持つ国際機関が多く、同機関との連携を強化することにより、広域課題への更なる貢献が期待される。

- ◎ **フィリピンの閣僚6名が参加するセミナーの開催を全面支援【②④】**：2023年8月に、機構が全面支援のもと、フィリピン政府主催で、PPP事業及びマハルリカファンド（注：マルコス政権が新たに設置発表した同国初の政府系ファンド）の概要説明と投資促進を目的としたセミナーを開催。フィリピンからは来日中の閣僚級6名が出席し、同国政策・経済概況、政府ファンドの紹介、各分野事業方針の説明を行い、聴衆として本邦民間企業、政府関係機関他から約100名の参加を得た。機構はフィリピン事務所長による発表、理事による閉会挨拶等を通じ貢献。6名のフィリピン政府閣僚級が一堂に会して本邦企業等に対してセミナーを開催するのは非常に稀な機会であり、フィリピン政府の重要施策となるマハルリカファンドに関して日本国内で情報提供を行う機会を設けたことについて、フィリピン政府より高く評価された。
- ベトナム国家主席が日越外交関係樹立50周年を機に訪日。日越共同声明を発表し、包括的戦略的パートナーシップへの格上げ、FOIPの実現に向けた取組推進、主要なODAや投資案件で更なる連携を確認した。また、訪日に際し、国家主席が過去に青年招へい（現在の青年研修）に参加した際のホストファミリーらを赤坂迎賓館に招いて朝食会を開催し、26年ぶりの再会を実現。研修事業を通じた人と人とのつながり、日本文化に触れることが、親日派・知日派となることに影響を与えたエピソードとなった。本事業を通じ、開発課題解決への取組に資する知識・意識の醸成に加え、日本の文化を学んだことは国家主席にとってとても忘れがたい経験であったことが伺え、周囲の若手や子息にも国際交流への参加を促し、次の世代の育成促進にもつながっている。
- インドネシアの都市高速鉄道（Mass Rapid Transit : MRT）南北線は、フェーズ1で日本の技術・知見を十分蓄積したMRT運営会社（MRTJ）により、ホーチミン、ダッカなど他国のMRT運営会社の能力強化のための研修などを実施、日本の技術・知見の横展開を図っている。また、6月に天皇・皇后両陛下が訪尼された際にも、日尼協力のフラッグシップ案件としてMRT南北線を視察している。
- ASEANの一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進への協力を行うとともに、ミンダナオ和平など地域が抱えるぜい弱性への対応、ベトナムへの新型コロナウイルス感染症対応支援借款等により新型コロナ対策にも引き続き取り組んだ。
- ミャンマーにおいては、難しい情勢が続く中、日本政府の方針を踏まえた対応を継続し、人道支援や民間人材の育成支援等について検討・実施を進めた。
- 大洋州地域については、2024年2月の太平洋・島サミット（Pacific Islands Leaders Meeting : PALM）の中間閣僚会合において、第9回PALM（PALM9）のフォローアップとして約6500人の人的交流・人材育成を支援したことが上川大臣より発表された。機構でもこの点について研修員受入や専門家派遣等を通じて、一定数の貢献を実施した。
- 2022年7月の第51回太平洋諸島フォーラム総会で採択された「青い太平洋大陸に向けた2050年戦略」で示された重点項目も踏まえた事業の形成及び進捗に関して、同戦略でも「唯一最大の脅威」とされる気候変動に関する取組として、エネルギー・環境協力や島嶼国における防災能力の向上の協力など積極的に同分野協力を推進した。
- 2022年6月に設立された「ブルーパシフィックにおけるパートナー」を含む他の開発パートナーと

より緊密な意思疎通、連携強化を図る一環として、太平洋地域インフラ機関（PRIF）を通じて大洋州におけるインフラ協力に関するドナー連携・協調取組について積極的発信を実施した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

東南アジアでは、2023年12月に開催された日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議で採用された成果文書である共同ビジョン・ステートメント及び実施計画を踏まえ、幅広い分野で信頼の構築と共創の推進を意識した協力を強化し、対外発信にも努める。急速に変化する同地域の新たな開発ニーズに柔軟に対応するため、民間企業をはじめとする内外関係者との連携を強化する。なお、世界的な物価高騰や急速な円安により、特に実施中の円借款及び無償資金協力の事業費が増大傾向にあることが課題である。また、インフレや通貨安を抑えるため金融を引き締める国が増え、経済成長が鈍化するリスクが高くなっている。このため、各国の旺盛な開発ニーズに柔軟に応えるとともに、マクロ経済やそれに付随する社会経済状況を注視し、経済安定化への支援を含めた協力を引き続き実施する

太平洋島しょ国は、狭小性、隔絶性、遠隔性といった、島しょ国特有の課題・ぜい弱性を抱え、広大な排他的経済水域（EEZ）の管理・モニタリング、水産資源管理、気候変動による海面上昇や自然災害に強いインフラの整備、保健医療体制の強化、強じんて安定的な成長に必要な財政基盤の強化や産業の多角化などへの対応が喫緊の課題となっている。特にコロナ禍からの復興や、紛争等世界情勢変化による複合的危機に伴い、小島嶼国の脆弱性から資源価格高騰や物価上昇の影響が大きく出ており、依然として太平洋島しょ国では経済的に大きな影響を受けている。こうした中、2024年2月のPALM中間閣僚会合の結果を踏まえて、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の実現に向け、PALM9重点課題の流れを踏襲しつつ、「2050年戦略」及び「2050年戦略」実施計画との整合性を保つ形で二国間及び太平洋地域機構評議会（CROP）関連機関を通じた地域枠組みに基づく協力に取り組んでいく。

No.5 イ東・中央アジア及びコーカサス地域

(1) 業務実績

- ◎ **機構が支援した留学生の多くが閣僚に就任【①③④】**：2023年9月に就任したキルギス国エネルギー省副大臣、同11月に就任した教育第一副大臣は、過去機構が実施する留学生事業によって日本で学んだ経験を有している。これまでに法務省や文化・情報・観光省の大臣職2名、副大臣職は10名以上輩出しており、また大臣・副大臣に限らず中央省庁で部長、課長級の要職を占める帰国留学生が非常に多く、帰国留学生の能力がキルギス政府に高く評価されている。2023年11月に訪日したジャパロフ大統領と岸田首相の面談の際にも、機構の留学生事業に対する謝意が示された。
- ◎ **中小零細企業の金融アクセス改善により経済成長に貢献【②③】**：機構は2023年10月に、ウズベキスタン「中小零細事業者支援事業」（海外投融資）の融資契約に調印した。ウズベキスタンでは、中小零細企業はGDPの約54%、就労人口の約78%を占め、同国経済にとって非常に重要な役割を果たしているものの、同国内において銀行から貸付を受けることができる中小零細企業は約22%と低水準に留まっている。本事業は、ウズベキスタンの中小零細企業の金融アクセスの改善を図ることで、同国の持続的な経済発展に寄与するもの。また、機構は2024年3月にカザフスタン「中小零細事業者支援事業」（海外投融資）の融資契約に調印した。カザフスタンにおいても、中小零細企業が重要な役割を果たしており、GDPで33.5%にのぼるほか、就労人口の44%が中小零細企業に所属している状況であり、本事業を通じた金融アクセスの改善により、カザフスタンの経済成長に寄与する。
- ◎ **協力の成果をモンゴルが継承・独自展開【①②④】**：モンゴルでは、2006年から2013年まで「子どもの発達を支援する指導法改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施した。本プロジェクトの成果はモンゴル関係者により受け継がれており、教員研修や日本スタディーツアーが継続されている。2013年からの10年間で約5,700人（国内研修約3,500人、オンライン研修約2,000人、訪日研修192人）が

研修に参加した。加えて、国際学会であるWorld association of Lesson Study(WALS)においても、過去10年でモンゴルから21人が発表の機会を得た。また、日本の大学との共同研究も進んでおり、モンゴル側関係者が設立したNGO「モンゴル授業研究協会」が2023年11月に日本を訪問した。2023年5月には、プロジェクト終了後10年の機を捉え、機構はモンゴル国内の授業研究大会の開催を支援した。同イベントにはモンゴル教育・科学大臣が参加し、オープンイベントにおいて本授業研究に係る大会はモンゴルの優先課題の改善に資するものと述べられる等、高く評価された。機構の技術協力プロジェクトを契機として、モンゴル側が独自に研究・活動を展開し、子どもの学びに還元し続けている好事例の一つといえる。

- ◎ **JICAチェアが単位認定される正式な講座として開設【①③④】**：機構がモンゴル国立大学に対してJICAチェア講座の開設を支援した結果、単位認定講座として正式に開設された。また、同国立大学に対し、2023年5月と10月に日本人講師による特別講義を計3回実施、累計314名の学生及び研究者の参加を得た。また、モンゴルでは国会議長により「日本のように発展しよう」というイニチアティブが進められており、国の政策レベルにおいても、日本の開発経験に学ぶ姿勢は高い。政策レベルの協力として、国会関係者からも高い評価を受けており、JICAチェアの講師の来訪の機会を捉え、モンゴルの国会関係者を対象とした勉強会を2023年に3回実施し、累計167名の国会議員、関連省庁幹部の参加を得た。
- ◎ **モンゴルでスタートアップ支援プログラムを本格化【①②④】**：2023年8月から12月にかけてモンゴルウランバートルにて、モンゴルの社会課題解決を目指した革新的な事業に取り組むスタートアップに対する支援プログラム「MONJA Startup Accelerator Program 3」を実施。MONJAは、モンゴル通信事業の大手でKDDI株式会社傘下のMobiCom Corporation社、モンゴル日本人材開発センターと機構が共催する在モンゴルのスタートアップ向けのアクセラレーションプログラムで、2023年度に実施した第3回イベントには80社を超える応募があり、そこから厳選された3社のスタートアップに対して、3カ月間のハンズオンサポートを提供した。2023年12月には、ファイナルデモデイが開催され、日本のベンチャーキャピタリスト等も含む投資家に対して、採択された3社がピッチを実施、その後、過去のMONJA採択企業も交えてのネットワーキングイベントを実施した。また、2023年6月には、東京と福岡にて、モンゴル発スタートアップピッチイベントを開催。Fintech、AI、ヘルスケア、ブロックチェーン等のモンゴル発スタートアップ8社が来日し、日本の企業・投資家に向けてビジネスピッチを実施。2会場あわせて約140名の民間企業・投資家が参加した。同イベントに合わせて、モンゴルデジタル・通信開発大臣も来日し、モンゴルのICTスタートアップ・エコシステムについて紹介するなど、モンゴルからも一連のイベントに対し高い評価と関心が寄せられた。
- ◎ **社会課題解決に向けた共創を促進するイノベーションイベントを開催【①②】**：2023年8月から、「Mongolia Open Innovation and Co-Creation for SDGs (MICS) 2023」を実施。MICSは、モンゴルの社会課題解決及びSDGs達成に向けて、日モ両国の産官学の幅広い関係者が、技術、アイデア、資金等を持ち寄り、イノベティブな解決策を共創し、協働で取り組むことを支援するプログラムであり、本年新規に立ち上げたもの。キックオフイベントでは、多数の参加者により提案されたアイデアから10の協働チーム（日モ合同チーム含む）によるプロジェクトが選ばれ、外部スポンサー等から支援を得つつ、環境・教育・障害者支援・農業・交通・雇用・保健等の幅広い分野の社会課題の解決に向けて取り組んでいる。また、2023年6月と12月に、ウランバートルにて、日本とモンゴルの高専生や大学生を対象としたDXビジネスコンテスト「DXCUP」を開催。モンゴルと日本の学生がモンゴルの社会課題解決に向けてともに考えて、ビジネスプランコンテストを行っており、モンゴルのみならず日本の学生の国際感覚を養う点でも大きく貢献した。本イベントは、モンゴルと日本企業による協賛金により運営されており、機構はこれまでモンゴルで構築してきた民間企業や政府機関との信頼関係をもとに、運営面を支援する形で参画した。6月大会では、

モンゴル全国の職業訓練校、日本式高等専門学校、大学等の学校から計40チームの応募があり、モンゴルの10チームと日本の大学からの2チームの計12チームが、本選に出場。12月大会では、計57チームの応募があり、モンゴルの9チーム、和歌山大学とモンゴル高専の合同1チーム、北海道の3チームの計13チームが、本選に出場した。その他、2023年8月にはウランバートル市で「日本・モンゴルビジネスフォーラム2023」を開催した。両国の関係者に登壇いただき、ビジネス輸出振興、貿易・投資促進、SDGsビジネス、ICT・デジタル産業振興、イノベーション等をテーマに経験共有、意見交換を行った。日本から約100名、モンゴルから約400名が参加した。

- ◎ **市場経済化に向けた改革促進により民間セクター開発とともに脆弱層の保護を推進【①②】**：
2024年2月にウズベキスタン「持続可能な経済社会開発支援プログラム・ローン」（円借款）のL/Aに調印した。本円借款を通じ、世界的な経済危機の影響を受けているウズベキスタンに対して、民間セクター成長のための制度構築・環境整備強化、国有企業の管理強化に加え、社会の包摂性や安定性の強化のための取組を支援することにより、ウズベキスタンが進める市場経済化に向けた改革を後押しするとともに、脆弱層の保護を推進する。具体的には、民営化法の制定による手続きの透明性強化や通信事業者の民営化等を支援することによる投資促進、社会保障制度の効率化・透明化や女性の活躍促進といった効果が期待される。世界銀行の財政支援の枠組みに参画するかたちで協調融資を行うことにより継続性のある抜本的な改革への貢献が可能となる。
- 開発分野における対話や人材交流等、ODA終了後の新たな日中協力関係を推進するため、中国の国際協力所管組織である中国国家国際発展合作署（CIDCA）との間で、第1回JICA-CIDCA実務交流セミナーを行った。
- モンゴルでは、産業の多角化に対する協力、及び新ウランバートル国際空港の有効活用の検討を進めた。
- 中央アジア・コーカサス地域では、ウクライナ危機による地域経済、特に脆弱層への影響を踏まえ、国内の格差の是正に向けた財政支援や、経済制裁下のロシアを通らない代替物流ルートである「カスピ海ルート（中央回廊）」における運輸や税関の能力強化を通じた物流機能強化支援に係る調査のほか、中央アジアの電力系統の広域連係・電力取引についての調査、また地域観光開発に係る研修など域内及び他地域との連結性強化に資する広域協力に取り組んだ。

(2) 事業上の課題及び対応方針

東・中央アジア及びコーカサス地域は、新型コロナウイルス感染拡大収束後も対外債務問題・財政赤字等の課題を抱えるとともに、ウクライナ情勢激化・問題長期化により食料やエネルギー供給など同地域の社会経済面で大きな影響を受け、より自立的で安定した社会・経済システムが必要となっている。また、複数の域外大国が中央アジア諸国との首脳級会合を初開催する等、近年の世界情勢の影響から地政学的な注目も高まっている。これらを踏まえつつ、マクロ経済状況や社会状況等を注視し、民間主導の経済活動の活性化、産業の多角化、域内外の連結性強化、高度人材育成等の取組を通じ効果的な開発事業の実施に努める。

No.5 ウ南アジア地域

(1) 業務実績

- ◎ **インドに対し過去最高額の円借款を承諾【①③】**：2023年度のインド向け円借款承諾額は、下記案件を含めて13件、8,093.85億円に上り、前年度を上回る過去最大の承諾規模となった。うち、インド「テランガナ州における起業・イノベーション促進事業」（円借款）（2024年2月L/A調印）は、テランガナ州において、若者や女性、地方住民等の幅広い層を対象に、起業や事業拡大に係る能力強化、試作品製作施設・シェアオフィス等のインフラ整備といった支援を行うもの。州内

の社会課題解決に資する事業を行いたいスタートアップ・企業をインドだけでなく日本からも募り、起業アイデアの実証、事業化を支援するなど、日印双方の産業競争力強化や社会課題解決に資する案件となる。また、インド「ナガランド州コヒマ医科学研究機関附属医科大学病院設立事業」（円借款）（2024年2月L/A調印）は、ナガランド州の州都コヒマにおいて、州内初となる医科大学病院を建設するものであり、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）とアクト・イースト政策（Act East Policy）が収斂する地域として戦略的重要性が高い北東部地域向けの支援である。遠隔医療システムの導入や人材育成体制の整備などのソフト面の支援も行い、同医科大学病院を中核とした同州における包括的な医療サービスの改善を目指す。

- ◎ **過去最高額の円借款を通じ高速鉄道建設を加速【①②⑤】**：2023年12月にインド「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業（第五期）」（円借款）のL/Aに調印した。同事業は、先行の円借款による支援を通じて建設が本格化しており、加速する建設の資金需要に対応して、機構としては過去最高の4,000億円を承諾した。現在、先方実施機関による契約済みの18の建設契約に基づき、508kmの区間で建設が進められている。本事業には、日本の新幹線システムが採用されており、最高時速320kmでの安定走行を可能とする精密な軌道敷設を実現するため、現地で（一社）海外鉄道技術協力協会（JARTS）による技術研修を開始した。また、JR東日本（株）の協力により、高速鉄道公社の総裁アドバイザーとして幹部を専門家として派遣しているほか、8か月以上にわたる新幹線整備の現場でのOJT研修を実施している。
- ◎ **インド最長の海上道路が開通【①③④】**：2024年1月、インド第一の経済都市ムンバイで「ムンバイ湾横断道路建設事業」により建設が進められてきた全長約22kmの海上道路が開通した。これにより半島の先端に位置し都市開発の余地が少ないムンバイ中心部と、経済特区や新空港の建設が進む対岸地域の移動時間が、従来の1時間超から20分弱に短縮された。建設には、日本で多くの実績があり、支柱間の距離を長く設けられる鋼床版箱桁の技術がインドで初めて用いられ、日本企業を含む企業連合が受注した。ムンバイ市民数万人が参加した開通式には、モディ首相や在インド特命全権大使も参加した。モディ首相は、ムンバイ湾横断道路開通を支援した日本政府に対し感謝の言葉を寄せ、式典の様子は現地メディアで大々的に取り上げられた。また、2月には開通を記念して海上道路を舞台にマラソン大会が行われ、機構はパートナーとして参画した。全国紙やムンバイ市内の看板広告などでも機構の名が採り上げられ、日本の顔の見える協力としても効果があった。
- ◎ **バングラデシュ初の都市高速鉄道の南区間開業【①③】**：バングラデシュ「ダッカ都市交通整備事業」（円借款）において建設を支援しているバングラデシュ初の都市高速鉄道（ダッカメトロ6号線）の南区間が2023年11月に開業した。これによりダッカ大学（1921年創立の名門国立大学）、官庁街、オフィス街のあるダッカ中心部に初めて都市高速鉄道が乗り入れることとなり、車で2時間以上を要していたウットラ地区からモティジール地区への移動が40分以内に短縮された。開業式典には同国首相も出席し、式典の様子はバングラデシュ国内で大々的に報道された。北区間が開業した2022年は日本とバングラデシュの外交関係樹立50周年、南区間が開業した2023年は機構がバングラデシュへの協力を開始してから50周年の節目の年に当たり、両国関係を象徴する事業となった。鉄道の顔となる車両は日本の通勤車両をモデルとしているほか、SuicaやPASMOと同じ非接触ICカード技術方式が導入されており、開業1年で1日約25万人の乗客数を記録した。また、複数の日本企業受注のもと整備が行われており、「インフラシステム輸出戦略」に基づく、日本企業の海外展開促進にも貢献するものである。加えて、日本においても地上波政府広報番組や、複数の業界誌への寄稿を通じ、積極的な広報も展開した。本事業を通じ、公共交通へのモーダルシフトを通じた温室効果ガス削減による気候変動の緩和や大気汚染の抑制、安全な通勤手段の提供による女性の社会進出促進も期待される。

- ◎ **円借款で支援した「デリーメトロ」をプラットフォームにした多様なアクターによる高付加価値化、開発効果の向上【②③】**：多用なアクターがデリーメトロをプラットフォームとして活用し、更なる開発効果を発揮する場となるよう、機構が積極的にファシリテーションを行った。その結果、デリーメトロ駅構内に、海外協力隊員が視覚障害者に対して日本式マッサージを指導している現地NGOのBlind Relief Associationによるマッサージ店出店が実現し、視覚障害者の雇用の促進につながっている。国際機関との連携では、国際連合開発計画（United Nations Development Programme：UNDP）によるデリーメトロ駅駐車場への電気自動車（EV）充電器の敷設に繋がり、駅からのラストワンマイルにおけるEV化を促進することで脱炭素化にも貢献するものとなった。なお、2022年12月に開催されたデリーメトロ20周年記念式典において、UNDPはこの取組を行うことに言及し、機構・UNDP・デリーメトロ公社の連携をアピールしている。加えて、機構はデリーにおけるメトロ、バス、国鉄、リキシャ、ライドシェア等の複数の交通モードの交通関連データ連携基盤「Delhi Transport Stack」の構築に向け、デリーメトロ公社、デリー準州政府、大学（IITD）と連携を開始した。パナソニックは新エネルギー・産業技術総合開発機構（New Energy and Industrial Technology Development Organization：NEDO）と共にデリーメトロの駅周辺のラストワンマイル交通を、Eリキシャを用いて向上させる実証実験を実施したが、当該実証においてもデリーメトロやパナソニックと緊密に連携した。このようにデリーメトロを中心に他の交通モードとの連携、産官学の連携を図りデリー全体の交通の利便性向上に資する取組を行っている。
- ◎ **モディ首相参加によるインド工科大学ハイデラバード校の完工式を開催【②③④】**：2024年2月、インドの工学・科学技術分野における人材育成、及び人的・学術的交流を通じた日印関係の強化を目的に、円借款・技術協力で支援が進められてきたインド工科大学ハイデラバード校（IITH）施設整備の完工式が行われた。モディ首相もオンラインで出席し、完工を祝福した。IITHに対しては、2014年に開始した「インド工科大学ハイデラバード校整備事業（フェーズ1）及び同（フェーズ2）」（円借款）を通じて、キャンパス施設整備及び研究機器調達を支援し、キャンパス内の19棟の設立に貢献した。さらに、同円借款事業で支援した19施設のうち6施設は、「IITHキャンパスデザイン支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の下、東京大学（当時）の専門家による設計支援を行っている。また、2012年から実施中の「日印産学研究ネットワーク構築支援プロジェクト（“FRIENDSHIP”プロジェクト）」（技術協力プロジェクト）を通じて、IITHと日本の産学研究ネットワークの構築を目的とするIITHへのJapan Deskの設置や累計154名のIITH学生の日本留学支援、累計22件の産学共同研究支援等が実施されてきた。その他、2023年9月には、IITHと日本の交流強化を目的に、IITH主催（機構共催）のIITH Japan Weekが開催され、日本の政府系機関や民間企業、学術機関の協力の下で、就職セミナーや留学相談、文化交流等が実施された。また、2024年2月にはIITH施設整備の完工を記念し、JICAチェアとして同キャンパスの設計を行った東京大学からの派遣専門家（派遣当時）による講演会を開催した。今後、同校が日印学術連携のシンボリックな学府として、日印人的交流のハブとなることが期待される。
- ◎ **複合的危機に対応し、他ドナーと密に協力して迅速な支援を実施【②③】**：コロナ禍、ウクライナ危機、それに付随する輸送、食糧、エネルギー価格高騰等の国際的な複合的危機の影響を受けているバングラデシュに対して、2023年度にIMFやADB等の他ドナーと綿密な連携のもと、国際収支上の予防的措置として300億円の政策借款を供与した。本件は2023年4月に実施された首脳会談でも言及されたものであり、機構はバングラデシュ政府及び国際機関等の関係機関と協議の上、相手国のニーズに迅速に応えたものである。本政策借款支援に当たり、ADBと一部協調の上、政策マトリクスを作成し、バングラデシュ政府は全アクションを達成した。政策マトリクスには、本邦企業に裨益する投資環境整備（外国人就労許可制度改訂、プロジェクト事務所登録制度のガイドライン改訂、税関による国際基準に則った品目分類運用改善に係る行動計画の策定）等に係る政策アクションのほか、一部は機構の技術協力との相乗効果のある政策アクションを設定し、

各種改革の後押しを図った。

- ◎ **災害対応技術協力の第1号案件等を通じ洪水被害から復旧を支援【①③④】**：パキスタンで2022年に発生した洪水による甚大な人的・経済的被害への対応として、2023年1月の「パキスタン洪水被害に関する支援国会合」で日本政府が表明した約7,700万ドルの支援のうち、機構が実施を担う全ての協力を2023年度中に開始した。機構も含む複数の国際機関とパキスタン政府による共同の災害後ニーズ調査の結果を踏まえ、機構初となる災害対応技術協力「2022年洪水を踏まえた効果的な堤防管理のための能力向上プロジェクト」を2023年3月に開始した。また、被害が甚大であったシンド州を対象にした「シンド州洪水被災地域における教育施設改修計画」（無償資金協力）の贈与契約（Grant Agreement：G/A）を2023年10月に締結し、事業を開始した。本案件は、2010年に発生した洪水の浸水被害を踏まえて実施した過去の無償資金協力「シンド州南部農村部女子前期中等教育強化計画」（2013年度G/A締結）及び「シンド州北部農村部女子前期中等教育強化計画」（2015年度G/A締結）にて支援した教育施設が、2022年の洪水時に深刻な被害を回避できたことから、その減災効果がパキスタン政府から高く評価され、日本に対して協力を要請されたものである。機構は他ドナーとも協力して災害リスク削減に資する取組を着実に実施しており、これは、「仙台防災枠組（2015-2030）」で日本政府が提唱する事前防災投資とも合致する。
- ◎ **現地渡航が困難なアフガニスタンへの支援を継続【②③】**：本邦からの渡航が困難な状況が続くアフガニスタンにおいて、国際機関との連携により4件の無償資金協力のG/Aを締結する等、国際機関や現地機関等との協力により支援を継続している。無償資金協力「地域社会の主導による灌漑を通じた農業生産向上計画（FAO連携）」は、国際連合食糧農業機関（Food and Agriculture Organization of the United Nations：FAO）やペシヤワール会／Peace（Japan）Medical Service（PMS）との連携により故中村哲氏考案の灌漑手法普及を支援するとともに、灌漑用水の安定確保を通じて気候変動対策にも貢献する。無償資金協力「民間部門における女性の経済活動強化計画（UNDP連携）」では、労働等に制約を課されている女性への支援に焦点をあてた協力を実施する。また、2023年10月に発生したアフガニスタン西部地域地震に対しては、他の援助機関に先駆けて迅速に緊急援助物資を供与したほか、被災した保健施設のリハビリ支援を実施する等、適時且つシームレスな支援を進めた。
- ◎ **機構の協力成果が国家開発計画に採用【③】**：ブータン政府が承認した「第13次5か年期計画（2024年～2029年）」において、機構が技術協力により策定支援を行った「全国総合開発計画2030」で提唱した「総合開発計画」、「地方創生」、「連結都市」等のコンセプトが採用された。さらに、同計画に関連してブータン政府中央省庁・自治体が提案する事業の優先順位付けの際、これらコンセプトとの合致度合いを選定材料にするなど国土開発計画の戦略性向上の基礎として活用された。「全国総合開発計画2030」で提案された各分野（都市・農村開発、農畜産林業振興、観光振興、情報技術・機械振興、鉱工業振興、内陸交通開発、航空輸送開発）における23の優先プロジェクトの多くが、「12次5か年計画」に続き「第13次5か年計画」でも優先事業とされ、幅広く機構の協力の成果が活用された。
- ◎ **ESG・インパクト評価を通じて機構アセットの付加価値の強化【②③】**：インドにおいてスタートアップ企業や、それらに対する社会的・環境的インパクトの評価事例が増加している状況を踏まえ、海外投融資にて出資を行ったリブライtpartナーズ（日本人・インド人のファンドマネージャーでGPを構成）の投資先を対象に、ESG・インパクト評価を実施した。リブライtpartナーズは主にインドにおいてデジタル・トランスフォーメーションに取り組むスタートアップ企業に出資するファンドであるが、これまでは純粋なベンチャーキャピタルとして活動していたためインパクトファンドと比較すると十分なESG・インパクト評価体制は構築されていなかった。同ファンドの出資先は農業、ヘルスケア、教育等の分野で開発効果の高い事業を行っている企業

が多く、開発効果をより正確に評価できれば、さらなる開発効果の向上と見える化が実現できる。今回のESG・インパクト評価を通じて同ファンドではESG・インパクトフレームワークの策定が行われ、その結果、開発効果をより詳細に測定・モニタリングが可能となり、内容をインパクトレポートとしてまとめ公表できるようになった。2023年6月に改定された開発協力大綱においても、効果的・戦略的な開発協力のために取るべきアプローチの一つとして「共創を実現するための連帯」が挙げられており、その中で海外投融資等の戦略的活用が明記されている。今回の機構の支援は、これまで純粋なベンチャーキャピタルだったリブライツパートナーズのインパクトファンドへの組織変革を後押しするものであるとともに、開発効果をもたらす民間資金の活用に弾みをつけるものであり、機構のアセットの更なる付加価値化を図るものと言え、開発協力大綱で記載されている海外投融資の戦略活用に合致する取組でもある。インパクトレポートの公開は、「インパクト投資」の拡大を狙った取組として日本経済新聞でも報道された。

- ◎ **20年に亘る初等教育分野への協力により学力が向上【③】**：バングラデシュでは、カリキュラムや教科書の改訂、教員研修の改善等を通じ、包括的な教育の質向上を目指した初等教育分野への協力開始から20周年の節目を迎えた。暗記教育からの脱却を目指し日本型理数科教育の導入を進めてきた。これまで実施した技術協力プロジェクトで開発された教員指導書で育成された教員数が約11万人、教科書改訂支援を行い、その教科書が配布され裨益した生徒の累計数が約3,900万人等、大きな成果を挙げた。また、2022年に実施された5年生を対象とする全国学力調査では、当該学年で身につけておくべき水準の学力を有する児童が、算数では52%、国語（ベンガル語）では50%（2017年時点で同割合が算数17%、国語12%）と大きな改善がみられている（バングラデシュ初等教育局、2023）。
- ◎ **バングラデシュ最大商業都市の上水道整備により約650万人が裨益【③】**：バングラデシュ第二の都市であるチョットグラムで円借款により支援した「カルナフリ上水道整備事業（フェーズ2）」が完工した。チョットグラム市内水需要の60%を供給するものとなり、これにより約650万人が裨益し、対象地域では24時間、飲用可能な水質での給水が実現した。さらに、今後は、上水道整備に伴い増加する汚水の管理について、下水道事業の整備に向けた円借款や上下水道公社の経営・財務・維持管理への技術協力も含めて協力を検討し、水道事業体の持続性向上と成長を目指す。
- ◎ **国王臨席の下ブータン王国への協力隊派遣35周年記念式典を開催【③④】**：2023年ブータン王国への協力隊派遣が35周年を迎え、2023年10月に、ブータン・日本両国関係者を招いた式典を開催した。派遣中の海外協力隊員28名が参加する中、ブータン王国からはジグメ・ケサル・ナムゲル・ワンチュク第5代国王陛下、ロテ・ツェリン首相の他4名の閣僚、3事務次官、6県知事、1市長が列席、約140名の来賓が一堂に会し、対ブータン海外協力隊派遣の歴史と成果を振り返る機会となった。国王が約20分にわたり海外協力隊員に語り掛けられる機会があり、活動への深い感謝とともに自身の日本人及び協力隊員への特別な愛着についてお話をされた。現地新聞では専ら一面で取り上げられるなど、ブータン政府・国民からのJICA海外協力隊への感謝と期待が示された。
- ◎ **対バングラデシュ協力50周年を機に両国の良好な関係を再確認【①③④】**：1973年に協力隊派遣からはじまった機構の対バングラデシュ支援が2023年に50周年の節目を迎える中、2023年4月の日バングラデシュ首脳会談における共同声明で言及のあったJICA海外協力隊事業が再開した。再開後、最初の派遣となった2023年9月の短期派遣者の渡航は、共同通信社等多くの報道で取り上げられた。また、機構の対バングラデシュ協力50周年に際し、記念式典を日本とバングラデシュそれぞれで開催し、現地ではカマル財務大臣（当時）含め多数要人が参列する中、日バの良好な関係を再確認した。記念式典においては、財務大臣及び援助窓口機関である経済関係局次官や在バングラデシュ特命全権大使が出席し、バングラデシュ側からはこれまでの日本の協力や協力隊事業について感謝が述べられた。

- ◎ **ネパールJICA帰国研修員同窓会が外務大臣表彰を受賞【③④】**：ネパールJICA帰国研修員同窓会（JAAN:JICA Alumni Association of Nepal）は1973年に設立され、本年度50周年を迎えた。1,100名以上の会員を擁し、帰国研修員のネットワーク強化、保健プログラム及びJICA海外協力隊と連携したコミュニティ開発プログラム等を実施している。また、地震発生時の緊急支援活動や新型コロナウイルスに関するオンラインセミナーなど社会のニーズに応じた活発な活動を通じて日本とネパールの相互理解の促進に貢献しており、その功績が認められ、2023年度外務大臣表彰を受賞した。
- インドの社会的企業と日本企業を繋ぐ場として「SDGsビジネス共創ラボーつながるラボー」を設立し、14回のオンラインセミナーシリーズの開催等の活動を展開、2023年度は初となる対面方式のイベントを開催した。2023年11月にはヘルスケア、翌2月には農業をテーマとし、登壇と展示ブースで31社を紹介、日印から合計約370名が参加してビジネスマッチングの促進に寄与した。長年インドスタートアップ企業を日本側に紹介するイベントを開催してきているデロイトトーマツ社と共催することで、インドのスタートアップ企業の巻き込みにも成功した。イベント後は、登壇・展示した日系企業とインド政府関係者や研究機関との関係構築や、日系コンサルタント会社とCSR活動での協働検討の開始といった進展につながっている。
- 人材育成奨学計画（JDS）にて6か国から98名、「SDGsグローバルリーダー」コースを活用して7名、各課題に係る長期研修員35名を受け入れた。「SDGsグローバルリーダー」コースについては、新規来日者を歓迎する交流プログラムを計画し、帰国後もフォローアップできるようネットワークを強化した。インド、ブータン、パキスタン、ネパール、スリランカ、バングラデシュにおいてJICAチェアを開催し、知日派の育成及び裾野拡大に貢献した。インドで実施したJICAチェアでは、上述のとおり円借款事業により整備されたインド工科大学ハイデラバード校の完工式と時期を合わせて実施した。当時キャンパス設計に携わった専門家3名による特別講義を通じ、日本の建築学の歴史に加え、キャンパス設計に込めた想いや意図を伝えることで完工式を盛り上げるとともに、親日派・知日派の育成にも貢献した。
- 2015年に発生した大地震を受け、ネパール「緊急学校復興事業（Emergency School Reconstruction Project: ESRP）」（円借款）を実施し、2023年4月に274校が完工した。教育大臣、在ネパール特命全権大使らも出席して完工式典を実施した。式典に際し、同地震以降の8年間の復興支援、Build Back Better（BBB）のコンセプトを改めて伝えるため、ビデオ・フォトブックを作成した。また、実施機関とともにESRP対象全校にて「私の学校」というテーマで絵画コンテストを実施し（120校が参加し、12名を表彰）、地震を知らない世代の生徒の参加も得て、改めて学びの場の大切さ、地震への備えの大切さを伝える機会となった。なお、2023年11月にネパール西部で発生した地震により、約900校が損壊し、学齢期の子ども約13万人の教育に影響を与えていることを受け、被災地域の学校に対し、本事業の中で追加的に学校修復・再建を行うことを決定した。
- スリランカ経済危機への対応：2023年3月に承認されたIMFプログラムにおいて、経済危機から脱し持続的な成長を達成するために、各種構造改革が重要とされ、機構は他ドナーとも協力しつつ、公共投資管理や電力セクター改革、ガバナンス改善への協力を通じてスリランカ政府の改革への取組を支援している。特に、改革の柱のひとつとされた汚職対策等に関しては、2023年9月末に施行された反汚職法を執行する汚職捜査委員会（Commission to Investigate Allegations of Bribery or Corruption: CIABOC）を支援するため、マネーロンダリング等の重点テーマについて調査及びワークショップを迅速に実施した。米国司法省、英国大使館とも連携し、UNDPをはじめとする他ドナーとも十分な調整を行い、スリランカの経済危機の要因のひとつとされる深刻な汚職問題への取組の端緒となった。

- 2023年12月開催のグローバル難民フォーラムにて日本政府を通じ、ミャンマー・ラカイン州からの避難民流入地域に対する支援に関し、「避難民と避難民流入地域住民に向けた教育・技能訓練の提供」と「避難民流入地域における経済・社会開発支援」を国際社会にプレッジした。機構は、避難民関連業務を担うバングラデシュ政府機関の能力強化のための専門家派遣やJICA海外協力隊経験者のUNV派遣等の取組を実施している。

(2) 事業上の課題及び対応方針

南アジア地域では、政権交代等に伴う政情不安を抱えている国はもとより、複合的危機の影響の中、スリランカやパキスタンをはじめ各国がマクロ経済の難しいかじ取りを迫られている。また、パキスタンでの洪水に象徴されるように、激甚化する自然災害に対応するための気候変動対策も喫緊の課題である。複合的危機によりぜい弱性が露呈した社会経済の回復・基盤強化と強じん包摂的な発展のため、相手国のニーズに基づきつつ、国際場裡での議論と日本政府の方針も踏まえ、これら課題の解決を図るとともに、各国の選挙結果及びスリランカやパキスタン等のマクロ経済状況を注視し、日本政府や他ドナー等と連携して必要な協力を実施する。

また、南アジアではインド、バングラデシュ等大口の円借款供与国がある中、世界的なコモディティ、資機材価格の高騰の影響により、事業費が借款供与時と比較して大きく上振れする事例も発生しているところ、各国に対する与信の規模感も踏まえて、適切に新規案件の形成を行っていく。

No.5 エ 中南米・カリブ地域

(1) 業務実績

中南米地域においては、2018年12月に外務省中南米局から発表された「日・中南米「連結性強化」構想」や、2023年1月の林芳正外務大臣（当時）の「連帯の輪」談話等に代表されるような、基本的価値を同じくする中南米地域諸国との対等なパートナーシップを念頭に協力を実施している。2023年度要望調査では、チリ及びメキシコとのパートナーシップ型技術協力プロジェクト（広域・三角協力）を採択し、域内の知見を共有する学び合いを促進する案件を実施予定。

◎ 海外投融資を通じて気候変動対策に貢献【①②】：

- 2023年5月にESG分野への投資を行っているGEF Fundへの出資を承諾した。ブラジルにおける海外投融資（本格再開後）での出資案件は初となる。ブラジルのGDP規模は、世界第12位だが、世界第5位の温暖効果ガス（GHG）排出国であり、同国のGHG年間排出量は、2019年時点で2.4Gtに上る。そのような中、ブラジル政府は2050年には排出量ネットゼロを目指しているものの、同国の気候変動対策関連ビジネスは膨大な資金ニーズを抱える潜在成長性の高い分野でありながら、最近のドル金利の上昇や国際情勢に起因する経済見通しの不透明さから同国の未上場企業（プライベートエクイティ（PE））にとって資金調達の困難さが増している。GEF Latam IIIファンドはブラジルにおいて①再生エネルギー、②食糧産業・農業、③都市ソリューション等に出資するPEファンドであり、同ファンドはブラジルにおいて持続可能な開発目標に焦点を当てた投資ファンドのパイオニアであり、同国の気候変動対策分野において高い専門性を有する。機構は、気候変動対策に貢献するファンドに参画することで、ブラジルの気候変動対策を促進する。
- また、ペルーに対しては、2024年3月に「グリーンファイナンス普及事業」（海外投融資）を承諾した。本事業は、ペルーにおいてBanco BBVA Peru, SA (BBVA Peru)へ長期融資を行うことにより、BBVA Peruによるグリーンファイナンスを通じて、国際基準認証を満たすグリーンビルディング等、当国の企業・個人における省エネ化と金融アクセス改善を図り、もって気候変動対策と持続的な経済成長に貢献するもの。

◎ 海外投融資を通じてユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に貢献【①②】：2023年

8月にブラジル「医療アクセス改善事業」（海外投融資）を承諾した。ブラジルの医療保険会社「ドトル・CONSULTA社」に対して出資を行うことにより、ブラジルにおけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に貢献するもの。ブラジルでは国民皆保険制度が存在するが、同国の恒常的な財政赤字による予算不足等により、保険の適用可能な公的・民間医療機関の受入能力に限られており、平均待機時間は、コロナ禍で延期されていた医療処置も含め、300-400日程度に及ぶことから、一定の所得を有する層は、民間の医療保険に加入し、民間医療を受けている。他方で、民間の医療保険を負担する余裕がなく、十分な医療を受けられていない低中所得者層が1億人以上存在すると言われていることから、ドトル・CONSULTA社は、このような公的・民間医療保険制度の間にこぼれ落ちている低中所得者層にプライマリケアを提供している。本事業は、岸田総理が国連総会において言及する等、日本政府からも高く評価されているほか、日本企業の製品を積極的に活用しており、本邦企業の海外進出にも貢献する。

- ◎ **協力の成果が政策に反映され、カイゼン継続【③④】**：日本の経営管理技術「カイゼン」を活用し、アルゼンチン企業の品質・生産性向上を通じた産業競争能力の向上を目指すことを目標とした「グローバル・カイゼン・ネットワーク展開プロジェクト（Kaizen TANGO）」（技術協力プロジェクト）が日本（JICA、専門家、大使館）、アルゼンチン側（ア国政府ハイレベル）から非常に高い評価を得て終了した。同プロジェクトを通じ、カウンターパート機関である国立工業技術院（INTI）がパイロット企業100社への指導を行うことで、同期間の指導能力が大きく向上したほか、「カイゼン」を普及するためのセミナー等の総参加者数は3万人以上に上り、20か国以上を対象とした第3国研修も実施する等、域内への協力も積極的に展開した結果、裨益企業は1,600社以上に上った。さらには、同プロジェクト成果は、同国経済省の中小企業支援施策として採用されたことにより、アルゼンチン側関係機関によるスケール・アップが期待される。さらに、日本アルゼンチン友好議員連盟の議員団が本協力への関心が高く、関係下院議員、秘書らに対して説明会を開催した。
- ◎ **パラグアイで宇宙分野の技術協力を開始【②③】**：2023年10月、パラグアイ宇宙機構との間で、機構にとって中南米地域で初めての宇宙機関向けの技術協力プロジェクトである「社会経済開発に向けた宇宙計画管理プロジェクト」を開始した。本案件は、JAXA（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構）の協力を得つつ、パラグアイ宇宙機構の宇宙関連技術の活用及び研究開発の能力強化と、衛星データを活用した防災分野や農牧業分野における能力強化を図る。具体的には、2026年打上を目指すGuaraniSat-2の各種試験を経験・学習できる研修を九州工大にて実施することを検討しているほか、森林火災や洪水等の状況確認や気象データの分析等への活用を期待している10を超える関係省庁が衛星データの利活用に関心を示しており、パラグアイ宇宙機構と九州工大の連携強化を図りつつ、各省庁の課題解決や公共サービスへの衛星データの活用について協議する。さらに、国内スタートアップ企業との共創推進事業「TSUBASA」には宇宙関連企業が採択されており、これら企業との連携も検討する。
- ◎ **ブラジルにおける地域警察への協力の結果犯罪が減少【③】**：機構は、日本の警察庁及び都道府県警察の協力の下、2000年からサンパウロ州を中心として、交番を拠点に地域の平和と安全を守る「地域警察活動」の定着を目指した協力を実施してきた。同協力は中米・カリブ地域にも広がり、現在はグアテマラ、ジャマイカとの日伯三角協力に発展している。機構は2019年～2023年にかけて、サンパウロ州大都市圏において、地域警察活動が治安改善に与える効果を定量的に検証するためにインパクト評価を実施（分析対象期間：2006年から2019年までの14年間）。その結果、11種類に分類された犯罪のうち故意殺人及び死亡交通事故以外の各犯罪の発生率が車両強盗（-9.2%）、その他強盗（-8.5%）等減少し、これまでの協力の成果が数値で確認された。

- ◎ **日本警察の協力を得て日本の知見を中南米各国に展開【②④】**：
- 2023年8月、警察庁及び福岡県警の現役警察官2名がホンジュラスに続きグアテマラを訪問し、地域警察現場を訪問した。内務大臣やグアテマラ国家文民警察長官との面談も行い、日本からの訪問及びこれまでの支援に対する感謝が述べられると共に、今後の協力関係強化を期待される旨が語られた。グアテマラでは、2024年1月に政権交代を控えていたため、実施した時期は治安対策が急務となっていた中、日本の警察や交番システムに係るセミナーの実施及び、現場視察、警察官との意見交換等も実施され、国内メディアに取り上げられるなど日本警察のプレゼンスを示すとともに、現場警察官の士気も向上させることに貢献した。
 - 2024年2月、中南米各国から警察官を招待し、地域警察の取組経験を共有するための国際セミナーを2日間にわたり実施した。講師として、機構は日本警察官（現在コロンビア日本大使館書記官）を派遣し、ブラジル政府は同国サンパウロ州軍警察官、アメリカ合衆国政府は同国ミネソタ州交通警察官をそれぞれ招待し、地域警察に係る講義等を実施した。本セミナーには、内務省、警察関係者に加え、プロジェクト対象地域の市長や住民グループも招待し、総勢260名が参加。セミナー内で登壇参加したグアテマラ内務省第一次官及び警察庁長官からは、治安改善を目指す上での地域警察の取組が必須である旨が語られると共に、各国の警察官からも、中南米域内での経験共有や交流を行うことの重要性を感じたと共に、自国でも地域警察を取り入れていきたいという声が多く聞かれた。
- ◎ **JICA海外協力隊員がグアテマラの全公立小学校教員に対し研修を実施【③④】**：グアテマラ教育大臣の依頼の元、JICA海外協力隊員がグアテマラ全土の公立小学校教員合計1,570名に向けて、算数教授法のオンライン研修を実施した。研修は4回に分けて実施され、参加者からは「今後、子どもたちの学びを豊かにするために、今回紹介されたような教材の例をもっと知りたい」「早速、授業で取り入れたい」「今後も、このような研修を受講する機会が欲しい」という声が聞かれた。実施後、講師となった隊員には教育省から表彰状を授与され、教育省からは今後も協力隊員との積極的な協力体制を築くことを期待されている。
- ◎ **機構のボランティア派遣の成果をドミニカ共和国政府が表彰【③④】**：ドミニカ共和国への長年にわたる機構のボランティア派遣の成果がドミニカ共和国政府から高く評価された結果として、2023年12月に同国政府から国際協力機関としては史上初めてとなる全国連帯ボランティア賞を受賞した。ドミニカ共和国には1985年から1000人以上のJICA海外協力隊を派遣してきており、教育分野や保健医療分野をはじめとした広い分野での地域に根差した活動が今回の受賞に繋がったものであり、本受賞が幅広く国内で報道されたことにより草の根レベルの人材交流の好事例として広く認知されるに至った。
- ◎ **イノベティブな新規事業の推進【③】**：2023年度からのイノベティブな取組として、「Artist in Project」、「環境KIDSエキスパート」の両事業を実施中。「Artist in Project」のサブプロジェクトである「VamoChequeo(検診に行こう)」及び「AgriCoolTure（魅力的な農村ライフづくり）」の推進のため、2023年11月に谷祐介氏（モデル、ファッションプランナー）及びHARUNA氏（フレグランスデザイナー）、1月に林弘樹氏（映画監督）、3月には建築家宗本晋作教授（立命館大学の日本人アーティスト4名がドミニカ共和国を訪問。農業服やヘルスプロモーターのユニフォームのデザイン、女性起業家を育成し、国産エッセンシャルオイル製品の開発、映画制作を通じたコミュニティ開発、レジリエント且つ住民の誇りになるような一次医療センターのデザイン、等従来の国際協力には無い視点での活動の計画が立てられている。また、世界平和を願って進められている「世界BON BON」プロジェクトでは、ドミニカ共和国の民俗音楽PALOと盆踊りを融合させた「PALO BON BON」を制作し、2024年の日ド外交90周年の記念楽曲に認定された。「環境KIDSエキスパート」は2023年9月から、横浜を舞台、ドミニカ共和国に於ける廃棄物及びサルガ

ッサムのテーマにて複数回のワークショップを行い、2024年1月に子ども達の発想による環境ソリューションの発表を実施。3月には駐日ドミニカ共和国大使や機構の留学生に向けて、更に磨かれた子どものアイデアを提案。これらの提案は、例えばサルガッサムを廃棄するのではなく、観光資源として活用する、というような大人では気づかない視点を含んだ提案が行われるなど、子どもの創造力の豊かさを関係者で確認できる機会にもなった。

- ◎ **国際刑事警察機構（International Criminal Police Organization：INTERPOL）との連携により国際金融犯罪対策を推進【①②】**：ホンジュラス及びグアテマラで、国際金融犯罪分野におけるINTERPOL連携案件を開始した。ナイジェリアで開始した案件とともに、機構で初めてのINTERPOLとの連携案件であり、国際金融犯罪分野でも初となる案件。国連犯罪防止刑事司法会議で採択された「京都宣言」第4章国際協力にアラインするものであり、INTERPOLの国際金融犯罪捜査に係る経験及びネットワークを活用し、金融犯罪の捜査能力向上、及び捜査における組織間協力の強化を目的とした研修を実施する。またこの協力を機に、国内関係機関の連携だけでなく、INTERPOLと研修参加国間の連携強化も期待される。
- 2023年9月、USAIDと国連移住機関（International Organization for Migration：IOM）と共催で非正規移民対策に係る経験共有セミナーを開催した。2021年4月に発表された「コア・パートナーシップ」に資する取組。今後も非正規移民対策への取組として、日米連携の促進が期待される。
- ブラジルにおいて、国内トップ大学であるサンパウロ大学に「フジタ・ニノミヤチェア」を設置し、より深く日本の研究・教育機関と関係を構築し、同講座の基盤を充実させるための講座を実施した。同大学でこれまでJICAチェアの実施に関与しており、中核研究者となりえるジョゼ・アウグスト教授（同大学法学部国際法・比較法学科長）のサバティカル期間を活用した本邦招へいを実施した。
- チリ及びウルグアイを対象として、運輸部門における水素利用の国別研修を実施した。
- 米州開発銀行や世界銀行、中米統合機構（Sistema de la Integracion Centroamericana：SICA:）、カリブ共同体（CARICOM: Caribbean Community）、米国等の域内開発パートナーとの連携枠組をいかした事業展開、デジタル技術の活用及び新産業の担い手等民間企業との協働、JICA開発大学院連携を通じた中南米地域協力の核となる人材育成等を推進する。
- 世界銀行との間では、12月に訪問し意見交換を実施。米州開発銀行（IDB）との間では、CORE協調融資枠組みを30億ドルから40億ドルに増額するMOCに署名した。また、IDBグループのIDB-LABと協働で本邦スタートアップ企業の中南米進出を後押しする調査型の協力TSUBASAプログラムの第2期を実施し、IDBハイレベル及び日本政府関係者から高い評価を受けている。
- SICAやCARICOMといった地域機関との連携協議を実施。特にSICAとは連携5カ年計画をもとにコンサルテーション会議を行い協議録に署名した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

中南米地域の主要な開発課題・テーマである防災・環境分野、気候変動・GX（特にグリーン水素）、デジタル・科学技術の活用、移民・難民対応、格差是正に寄与する事業を積極的に推進する。また、中南米・日系社会を開発パートナーと位置付けた案件を形成する。加えて、2024年度の日本・カリブ交流年に向けた案件を積極的に形成する。

No.5 オアフリカ地域

(1) 業務実績

◎ TICADプロセス30年を振り返るとともに、TICAD9に貢献【①②③】：

- 2023年8月に外務省主催で開催されたアフリカ開発会議（TICAD）30周年イベントにおいて、機構理事長が登壇し、30年に亘るTICADプロセスにおける機構の協力の成果について発信した。また、同イベントでは、日本とアフリカの若者によるアフリカ開発への貢献・協力がテーマとして取り上げられており、開会挨拶において、アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABEイニシアティブ）の修了生がアフリカの若者を代表してスピーチしたほか、他の修了生がアフリカビジネスの展開に関するパネルディスカッションに貢献する等、イベント全体を通じて機構関係者が貢献した。
- TICADの30年の成果をレビューする取組として、TICADとアフリカ開発協力の軌跡・実績を分析するとともに、今後のアフリカ開発の主要課題を抽出するTICAD30年レビュー調査をアフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD）と共同で実施した。その結果、日本/機構の支援によって、例えば、コメ増産協力では1ha当たり生産性の69%増加、カイゼン協力では協力対象企業での時間当たり生産性の64%増加、といった数値に繋がる等、これまでの支援の成果が確認された。調査の成果を2024年2月に行われたアフリカ連合総会のサイドイベントで発表したほか、今後、TICADプロセスを振り返り、対アフリカ協力に向けた検討を行う際に活用する予定であり、2025年に予定されているTICAD9に向けた検討に貢献する。

◎ AUDA-NEPADとの連携推進により大陸レベルでの開発、パートナーシップ強化に貢献【①②】：

アフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD）とは、2014年のMOU締結以降、地域統合、カイゼン、栄養、アフリカ現地企業に対する事業支援（Home Grown Solutions）、研究（Policy Bridge Tank）などの分野で、大陸レベルの協力展開のための連携を進めている。地域統合のうちインフラ・回廊開発では、アフリカ・インフラ開発計画（PIDA）フェーズ1（2012～2020）のProgress Reportを機構の支援により作成し、7月のアフリカ連合（AU）中間調整会合（ナイロビ・ケニア）及び9月のAU大陸横断インフラ専門技術委員会（ザンジバル・タンザニア）等で成果を発表した。Home Grown Solutionsではこれまで現地の保健医療企業28社を支援したほか、サービス受益患者数、事業を通じた従業員数、調達資金金額等が年々増加しており、アフリカ経済発展に貢献した。また、2023年11月に実施した機構/AUDA-NEPADの年次協議は、初めてAUDA-NEPAD本部のある南アフリカにて開催。年次協議に合わせて機構のアフリカ在外拠点長会議を開催することにより、ハイレベルにより具体的な意見・情報交換を行い、大陸レベルでの協力推進を図った。このような活動を通じ、AUの戦略・方針（大陸アジェンダ）に資する機構の協力の進捗確認と今後の方針確認を行い、2024年から開始するAgenda2063の第二次10か年実施計画に沿う形で2025年開催のTICAD9に向けて協力を強化する旨合意した。

◎ FOIPに貢献するナカラ回廊の総合開発に貢献【①②③④】：

モザンビークでは、2023年10月に「ナカラ港開発事業」（円借款）の完工式典を実施した。ナカラ港は、ナカラ回廊の物流の根幹を支える玄関港である。国際経済回廊が接続しているマラウイ、ザンビアと共に、輸送インフラの共同開発を更に進めていく覚書が、モザンビーク主導により3か国間で締結されるなど、機構の協力を機として国際経済回廊内の結束が強化された。完工式典の中でも、モザンビーク・マラウイ・ザンビア3か国の大統領より「ナカラ港を含む回廊が強化されることにより、モザンビークのみならず、マラウイ及びザンビアの経済発展及び投資環境が促進される」として、同港の完工に対する高い評価が示された。また、本取組は、日本政府の自由で開かれたインド太平洋（FOIP）に貢献するほか、ナカラ港開発には日本企業も参画していることからインフラシステム海外展開戦略」にも貢献する。また、ナカラ回廊の開発は、TICAD及びPIDAにおいても優先的に開発を進める国際経済回廊とされており、機構はナカラ回廊の主要道路をアフリカ開発銀行との協調融資

にて建設した。加えて、最貧困地域である当国ニアッサ州において、無償資金協力事業と技術協力事業を組み合わせた地方給水開発、水管理組織体の能力強化を同時並行的に実施するとともに、母子健康手帳の導入などを図るなど、マルチセクトラルなアプローチによる栄養改善のための協力を展開している。

- ◎ **援助機関との連携により中央回廊の要となる国際道路を整備、東アフリカの物流改善に貢献【①②】**：2023年12月、タンザニアルワンダーウガンダをつなぐ国際道路の落成式典を実施。同道路（約208km）のうち、ルワンダからタンザニアにつながる南部約94kmは「ルスモ-カヨンザ区間道路改良事業」（円借款）として機構とアフリカ開発銀行の連携により実施、ウガンダにつながる北部部分はEUとアフリカ開発銀行の協調融資で実施。新型コロナウイルスの影響による工事中止を乗り越え、同時期の完成を実現し、“power of partnership”のショーケースとなった。移動時間が6時間から3時間に半減し輸送コストが削減、街灯設置等による交通事故60%減、国境市場建設による女性商人の増加等の効果が発現。また、機構は無償事業でタンザニア/ルワンダ国境にワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP）を設置しており、技術協力も実施しているが、その結果、ルワンダ政府によれば税関に係る時間が4時間から30分に短縮された。これらの取組を通じて、東アフリカの物流改善に貢献した。
- ◎ **西アフリカ成長リングなどの回廊開発を踏まえた連結性強化に係る取組を通じ、アフリカ大陸アジェンダであるPIDA -PAP2に貢献【②③】**：
- PIDA-PAPとはAUが進めるアフリカ大陸におけるインフラ整備推進のための長期的な開発計画であり、その中で重視されている回廊開発を進めるため、機構は「西アフリカ成長リング」という構想の下、西アフリカ域内の包括的な開発を進めている。西アフリカ成長リングは、TICADプロセスにおいて日本政府が支援を表明した三重点回廊の一つであり、TICAD8において「自由で開かれた国際経済システムの強化」に向けて地域の連結性・質の高いインフラ投資に取り組んでいくとした政策とも合致する構想。その西アフリカ成長リングの優先案件として、機構は、トーゴと2023年11月に「ソコデ市バイパス道路建設計画」（無償資金協力）のG/Aを締結した。成長リングの目的である沿岸国と内陸国との物流の改善が期待される。
 - また、コートジボワール、ガーナ、トーゴ、ベナン、ブルキナファソの5か国において、国際機関連携無償「新型コロナウイルス感染症を含む公衆衛生危機に対応するための国境管理能力向上計画（IOM連携）」を実施した。PIDA-PAP2の優先案件でもあるアビジャンーラゴス回廊沿いの国境を含め、成長リングの対象4回廊沿いの国境に新型コロナ対策機材を設置、パンデミック時にも国境を閉鎖することなく域内の物流改善に繋がるような体制を整備した。
 - さらに、コートジボワール「アビジャン港穀物バース建設事業」（円借款）については、監視塔を除く全ての建設が2023年3月に完了。本円借款は、西アフリカの玄関口として機能するアビジャン港を基点とした西アフリカ成長リングの提案事業の1つであり、コートジボワール及び西アフリカ地域の経済成長に寄与するもの。
 - その他、コートジボワール「第二次日本・コートジボワール友好交差点改善計画」（無償資金協力）、コートジボワール「アビジャン三交差点建設事業」（円借款）等の実施を通じて、西アフリカ成長リング構想の下、西アフリカ域内の包括的な開発を進めている。
- ◎ **ガーナ・エナジー・アワード2023を受賞【③④】**：2023年11月にガーナ国内にて、7回目となるエネルギー分野の表彰式が開催された。今回は“Ghana’s Energy Transition Framework; Sector Institution as a Building Blocks for the 2030-2040 targets”をテーマとして、28部門で、エネルギーの効率化等に貢献した企業、組織、個人等を表彰するものであり、その中で機構がEnergy Investment Impact Awardを受賞した。2023年6月にアクフォ＝アド大統領出席の中、引渡式を行った「アクラ中心部電力供給強化計画」（無償資金協力）の貢献が認められ、ドイツ復興金融公庫（KfW）、

Millenium Challenge Corporation, アフリカ開発銀行（AfDB）など計6機関がノミネートされた中、審査員の最多得票数を得て受賞したもの。同無償資金協力により整備したアクラセントラル変電所は、首都アクラのビジネス街中心部に電力を供給する主要な変電所となっており、安定的な電力供給において高いインパクトを発現したものの。

◎ **機構関係者が「農業功労勲章」を受章【③④】：**

- コートジボワールにおいて、「漁業・養殖アドバイザー」（個別専門家）及び「養殖魚バリューチェーン開発を通じた内水面養殖再興計画プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の両方に従事した専門家が、動物水産資源省から「農業功労勲章」（Ordre du Mérite Agricole）を受勲した。両案件を通じて同国の内水面養殖に大きく貢献した実績が評価されたもの。機構は、2016-2019年にかけてコートジボワール「内水面養殖再興計画策定プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）を実施しており、それにより整備された国家養殖開発行動計画（2017-2026）及び養殖技術ガイドラインを活用する形で、現在のプロジェクトが実施されている。
- また、コートジボワール「国産米振興プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）に貢献した機構専門員、及び同プロジェクトと上記「養殖魚バリューチェーン開発を通じた内水面養殖再興計画プロジェクト」のチーフアドバイザーを兼務する専門家の2名も「農業功労勲章」を受章した。長年の稲作振興及び内水面養殖への貢献が評価されたもの。さらに、機構は、2014-2020年にかけてコートジボワール「国産米振興プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施しており、現フェーズ（2021-2026年）では、より市場志向を意識し、サプライチェーン分析に基づくチャネル単位での各段階での状況の改善を支援している。本プロジェクトを通じて、コートジボワールにおける食糧安全保障において重要となっている米（約50%を輸入に頼る）と水産（約80%を輸入に頼る）の自給率向上とバリューチェーンの発展に対して貢献を続けている。

◎ **機構の協力の成果が政府政策に反映され、他援助機関の事業や他国にも展開【②③】：**マラウイにおいて、小規模農家向け市場志向型農業振興（Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion Project：SHEP）アプローチを使用した「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施した結果、対象農家のうち約7割が所得を増加させ、その増加率は約1.5倍～2.1倍（例：3年間で158米ドルから338米ドル）であった。マラウイ政府の長期開発戦略（Malawi 2063）における農業開発政策、これに基づく下位の政策や計画においてもSHEPアプローチの普及が明記され、マラウイ農業省の強いコミットメントの下、他の援助機関の支援においてもSHEPアプローチを積極的に導入する等、持続的に且つ精力的に続けられており、国内で大きな成果を残した。SHEP案件を実施する国のうち、マラウイは初の支援卒業国という位置づけとなり、他国に対する研修や講義を行う立場となった。マラウイ農業省には、SHEP関連の課題別研修や国別研修、国際ワークショップなどへの協力依頼が、毎年多く寄せられているが、これらすべてに対し丁寧に対応しており、機構の協力リソースとして大いに貢献している。

◎ **日本人教育者の名前を冠した初等・中等教育学校が開校【③④】：**ジブチ「バルバラ地区ナッシブにおける小中学校建設計画」（無償資金協力）により支援した小学校・中学校が2024年1月に開校し、「新渡戸稲造基礎教育学校」と命名された。これまでの教育分野における日本の協力成果を踏まえ、ジブチ政府が、日本のような質の高い教育を実現する拠点となることを期待して名付けたもの。2024年2月には海外協力隊員も配置され、日本式教育、日本語、日本文化等に関する活動・発信・伝播の拠点となることも期待されている。

◎ **IMF能力開発局（ICD）と初の事業連携合意、連携研修実施【①②④】：**2023年11月に、IMF能力開発局（ICD）との間で、アフリカ向け債務管理能力強化に向けた連携事業実施のための基本合意書（LoU）を締結した。IMF-ICDとの間の合意書締結は初。上記合意書締結を受け、2024年2月19日～3月1日に、モーリシャスにあるIMFのアフリカ研修所（Africa Training Institute, ATI）にて、26

か国33名に対する研修を実施した。本邦メディアでも度々採り上げられている開発途上国の債務問題は世界経済の観点からも重要な課題であるが、健全な経済政策を導入することを手助けするため、研修等を通じた各国政府の能力開発を活動の軸の1つとしているIMFと連携することより、IMFの知見や人材が活用可能となる。また、本取組は、2023年度も課題別研修として実施した世銀との連携研修やタイ債務管理局（PDMO）とのセミナーを通じ債務管理分野の能力強化に取り組んでおり、引き続きTICAD8の公約「公正かつ透明な開発金融の実現に向けた延べ30か国に対する人材育成」、「債務国の能力構築に向けた技術協力の実施」に貢献する。

- ◎ **トヨタアカデミーと連携し、自動車整備技術者の育成に貢献【②④】**：アンゴラにおいて、豊田通商株式会社のグループ会社であるCFAO Motors Angola社からの委託を受け「自動車整備人材育成プロジェクト」を実施。職業訓練センターにおいて、3年間で19名の自動車整備分野の指導員が養成され、それらの認定された指導員によって76名の自動車整備訓練生が期間内に指導を受けた。同社からは、資金だけでなく、技術者や機材等の面でも協力が得られた。また、本協力には、機構の過去の協力にて培ったアセットも活用しており、ブラジルの全国工業職業訓練機関（SENAI）からアンゴラに専門家を派遣したほか、ブラジルでSENAIによる研修を実施した。さらに、機構が過去技術協力プロジェクトを実施したモザンビークの職業訓練機関と相互訪問して技術交換を実施し、アンゴラの好事例を踏まえつつ、モザンビークにおいてもSENAIと連携した自動車整備技術者の育成プログラムの形成を検討している。これらの取組に関しては、西村経産大臣がアンゴラを訪れた際、アンゴラ経済企画大臣からも謝意が伝えられるなど、民間連携、多国間連携の事例として内外から高く評価され、メディアでも多数取り上げられた。
- ◎ **産官学の連携によりウガンダの保健課題解決に貢献【②④】**：2023年12月、サラヤ株式会社、手洗い啓発の世界的権威であるジュネーブ大学病院のProf. Didier Pittet（ピット博士）チーム、ウガンダ保健省と連携して、ウガンダの医療従事者を対象としたHand Hygiene Train The Trainers（HHTTT、手指衛生トレーナー研修）を開催した。過去同種のイベントをアジア諸国で実施してきたサラヤ社及びジュネーブ大学が、アフリカでの初の実施国として、ウガンダでの実施を検討する中、実施中の技術協力プロジェクトや過去の協力において知見を有する機構に打診があったもの。機構はウガンダ「5S-CQI-TQMを通じた患者安全構築プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施中であり、病院スタッフの手指衛生行動を変えることは、院内感染を防ぎ患者安全に貢献する同プロジェクトとの相乗効果が見込まれることから、機構現地事務所及び同プロジェクトが運営に参画した。3日間のプログラムに、同プロジェクトの対象病院である地域中核病院スタッフや保健省のカウンターパート等41名が参加し、手指衛生に関する知識・技術を向上させた。サラヤ社からは、この取組を持続可能な形で発展させるために、ウガンダにある同社の現地法人と機構ウガンダ事務所との更なる連携について相談があり、またピット博士は、更なる連携に向けた打診をプロジェクト宛てにするなど、今回のイベントの成果は共催者から高く評価された。また、保健省も手指衛生に関するデータ収集を始めるなど、同国病院スタッフの手指衛生行動の改善に繋がる貴重な機会となった。
- ◎ **国連難民高等弁務官事務所（United Nations High Commissioner for Refugees : UNHCR）との連携により難民とその受入コミュニティの生計向上ビジネスを立ち上げ【②】**：ウガンダにおいて、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）や首相府（Office of the Prime Minister）の協力の下、現地企業によるシリアルバーの開発・販売等を通じて難民とその受入コミュニティの生計向上や難民問題の認知度向上を目指す「Travel Beyond Bars」プロジェクトを実施した。プロジェクトにおいては、企画競争を経て選定された現地企業「Zahra Food Industries」が、難民と受入コミュニティからシリアルバーに必要な原料（例えば蜂蜜、パイナップル、トウモロコシ、ピーナッツ等）を一定量調達し、これらをシリアルバーに加工して販売することにより、難民とその受入コミュニティ

にも新たな収入をもたらすビジネスの確立を目指し、シリアルバーの最大市場である米国での販売を念頭においたシリアルバーの開発と商品化、及び米国市場でのテストマーケティングによる実証を実施した。

- ◎ **JICAチェアと起業家支援プロジェクトの連携によりイノベーション・起業家育成を推進【①②】**：2023年12月にタンザニアにおいて「民間企業によるイノベーションの促進とその役割」をテーマとしたJICAチェア（シンポジウム）を開催。同シンポジウムには、本邦大学教授や当地に進出している日本企業の講演に加え、日本大使館（日本留学支援・日本文化紹介ブース開設）の協力も得て、産官学が連携した大規模なイベントとなった。同時に、イノベーション・起業支援に係る短期講座を開催し、ABEイニシアティブの元帰国研修員の登壇及び参加者とのネットワーキングも行った。また、JICAチェアを短期講座で終わらせず、学生の起業精神の醸成を図ることを目的とし、Project NINJA（Next Innovation with Japan）と連携して最終日にビジネスアイデアコンペティションを行い、上位入賞学生グループ3チーム（6チーム中）に対しイノベーションを通じた社会課題解決に資するビジネスアイデアの精緻化を目的としたフォローアップを約2か月間実施した。2024年2月には、同3チームによる最終成果報告会を行い、PoC支援の対象となる最優秀チームを選定した。最終成果報告会では、第5回レディース・ファーストのサイドイベントとして行った女性起業家向けビジネスコンペティションのフォローアップ支援報告も実施し、大学・政府関係者だけではなく、現地の投資家・アクセラレーターも報告会に参加することで、スタートアップ企業と投資家をつなげるよう配慮。最優秀チームは「タンザニアのみならずアフリカ全体に事業とマーケティングを拡大したい。」と今後のビジネス展開への意気込みを述べた。
- ◎ **機構のアセットとネットワークを最大限活かし、タンザニア及び域内の食糧安全保障に向けて包括的に貢献【①②③④】**：アフリカ開発銀行（AfDB）と協調融資による「タンザニア農業投入材支援事業」（円借款）のL/A調印（4月）を皮切りに、タンザニア「コメ振興能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の開始（6月）、農業水産分野の帰国研修員の活動支援（HATUAプロジェクト）実施（6月～2月）、アフリカフードシステムフォーラム（AGRF）への出展（9月）、食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA）の地域研修のホスト（10月、東アフリカ共同体との共催）、「灌漑開発アドバイザー」の派遣開始（10月）、機構の農業分野の帰国研修員と民間企業のネットワーキングイベント（11月）、アフリカ英語圏・仏語圏向け農業機械化在外補完研修（11月～12月）、IFNAタンザニア研修（2月）の実施と、これまでのタンザニアにおける機構の農業事業の成果と帰国研修員・他ドナー・本邦企業等とのネットワークを活用しながら、タンザニア及び域内の食糧安全保障へ貢献する包括的な取組を行った。特にタンザニアがホスト国となった第13回AGRF国際会合では、機構初となるブース出展を実現。AFICAT調査団、アフリカ稲作振興のための共同体（Coalition for African Rice Development：CARD）事務局専門家、タンザニア事務所が協働し、計4日間で90カ国5,400人以上が参加した同会合で機構のタンザニア農業事業を広く伝えた。また農業分野に特化した帰国研修員の抽出とネットワーク化もタンザニアにおいて初の試みであり、イベントに参加し帰国研修員に対して自社事業の紹介プレゼンも行った日本企業関係者からは、現地コネクションの構築に困っていたところ、日本企業のニーズに沿った関係者と意見交換ができ非常に有効であったと高評価だった。加えて気候変動の影響を受けるタンザニア農業システムのレジリエンス強化、ひいてはタンザニア及び域内の食糧安全保障へ貢献することを意図して、世界銀行が実施中の「タンザニア食糧システム強靱化プログラム」への協調融資に係る協議を実施中。持続可能な農業・食料システム構築や気候変動に対応した農業を推進する本プログラムは、TICAD8で立ち上がった「アフリカ・グリーン成長 イニシアティブ」にも貢献するものであり、かつ、機構のこれまでの技術協力を通じて策定・構築された包括的灌漑事業ガイドラインや農業データ定期報告制度といった成果の改良及び更なる活用が予定されている。また、機構として新手法となる成果連動型借款の第一号案件となる見込み。

- ◎ **デジタル技術を活用して200万人を超える国内避難民のデータベースを構築【①②③】**：ブルキナファソでは、クーデターにより治安が悪化しており、200万人を超える国内避難民が発生している。機構は、日本で開発された生体認証システムにより国内避難民のデータベース化を行うアプリケーションの導入を支援した。同アプリケーションを使用し、国内避難民が登録され、国内避難民に必要な公共サービスが適切に提供されることが期待されている。また、同アプリケーションを活用した国内避難民の登録作業はUNHCRと連携して実施した。本取組は、TICAD8における日本の取組「平和と安定」において示された「サヘル地域やアフリカの角地域を始めとする複雑化する地域情勢へ対応するため、国際機関とも連携し複数国にまたがる課題への取組を強化する」との方針にも合致した取組。本事例は共通の課題を抱えるサヘル地域においても活用が期待される。
- ◎ **ABEイニシアティブ参加者と日本企業、協力隊OB・OGの共創を促進するプラットフォームを形成【①②】**：ABEイニシアティブにより日本に留学した研修員の帰国後サポート強化の一環として、SNSを活用したグループネットワークを作成しているが、元ABEイニシアティブ参加者と日本企業や協力隊OB/OGの繋がりを促進するため、日本企業や協力隊OB/OGにも同SNSグループへの参加を促進した結果、現在1,100名以上が参加するSNSグループに発展した。本SNSグループを介し、日本とアフリカで様々な知見を有する人的交流と新規事業を促進するプラットフォーム作りに貢献する。日本企業がアフリカにおけるビジネス展開において、当該プラットフォームを活用して、参加者を募り、アフリカでのビジネスニーズについてオンラインでのグループインタビューを実施した事例もある。
- ◎ **外部資金（寄付金）活用による起業家支援事業【①②】**：日本の個人金融資産の有効活用モデルを試行したいという意向を持つ水波アフリカ財団と連携し、同財団がマダガスカル起業家支援を希望していたこともあり、2020年に実施したProject NINJAビジネスコンテストの後継としてビジネスコンテストを開催。上位企業3社には、ビジネスを進めるための資金として、同財団より約100万円が贈呈された。この他、機構現地事務所は現地インキュベーター契約による伴走支援を提供したほか、現地関係機関との連携体制構築や事業継続に向けた計画策定を支援した。現在は、機構事業との相乗効果発現及びイノベーション創出に向けたインキュベーションプログラムを実施している。同財団は、来年度以降も現地インキュベーターを活用したビジネスコンテストの開催を継続する意向を示している。同財団は、2000兆円を超える豊富な個人金融資産を開発途上国の支援につなぐ、導管の役割を果たしたいという思いもあり、来年度はビジネスコンテストに合わせて「マダガスカル社会見学ツアー」を計画中である。参加者が旅行代金の一部を財団に寄附することでビジネスコンテストの受賞者決定にも関わることができる、参加型の社会貢献活動を試行する予定である。また、民間団体は資金提供の仕組みづくりのノウハウや関係機関とのネットワークがなく、機構事業と連携することで、現地パートナーと安定的・継続的な体制づくりが期待できる。更に機構、日本にとっても、民間団体と連携し、その資金を活用することによりレバレッジを効かせ、比較的少ない人・資金の投入でもって、開発途上地域等の経済及び社会の発展に寄与し、プレゼンスを高めることが期待できる。
- ◎ **帰国研修員により技術協力プロジェクトの知見を全国に展開【②③】**：灌漑管理に関する能力向上を目指す課題別研修（農民主体型用水管理システム）に、ルワンダで実施中の「灌漑水管理能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）のカウンターパートが参加。同プロジェクトでは4つの灌漑スキームをモデル地区としているが、ルワンダ政府は、モデル地区においてプロジェクトが導入した水利組合の組織強化モデルによる同組合の強化や農民自らが参加する施設維持管理強化などの実績を全国に展開したいという意向を強く持っていた。2023年11月、「帰国研修員同窓会」の活動の一環で、同カウンターパートによる全国展開ワークショップの実施を支援。同ワークショップでは、全国の灌漑エンジニアに参加を呼びかけ、モデル地区の視察、意見交換を

経て、各灌漑エンジニアが、担当地区へのロールアウトアクションプランを策定。これにより、技術協力プロジェクトの対象地域を超えて、ルワンダ政府主体による全国展開への大きな足掛かりを形成した。

- ◎ **帰還難民コミュニティでUNHCRと連携し「誰一人取り残さない」社会経済的包摂支援を実施【②】**：ブルンジでは、長らく続いた内戦の終了により、現在復興の道を歩んでおり、内戦時に国外に避難していた難民が帰国しつつあるが、帰還難民の社会復帰が大きな課題となっている。帰国難民のモニタリングはUNHCRが行っているが、帰還後1年間分の予算しか確保されておらず、その後の帰還難民の状況が把握できていなかった。機構は、UNHCRと協力し、その後の状況を調査するため、帰還難民の特定や現状などの把握を3県にて実施。調査の結果、コミュニティの協同組合への帰還国難民の参加が非常に限定的である実態が明らかになった。これを踏まえ、実施中のブルンジ「生計向上を通じた社会的結束のための能力開発」（個別専門家）及びブルンジ「稲作改善支援計画プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、研修対象者等に帰還難民を含めたり、国内避難民に配慮したコミュニティ活動を行ったりする等、事業が確実に脆弱者層に裨益するための取組を促進する予定。また、UNHCRも2027年まで帰還難民支援を予定している。
- ◎ **副大統領の参加を得て連結性を高める基幹道路が開通【③】**：ガーナの副大統領も参加し、「第二次国道八号線改修計画」（無償資金協力）にて建設した国道8号線の開通式を開催した。国道8号線は、ガーナ第二の都市であるクマシと沿岸部のヤモランサを結ぶ全長約170kmの幹線道路であり、国際回廊の一つでもある中央回廊を補完する機能を果たし、国内の物流を支える重要な道路である。同無償資金協力では、国道八号線南部区間の道路改修及び橋梁の架け替えを行い、安全かつ円滑な道路交通を確保。道路延長30kmのうち約半分の区間において「路上路盤再生工法」（壊れた道路表面のアスファルトを下層の砕石と混合して安定した層をつくる工法）を適用。新型コロナウイルスの影響により工事の中断や先方負担事項の遅れ等があったが、工事再開後は迅速に施工を進めた結果、当初2023年12月完工予定であったところ、2023年6月に前倒しで完工を実現した。2023年6月の開通式典では、ガーナ副大統領、道路大臣らが参加。副大統領からは、クマシのあるアシャンティ州からガーナ北部、ひいては周辺の内陸国との連結性をも高める重要な道路になるとの評価を得た。
- ◎ **グローバル難民フォーラムへのウガンダの貢献を側面支援【①②】**：12月に実施された「第2回グローバル難民フォーラム」の共同議長国に日本・ウガンダ両国が選ばれたことを機に、ウガンダ政府の同フォーラムにおけるプレッジ立案プロセスを技術的・資金的に支援した。具体的には、首相府難民局に派遣中の個別専門家を通じ、ウガンダ政府が打ち出したロードマップの重点項目のうち、同国政府が寛容な難民政策を推進するための公共サービス提供の「Transition（以下、移行）」に係る課題の整理とアクションプラン策定について、「移行」に中心的に関わるウガンダ政府キーパーソンを日本に招聘した。技術協力プロジェクトを通じて得た「移行」に関する地方政府の実態をインプットし、具体的な議論を促した結果、招聘時に作成したプレッジ案が、実際に第2回グローバル難民フォーラムのウガンダ政府からのプレッジに採用されるなど、同国のプレッジ策定プロセスに大きく貢献。さらに、日本政府がUNDPとともに主導したHDPネクサスに関するマルチステークホルダープレッジに、ウガンダ政府及びアフリカの角地域8か国による地域機構IGAD（Inter Governmental Authority on Development）の参加を打診し、両者の参加を実現させ、東アフリカ全域でのHDPネクサス主導の機運醸成に貢献。これらは、日本政府第1回グローバル難民フォーラム（2019年）にプレッジした、HDPネクサスの促進、及び2022年のTICAD8で打ち出した「人道・開発・平和の連携の理念の下、150万人の難民・避難民とその受入コミュニティに対し、緊急・人道支援と開発支援を連携して実施。」に大きく貢献するもの。

(2) 事業上の課題及び対応方針

複合的危機の影響を最も深刻に受けているアフリカ地域において、開発協力の意義が高まっていることに加え、23年度はスーダンやサヘル地域等の内紛を受けてアフリカ地域内の安定化に向けた協力の重要性がさらに増している。これらニーズに対応するため、従来の二国間協力に加え、アフリカ連合委員会（African Union Commission：AUC）が掲げるAU大陸アジェンダへの協力をAUDA-NEPAD、アフリカ大陸自由貿易圏連携協定（AfCFTA）事務局等のAU関連機関と進めることで、TICAD8における公約の着実な達成に貢献し、域内における日本・機構のプレゼンスの向上に貢献し、さらには日本企業や他ドナー等との連携事業の追求や外部資金の動員を目指す。

No.5 カ 中東・欧州地域

(1) 業務実績

- ◎ **ウクライナに対する支援を迅速かつ大規模に実施【①②③④】**：ロシアによる侵略は長期化し、電力、交通、教育、保健医療、住宅、農業等の多分野・広地域に亘る甚大な被害を受けると同時に、被害の少ない西部では復興に向けて民間投資の需要が高まっている。機構は、2022年度に引き続きウクライナの支援ニーズに合致する分野横断的な支援パッケージを調査、研修、プロジェクト、資金協力等、各種援助手法を用いて実施した。
- ・ 2023年7月には、田中理事長がウクライナを訪問した。ゼレンスキー大統領やシュミハリ首相と面談し、機構のプレゼンスを国内外に大きく示した。また、11月からはウクライナ海外拠点の現地業務を再開した。これらの対応を通じて、ウクライナ側からの高い評価と信頼を獲得した。
- ・ 無償資金協力については、2023年4月に「緊急復旧計画フェーズ2」（530.72億円）のG/Aを締結した。同協力により、地雷・不発弾対策に貢献する地雷除去機や地雷探知機、瓦礫除去のための機材、越冬に必要な発電機、運輸交通・上下水等の生活再建に必要な資機材、逼迫した状況を改善するための医療機材、農業を継続するための種子・資機材、教育関連機材等の調達を行った。また、同協力フェーズ3（158億円）を迅速に形成し、2024年2月にG/Aを締結した。
- ・ 地雷・不発弾対策では、避難民の帰還や復旧・復興への流れを促進するために必要となる地雷・不発弾による脅威の除去を促進すべく、国家緊急事態庁（State Emergency Service of Ukraine：SESU）に対し、地雷探知機（ALIS）50台、除去作業用車両としてステーションワゴン、ピックアップトラック各20台を供与した。加えて、技術協力を通じ、地雷探知機（ALIS）を4台、クレーン付きトラックを24台供与し、ポーランドにおいて地雷探査研修（ALIS習熟研修）を開催した。
- ・ エネルギー分野では、上記無償資金協力や緊急開発調査により、28MWガスタービン2基、発電機約230台を供与するとともに、港湾公社に電源車6台、5保育施設にヒートポンプを導入した。特に、エネルギー施設保護のためのソイルアーマーは、エネルギー省次官自ら国際ドナー調整を担当するほどにウクライナ政府で重視されていた設備であり、その供与に際して政府幹部及びウクライナ市民から高い評価と感謝の声が寄せられた。
- ・ 都市計画分野では、2023年5月及び2024年2月の2回にわたり地方・国土・インフラ発展省、復興庁、優先6自治体（キーウ市、ヘルソン市、ハルキウ市、ドニプロ市、ミコライウ市、オデーサ市）幹部等の行政官を本邦招へいし、ウクライナ自治体と協力関係にある自治体の協力を得ながら、第二次世界大戦及び自然災害からの復興に係る日本の「より良い復興（Build Back Better: BBB）」を理念とした経験・知見の共有を行った。
- ・ 瓦礫処理分野では、2024年1月から2月にかけて、ウクライナの中央政府及び地方自治体で破壊廃棄物（瓦礫等）処理を担う幹部ら8名を招へいし、日本の災害廃棄物処理や制度、東日本大震災における日本の地方自治体の役割等を学んだ。
- ・ 医療分野では、非常事態下で医療活動にあたるウクライナ救急救命・災害医療センターの機能強化のため、2023年11月に保健省次官を含む行政官や救急医療・災害医療センター関係者（計10名）を本邦に招へいし、日本の災害医療の訓練や研修を紹介するほか、災害拠点病院の視察や関係者との意見交換を行った。

- 農業分野では、戦争の影響を受けた小規模園芸農家、灌漑システム、土壌汚染の現状を調査した。その結果を踏まえ2023年度下半期には小規模女性園芸農家向け研修やオンライン園芸技術セミナーを実施した。また、2023年4月及び7月に農業政策・食料省関係者を本邦に招へいした。4月には同省次官等が日本の最先端農業や震災後の復興を遂げた農場視察と中長期的支援方針の協議を行い、7月には同省の技術部門職員に対し園芸分野と灌漑分野の技術紹介を行った。
 - 教育分野では、子どもたちが紛争下でも安心・安全に学べる遠隔学習の拠点づくりを進めるウクライナ教育省とともに、遠隔教育に必要な機材の提供や心のケアをサポートする協力を実施した。ラップトップPCやタブレット端末（計3,400台）、学習用教科書（約109万冊）、発電機（85台）等の供与を行った。また、東日本大震災の経験を通じた子どものメンタルヘルスケアにおける知見を紹介すべく、講義動画（メンタルヘルスケア教材）を作成。ウクライナ国内で心のケアに従事する教員や心理カウンセラーが登録するオンラインプラットフォーム（登録者数約1.3万人）に掲載し、日本の知見を共有した。2023年11月にはウクライナ教育科学省の視察団4名を本邦に招へいし、日本におけるICTを活用した教育や子どものメンタルヘルスケアの取組を紹介したほか、戦後復興を支える人材育成計画策定のため、職業訓練校の視察や関連企業との意見交換の場を提供した。
 - 民間連携では、2024年2月19日開催の日ウクライナ経済復興推進会議に合わせ、官民一体となった持続的な取組を促進するイベントを開催した。参加者は3日間延べ約1,200名、うち約1/4はウクライナ人であった。日本企業を含む傍聴者が多く来場し、休憩時間等における活発な情報交換やネットワーキングが行われた。ウクライナ政府関係者及びウクライナスタートアップ企業10社を招へいし、日本企業との連携に向けたビジネスミーティングを行った。同イベントではウクライナ向けのビジネス支援事業の実施を発表し、2月下旬にプレ公示を掲載した。
 - 「第10回（2024年）日経BP Marketing Awards」のグランプリに、機構が日経ビジネス電子版に掲載した広告作品が選ばれた。機構の「池上彰と知るウクライナと世界の未来と私たち」は時代性を捉えて読者を引き込む「読ませるコンテンツ力」が評価された。
- ◎ **ウクライナにおけるカホフカ・ダム決壊被害への緊急支援【①②③④】**：2023年6月初旬に発生したカホフカ・ダム決壊に際し、第一弾として手動浄水器100基、大型水槽21基、水タンク4,000個を被害地域かつ奪還地であるヘルソン市に緊急供与した。同月末に第一陣が現地到着するなど機構全体で迅速な対応を行った。その他、浄水装置55台及び排水ポンプ30台を調達し数ロットに分けて現地へ供与した。この成果は同月に開催されたロンドンでの復興会議において、日本による貢献として林外務大臣（当時）から表明された。前線間際の供与先かつ輸送状況不透明な現地事情に鑑みて、同年6月にMOC締結を行った国際援助機関と連携し、一部物資の輸送を実施した。
- ◎ **ガザ紛争に対して迅速に人道支援を実施【①②③】**：2023年10月に発生したガザでの紛争に際し、ガザ市民への緊急的な支援が必要とされる中、機構エジプト事務所がエジプト赤新月社とMOUを締結し、エジプト赤新月社を通じてテントや医療用消耗品等をガザ域内に搬入した。
- ◎ **トルコの震災復興に向け日本の経験を共有【①②③④】**：2023年2月に発生したトルコ南東部を震源とした地震に関し、トルコからは、同じ地震国である日本の震災対応に係る経験へ強い関心が示された。それを踏まえ、トルコ「地方自治体の災害リスク管理及び廃棄物管理能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）に復興に係る3つのコンポーネント、復興計画策定支援、耐震補強技術支援、災害廃棄物管理能力強化支援を追加し、中央政府関係機関や被災自治体職員を対象とした本邦研修の実施等、震災復興に向けた知見共有を実施した。本技術協力事業を中心として、その他日本からの専門家（都市再生機構（UR）職員、阪神淡路大震災の復興計画を担当した元兵庫県・神戸市職員等）の派遣、阪神淡路対震災や東日本大震災の復興計画に係るセミナーを実施。その過程で「仙台防災枠組」の復旧・復興過程における「より良い復興（Build Back

Better : BBB)」の考えを発信するなど日本の政策実現にも貢献した。本邦研修に参加した中央政府や被災自治体職員からは、住宅・建物再建に加えて社会的・経済的復興等の視点を踏まえた日本の災害復興の歩みや、防災意識が根付いた社会の在り方は、トルコの復興において非常に役立つものであるとして、日本からの支援に感謝の意が示された。シリアに対しては、2023年5月にシリア・アレッポ、東京、関西の3拠点をオンラインで接続し、日本の災害対応の知見・経験をシリアと共有することを目的とした「シリア・震災対応オンラインセミナー」を開催。シリア側からはアレッポ市長を含む現地行政関係者が参加し、アレッポにおける被災状況と現状に関するプレゼンテーションの後、事前に寄せられた質問に対して日本側講師より回答及び解説がなされた。また、2023年7月と8月にアレッポとダマスカスで地方自治体や行政官等を対象とした防災・災害対策関連セミナーを実施した。その他、帰国研修員同窓会活動支援、基礎情報収集確認調査等を通じ、震災対応や被災者支援活動を実施している。

- ◎ **トルコの中小零細企業の支援により震災からの復興に貢献【①②③】**：大震災からの早期復興を目指すトルコ政府を支援すべく、岸田総理が2023年7月に表明したトルコ震災復興に向けた5.5億ドルの追加支援策のうち、中小零細企業を支援することを目的としたトルコ「中小零細企業のための震災後支援事業」（円借款）のL/Aを12月に調印した。本円借款を通じ、地震で被害を受けた中小零細企業に対し緊急支援策として流動性資金の供給を行うことにより、中小零細企業の事業再開及び存続、並びに、雇用回復及び維持を図り、被災地の早期の復旧・復興に貢献する。これに関連し、日本の中小企業基盤整備機構及び東日本大震災で被災した日本の中小企業が講師となって、トルコの関係者に向けに事業継続計画（BCP）策定の重要性に係るセミナーを実施した。
- ◎ **ロシアによる侵略の影響を受けて逼迫するモルドバ政府の財政を支援【①③】**：2023年7月に機構はモルドバ「経済復興開発政策借款」（円借款）のL/Aに調印した。隣国ウクライナへのロシアによる侵略により、ウクライナからの避難民が多く流入し、影響を受けるモルドバ政府の財政を支援することにより、モルドバ国民及びウクライナ避難民への影響の緩和に貢献するとともに、経済危機に対する脆弱性を減らすためのレジリエンスの構築及び競争力の強化を支援するもの。
- ◎ **事業の展開が困難なシリアへの支援を継続【①②③】**：2011年に発生した内戦により、現地での支援が困難な状況が続くシリアでは、過去に機構の研修を受けた研修員が「帰国研修員同窓会」を組織しており、同窓会の活動が現地で継続されている。機構は現地職員を介して同窓会の支援活動を継続しており、裨益者や関係者等から多くの賞賛や信頼を得ている。同組織の活動が評価され、2023年度に外務大臣表彰を受賞した。また、2017年からシリア難民を支援する「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム（JISR）」を開始し、2023年度まで、累計79名の留学生受入を実現した。卒業生57名のうち48名は、本邦企業で就業、本邦で自立的な生活を継続している。
- ◎ **エジプトの地下鉄の整備を通じた交通渋滞と大気汚染の緩和に貢献【①】**：2023年4月30日、カイロにて、エジプト訪問中の岸田文雄内閣総理大臣とシシ大統領同席のもと、エジプトとの間で、「カイロ地下鉄四号線第一期整備事業（III）」（円借款）を対象として1,000億円を限度とするL/Aに調印。大カイロ都市圏における交通需要への対応、交通渋滞の緩和及び大気汚染の改善を目的として支援するもの。日本政府の推進するインフラ海外輸出戦略の推進へ貢献している。
- **2024年の開館を目指して準備を進めている大エジプト博物館（Great Egyptian Museum : GEM）の魅力**を日本において紹介すべく、2023年8月にエジプト側カウンターパートを招へいし、東京、大阪、広島においてGEMに関するシンポジウムを開催、対面・オンラインを通じて延べ888名の参加を得た。両国の専門家からの発表等が行われ、長年にわたる日本との文化財修復・保全事業を通じて培われたエジプト側関係者からの日本に寄せる信頼について紹介できたとともに、GEMへの日本や機構の協力の広報を行う好機となった。

- 国際機関と連携し、隣国での経験を共有：安全管理上、現地での協力事業実施が困難なリビアに延べ、隣国チュニジアで長年協力してきたカイゼン事業の経験と成果を共有するべく、チュニジア側カウンターパート及び世界食糧計画（World Food Programme：WFP）の協力を得てリビア政府関係者をチュニスに招聘しワークショップを開催した。2021年度、2022年度に続き、2023年11月に2回にわたるカイゼンをテーマにした研修をチュニスにて開催した。
- 日本の開発経験を共有し、各国の発展のために活用する機会を提供するため、2023年度は8カ国の10大学に対して戦後日本の政治外交、産業政策や産業の発展、日本文学、日本の開発協力全般に関する講義からなる「JICAチェア」を実施した。2023年度はポーランド、クウェートで新規に実施した。
- 中東地域の平和と安定に向けて日本が推進する「平和と繁栄の回廊」構想に貢献すべく、同構想の柱の一つである「観光回廊」の発展に向けてヨルダンで協力を継続している。ヨルダンのサルト市は山口県萩市の推進する萩まちじゅう博物館をモデルとして観光振興を目指している。機構は、在京大使及び王室関係者の萩市訪問の機会を捉え、萩市とサルト市の協力関係強化に協力した。機構による観光振興への協力は2023年4月に来日したヨルダン国王からも謝意が述べられた。
- セルビア、北マケドニア、モンテネグロ、ボスニア・ヘルツェゴビナで実施中の「西バルカン地域中小企業メンター制度強化」において、中小企業支援に携わる各国関係者を日本に招聘し、日本の中小企業支援政策やカイゼン等の理念を紹介した。また、北マケドニア「持続可能な森林管理を通じた、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、西バルカン6か国の関係者が集まり、各国の防災に係る知見を共有するセミナーを開催した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

2023年10月7日に発生したイスラエルと武装組織ハマス等との衝突に代表するように、地政学的に不安定な中東地域では、治安状況が急激に悪化する可能性がある。各国情勢の情報収集と分析、事業計画の策定を進めるとともに、邦人の渡航が難しい場合には本邦研修、周辺国における第三国研修、他ドナーや国際機関との連携等を効果的に組み合わせつつ支援を展開する。また、各種援助手法を柔軟に活用し、危機に対しても機動的に対応する。パレスチナについては、人道支援から復旧・復興フェーズに移行するタイミングに備えて国際機関、他援助機関などを密に連携し、支援内容を整理・準備する。

欧州地域においても、ウクライナではロシアによる侵略は長期化し、電力、交通、教育、保健医療、住宅、農業等の多分野・広地域にわたる甚大な被害を受けると同時に、被害の少ない西部では復興に向けて民間投資の需要が高まっている。また、震災の影響を受けたトルコにおいても、被災地の復旧・復興ニーズのみならず、トルコ全体として復旧から成長に向けてのニーズが高い。

機構の各種援助手法を活用しつつ、また他援助機関と協働体制を構築しながら、平時の対応によらない、柔軟かつ迅速な取組を引き続き推進するとともに、より良い復興（Build Back Better：BBB）を目指しインフラ整備や制度強化のための支援を検討する。ウクライナ事務所の開設を通じてこれまで以上にウクライナ政府や他援助機関との連携を促進するとともに、日本の民間企業への情報提供や事業実施に向けた支援を推進する。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項

各地域の地政学的な特性を踏まえつつ、引き続き、FOIPの実現やSDGsの達成といった政府の重

要政策、また、PALM9のフォローアップやTICAD8等我が国が重視する各フォーラムにおけるコミットメントの達成を通じた国際場裡における日本外交の強化に寄与する取組の推進に期待する。

東南アジアでは、2023年は日ASEAN友好50周年であり、同年12月に日ASEAN特別首脳会議も予定されていることから、対外発信を含め、関連する協力の実現に努めることを期待する。太平洋島嶼国地域は日本の安全保障にとって地政学的に重要な地域であり、FOIPの実現に資する協力が重要となっており、他の開発パートナー等とも連携しつつ、島嶼国特有の開発課題に対する協力の推進に努めていく。その他、複合的危機（コロナ禍、ロシアによるウクライナ侵略、気候変動の影響を受ける低所得者層の拡大、食料・エネルギー価格の高騰、債務問題の悪化など）の影響を踏まえ、マクロ経済状況や社会状況等に注視しつつ、民間主導の経済活動の活性化、産業の多角化、域内外の連結性強化、人材育成等の取組を通じ効果的な開発事業の実施に努めることを期待する。

新興国との関係強化であり、これまでの二国間協力の成果を活用した広域協力の一層の推進や、他の開発パートナーのリソースを活用した取組など、より多くの国に裨益する形をこれまで以上に追求していくことを期待する。

(2) 対応

東南アジアでは、2023年12月の日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議に向け、FOIPの実現及び東南アジアとの関係強化に資する協力や、地域の連結性強化に貢献する事業の実施や新規案件形成に取り組むとともに、記念シンポジウムの開催（アカデミア、メディアを含め100名超が参加）、これまでの東南アジア協力を振り返るパンフレットの作成、国内外のメディアによる報道、組織内外の媒体を通じた発信を行った。

大洋州地域においては、PALM9にて提案された5つの重点協力分野に基づき、FOIP実現に向けて域内援助国・機関とも連携をしつつ、開発課題解決に資する協力推進に着実に取り組んだ。

アフリカにおいては、機構事業を通じ、TICAD8における公約達成に向けた取組を進めていることに加え、2023年はTICADプロセス開始30周年を迎えたことから、8月に外務省主催で開催されたTICAD30周年イベントに機構理事長が登壇し、30年に亘るTICADプロセスにおける機構による協力の成果について発信を行った。また、国内拠点においては、対アフリカ協力に関する更なる理解促進のため、SNSを通じた情報発信やTICAD30周年関連イベントを実施し広報強化に取り組んだ。さらに、TICADの30年の成果レビューと今後のアフリカ開発の主要課題を抽出するTICAD30周年レビュー調査をアフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD）と共同で実施し、アフリカ連合（AU）年次総会のサイドイベントにおいてその調査結果を発表した。

中南米においては、開発途上国とのパートナーシップ・プログラムを推進するため、メキシコやチリ、コロンビア政府と協議を実施し、メキシコやチリ向けにはパートナーシップ・プログラムに基づく技術協力プロジェクトを形成し、域内での知見の共有を促進する。また、SICAやCARICOMといった地域機関との連携協議を実施。特にSICAとは連携5カ年計画をもとにコンサルテーション会議を行い協議録に署名。その他、世銀との連携を促進するための協議を実施した。加えて、米州開発銀行（IDB）とのCORE協調融資枠組みを30億ドルから40億ドルに増額するMOCに両機関トップが署名し、今後の案件形成をこれまで以上に促進する。

No.6	JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋、第2回グローバル難民フォーラム
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】本取組を通じた親日派・知日派のリーダー育成により、共通の価値や原則に基づく自由で開かれた秩序の実現への貢献が見込まれ、自由で開かれたインド太平洋の実現に寄与するため。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 /年	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
【指標6-1】JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派人材の育成数	6,500人	1,200人 ¹³	1,819人	2,056人	人	人	人
②主要なインプット情報			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
予算額（百万円）			9,132	8,627			
決算額（百万円）			8,819	8,150			
経常費用（百万円）			8,511	8,660			
経常利益（百万円）			△19,867	△664			
行政コスト ¹⁴ （百万円）			8,511	8,660			
従事人員数			73	73			

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3.（6）、中期計画：2.（2）
年度計画 1.（6）JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成 - JICA 開発大学院連携・JICA チェアを更に推進し、日本国内の大学との連携を通じて我が国の開発経験を含む専門知識を学ぶ機会を提供することにより、国内外における親日派・知日派のリーダー育成や開発途上地域の課題解決を担う中核人材育成を支援する。 - 引き続き、安倍総理（当時）が発表した目標「2,000 人の留学生在が学んでいる状態」を維持、増強する。 - また、我が国の開発経験を伝えるため拡充したコンテンツの活用を促進し、JICA チェアを海外の大学等研究機関との連携を通じて推進の上、拠点数の拡大を図るとともに、安定的な実施を推進する。 - 加えて、帰国留学生との関係性の維持・発展に向けて、留学生データベース等の構築・活用を推進する。
定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

¹³ 各年度の目標値は、第5期中期計画期間中に漸増させ、中期目標期間全体の目標値6,500人を達成する予定。

¹⁴ 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

【指標6-2】JICA開発大学院連携・JICAチェア等を通じた育成人材との継続的な関係維持・発展に資する取組の促進状況

3. 年度評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下4. 業務実績のとおり、質的な成果、成果の最大化に向けた取組において、目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

4. 業務実績

(1) 業務実績

No.6-1 JICA開発大学院連携による留学生の来日(及び帰国後の成果)

◎ JICA留学生が重要な行政職に就任【②④】：

- タジキスタンからの留学生（立命館アジア太平洋大学博士課程 2022年修了）がタジキスタン帰国後に大統領府に復帰。その後、2023年9月から大統領府傘下の投資環境改善協議会事務局の事務局長（事務次官級以上）に昇進。まだ30歳代後半ながら大統領からの期待も高く、タジキスタン政府における今後の更なる活躍に加え、親日派・知日派のリーダーとして我が国との懸け橋となることが期待される。
- キルギスからの留学生（明治大学ガバナンス研究科 2014年修了）が教育・科学副大臣に就任。人材育成奨学計画（JDS）から帰国後、キルギス共和国大統領府、キルギス共和国地域開発投資庁等に勤務し、国家及び地方発展のためのプログラムや地方インフラの整備において、日本で得た「批判的思考（クリティカル・シンキング）」の知識を活用した。
- ベトナムからの留学生（外務省行政官、名古屋大学法学研究科、2004年修了）が駐日ベトナム大使に就任。JDSでの留学経験を通し、専攻した法律分野の知識のみならず、コミュニケーション能力、問題提起・問題解決能力、様々なトピックに意見を持ち意見交換するスキルやプレゼンテーション能力などを習得し、キャリア形成や現在の職務遂行に活用しているという。駐日ベトナム特命全権大使として2023年5月の着任以来、二階俊博日本ベトナム友好議員連盟会長や菅義偉前内閣総理大臣を訪問し、ベトナム人を含む日本在住外国人労働者の生活・就職環境改善等の取組や、外交関係樹立50周年記念の本年に期待される両国関係の新たな協力関係について確認している。また、愛媛、長野、栃木、群馬、新潟の各県知事、及び東京都知事の訪問など、ベトナム地方都市との文化交流事業、投資、貿易の協力について積極的に都道府県レベルでも交友を深め、日本とベトナムの懸け橋となる活躍をしている。

- ◎ 留学生が帰国後に母国で活躍【②】：ブータンからの留学生（財務省行政官、名古屋大学経済学研究科、2023年修了）が、日本の「ふるさと納税」や「道の駅」といったシステムに感銘を受け、帰国後、指導教員とも協力を得て両システムをブータンにどのように導入するかについて記載した投稿記事を作成し、Kuensel（ブータン国営紙）に掲載された。また、マダガスカルからの留学生（秋田大学2018年度修了）が帰国後に鉱山・戦略資源省の局長に就任した後、同国大学の博士課程に就学し、博士号を2023年度に取得。現在、機構・秋田大との間において共同研究の実施に向けて協議中。また、同国向けで実施中の鉱物資源分野人材育成に係る基礎調査において、政府、民間等の関係機関との橋渡し・調査への協力依頼を行い円滑な調査実施の支援を行った。

- ◎ 日本と母国との懸け橋としての活躍【②④⑤】：コートジボワールからの留学生が、在学中に日本とアフリカの架け橋となるべく日本において NPO法人JAPAN CONNECTを立ち上げ、企業交

流会等を通じたネットワーク作りなど、アフリカと日本の民間企業をつなぐ活動を精力的に展開した。また、インターン先の企業が運営するメタバース情報工学学校のアフリカ進出への第一歩として、同校とコートジボワールの大学との契約締結の実現に貢献した。本功績に対して、駐日コートジボワール共和国大使からも表彰を受けた。

- ◎ **第2回グローバル難民フォーラムへのパネリスト登壇・成果発信【①】**：日本政府が共同議長国を務めたグローバル難民フォーラムにおいて、シリア平和への架け橋・人材育成プログラム（JISR）担当職員が難民支援の教育に関するハイレベルサイドイベントに登壇し、パネリストとして2017年から受入を開始した機構のシリア難民に対する留学事業の取組と成果を発信。留学を通じた難民受入の先行事例として、教育機会の提供のみならず、その後のキャリア構築支援も行っていること、それにより彼らは日本社会における貴重な人材となっていることや、シリアと日本の架け橋となり活躍している様子等を紹介。さらに、同フォーラム中の上川外務大臣によるスピーチにおいても、こうしたJISRの成果や同プログラムを通じて日本へ留学を果たした当事者の声についても言及された。

No.6-2 JICAチェア

- ◎ **JICAチェアが国会議員やメディアから高い評価【②④】**：モンゴル国立大学でのJICAチェアにおいて、2023年9月から4か月間を1タームとする単位認定型「JICA チェア講座」が開始されると共に、対面講義に併せて外交常任委員会を対象に国会勉強会での講和（今回6回目）や著名なコメンテーターとの対談番組出演がなされた。国会議長、安全外交政策常任委員会委員長、国家組織常任委員会委員長、国会議長法律上席顧問他モンゴルの有力な国会議員より政策レベルの協力として高い評価を受け、協力の継続への高い期待が示された。
- ◎ **協力のアセットの組合せにより成果を発現【②③④】**：ガーナ大学アジア研究センターでのJICAチェア（2023年3月）において、ケニア、エチオピア及びタンザニアを含む15大学と繋ぎ約1,300名（ハイブリッド型）が参加した。講義に併せ帰国留学生による経験談発表会、ガーナ進出本邦企業とのネットワーキング会、協力隊員による日本文化紹介イベントを実施し、ガーナ国営放送でも取り上げられた。またメキシコ・コリマ大学での単位認定型「JICAチェア・日本研究講座」（全16回、2023年11月～）では、帰国研修員（外務大臣表彰受賞）が中核教員となり講義内容が計画され、日本の大学教員や技術協力プロジェクトに従事する専門家（カイゼン）などの関係者も講師となり常設講座化され、学生の関心が日本へ大きくシフトしたとの評価を得た。
- ◎ **開発途上国の広域の学会と連携し高い評価【②③】**：コスタリカ大学でのJICAチェア（6回の連続講義、2023年5月～）は、2023年11月に開催された中南米地域のアジア・アフリカ研究ラテンアメリカ学会第18回総会の特別講演にも位置付けられ、日本の開発経験の学術的な理解促進にも繋がった。アルゼンチン、ボリビア、チリ、コスタリカ、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、ニカラグア、パラグアイの9カ国のJICAチェア関係者が参加し、実施大学毎のコース計画・教材のリスト化と共有、域内集中コースの開催などが計画され、地域大学のネットワークを活かし日本研究が推進される土台となった。
- ◎ **創意工夫により自立発展性を向上【②③】**：ブラジル・サンパウロ大学でのJICAチェア（100分の講義を10回実施）は2020年度から開始され、国内の大学と共にパナマ、アルゼンチン、カナダ、イタリア、アンゴラ、韓国等の学生と社会人を含め約200名が参加する日本法を中心に比較法を学ぶ貴重な機会を提供している。日本の連携協定大学との共催により多彩な講師陣（進出日系企業、弁護士事務所、日本大使館、機構）により実施されていると共に、日系企業の寄附金が運営資金の一部として動員され自立発展性を高める工夫がされている。またボリビア・モレノ大学のJICAチェアの大学院ディプロマ・コース（120分の講義を40回実施）でも、多彩な講師陣（日本の連携す

る5大学、専門家、コンサルタント等）による講義が実施され、受講料収入でコース運営予算がほぼ賄われており自立発展性が担保されている。

No.6-3 プログラムの質的な向上

- ◎ **JICA開発大学院連携構想が大学の国際化・連携強化に貢献【②③】**：JICA開発大学院連携に賛同する64大学の参加を得て、JICA開発大学院連携のプログラムの質の向上と、大学との連携体制の強化方策を促進するためのJICA開発大学院連携に関する第6回連絡協議会を開催し、JICA開発大学院連携における「各大学でのプログラム」の進捗や課題調査結果、グッドプラクティス共有等を行い、JICA開発大学院連携の方向性を再確認するとともにプログラムの質の向上への教訓を得た。また、JICA開発大学院連携の戦略的強化のために今年度実施した調査において、JICA開発大学院連携は、大学の国際化に資すると回答した大学が30%と最も多く、機構の留学生数の増加並びに多様化、英語科目の増設、講義内容の多様化に貢献したとのことであった。続いて、機構職員、ODA事業に関わる民間企業や市民社会組織から講師派遣による外部組織との連携強化（27%）、他国の留学生の多様な価値観に触れ学び合う機会が増え、日本人学生にも影響があった（17%）との回答が多かった。他方で、課題として、JICA開発大学院連携の趣旨に合致した体系的なコンテンツ・教材開発の不足や教員・講師の確保の難しさが挙げられたため、これに対して機構で開発した既存コンテンツの各大学への更なる周知・活用促進を行うと共に、各大学と協議の上で機構関係者を含む外部講師の多様化を図っていく。
- グローバル・アジェンダにおける日本の開発経験に関するビデオ教材4分野（戦後復興・災害復興、資源・エネルギー、中小企業振興、地震耐震）を追加。連絡協議会の場合を通じて、覚書締結大学に対して各大学プログラムでの活用を奨励。
- 地域理解プログラムについては国内12拠点において36プログラム（映像制作2件含む）を実施し、896人が参加した（オンライン参加者、日本人学生、一般留学生含む）。各地域特有の歴史・開発経験に基づくプログラムを展開し、関西ではJICAチェア講師による和歌の講義、四国では地元高校生ガイドによる鉱山開発のフィールドワークなど、JICAチェアのリソースを用いた講義の充実化や地域の国際化につなげる工夫があった。参加者からは「日本文化を学ぶだけでなく、協調性や他者への敬意など、自身の価値観を問い直すきっかけになった。」「地域の歴史を引き継ぐと奮闘する日本人学生の姿から、自国の歴史や環境を積極的に教育へ活かす新たな視点を学んだ。」といったコメントがあった。

(2) SDGs達成に向けた貢献

各国の発展を担う人材であり多様な分野での活躍が期待されるJICA留学生の受入と能力向上を実施し、SDGsのあらゆる分野の達成に貢献した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

受入留学生の多様化や受入大学の拡大に伴い、帰国留学生との戦略的な繋がり維持・発展のための方策強化が課題となっている。これに対し、留学コースの受入大学等との協議を通じて、より戦略性の高い受入体制整備を図っていく。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項

JICA開発大学院連携・チェアについては、これまでの開催国における継続的な実施と他国への拡大や、先方政府や大学との連携を継続し、現地にて創意工夫を図りながら、協力を促進することを期待する。

(2) 対応

指摘事項に対応して、JICAチェアにおいては先方大学との継続的な協議を通じて、域内学会と連携した地域大学ネットワーク化による日本研究推進の土台づくりや、受講料収入や寄付金等による自立的な運営を図るなど、協力を促進すると共に、JICA開発大学院連携においては先方外務省と本邦大学、機構との間でJICA留学生を先方行政官育成の重要事項とする覚書締結を行うなど、持続性の担保を図る取組を推進した。

No.7	民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、インフラシステム海外展開戦略2025（旧名称：インフラシステム輸出戦略）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】開発協力大綱等の政策目標では、民間の技術・資金との連携強化を通じた開発課題の解決を重視しており、本取組の貢献度が大きいため。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値/年	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
【指標7-1】協力準備調査、中小企業・SDGsビジネス支援事業を活用した法人・団体数	490 法人・団体	85 法人・団体 ¹⁵	87 法人・団体	126 法人・団体			
【指標7-2】開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルティング企業数	4,420 法人・団体	840 法人・団体 ¹⁶	1,021 法人・団体	1,014 法人・団体			
②主要なインプット情報			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
予算額（百万円）			9,155	5,879			
決算額（百万円）			4,671	5,216			
経常費用（百万円）			4,172	5,644			
経常利益（百万円）			△413	△1,275			
行政コスト ¹⁷ （百万円）			4,172	5,644			
従事人員数			151	158			

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3.（7）、中期計画：2.（3）
年度計画 1.（7）民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献 - 開発途上地域が直面する多様な開発課題の解決に向け、他の政府関係機関等とも緊密に連携し、事業の各段階に対応した多様な連携事業（協力準備調査、中小企業・SDGsビジネス支援事業、海外投融資等）を通じて、民間企業等が有する技術、製品、システム、資金等を活用した開発協力を推進する。 - 特に、民間企業のニーズ等を踏まえた制度改善・体制の見直しによって、SDGs達成への貢献に積極的に取り組む企業への連携事業の裾野拡大・連携強化に取り組むとともに、採択された案件の進捗管理を行い、民間連携を通じた JICA グローバル・アジェンダの推進等により、開発インパクトをさらに創出する事業を展開する。また、連携強化に向けて人材育成を推進し、インフラ海外展開を含む我が国企業の開発途上国での活動が円滑に行われるよう支援するとともに、地方創生に資す

¹⁵ 第5期中期計画期間前半の制度改善を踏まえて後半年度の目標値を増加させ、中期目標期間全体の目標値490法人・団体を達成する予定。

¹⁶ 各年度の目標値は、第5期中期計画期間中に漸増させ、中期目標期間全体の目標値4,420法人・団体を達成する予定。

¹⁷ 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

る取組も促進する。

定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

なし

3. 年度評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標設定時に想定した以上の政策実現に関する寄与等）を満たしており、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

4. 業務実績

(1) 業務実績

No.7-1 民間企業等

- ◎ **持続可能な開発に貢献するファシリティの創設【①②③】**：2023年5月に実施されたG7グローバル・インフラ投資パートナーシップ（PGII：Partnership for Global Infrastructure and Investment）に関するサイドイベントにおいて、岸田首相が官民のインフラ投資を通じてパートナー国の持続可能な開発に貢献することを表明するに当たり、機構は同公約に貢献する3種の融資ファシリティを創設した。気候変動対策推進ファシリティ（ACCESS）は、気候変動の緩和（再エネ・植林・EV事業等）や適応（農業・上下水道等）に資するインフラ事業や、金融機関への融資を通じた中小規模の気候変動対策事業、気候変動対策を推進する民間企業による気候変動対策事業を対象とした15億米ドルを上限とする融資枠であり、これらの事業を通じて気候変動対策に貢献する。食料安全保障対応ファシリティ（SAFE）は、食料システム強化/農業関連の気候変動対策（適応）、金融機関への融資を通じた農業分野支援、農業卸売商社への融資を通じた小規模農家支援、脆弱国などにおける食料や肥料等の輸出入に対する緊急支援を対象とした10億米ドルを上限とする融資枠であり、これらの事業を通じて食糧安全保障に貢献する。金融包摂ファシリティ（FAFI）は、中小零細企業、低所得者層、女性のいずれかの正規金融へのアクセス改善に寄与する事業を行う開発途上国の地場金融機関を対象とした15億米ドルを上限とする融資枠であり、これらの事業を通じて金融包摂に貢献する。
- ◎ **ICT・テック分野の新興企業への出資を通じて、ウクライナの復興と女性の活躍を後押し【①②③】**：機構は、2024年2月19日に行われた「日ウクライナ経済復興推進会議」にあわせて、「輸出志向型産業支援事業」として、Horizon Capital Growth Fund IVへの出資契約を締結した。本事業は、ウクライナ及び隣国のモルドバ共和国の事業成長期のICT・テック企業等向け投資ファンドへの出資を通じて、ロシアによる侵略の影響下にある両国の同産業の発展・雇用創出を図り、もって両国の経済社会の持続的発展に寄与する。また、ファンドの投資先に占める女性経営者・起業家の割合を30%以上とするなど、2X Challenge（女性のためのファイナンス）基準に適合したフラッグシップ・ファンドとして、ジェンダー推進事業投資の促進にも貢献するほか、日本政府が進める「女性・平和・安全保障（WPS）」にも資するものである。さらに、本事業は2012年の海外投融資事業の再開後、機構として初めての欧州地域向けの海外投融資案件となる。加えて、日ウクライナ経済復興推進会議では、岸田総理大臣の基調講演において、「次の日本の民間投資を促進し、

ウクライナでの雇用を生み出す5つの行動」の1つに本事業が含まれている。

- ◎ **ADBとの連携により、アジアへの質の高いインフラ投資を促進【①②③】**：機構は、2023年12月にアジア開発銀行（Asian Development Bank：ADB）との間で、アジア及び大洋州地域における民間によるインフラ整備を支援するための信託基金である「アジアインフラパートナーシップ信託基金2（LEAP2）」の設立に関する契約を締結した。機構はLEAP2への出資を通じ、アジア及び大洋州地域の質の高いインフラ案件への民間セクターの参加を促進する。2016年に設立したLEAPは、アジア及び大洋州地域における民間によるインフラ整備を支援するための信託基金であり、2023年9月時点で累計35件のインフラ案件を承諾し、質の高いインフラ開発を促進してきた。他方、ADBによれば、アジアのインフラ資金需要は2030年までに1.7兆ドルに上ると見られており、供給とのギャップを解消する上で、民間セクターの資金の活用が引き続き不可欠となっている。LEAP2は、12月の日ASEAN友好協力50周年特別首脳会議の成果文書である「日ASEAN友好協力に関する共同ビジョン・ステートメント2023 信頼のパートナー 実施計画」において、具体的施策として言及されて、日本政府の政策にも貢献する。
- ◎ **機構が出資したファンドにより2000万人を超える女性零細事業者を支援【①②③】**：機構は2016年に、ASEANを始めとするアジア地域において女性のエンパワーメントを促進する海外投融資「日本ASEAN女性エンパワーメントファンド」に対して出資した。同ファンドによる融資は、2023年9月までに累計で2000万人を超える零細事業者に裨益しており、その90%以上は女性である。また、本事業の成果は、日本が議長国を務めたG7広島サミットの政府広報でも「起業家と投資家をつなぐ」ものとして紹介される等、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）や日ASEAN包括的連結性イニシアティブといった政府の政策実現にも貢献している。
- ◎ **医療保険会社への出資を通じてユニバーサル・ヘルス・カバレッジに貢献【①②】**：2023年8月、機構はブラジルの医療保険会社ドトル・コンサルタ社に対する出資契約に調印した。低所得者の医療アクセスを改善し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）に貢献する同社の取組を一層拡大させるための医療機器や設備投資費用等として活用されるもの。本事業は、日本政府が主導して立ち上げた「グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ（Impact Investment Initiative for Global Health: Triple I for Global Health）」に資するものであり、2023年9月に行われた国連総会時に開催されたG7広島サミットフォローアップ・サイドイベントにおいて、岸田首相のスピーチで言及される等、日本政府の政策にも合致する。
- ◎ **東部南部アフリカの地域開発金融機関を通じて、複合危機下の後発開発途上国の経済成長を後押し【①②】**：機構は2023年12月14日に、東部南部アフリカ貿易開発銀行（TDB）との間で、「東部南部アフリカ地域経済基盤整備支援事業」（海外投融資）として、150百万ユーロの融資契約に調印した。機構の融資資金は、TDBを通じて東部南部アフリカの後発開発途上国（LDC）におけるインフラ整備、産業育成等に用いられ、複合的危機下にあって、外的ショックに脆弱なLDCの経済社会の成長を後押しする。また、シティバンク及び三井住友銀行との協調融資であり、アフリカ域内への民間資金動員に貢献する。さらに、第8回アフリカ開発会議（TICAD8）のチュニス宣言で掲げられた持続可能な経済成長と発展のための構造転換の実現にも貢献する。
- ◎ **金融機関のグリーンファイナンスを促進し、気候変動対策に貢献【②】**：機構は、国際金融公社（IFC）と協調し、国際基準を満たすグリーンビルディング（一定の環境性能を備えた建築物）や省エネ施設・設備向けのグリーンファイナンスを推進するペルー共和国のBanco BBVA Peru, S.A.（BBVA Peru）へ長期融資を実施。BBVA Peruは、2018年に同国及び南米地域で初となるグリーンローンを実行するなど、他行に先駆けてグリーンファイナンスの拡大に取り組んでいる大手商業銀行であり、グリーン化の余地が大きいとされる同国において、広範、且つ円滑に、グリーンビ

ルディングや省エネ施設・設備の導入が進み、気候変動対策に資することが期待されている。

No.7-2 中小企業等

- ◎ **制度改善により迅速かつシームレスな支援を実現【③】**：2022年度に試行した中小企業・SDGsビジネス支援事業の制度改善を継続。採択通知から調査開始までの期間を短縮したことにより、2022年度にニーズ確認調査を実施後、2023年度にはビジネス化実証事業に移行した企業もあり、迅速かつシームレスな支援を実現した。また、スタートアップ企業に対しては応募勧奨を行うとともに、財務指標に関する要件を緩和して募集した結果、2023年度で採択した68件のうち、革新的なSDGsビジネスを展開するスタートアップ企業から11件を採択した。
- ◎ **イベントや現地ミッション等を通じて企業の参加を促進【③】**：筑波センターにおいて、民間企業等と機構研修員による「共創セミナー」、北海道センターにおいてICTセミナーを開催する等、企業の参加を促進するためのイベントを計43件実施した。また、応募勧奨や更なる連携促進に向けた事前コンサルティング1,461件、応募検討企業向けのオンライン研修や内部人材向け各種勉強会、課題分野毎のビジネスニーズセミナー、現地ビジネスミッション（モンゴル、ウズベキスタン、カザフスタン、ウガンダ、ルワンダ、中南米日系社会との連携調査団としてペルー、ボリビア、ブラジル）等を実施し、開発途上国でのビジネスに関心を持つ本邦企業の参加を促進した。モンゴルでのビジネスミッションに参加した株式会社デジタル・ナレッジ、理研興業株式会社は、その後2023年度中小企業・SDGsビジネス支援事業に応募し、いずれもモンゴルでのニーズ確認調査に採択された。
- ◎ **「姫島モデル」をパラオに展開し、EST交通環境大賞受賞【①③④】**：機構は、T-PLAN株式会社が、太陽光蓄充電システムと小型電気自動車を組み合わせた「姫島モデル」をパラオで展開するための調査を支援。同調査において、パラオ政府から強い関心が示され、パラオ政府の予算により国会議員が来日して現地視察等が行われ、パラオ大統領に対して直接プロモーションを行う機会も実現した。それらの取組の結果、2023年度 第13回 EST交通環境大賞で国土交通大臣賞を受賞。授賞理由の中には、小型EVの他地域への普及促進活動も含まれており、パラオでの取組も受賞の一因となっている。同社は2023年度普及実証・ビジネス化事業の採択を受け、2026年までに提案モデルの実証活動を行い、その後の政府調達参入等本格ビジネス展開が期待されているほか、パラオ「環境配慮型交通システム整備プロジェクト」技術協力プロジェクトとの連携も見込まれており、公共交通や観光促進にも裨益効果を与え得る取組となっている。
- ◎ **タイでの展開を支援する雨水貯留槽がJAPANコンストラクション国際賞を受賞【③④】**：社員14名の中小企業であり、軽量のプラスチックブロックを地中に埋設して雨水を一時的に貯留する製品・技術を持つ秩父ケミカル社は、洪水被害等の課題があるタイにおいて普及・実証事業を実施し、バンコク都の公共事業にも採用されており、また現地パートナーに製造委託する形での現地生産の開始に向けて準備を進めている。同事業で建設した雨水貯留槽について、人力でも施工が可能で重機使用を最低限に抑えられる等の施工性、工期の短縮、価格面が評価され、2023年6月に国土交通省「第6回JAPANコンストラクション国際賞」を受賞した。
- ◎ **農家の収入安定と女性の集合機会創出に貢献する機材の導入によりSDGsアワード受賞【③④】**：スーダンは、世界9位のタマネギ生産国であるが、露地栽培で年1回しか収穫できず、出荷時期が短期に集中するため、市場価格の季節変動が激しいこともあり、収穫放棄が問題となっていた。大紀産業株式会社は無添加で、かつ衛生管理された状態で乾燥加工品を製造できる電気乾燥機を導入し、乾燥タマネギを作ることで生タマネギと異なり、価格の乱高下なく、常に安定した価格で販売でき、さらに常温で1年程度長期間保存することを可能にした。また、タマネギ以外にもオクラやニンニク等の野菜それぞれに適した乾燥時間や温度、カットするサイズ、電気乾燥機でー

度に乾燥する量を指導することで乾燥度、色合い、品質などの製品力が向上し、農家の収入の安定や農村女性の就業機会創出にも貢献した。日本国内のイベントにおいては、スーダンでの取組を紹介することによって提案製品である電気乾燥機のブランド向上を図るだけでなく、フードロス削減に対する解決手段として当該製品への問い合わせ増加にも繋がっている。これらの活動の結果、2023年12月には中小企業新ものづくり・新サービス展SDGsアワード優秀賞を受賞した。

- ◎ **教育ツールの成果が評価され表彰状を受領【③④】**：株式会社KEIアドバンスは、日本式教育の強みである学力テストを、選抜ツールではなく教育ツールとして展開することで、ウズベキスタンの理数系学力の底上げを図る事業を実施。事業期間中に学生及び教員向けに実施した4回の試行テストと結果分析・コンサルテーションにより現地の生徒の学力が可視化されたことで、基礎力の不足という課題が明確になり、C/Pである就学前学校教育省より高い評価を受け、大臣より関係者へ表彰状が授与された。テストビジネス事業の本格化に向けて本年6月に現地法人の設立を終え事業準備を進めているところであり、今後、現地のニーズに応える形で教科・学年ともにテストの対象を広げていく予定。
- ◎ **無農薬ハーブの製造ビジネス：機構の支援後独自に展開【③】**：ツジコー株式会社は、照明器具等の製造を行ってきた企業であるが、事業の多角化のため「植物を非加熱で粉末に加工する技術」を開発。同技術を活かし、持続性のある食品製造の事業に新たに着手。機構の支援スキームを活用し、完全無農薬でハーブを有機栽培しているラオスを対象に調査・実証事業を実施した。それらの支援の結果、構築した現地の人脈を生かし、2022年にはタイに加工工場を設立し、ラオスで収穫したハーブ（「バタフライピー」）をタイへ輸送し、加工する体制を整備した。2023年にはタイに設立した現地法人が、滋賀銀行と国際協力銀行（JBIC）の協調融資により事業に必要な資金を調達し、また、食品製造における製品の安全を確保するための衛生管理手法に係る認証（HACCP認証）や、「ハラル認証」を取得する等、ビジネスとして軌道自立している。さらに、日本のNPO「Support for Woman's Happiness」がラオスのビエンチャンで運営するバタフライピー農園では、障害者に住居や働く場所を提供し、障害者の自立を後押しする等、同社は現地でのバタフライピー栽培を通じた障害者雇用支援も行っている。
- ◎ **過去の支援の結果、ビジネス展開が具体化【③】**：鈴木薄荷株式会社は過去にハッカ原料の新たな調達先候補として、ベトナムにて独自に栽培に関する技術指導を約10年にわたり実施した経緯があり、2014年から2015年まで機構の支援スキームを活用して調査を実施した。調査終了後も、機構現地事務所による側面支援の下、独自にビジネス化に向けた検討を続け、2018年にはまとまった原料調達を毎年安定的に行うことが可能となった。これにより新たな投資が決定され、2023年5月にベトナム産ハッカ活用を想定した開発棟・倉庫を日本国内で新設。同社は、数年後の製品販売を見据え、製品分析や活用可能性などの研究を進めている。同社は、製造工程における独自技術の導入や熟練社員による厳格な品質検査等により、高純度・高品質な天然ハッカの製造を可能としており、国内外で高い評価を得ている。
- ◎ **製品と啓発活動により飲酒運転防止に貢献【③】**：東海電子株式会社は機構の支援スキームを活用し、飲酒運転を起因とした交通事故防止が課題となっているベトナムで、飲酒運転防止をメインとした事故防止支援（機器運用及び教育支援）の調査に取り組んだ。同調査の中で、2023年5月にはオープンセミナー「ベトナム交通社会の飲酒運転ゼロを目指して」を開催し、総勢60名のベトナム政府関係者及び民間企業等が参加した。同セミナーではベトナム政府交通関係者による、ベトナムにおける飲酒運転率の高さや飲酒運転を起因とした事故発生率、それらを踏まえた飲酒運転への対策等に係る講演、同社によるアルコール検知器の製品紹介及び展示、パネルディスカッション並びにオートバイアルコールインターロックの実演等が行われ、参加者からは「飲酒運転の危険性の理解が深まった」等の感想があり、運輸安全のための意識の向上の一助になった。

同社は「業務用アルコール検知器」の法制化や普及を目指すため、ベトナムに飲酒運転防止事業を行う現地法人を2023年8月に設立した。

- ◎ **機構の支援事業から無償資金協力へ事業効果を拡大【③】**：「中小企業・SDGsビジネス支援事業」で医療用廃棄物の焼却処理の調査をタイで実施した株式会社キンセイ産業がタイでの成功を軸に他国での展開も精力的に取り組み、補正予算で実施された無償資金協力のカンボジアへの支援で同社機材が採用された。約1,300万円の焼却機29台が同国に供与されるべく準備されている。同社独自の焼却処理技術である、医療廃棄物を一括投入して蒸し焼き状態にし、有機物から出た可燃性のガスを完全燃焼させる「乾溜ガス化燃焼システム」は特許技術を取得している。ダイオキシン類の抑制に極めて有効であり、運転中の燃料消費量を節約することが可能であることなど、環境負荷の低減と経済性も持ち合わせていることも評価されている。
- ◎ **機構が支援したビジネスにラオス政府の高い関心を喚起【③】**：つばめBHB株式会社は、ラオスの余剰電力を用いたオンサイトアンモニア製造及び窒素系肥料製造のビジネスを展開し、同国の農業の生産性向上や輸入依存体質の変換、農村の所得向上への貢献を目指す事業を実施した（2023年2月終了）。同事業の終了後も、経済産業省の補助金事業への応募を検討しつつ、事業化の準備を進めており、2023年12月には、パートナー企業及びラオスの国営企業と低炭素肥料のオフテイクアグリーメントに係る意向表明書（LOI）への署名を行った。2023年11月には同社社長が、来日したサルムサイ・コンマシット・ラオス人民民主共和国副首相兼外相と面談し、ラオス政府が目指す肥料国産化への貢献が期待でき、且つラオスのグリーンエネルギーのポテンシャルを活用する事業として、事業化実現への高い期待の言葉を受けた。

(2) SDGs達成に向けた貢献

民間企業との連携により、中小企業・SDGsビジネス支援事業、海外投融資事業を通じて、貧困削減、農業、保健医療、教育、ジェンダー平等、水・衛生、エネルギー、経済成長と雇用、インフラ・産業化・イノベーション、持続可能な都市、持続可能な消費と生産、気候変動等、幅広いSDGs達成にむけた事業を推進し、パートナーシップを通じた目標達成に貢献。

(3) 事業上の課題及び対応方針

より質の高い事業の実施や機構事業後の企業による開発途上国の課題解決に貢献するビジネスの実現を促進することが課題であり、引き続き、機構の民間企業等との連携に係る制度改善及び人材育成を行うとともに、他の公的機関や金融機関とも連携することにより対応する。また、更なる開発インパクトの創出に向けて、機構の多様な事業での民間企業の巻き込みを促進する。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項

より質の高い事業や、企業による開発途上国の課題解決に貢献するビジネスの実現を促進するため、引き続き、民間企業等との連携に係る制度改善及び人材育成を行うとともに、他の公的機関や金融機関とも連携することを期待する。中小企業・SDGsビジネス支援事業では、更なる事業化率の向上や、開発インパクトの拡大など、顧客志向の制度となるよう引き続き改善を期待する。

海外投融資の実施体制を強化し、他の政府関係機関や国際機関を含む関係機関等とも緊密な連携を期待する。また、参画する中小企業等の裾野を拡大し、地方の中小企業を含む日本の民間資金や技術を活用した事業を展開し、様々なアクターとの一層の連携強化を期待する。

(2) 対応

機構内外での研修・セミナー開催等により民間企業との連携に係る人材育成を行うとともに、他の公的機関や金融機関と支援策に係る意見交換・勉強会等を通じて連携強化を図った。中小企業・SDGsビジネス支援事業においては、試行的制度改編を継続し、契約手続きの見直しによる支援の迅速化や、ビジネス化に知見を有するコンサルタントの配置等を行い、顧客志向の制度となるよう2022年度に引き続き改善を行った。海外投融資について、機構内外のパートナーとの連携を推進しながら、多様な分野や対象国の課題解決に資する事業への投融資に取り組んだ。また参画する中小企業等の裾野の拡大のため、各種広報等を展開し、応募企業の増加や連携強化に向けた制度の認知向上に取り組んだ。

No.8	多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人受入・多文化共生への貢献
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、G7広島サミット、外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは、業務・組織全般の見直しで指摘している重要項目のため。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標 値/年	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
【指標8-2】外国人材受入支援・多文化共生社会構築に向け、JICA海外協力隊経験者、国際協力推進員、JICA国内拠点等を通じた支援対象団体・企業数	200団体・企業	40団体・企業	49団体・企業	56団体・企業			
【指標8-4】NGO等活動支援事業への参加人数	2,500人	500人	952人	1,112人			
【指標8-7】教育関係者を対象にした開発教育指導者研修等の参加人数	6.1万人	1.2万人 ¹⁸	11,706人	17,247人			
【指標8-8】日系社会研修参加人数	700人	140人	152人	142人			
②主要なインプット情報			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
予算額（百万円）			24,900	22,175			
決算額（百万円）			20,014	23,059			
経常費用（百万円）			18,399	22,489			
経常利益（百万円）			△4,300	△2,665			
行政コスト ¹⁹ （百万円）			18,399	22,489			
従事人員数			148	145			

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (8)、中期計画：2. (4)
年度計画 1. (8) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人受入・多文化共生への貢献 ア JICAボランティア事業（JICA海外協力隊） - 国民の参加と、開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に貢献するため、JICA ボランティア事業（JICA 海外協力隊）を実施する。 - 特に、新型コロナの影響下において安全と健康に十分配慮しながら、国内において派遣や訓練を待つ関係者を優先しつつ、隊員の派遣を促進する。新型コロナをはじめ隊員派遣の環境が悪化しないことを前提とし、2024 年度にコロナ前の水準である派遣中隊員数約 2,000 人を実現する。また、2025 年度以降も派遣規模を継続できるように案件形成、募集・選考、派遣前訓練に取り組む。その際、募集・選考プロセスでの積極的なデジタルツール活用により、感染防止対策と効率化・利便性

¹⁸ 各年度の目標値は、コロナ禍の影響を踏まえ設定しており、中期目標期間全体で目標値6.1万人を達成する予定。

¹⁹ 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019 年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

の強化を両立していく。また派遣前・派遣中隊員の支援や、帰国隊員とのネットワーク強化においてもデジタル技術を活用し、事業全体の DX を一層推進していく。

- また、国内における外国人材の受入や多文化共生社会の実現、地方創生の推進も念頭に、さらに帰国隊員の社会還元を推進すべく、国内の各種団体等との連携を強化し、グローバルプログラム、奨学金制度、無料職業紹介事業等を通じたキャリア支援の着実な実施に加え、資金面から社会還元を促進するための取組も拡充する。
- 開発途上地域での活動に加え社会還元を通じて国内にも貢献する事業のあり方と成果を積極的に発信し、広く国民の理解と支持を得るべく取り組む。また、このあり方も含め事業の更なる改善と合理化に係る検討を進める。

イ 外国人材受入・多文化共生

- 外国人材から「選ばれる日本」に向けて、外国人材の適正な受入及び地域における多文化共生社会構築に向けた取組を積極的に支援する。その際、JICA 海外協力隊経験者、国際協力推進員、国内拠点等を通じた地方自治体、NPO、民間企業等との連携及び海外拠点を通じた開発途上地域の政府関係機関等との連携に取り組む。
- 日本国内では、JICA 海外協力隊経験者の紹介、外国人材・共生分野に取り組む国際協力推進員の配置、外国人の社会参加及び日本人の多文化共生への理解促進、さらに学校現場での開発教育の支援等により、外国人・日本人の双方が共生社会の担い手となるよう人材育成を支援する。また、外国人向け多言語ポータルサイトの機能・コンテンツの拡充や各種セミナー、情報提供、ネットワーキング機会の提供を含めて「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」等を通じた地方自治体、NPO、民間企業等との連携強化に取り組む。
- 開発途上地域では、適正な送り出しと受入れを支援するための情報提供体制の強化、労働政策を所管する府省等や教育訓練機関等の能力強化、還流人材活用促進のため、各種調査の実施や技術協力案件の形成に取り組む。

ウ 地方自治体との連携

- 地方自治体の行政の知見、技術等を活用した支援に取り組む。また、開発途上地域における事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指し、自治体連携事業の優良事例を蓄積・発信するとともに、自治体間で事例や経験を共有する機会を提供する。
- 特に、自治体の SDGs 計画策定を支援するほか、草の根技術協力事業実施による開発協力活動を通じて地域の国際化及び海外展開を後押しする。

エ NGO/CSO との連携

- NGO/CSO が有する知見等の強みやアプローチの多様性を活用し、開発途上地域のニーズに沿った事業を実施する。また、事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指して NGO/CSO との対話及び能力強化研修等を実施する。
- 現地情報を提供することにより、各 NGO/CSO の事業実施を支援する。

オ 大学・研究機関との連携

- 大学・研究機関の有する専門的知見、ネットワークを活用した事業の実施を通じて連携を強化する。
- JICA 留学生の来日を推進させ、学びの機会を確保するとともに、大学や研究機関の国際化にも貢献する。
- 特に、科学技術協力事業を通じ、開発途上地域と日本との地球規模課題解決への新たな知見や技術の獲得・発展を推進する。

カ 開発教育

- 世界が抱える課題や多様性、我が国と世界とのつながり等について、児童生徒を中心とした市民に

よる理解および課題の解決に向けた取組への参画を促進し、地域社会における多文化共生を推進するため、研修や出前講座等の実施、教材制作・普及などを通じた開発教育の促進を支援する。

- ・ 小・中学生及び高校生に向けた取組では、特に教育委員会との連携強化を図りつつ、他の教育関係機関、NGO 等とも連携して効果的に事業を推進する。加えて、大学生や民間企業への働きかけを通じた裾野の拡大に取り組む。
- ・ 従来の取組に加え、デジタルツールやオンラインを効果的に取り入れた事業展開や情報発信に取り組み、開発途上地域や国際協力の現場をより体感できる機会を提供する。
- ・ 開発教育支援事業が国際協力の担い手の裾野拡大にどのように貢献しているのか、アウトカムの分析を行う。

キ 日系社会との連携

- ・ 中南米及び国内日系社会の諸課題への対応力強化に貢献するため、日本と日系社会を結んだ協力の相乗効果の追求、日系社会を核とした親日派・知日派との関係強化、日系社会の持続的発展の後押しに取り組む。また、日系社会を核として日本の良き理解者となり得る人々を巻き込み、次世代人材の育成、日系アイデンティティを認識しつつそのメリットを感じられる活動に取り組む。海外移住資料館では、資料の収集と国内外への知識普及を継続し、ネットワークの強化や教育的な機関としての機能化を図り、日本国内における多文化共生社会の実現に向けた活動に取り組む。
- ・ 特に、日本社会の国際化・活性化に貢献するため、中南米日系人が日本国内の日系人集住都市での研修に参加しながら、在日日系人コミュニティが抱える課題に触れ、その解決に貢献し、異文化理解、多文化共生社会構築を推進する「日系サポーター」の本格実施、海外移住資料館の常設展示のさらなる改善などに取り組む。

定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

【指標8-1】 JICA海外協力隊の派遣、帰国隊員による社会還元促進及び参加者の裾野拡大に向けた取組状況

【指標8-3】 地方自治体との連携に係る取組の促進状況

【指標8-5】 NGO/CSO連携や事業実施能力の強化に係る取組の促進状況

【指標8-6】 開発途上国の研究機関と共同で新たな知見や技術の獲得に向けた研究の推進状況

3. 年度評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標設定時に想定した以上の政策実現に関する寄与等）を満たしており、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

4. 業務実績

No.8 ア JICAボランティア事業(JICA海外協力隊)

(1) 業務実績

- ◎ 日本の自治体で活躍する「グローバルプログラム」を拡大【③⑤】：2021年度から、派遣前のJICA海外協力隊員のうち、希望者を対象として、国内の地方創生等の現場でOJTの機会を提供する「グローバルプログラム」を開始。官公民連携の枠組みで活動する団体・企業等で、2.5か月間（11週間）地域密着にて実習先の課題解決に貢献するもの。2022年度は全国9地域で55名が参加したが、2023年度は全国20地域で112名が参加した。実際に参加した派遣前の隊員にとって、地域の

コミュニティに深く入り込み信頼関係を構築した経験は、任国での活動に直結する経験となった点に加え、受入れた自治体からは、地域のために貢献いただくことで、地域に新しい視点が入り大変役に立ったといった声が聞かれている。また、派遣中の隊員が、グローバルプログラムで派遣された自治体や学校とのオンライン交流を行い、活動経験の還元を行う事例も増えてきている（島根県海士町、熊本県人吉球磨地域、岩手県釜石市、陸前高田市）。

- ◎ 「**帰国隊員社会還元表彰**」により帰国隊員の社会還元を促進【③⑤】：JICA海外協力隊の事業目的の一つである「ボランティア経験の社会還元」事例を収集し、優良事例として紹介することで、協力隊経験者の社会還元の機運を高めると共に、より良い社会の実現を目指すため、帰国後10年以内のJICA海外協力隊経験者で、国内外・公私問わず社会課題の解決に取り組んでいる方を表彰する『帰国隊員社会還元表彰』を開始。100件を越える応募の中から、8件の優良事例を表彰した。大賞は、開発途上国向けに非常に低価格な義足を作成する会社を設立した隊員が受賞。同社はクラウドファンディングにより、ウクライナへの支援も実施している。その他にも、開発途上国での生計向上に貢献するビジネスを行う隊員や、日本で多文化共生に取り組む隊員を表彰し、その事例を周知することにより、帰国隊員による社会還元活動の認知度向上にも貢献した。
- ◎ **JICA海外協力隊経験者が能登半島地震の避難所支援等に貢献【①②④】**：2024年1月に発生した能登半島地震に際し、公益社団法人青年海外協力協会（JOCA）及び同協会と連携協定を結んでいる社会福祉法人佛子園と協力し、JICA海外協力隊経験者を延べ77名現地に派遣し、避難所の運営支援、避難所における炊き出しや入浴の支援、現地に居住する技能実習生との交流等を実施した。輪島市では、避難所となっている小学校・中学校・高校・JA能登での運営支援を行った。仮設トイレ清掃整備、支援物資の搬入搬出、段ボールハウス制作、朝・夕の炊き出しの提供等を実施したほか、高校の教室を借り、教員や保育経験者による学習支援や子どもの見守り等も行った結果、子どものいる親などから感謝の声が聞かれた。また、能登町では、同様に避難所となっている小学校・中学校・公民館における運営支援に加え、技能実習生として来日し、小木漁港で働いているインドネシア人との交流・支援も実施した。技能実習生が被災者の役に立ちたいという意向を持っていたことから、技能実習生がボランティア活動を実施できるよう仲介支援を実施した。
- ◎ **連携派遣制度のリニューアルにより多くの本邦団体と連携【②⑤】**：2023年度から、これまでの自治体/大学/民間各連携派遣の仕組みを統合、リニューアルし、提案型とした。これにより、これまでは新規の連携派遣案件の開始は年間数件であったものが、2023年度は16件の応募があり、三重大学と連携した稲作分野の派遣、清泉女子大学と連携した教育分野での派遣等、10件の新規連携派遣案件が採択された。派遣先のニーズに合致した人材の派遣が可能となるとともに、連携する大学の国際化や企業の海外展開にも繋がる人材育成にも貢献し、派遣した人材による日本社会への還元効果も期待される。
- ◎ **ドミニカ共和国政府からボランティア賞を受賞【③④】**：ドミニカ共和国で、12月5日の国際ボランティア・デーに合わせて「第11回ドミニカ共和国2023年全国連帯ボランティア賞」授賞式が開催され、機構が国際ボランティア部門においてボランティア賞を受賞した。機構が派遣してきたJICA海外協力隊の活動が高く評価されたもの。本賞は受入窓口機関である経済企画開発省が取りまとめを行い、国連やNGO、民間銀行も協賛して行われたが、国際部門では機構の取組が唯一表彰された。
- ◎ **制度の改善により現職教員特別参加制度に参加する自治体数が増加【②⑤】**：現職教員特別参加制度は、日々教壇に立っている現役の教員を現地に派遣することにより、質の高い協力を提供するとともに、派遣される現職教員が、開発途上国においてコミュニケーション能力、異文化理解能力等日本の教育現場だけでは身に付けられない能力を身に付け、幅広い経験をするを目的

とした制度である。帰国後に日本の児童・生徒に対して国際化、多文化共生といった側面から指導を行うことも期待される。従来は本制度へ教員を派遣することを経費面でサポートする現職教員派遣委託費を活用するためには、事前に教育委員会と機構間で覚書の締結が必要となっていたが、制度を変更し、事前の覚書締結を必須としない形にしたことで、新たに10の教育委員会が参加するなど、参加自治体数が大きく増えた。本制度は国際理解の推進や多文化共生にも貢献するものであり、日本の課題解決にも資する。

- ◎ **各国で開催した記念式典にて先方からJICA海外協力隊が評価【③④】**：トンガにて、同国におけるボランティア派遣50周年記念式典を実施。同国副首相を始め、多くの政府高官が参列し、長年のJICA海外協力隊の貢献に対し、多大なる感謝の意が表されたほか、駐トンガ日本大使からは、挨拶において「首相や駐日トンガ大使は協力隊員の教え子」と言及されるなど、トンガにおけるJICA海外協力隊事業のプレゼンスの高さが実感される式典となった。当日の様子は、テレビやラジオ、ネットニュースなど、現地メディアに多数取り上げられた。また、ブータンにて同国におけるボランティア事業35周年記念式典を2023年10月に実施。ブータン国王ワンチュク第5代国王陛下他、多くの政府高官が参列した。ワンチュク国王陛下からは、これまで折に触れて日本及びJICA海外協力隊員とは縁があり、同事業には特別な愛着を抱いていると言及される等、同国におけるボランティア事業の高いプレゼンスを示した。さらに、在日エルサルバドル大使館主催による、エルサルバドルボランティア派遣55周年記念祝賀会が2023年10月に東京で実施された。当日は在日エルサルバドル大使からの挨拶に始まり、同国外務省副大臣、同国際協力庁長官からのビデオメッセージが流され、協力隊による同国への貢献について多大なる感謝の意が表された。会場には多数のエルサルバドルOVが出席し、55年間の隊員派遣の歩みを振り返りながら、協力隊を通じた日本とエルサルバドルとの強いつながりを再認識する機会となった。
- ◎ **国連プロジェクト・サービス機関（United Nations Office for Project Services：UNOPS）×ヨルダン協力隊員コラボレーション【②④】**：UNOPSと連携した無償資金協力「第二次北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画」に関連したソフト面の協力として、ヨルダンに派遣中の複数のJICA海外協力隊が、人々が水をどのように利用するかについての考えを養い、日常生活の中でこの貴重で基本的な天然資源をどのように保全できるかを考えさせる授業を実施した。本事業についてUNOPSからの評価も高く、今後も継続したいとの意向が示された。
- ◎ **日本・ベトナムの国交樹立50周年を機にJICA海外協力隊が表彰【③④】**：日本とベトナムの国交樹立50周年を記念し、ドンナイ省人民委員会は2019～2023年の期間に地域の社会経済発展に積極的に貢献した団体や個人に表彰状を授与した。この中で、ドンナイ省総合病院 リハビリテーション科で活動するJICA海外協力隊が日本とベトナムの協力関係の促進に貢献したことが認められ、表彰された。
- ◎ **自治体連携ボランティアを通じた南アフリカと埼玉県双方の科学振興及び理科教育への貢献【②⑤】**：機構は、埼玉県と南アフリカ共和国、双方の科学振興及び理科教育への貢献、将来の両国の友好・協力の架け橋となる人材育成を目的として、県立学校教員等をJICA海外協力隊員として南アへ派遣することに合意し、2023年3月に埼玉県教育委員会と派遣のための連携覚書を締結。2023年8月にキックオフとして3名の教員を南アに派遣し、同国サイエンスウィーク期間に合わせた各種科学イベントを実施した。イベントに参加した南アフリカの子どもたちは、実験の授業を受ける機会がほとんどなく、これまで見たことがない実験を体験しながら身近な現象の原理を知るという貴重な機会となった。一方、3名の教員も日本と南アフリカとの教育の違いを目の当たりにし、改めて普段の授業での教え方などを見直す機会となり、双方の気づきも多く今後の連携への期待が更に深まった。現地の活動の様子は、SNSを用いて即時配信し好評を得た。また、帰国後の10月には、さいたま市で行われた国際フェアにおいても活動の紹介を行い、埼玉県内での理

解促進、事業の周知を図った。ボランティア事業を通じた埼玉県と南アのつながりは、2007年から16年以上の歴史がある（現在までの連携派遣実績12名）。

- ◎ **G7広島サミットの機会を利用して原爆のパネル展を実施【②】**：JICA海外協力隊は、派遣先の各国で原爆の被害を発信するための原爆展を実施している。これは、2004年にニカラグアで広島出身の4人の隊員が始めたことがきっかけで世界各国の隊員の活動として広まったもの。2023年5月のG7広島サミットの機会を捉え、平和記念公園・資料館を管理する広島平和文化センターと連携し、G7広島サミット直後に、JICA海外協力隊が世界で原爆展のパネル展示を実施していることを発信する展示を平和記念公園内で開催した。その後、同展示を、機構中国センターロビーで常設展示するとともに、東広島市、呉市、長崎県庁、長崎原爆資料館で巡回展示した。G7広島サミットにおける「広島ビジョン」に対応したもの。また、G7広島サミット以降、キルギス、グアテマラ、チュニジアでJICA海外協力隊による原爆展を開催した。
- ◎ **バングラデシュへの派遣再開に際し先方政府高官がこれまでの取組を高く評価【③④】**：2023年4月の日バングラデシュ首脳会談で、バングラデシュ側より、現地の人々と緊密に連携しバングラデシュの発展及び人的交流に大きな役割を果たしてきた協力隊事業について言及あり。日本側に対して、2016年のダッカテロ事件以降中断されていた同事業の再開を求める要望があったことを受け、2023年9月、7年ぶりに同国への派遣が再開された。バングラデシュに機構のボランティアの派遣が開始されたのは1973年。50周年を迎える節目の年の派遣再開となり、2023年9月11日には駐日バングラデシュ大使館において記念式典が開催され、バングラデシュ国側より、これまでの協力隊の功績を称えとともに今後の派遣に大きな期待を寄せている旨、発言あり。また、現地でも多くのメディアで報道され注目を集めた。
- ◎ **公式インスタグラムを立ち上げ、119万件／月のアカウントリーチフォロワー7,000人超え【③】**：JICA海外ボランティアの2023年度秋募集広報からは関心層のみならず、20代、30代の無関心層へもリーチする狙いで、タレントの広瀬アリス氏を起用し、ウェブ広告の再生回数は150%以上の伸びを得た。加えて、SNSによる広報を強化し、10-20代で支持されているインスタグラムの公式アカウントを開設。5月に開設後、3月末まででフォロワー数は7000を超え、再生回数が1万回を超える動画も18本も生まれた。多い時は1か月間で119万件のアカウントにリーチするなど、確実に新たな層を開拓している。また、それまでのデータから動画の方がよりアクセス数が高いことが確認できたため、海外拠点や訓練所を通し、派遣中隊員や訓練中の隊員候補生の生の声、活動状況や実際の国の様子などが分かる投稿を集め、週3回定期的な投稿を行い、新たにリーチした層に響くよう戦略的に投稿を行っていった。また同SNSの特性を活かし#（ハッシュタグ）を活用したキーワードを使う、ストーリー機能での投稿もするなど、より拡散できる手法も積極的に取り入れたことで、再生回数が大幅に伸びるなど広瀬アリス氏の起用との相乗効果が得られた。

(2) SDGs達成に向けた貢献

2023年度も幅広い分野での事業実践を通じ、SDGsゴール17（パートナーシップで目標を達成）をはじめとするあらゆる分野のゴール達成に貢献した。2022年度から開始した青年海外協力隊事務局と開発の各分野・課題を担当する課題部との連携によるJICA グローバル・アジェンダ×JICA ボランティアの取組では、隊員によるセミナーや巡回指導を通じて、教育・環境・栄養・農業等の分野における開発課題への貢献がなされた。また、2022年度に上記取組を行うグループは8つであったが、2023年度は「防災」「社会保障・障害」「母子保健」「家畜」「水産」の分野でも新たにグループが発足し、合計13のグループで活動を行っている。

(3) 事業上の課題及び対応方針

2023年度も前年度に引き続き、コロナ禍の影響から事業規模を回復させることに努めた。また、

JICAグローバル・アジェンダに沿った案件を一定数形成し、機構の他の事業と連携することで相乗的な開発効果を狙った事業を展開した。加えて、帰国隊員の社会課題解決に向けた取組を支援するとともに、優良事例については表彰を行う等、支援のための一層の環境整備を実施した。これらにより、開発途上国での活動を通じて自らも成長したJICA海外協力隊員が、日本国内の社会課題解決に貢献するとともに、事業のブランドイメージを向上させ、関心層や応募者が更に拡大する、といった好循環につなげていく。

No.8 イ 外国人材受入・多文化共生

(1) 業務実績

◎ 移住労働者の人材育成への貢献－出身国の質の高い成長に寄与－【①②③⑤】：

- ・ インドネシアから日本への労働者送出促進に向け、国内外の関係機関との連携強化、日本語教育や技能訓練、複数分野での技術協力に係る調整等を行うために、2023年9月から「外国人材受入・送出促進アドバイザー」の派遣を開始した。具体的な活動として、①日本の就労に関する情報提供・発信体制強化、②両国官民関係者による意見交換体制構築、③日本語教育強化、④宿泊業、建設業、自動車整備等特定分野における技能訓練強化のための支援が予定されている。意見交換体制の構築のため、2023年11月に尼労働省と機構の共催により、「インドネシア・日本人材フォーラム 2023」を開催し、日本から9つの省庁・政府機関と17の民間機関、インドネシア側から12の省庁・政府機関と38の民間機関、国際機関から国際労働機関（International Labour Organization：ILO）、総勢約230名が参加。機構のネットワークにより、日インドネシア官民関係者が分野を超えて一堂に集い実務的な意見交換が行われたことに対し、インドネシア労働省、出入国在留管理庁等から繰り返し感謝の意が述べられた。また、日本語教育支援においては、2023年8月より日本語教師配置やTOTの実施状況を確認する基礎調査を開始している。
- ・ マダガスカル若手農業人材を特定技能制度で日本に送出し、マダガスカルの農業分野の人材育成、及び日本の労働力不足解消へ貢献することを目的とするパイロット事業を2023年1月より開始。日本語研修・技能研修を経て日本語能力試験N4レベルに合格した4名が、2023年10月に技能試験受験のため来日、就労体験を実施した。今後は渡航の為に必要な現地政府側の手続き支援、就労後の定期的な研修、及び帰国後のアクションプラン策定支援を実施予定。アフリカでの農業開発推進や人材不足の危機にある日本農業へのアフリカからの人材受入、という双方の課題解決に貢献するだけでなく、労働移民に係る国内法が未整備なマダガスカルにおいて適正な労働者送出しのきっかけを創出するもの。
- ・ 宮崎－バングラデシュ間の高度ICT人材育成の取組は2017年度から開始し、宮崎県のICT人材不足を解消するために、宮崎大学を中心に、宮崎市、地域のICT企業が連携して、バングラデシュの優秀なICT人材の育成・確保に取組んでおり、実施済の技術協力を通じて育成された人材は、宮崎県内に50名以上の就職実績がある。現在、JICA九州によって同事業の他県展開を推進中であり、九州内外の自治体から関心が示されている。特に、長崎県は、2024年度に同事業と同様の事業を立ち上げるべく積極的に取組中。
- ・ ウズベキスタンにおいて、日本での就労機会を活用した産業開発・産業人材育成への貢献、日本での人材の適正な受入の実現と人材送出ルートの確立、日本のプレゼンス拡大を目指す「日本での就労機会を活用した産業人材育成プロジェクト」（技術協力プロジェクト）が2024年3月より開始した。①適切な情報提供体制の構築支援（ウェブポータルを設置）、②人材競争力の強化（現地での人材育成体制の整備）、③就労ルートの拡大（現地で受験可能な特定技能試験の職種拡大の支

援)、④人材還流の促進(日本での就労経験のブランド化、スキルの見える化)を活動内容とし、ウズベキスタンからの移民労働者の受入に関心を有する本邦受入企業の開拓、ウズベキスタン及び本邦での移民労働者の人材育成の効果的な仕組みの構築を推進する。

- 2023年12月、国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所ナレッジフォーラム「日本が選ばれる国になるためにーインドネシアにおける国際労働移動メカニズムからひも解くー」を開催し、同研究所が実施中の研究プロジェクト「海外労働希望者の国際移動経路と経路選択メカニズムに関する研究」の中間成果の一部を広く報告した。インドネシアを事例として取り上げ、国際労働移動メカニズムの現状と、国際労働移動を希望するインドネシアの人々にとって日本がより魅力的な国になるために必要な取組について議論した。本ナレッジフォーラムには、国内外より複数のメディア関係者も含む約300名強が参加。出席者からのアンケート結果も総じて高評価であり、「送出しの課題、希望者のモチベーションなど、多角的な分析で非常によく理解できた」、「JICAのフォーラムで、Aspiration、Capabilityといった個人レベルの変数が議論の中心になったのは画期的。日本はどのようなタイプの労働者が欲しいのか明確にした上で、来てほしい労働者に選ばれることが肝要」といったコメントが寄せられた。

◎ 移住労働者の人権・尊厳を守るための取組の推進、国際社会への発信【①②③④】：

- 2023年8月に開始したベトナム「ベトナム人海外就労希望者の求人情報へのアクセス支援プロジェクト」(技術協力プロジェクト)では、海外就労希望者が十分な情報を基に送出機関を選定し、現地法令に則った海外就労を促進することにより、海外派遣プログラムの透明性を向上させ、就労希望者の人権が侵害されるリスクを減らすことを目指している。具体的取組として、海外就労希望者の送出しのための新システムの構築、送出機関の関連法令順守の促進及び帰国後のキャリア支援等を行う。現在、2024年内の日本での就労情報提供システムの運用開始を目指し、システムを開発中。
- ベトナム関係省庁や国際労働機関(ILO)、責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(JP-MIRAI)との連携によりベトナム人技能実習生の訪日前手数料ゼロの実現を目的とする枠組みである「公正で倫理的なリクルートメントイニシアティブ(VJ-FERI)」に合意(7月下旬)。2023年9月には、機構、一般社団法人JP-MIRAI、ベトナム海外労働者派遣協会(VAMAS)及びILOとの共催により、移住労働者の人権・尊厳を守るためのシンポジウムを開催し、123名が参加した。
- 2023年4月、ILOの事務局長と機構理事長が会談、2023年1月にILO駐日事務所と締結した協力覚書(Memorandum of Cooperation:MOC)に基づき、移住労働者の人権保護や児童労働撤廃などの「ビジネスと人権」関連分野においてILOと機構が一層連携して取り組む旨を確認したほか、ILOの事務局長から、現在の世界情勢においてこれらの分野における取組は極めて重要という認識の下、機構への期待が述べられた。
- 2023年7月、世界開発報告(World Development Report:WDR)2023をとりまとめた世界銀行WDR2023執筆担当共同局長の来日の機会を捉え、同報告書に係るセミナーを国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所と世界銀行東京事務所の共催にて開催。「移民・難民・社会(Migrants, Refugees, Societies)」をテーマに開催し、「ビジネスと人権」における人権尊重の必要性等を訴えた。
- 2023年11月、第12回国連ビジネスと人権フォーラムに機構から登壇し、移住労働者の人権を重視する機構の姿勢を関係者に示した。

◎ **能登半島地震の被害を受けた在住外国人支援【①②】**：2024年1月に発生した能登半島地震の被害を受けた地域における在住外国人支援、復旧復興に向けた協力のため、3月から石川県庁へ管理職1名を派遣し、技能実習生を中心とした在住外国人の状況把握を支援した。その中で技能実習生等在住外国人が活用できる被災者支援に関する情報が周知されていなかったことから、出入国管理局（名古屋）の協力を得て、監理団体や技能実習生向けの相談会を金沢市で開催するとともに、同様の相談会を能登地域6市町での実施・準備に取り組んでいる。また、公益社団法人青年海外協力協会（JOCA）及び同協会と連携協定を結んでいる社会福祉法人佛子園と協力し、深刻な被害を受けた能登町に機構職員等12名を派遣した。避難所運営支援等に加え、能登町に居住する技能実習生の実態把握等を行ったほか、地域の一員として貢献したいという技能実習生の意向を後押しし、技能実習生と避難住民との交流活動を支援した。

◎ **外国につながるのある子どもへの教育を推進【①②③⑤】**：

- 国内で増えている外国につながるのある児童・生徒への対応における課題の1つに、受入側の学校教員が、子どもの出自国の教育事業や学校文化が分からずに、対応に困っている状況に対し、神奈川県内の小中学校に多く在籍する11か国を対象として、各国の教育制度・学校文化に関する調査を実施し、児童生徒指導者用「11か国の教育制度・学校文化ガイド集」を作成した。適度な量の情報（1か国あたり6ページ）にまとめたり、学習面でつまづきのある算数カリキュラムを見える化するなど、学校教員が求める形で機構ウェブサイトに掲載したほか、文部科学省の「かすたねっと（同省が運営する外国につながるのある児童・生徒の学習支援情報サイト）」にも掲載し、全国の教員に参照できるようにした。実際に受入時に使用した教員からは、出自国の教育状況が分かったことで子どもへの対応方法の検討や保護者とのコミュニケーションの上で役に立った、といった声が聞かれた。
- NPO法人ABCジャパンと連携し、地域の専門学校、大学、企業等を招いた教育フェアを横浜で開催。当日は外国に繋がりがある子どもを中心に200名あまりの参加があり、進学を希望する子どもと保護者が、すでに進学を実現している先輩から話を聞く機会を得、また、専門学校、大学、企業とのつながりを得ることができる貴重な機会となった。

◎ **地方自治体との連携で外国人材支援・共生社会構築を推進【①②③⑤】**：

- 【北海道】2023年6月と11月、多文化共生イベント「オホーツク国際フェスタ」を実施。オホーツク総合振興局、北見市後援のもと、多様な外国人材受入企業・団体が出展し、第1回、第2回合わせて在住外国人を含む500名以上が来場。北見工業大学に在籍する機構の長期研修員もブースを出し、地域の方々と触れ合う機会を確保。同様のアプローチとして、2023年6月と11月、釧路及び根室地域においても、多文化共生イベント「JICAfe 2023 in くしろ／なかしべつ」を釧路市役所並びに中標津町役場、札幌出入国在留管理局釧路港出張所と共催し、406名（釧路開催85名、中標津開催321名）が来場。近隣自治体や各種団体による多文化共生ブースの出展、JICA海外協力隊の体験談や相談会、在住外国人向けの生活情報提供や無料相談会、在住外国人による写真パネル展やトークセッション、民族衣装展示等、多岐にわたる内容となり、日本人も外国人も地域で暮らす一員として、交流と相互理解を深める機会となった。
- 【神戸市】社会福祉法人報恩会、神戸市、神戸国際大学は、産官学連携による留学を通じた介護人材受入支援プログラム「神戸モデル」を構築すべく取り組んでいる。JICA関西センターは、日

本で就労するにあたって必須要件である留学生の日本語学習を支援。日本語指導経験のある海外協力隊経験者が講師として昨年度からパイロットとして開始したベトナムから受け入れる留学生11名の来日前日本語を指導。うち5名は日本語試験に合格し、特定技能の在留資格を得て神戸市内の介護施設で就労している（2024年5月時点）。

- 【宮城県】宮城県国際政策課、宮城県国際化協会と連携し、市民を対象に国際協力セミナー「ベトナムと宮城の絆」を開催、ベトナム人2名を含む33名が参加。宮城県国際政策課からの県とベトナム政府による人材受入の覚書の紹介、機構の民連事業を活用してベトナムの介護分野の課題解決に取り組む県内企業による事業紹介、参加者による座談会等を実施。宮城県は2023年3月にベトナム労働・傷病兵・社会問題省、2023年7月にインドネシア労働省と労働者送出し・受入推進に関する協力覚書を締結。2023年11月には宮城県副知事を田中理事長が訪問、今後の宮城県と機構との連携・協力について意見交換した。
- 【茨城県】茨城県・栃木県を対象とした外国人材調査のパイロット事業の一環で、茨城県常総市にて多文化共生に取り組む茨城NPOセンター・コモンズ、県西地域の基礎自治体（常総市、八千代町、坂東市、結城市）と連携し、外国人ピアサポーター（自らも外国籍でかつ日本での生活を経験した人が、外国籍の要支援者の状況や心情を理解した上で、母語でわかりやすく説明し、自立にむけた制度利用を支援する人材）の育成事業を実施。全5回の基礎講座には8か国から14名の申込みがあり、11名のピアサポーターを認定。修了後には、自治体協力のもと常総市において外国人向け避難所体験会や、八千代町にて外国人相談会を開催し実践的な活動を試行した。自治体と外国人コミュニティを繋ぐ懸け橋となる人材の育成にもつながった。

◎ 外国人材との共生社会構築に向けて他機関との連携を強化【⑤】：

- 2024年1月、法務省出入国在留管理庁主催の会場参加型イベント「オール・トゥギャザー・フェスティバル」に機構及び海外移住資料館のブース出展、後援で協力。外国人との共生社会に対する参加者の理解を深化させることにより、国民及び在留外国人の共生社会の実現に向けた意識醸成を促進していくことも目的とされており、出入国在留管理庁はじめ、他機関との共創を推進する機会となった。出入国在留管理庁とは、イベントや相談会の共催・協力（2023年10月仙台入管、2023年6月・7月・11月、2024年2月札幌出入国在留管理局釧路港出張所、2023年11月名古屋入管、2023年12月福岡入管）等昨年度に引き続き共創を進めている。
- 2023年10月九州各県の関係者が集い、外国人材受入及び多文化共生の実態や各団体が取り組む課題を共有するパネルトークを実施した。地方公共団体、企業、福岡出入国管理局、市民団体、大学、外国人当事者などが登壇し、計約130名が参加した。①「選ばれる地域・企業」を目指し、国籍を問わず一人の人間として尊重し、受け入れること、②訪日外国人と受入側双方に適切な情報を与え、関係者同士が顔の見える繋がりを持つことの重要性などが共通課題として認識された。JICA九州センターがハブとなり、取組分野・業種・県を超えて情報を繋ぐ役割と九州全域のネットワーク機会を創出する価値を提供できた。

◎ JP-MIRAIの活動支援を通じて適正な外国人材受入を推進【①②④】：2020年11月に機構が共同事務局として参画の上設立された、任意団体「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」は、2023年6月に「一般社団法人JP-MIRAI」となり、体制・活動を強化し、「適切な受入れ拡大」を目指している。JP-MIRAIポータルサイト（情報提供）、JP-MIRAIアシスト（相談窓

口・救済システム)に加え、2023年6月には、JP-MIRAIセーフティ(人権侵害自己診断)を開設、またJP-MIRAI現場アカデミー(スタディーツアー)を実施し、ベトナムは12名、インドネシアは10名の会員が参加した。2023年9月には、ベトナムにて「公正で倫理的な外国人労働者リクルートイニシアティブ」制度の構築を開始する他、ISSARA Institute(タイ国際NGO)、Responsible Business Allianceや、その他国際機関との連携も推進されている。機構は、JP-MIRAIへの支援等を通じ、引き続き外国人労働者の課題解決に取り組んでいく。また、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)のための新たなプラン」「『ビジネスと人権』に関する行動計画(NAP)」「新しい資本主義2023」に機構の支援を通じたJP-MIRAIの活動として外国人労働者に対する相談窓口・救済メカニズムの構築等が事例として掲載される等、民間のプラットフォームや国際機関と連携・協力しつつ開発途上国の労働環境の向上を支援することが政府政策等にも明記された。JP-MIRAIの取組については、2023年8月の国連「ビジネスと人権の作業部会」の訪日調査でも説明、ミッション終了ステートメントにてJP-MIRAI相談救済事業に対する前向きな言及がなされた。

- ◎ **外国人材との共生社会構築を目指して「多文化共生・外国人材受入寄附金」を導入【③⑤】:** 2023年10月、「誰一人取り残さない日本・世界を実現するために進めている多文化共生・外国人材受入分野の取組を支えていただくコース」として、「多文化共生・外国人材受入寄附金」を導入。寄附金は、NGO、民間企業、地方自治体等のパートナーと連携した活動や、日本に対する適正な労働者の送出しの促進を目的とした開発途上国との技術協力事業の推進のために活用するものであり、2023年度は能登半島地震の被害を受けた在住外国人向けの相談会の実施に活用した。

(2) SDGs達成に向けた貢献

外国人材受入・多文化共生事業では、「貧困撲滅(SDGsゴール1)」「教育(SDGsゴール4)」「経済成長と雇用(SDGsゴール8)」「平和で包摂的な社会の促進(SDGsゴール16)」の達成に貢献する取組として、経済成長のための人材育成、移住労働者の人権尊重、外国人材との共生社会構築に向けた取組や、開発途上国政府や日本国内の自治体等と連携した事業が多数展開された。

また、機構が設立に関与している「JP-MIRAI」は、脆弱な外国人労働者の人権の保護を促進し「人間の安全保障」の考え方を主導するプラットフォームの一つとして、セミナーや勉強会、国内外へ発信を通じ、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念と一致する活動を側面支援した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

2023年6月に体制が変更された任意団体から一般社団法人化された「JP-MIRAI」の運営が持続可能なものとなるよう、自立性・透明性をさらに高めつつ、主体的な運営に向け側面支援する。政府や民間セクター、国際機関、自治体等との共創を目指し、外国人労働者への情報共有やステークホルダー間の学び合いに加え、ビジネスと人権における協働を促進していく。

No.8 ウ 地方自治体との連携

(1) 業務実績

- ◎ **能登半島地震の被害を受けた自治体等への支援【①②】:** 2024年2月から石川県庁へ管理職1名を派遣し、能登半島地震の被害を受けた地域における在住外国人の状況把握支援、復旧復興に向けた協力等を実施した。また、公益社団法人青年海外協力協会(JOCA)及び同協会と連携協定を結んでいる社会福祉法人佛子園と協力し、深刻な被害を受けた能登町等に機構職員等を12名を派遣し、避難所の運営支援、炊き出しや入浴の支援、現地に居住する技能実習生との交流等を実施した。JOCA及び佛子園の活動にはJICA海外協力隊経験者もボランティア参加しており、延べ77名の旅費

等を支援した。

◎ **連携協定／人材交流等を拡大・推進【①②④⑤】**：

- 機構は、北海道名寄市、岩手県陸前高田市、岩手県遠野市、群馬県甘楽町、埼玉県横瀬町、島根県海士町、熊本県に職員を出向させ、開発途上国における協力事業や研修事業、ボランティア事業等において、機構の事業と自治体の取組の連携を推進することにより、各自治体の国際協力や草の根技術協力実施の支援、国際人材の育成等に貢献したほか、開発途上国において地域の活性化に取り組んだ経験・知見を持つ機構職員が、当該自治体の課題解決・活性化に取り組んだ。
- 全国の各都道府県の国際協力協会等に合計71人（2024年3月末時点）の国際協力推進員を配置し、自治体が実施する国際協力事業とともに推進したほか、JICA東京センター（群馬・高崎分室）・JICA中部センター・JICA関西センター・JICA中国センター・JICA東北センター・JICA四国センター・JICA九州センターに地域連携アドバイザーを配置し、所管地域の全体の結節点として、機構内外のリソースを活用した事業促進に貢献した。
- 2024年3月に島根県海士町と連携覚書を更新し、研修員やグローバルプログラムの受入れ、草の根技術協力事業の推進により町内の課題解決に資する取組やグローバルな産業人材育成等の促進のための相互連携を継続・強化することで合意した。

◎ **30年以上にわたる国際協力事業への貢献が評価され北九州市が日本水大賞を受賞【②④】**：北九州市の上下水道局は30年以上にわたり、専門家派遣、研修員受入、草の根技術協力等の機構の事業を通じ国際協力に大きく貢献してきた。中でも、プノンペン市水道公社への協力は「プノンペンの奇跡」と呼ばれている。現在、同公社を介してカンボジアの他の水道公社への技術移転を実施しているが、同技術協力にも北九州水道局が関与している。JICA九州センターでは長年にわたって北九州市との関係強化を図っており、カンボジア（プノンペン・上水道維持管理）、ベトナム（ハイフォン・下水処理場運転管理・浸水対策）等での草の根技術協力を実施した。これまでの成果の集大成として、北九州市はこれまでの活動が認められ、2023年4月に日本水大賞（国土交通省の主催）を受賞した。

◎ **インドネシアで日本式道の駅を展開【②③④】**：2023年5月にインドネシアのトモホン市で2番目の日本式道の駅が開業した。草の根技術協力事業を通じ、千葉県南房総市と株式会社ちば南房総の支援により設置されたもの。アジア経済ニュースに3ページにわたり大きく掲載されたほか、現地メディア（20社前後）も報道、発信した。農民売店を併設する道の駅の開設で、有機栽培農家の一部は大手外食チェーンと契約を締結し、出荷価格が2倍となるなど農家収入向上に貢献した。また、トモホン市は活火山地帯にあり緊急時に住民や観光客の避難場所の整備が課題であったが道の駅に生活用水確保のための貯水槽や非常用電源設備などの防災機能をもたせたことなども高く評価されており、既に大手の国営銀行インドネシア銀行がスポンサーとなり、農業省もこの取組を全国に広めていくと発表した。このニュースを見た在京コロンビア大使館より「道の駅」をコロンビアでも展開したいとの相談が寄せられる等、インドネシア国外への反響もあった。

◎ **自治体との連携によりインクルーシブ防災を推進【②⑤】**：近年外国人増加率が急増する京都府八幡市、市内で多くの外国人スタッフ（社員、実習生等）を有する（株）鶴見製作所、京都府国際交流協会、京都府内で活動する防災士と連携のもと、（株）鶴見製作所従業員向けの外国人防災リーダー育成研修を実施した。研修は全3回行い、初回は講義や調整に係る技術移転を行いつつ機構関係者が実施。2回目以降は防災士・八幡市がリーダー育成研修実施や調整を担当し、機構はそれらを側面支援した。3回目の研修では、研修受講者が実際に地域の避難訓練に参加し、訓練では鶴見製作所従業員の防災リーダーが主となって他の外国人従業員をリードした。研修終了後には八幡市役所危機管理室長から「修了証」が与えられ、参加した日本人に対しても今後、外国人

も地域の防災活動に参加していくことを意識付けすることができた。また、最終訓練2か月後に発生した能登半島地震の際は八幡市内においても揺れが発生したが、(株)鶴見製作所から、本研修を受講した外国人社員は、落ち着いて対応ができたとの報告があった。

- ◎ **自治体との共創による「外国につながるのある児童生徒」を含むインクルーシブな学校づくり【②⑤】**：機構は2021年3月に神奈川県教育委員会と覚書を締結。学校現場が直面している「外国につながるのある児童生徒」の受入に、共に取り組んでいる。2023年度は、「外国につながるのある児童生徒」への校内支援を行う国際教育コーディネーター機能の開発、国際教室及び国際担当者向け研修の実施、「外国につながりがあり障害がある児童生徒」への支援事例集作成、教育委員会や学校現場のニーズに応じて作成した「11か国の教育制度・学校文化ガイド集」の公開、教員及び学校量の参加を得て実施した「外国につながるのある児童生徒」の在籍する学校体制の充実に関するパネルディスカッション、神奈川県愛川町をモデル地域にした「外国につながるのある児童生徒」を含むインクルーシブな学校開発プロジェクトを行った。今後は神奈川県との連携を継続しつつ、その成果の他地域への展開を行う予定である。
- ◎ **JICA海外協力隊候補者による地域密着型OJTにより地域活性化に貢献【①②④⑤】**：2023年度は、協定／覚書を締結している岩手県釜石市・陸前高田市・遠野市、島根県海士町、熊本県人吉球磨地域（八代市・芦北町）のほか、北海道釧路市、上士幌町、秋田県五城目町、宮城県岩沼市、群馬県甘楽町、長野県駒ヶ根市、三重県鈴鹿市、鳥取県南部町、広島県安芸太田町、愛媛県宇和島市・伊予市、熊本県熊本市・宇城市・玉東町の計12都道府県20地域にてJICA海外協力隊の本格訓練前の地域密着OJT（グローバルプログラム）を実施した。地域活性化や地方創生の取組を実地に学ぶことで、開発途上国への派遣中とはもとより、帰国後も日本国内の地域が抱える課題解決に向けて取り組むことを目指すものであり、NHKに取り上げられたほか、海士町での活動内容につきYouTubeで広く発信した。
- ◎ **スペイン・バスク州政府／EU等が共催するイベントで機構の自治体連携を発信【③④】**：スペイン・バスク州政府が、欧州連合や欧州の自治体連合等と共に、ベルギー・ブリュッセルで「Decentralized Development Cooperation」を開催。機構は同イベントにて①日本国内のリソース活用と地方創生、②開発途上国の開発ニーズとSDGs達成のWin-Winをめざして行っている市民参加協力事業等の事例（愛媛グローバル人材育成プラットフォーム、農業共創ハブ（JICA筑波センター）、ベトナム草の根技術協力、中小企業・SDGsビジネス支援事業、開発教育、外国人材受入支援）や国内拠点の活動を紹介した。参加者からはこのように国内に拠点を設置し、各地のリソースを活用して国際協力を行う国は他にないと大きく評価された。
- ◎ **人吉球磨地域における熊本県及び関連基礎自治体との連携による、災害復興・地域創生支援【④⑤】**：機構は、2019年度に締結した機構及び熊本県との連携協定に沿って出向者（熊本県立大学・熊本県庁）、国際協力推進員（熊本県復興促進・地域振興／外国人材・共生等）を複数名配置し、2020年7月に発生した球磨川流域での豪雨災害に関する復興を支援するため、県内外の提案事業者と地域課題とのマッチングを支援する試行的な取組（ひごラボ）を実施。課題分析・提案サイクルの運営・県外研修・持続化に向けた自治体との協議等を主な活動とし、22件のマッチングプロジェクト、40件のマッチング案件、150件以上のマッチング面談、300名以上の地域内外の関係人口の創出を達成した。中長期的な官民・民民連携が期待されるマッチングやプロジェクトも複数誕生しており、その一例としては、地域創生事業を行う地域外の民間企業（提案事業者）と、地域内の町役場（地域課題のオーナー）がマッチングし、地域商品のリブランド及び新設したサテライトオフィス「球磨地域営業所」の活用を実施。地域のステークホルダーや自治体との連携を深めることで、ふるさと納税返礼品の開拓や開発等に取り組む、提案事業者の事業拡大にもつながっている。また、ひごラボの成果を認識した熊本県球磨川流域復興局が、2024年度以降自治

体向けに新たな支援メニュー「グリーンニューディール創造支援事業」を提供することを表明。地域横断的なプラットフォーム構築・運営に要する経費を支援するもので、ひごラボの継続事業の実施を熊本県としても全面的に支援している。

- ◎ **機構が京都市から教育功労者表彰を受賞【④⑤】**：JICA関西センターは、2020年より京都市教育委員会と共催で市立高校生向け研修「京都グローバルリーダー育成研修」を実施し、京都市関係団体が実施するマレーシア「ASEAN のモデルとなる低炭素社会実現に向けた人材育成とネットワーク拠点の機能強化プロジェクト」（草の根技術協力）のカウンターパートであるマレーシアの現地高校生と京都市の高校生のオンライン意見交換を実施するなど、複数の機構事業関係者や協力隊出身の教員と連携した。研修は延べ120名の高校生が参加し、その後の進路で国際関係を選択した生徒も多数。研修後に国際協力への関心が高まり、NPOでのインターンを実施した高校生もいる。係る取組が、京都市の教育、学術及び文化の振興発展に貢献したとして、教育功労者表彰を受けた。
- ◎ **自治体と開発途上国間でのビジネスツアーの実施【⑤】**：JICA北海道センター及びJICA東京センターは、2023年11月に北海道及び新潟県の企業をカザフスタンに連れて行くビジネスツアーを実施（北海道は北海道庁及び北海道経産局との共催）。北海道では、帰国後、2社は現地企業との商談を進めており、数社が2024年度の中小企業・SDGsビジネス支援事業への応募に関心を示している。1月に北海道庁及び北海道経産局共催で一般向け報告会を実施し、対面・オンライン合わせて74名が参加。北海道内の各行政が一体となって中央アジア支援に注力していることを道内企業に示すきっかけとなった。ツアーにはメディア2社も同行し新聞での特集記事やテレビでの特集番組が組まれた。また、新潟では、帰国後に日本と現地企業でビジネス連携に関する協議が継続されており、本調査のフォローアップとして2024年1月には、カザフスタン非常事態省副大臣ほか防災関係者4名が新潟県を訪問し、防災関連施設を視察したほか、新潟県庁（笠島副知事と会見）や県内企業と意見交換を行い、同県の防災分野の取組や産官学民連携について知見を深めた。
- ◎ **草の根技術協力事業から民間連携事業に発展した海外ビジネス展開支援【①⑤】**：株式会社ウェルクリエイイトは、2023年6月にマレーシアでの普及実証ビジネス化事業を終了し、現地でのビジネス化に向けたパートナー企業として財閥企業（アラムフローラ社）との協業が決定。本事業は、北九州市が提案自治体となり、2014年～2016年に実施した草の根技術協力事業に同社が参画したことに端を発するもの。民間連携事業は、北九州市環境局のほか北九州国際技術協会（KITA）が参画する等、自治体や地域経済団体も一体となり実施された。事業終了後の現在も、同市サステナブル環境ビジネス展開事業にて、ビジネス展開本格化に向けたフォローアップを継続中。自治体と機構支援スキームのシームレスな連携を通じた企業の海外展開促進を実現した。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- ・草の根技術協力事業では、「健康福祉（SDGsゴール3）」、「質の高い教育（SDGsゴール4）」、「水と衛生（SDGsゴール6）」等の達成に貢献する自治体等と連携する事業が複数展開された。
- ・JICA関西センターが共同事務局を務める関西SDGsプラットフォームの分科会として、2022年10月に兵庫県企画部SDGsが事務局を務める「ひょうご SDGs Hub」が設立された。これらの取組もあり、2023年5月に兵庫県がSDGs未来都市に選定された。
- ・JICA北海道センター（札幌）は、北海道、北海道大学とともに「SDGs×北海道セミナー2023」を開催し、JICA海外協力隊の経験者がSDGsに係る取組を発表した。また、JICA北海道センター（帯広）は北海道教育庁十勝教育局の新たな企業実習制度「十勝版デュアルシステム」の一環として、「SDGs（ゼロカーボン・パートナーシップ）コース」の受入の一部を担当し、機構の事業・組織両面でのSDGsへの貢献について、高校生に講義やワークショップを実施するなど、開発教育の一環として自治体のSDGs教育をサポートした。

(3) 事業上の課題及び対応方針

特になし。

No.8 エ NGO(Non-Governmental Organization)/CSO(Civil Society Organization)との連携

(1) 業務実績

- ◎ **機構が支援するNGOが導入したプログラムが青少年更生施設の公式プログラムとして採用【②④⑤】**：特定非営利法人アクション（フィリピンで児童養護施設等の子ども支援をするNGO）が導入した「ライフスキル向上プログラム」が、2023年1月にフィリピン政府機関の少年司法福祉法審議会（JJWC）により承認され、公式プログラムとして全国の青少年更生施設で実施が義務づけられた。同プログラムの実施はJJWCの長期計画（Strategic Plan）にも組み込まれ、JJWCの予算で全国の青少年更生施設の職員を対象に、随時、研修が実施されている。また、アクションは、これらの功績が評価されフィリピン社会福祉開発省により、2023年末に中部ルソン地域の「ベストNGO賞」を受賞した。同プログラムを受けた子ども達からは、「自分の感情をコントロールすること、他者の気持ちを理解することを学んだ」との発言があり、更生施設の職員からは、「プログラムを受けた子ども達は目に見えて穏やかになった」との声も聞かれている。これにより、更生施設を退所した子どもの社会復帰が進み、再入所率が低下すると期待される。また、日本でも罪を犯した子ども達の更生のための総合的なプログラムがないことから、上記の「ライフスキル向上プログラム」を日本の子ども向けに改訂した日本語版が作成された。今後、日本でもプログラムが実施されることにより、日本の子ども達の生きる力の醸成につながることを期待される。
- ◎ **機構の支援を通じて作成されたガイドラインが教育省に採用【②④】**：公益社団法人シャンティ国際ボランティア会がカンボジアで実施中の「「遊びや環境を通じた学び」に基づく幼児教育カリキュラム実践のための基盤構築事業」（草の根技術協力）において、事業で作成した「幼児教育のガイドブック」が、2023年12月にカンボジア教育省のガイドラインとして承認された。カンボジアの幼児教育は小学校と同じ授業形式が主流であり、遊びや環境を通じてその後の学校生活の基礎となる力をつける、という就学前教育の主目的からは乖離していた。そのような背景から、カンボジア政府は、2018年に就学前教育において「遊びを通じた学習」を取り入れる方針を打ち出したものの、モデルケースや教員の実践経験不足により、方針やコンセプトが教員に上手く浸透しないという問題に直面していた。ガイドブックは、カンボジア政府の方針に則しつつ、就学前教育の質を向上させるという側面でカンボジア側から評価された。ガイドブック導入によって、教員は教室環境の整え方、遊びや環境を通じた学びのロジックを理解し、授業の構築や教材の自作が可能となる。今後、カンボジア教育省及び同会により、本事業の対象地域以外の地域に対しても普及される予定。
- ◎ **機構の支援を通じて展開されたアプローチが技術協力プロジェクトに展開【②④】**：日本産科婦人科学会がカンボジアで実施中の「女性のヘルスプロモーションを通じた包括的子宮頸がんサービスの質の改善プロジェクト」（草の根技術協力）を通じて、保健省の子宮頸がん対策に係る関心が大幅に高まった背景があり、新規の技術協力プロジェクトにおいて、子宮頸がんも対象疾患の一つに組み入れることが保健省から機構に要請された。本草の根技術協力事業は、子宮頸がんの啓発と、学校や工場での組織的な検診を組み合わせ、必要に応じて医療機関での受診を促すものであり、これにより子宮頸がんの現状と対策の方向性が明確になったことが上記の保健省の要請につながったと考えられる。技術協力プロジェクトでは州・郡病院レベルで広く疾患対策が強化される計画であり、また日本産科婦人科学会の従事者が参加する予定であることから、草の根技術協力事業の成果の更なる展開が期待される。
- ◎ **機構の支援を通じて形成されたモデルが技術協力プロジェクトに展開【②④】**：特定非営利活動法

人ケニアの未来が実施したケニア「マチャコス地方の地域社会における非行少年及び青年の更生保護活性化事業」（草の根技術協力）において、事業モデルがケニア側に高く評価され、他地域にも展開する技術協力プロジェクトとして形成された。児童及び若年者の犯罪防止や社会復帰を促進するために、コミュニティを巻き込む形で保護観察ボランティアを選定し、活躍を促すプロセスが、現場で効果を発揮しやすい仕組みとして評価された。

- ◎ **寄附金を活用したNGOと機構の協働事業で過去最大の応募数を記録【③】**：世界の人びとのためのJICA基金事業は、市民・法人・団体から寄附金を受け付け、経験が比較的少ない団体の「開発途上国・地域の人びとの貧困削減や生活改善・向上に貢献する活動」及び「日本国内の多文化共生社会の構築推進、外国人材受入支援に関する活動」を支援している。2023年度は一層の応募者拡大を測り、過去最大の応募数（52件）、採択件数（36件、うち日本を対象とする事業は13件）となった。また、2023年度から新たに多文化共生・外国人材受入支援に取り組む案件を採択した。伴走支援制度や事業マネジメント研修・個別相談を利用しながら事業を実施した団体からは、国際協力活動のノウハウを学べ、自組織の能力強化につながったという報告を受けている。また、現地で活動する上での安全情報提供においても機構に対する信用力を高めることに繋がり、かつ機構と事業を実施することで大きな自信になったという報告もあった（認定NPO法人あおぞら、Patagonia Expedition、認定・特定非営利活動法人ミタイ・ミタクニニヤイ子ども基金、NPO法人FootRootsの活動報告書より）
- ◎ **機構の支援が官民一体の取組に発展し、地域活性化に貢献【②③④】**：JICA海外協力隊経験者がNGO（DIFAR）を設立し、ボリビア「バジェグランデ市におけるごみリサイクル推進のための住民エンパワーメントプロジェクト」（草の根技術協力）を実施。住民に環境への意識を高めてもらう活動の一環として、「スポGOMI」を取り入れている。これは、スポーツのようにチームで競いながらごみ拾いをしていくイベントで、これまでに4,752人が参加、約15トンものごみを収集した実績あり。スポGOMI以外にも、コンポストやリサイクルができる「環境教育センター」を設置し、市全体のリサイクル推進及びごみの減量を進めている。学校では「SOJI（掃除）プロジェクト」を導入し、子どもたちは教室を自分で掃除することや、学校内のごみ分別について学んでいる。さらには、各種産業界（パン屋協会や交通機関協会等）と連携して、エコバック普及などプラスチックのごみ削減にも取り組んでいる。このように行政、学校、産業界、住民に幅広くアプローチした官民一体の取組は、ボリビア国内でも先進的であり、バジェグランデ市の活性化につながるとともに、他の自治体からも視察を受ける好事例となっている。

（2）SDGs達成に向けた貢献

NGO及びCSO等が行う活動はコミュニティレベルにきめ細かい支援を行うもので、SDGsゴール3(健康と福祉)やSDGsゴール4(質の高い教育)の達成に貢献。また、青少年等の非行や犯罪防止を目的とする活動を通じて、SDGsゴール16(平和と公正)の達成にも貢献している。

（3）事業上の課題及び対応方針

NGO/CSOが開発途上国で活動する上で必要となるNGO登録や相手国からの了承取付に時間が係る場合が多い。これらの手続きをスムーズに終え、すぐに事業を開始できる仕組みづくりの検討は今後も必要不可欠である。一方で、多様な担い手が国際協力や外国人支援に参画しやすいような工夫や連携促進にも取り組んでいく。

No.8 オ 大学・研究機関との連携

（1）業務実績

- ◎ **鳥取大学と頭脳還流のモデルを構築【③⑤】**：鳥取大学及び乾燥地研センター長の要望を踏まえ、短期研修から博士課程入学を通じた頭脳還流につきモデルを構築した。同大学の受託してい

る乾燥地農業の短期研修生における修士号取得者を、JICA長期研修「食料安全保障のための農業ネットワーク（Agri-Net）」での博士課程候補として繋げるものであり、博士課程を見据えて短期研修に優秀な人材が参加するようになるとともに、短期研修にて能力や得意分野、希望を十分に理解できるため、博士課程におけるミスマッチが起こりにくいようにする仕組み。また、博士課程修了後は、各国のリーダー格となることが考えられ、それらとのネットワークの維持により、更なる連携・循環が期待できるもの。

- ◎ **大学、地方自治体、高校と協働して地域理解プログラムを実施【③⑤】**：「国立公園の自然を生かした持続可能な地域振興」をテーマに据え、大雪山国立公園を擁する上川町を訪問し、北海道大学や上川町役場による講義、北海道上川高等学校の全校生徒と長期研修員による意見交換会、それに先立ち同校での出前講座等を実施した。長期研修員は大雪山黒岳に登り、北大の先生が研究する動植物のデータ収集活動に寄与。一つのプログラムで、長期研修員の学びを深めるだけでなく、多機関との協働、開発教育及び国際交流の実施等複数の活動を達成。北海道新聞の掲載、札幌テレビ放送での報道、北海道大学のウェブサイトの掲載等、メディア等にも採り上げられ、広報にも寄与する取組となった。
- 来日直後のJICA留学生が参加するネットワーキングセミナーを、2023年12月に3日間開催。34コース、93か国、81大学、約700名のJICA留学生が対面で参加し、相互のネットワーク強化を推進。地域、課題別の個別プログラムもそれぞれ開催し、JICA留学生間の知見強化にも貢献した。
- また来日2年目のJICA留学生が参加するネットワーキングセミナーを、2024年2月に3日間開催。24コース、84か国、73大学、約440名のJICA留学生が対面で参加し、リーダーシップや母国及び世界の共通課題の解決に向けて帰国後のアクションプランについて考えるとともに、地域、課題別に個別プログラムにおいて、JICA留学生間及び機構とのネットワークが強化された。
- 2023年度は社会実装に向けた国際共同研究を推進する地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）を73件実施した。更にSATREPSの成果を踏まえ社会実装を促進するための技術協力プロジェクトを1件開始した。

(2) SDGs 達成に向けた貢献

各国の発展を担う人材として多様な分野での活躍が期待されるJICA留学生のを実施し、SDGsのあらゆる分野の達成に貢献した。SATREPSにおいても、SDGsにおける幅広い分野のゴールに貢献しており、2022年度新規事業12件は、SDGsゴール1（貧困削減）に貢献するものが2件、ゴール2（飢餓）1件、ゴール3（保健）2件、ゴール6（安全な水）3件、ゴール11（都市）2件、ゴール13（気候変動）1件、ゴール14（海の豊かさ）1件である。

(3) 事業上の課題及び対応方針

本邦の大学と連携し、JICA開発大学院連携プログラムの一層の質の向上に向けて、引き続き対応していく。

No.8 カ 開発教育

(1) 業務実績

- ◎ **教師海外研修の再開と地方マスメディア同時派遣による発信【⑤】**：コロナ禍により3年間実施を見合わせていた教師海外研修（一般コース）を再開、全国の国内拠点の主催で計10コース101名の学校教員が参加した。参加教員は開発途上国の現場を視察するとともに、帰国後の授業実践を通じ、開発教育の推進に努めた。また、この教師海外研修の渡航時期に合わせ、以下のとおり地方マスメディアを同時派遣し、地域関係者への取材出身者の開発途上国での活躍や地域と結び対

が強い他の機構事業と合わせたに関する新聞記事掲載やT V番組放映が実現し掲載が行われ、機構事業の効果的な発信につながった。

- JICA筑波センターでは、8月に茨城県及び栃木県の教員各4名と茨城新聞社及び下野新聞の記者をラオスに派遣。SDGsに貢献する機構の事業を視察するとともに、各県関係者（専門家、草の根技術協力関係者、元留学生、協力隊員）を取材した。8名の教員は各校個別の授業や教員を集めたセミナーで開発教育を活発に展開。一方、下野新聞にラオスで訪問した栃木にゆかりのある留学生や機構事業に関する特集記事（全5回）が掲載され、茨城新聞にも元茨城大留学生の社会起業家の記事などの連載が掲載された。両事業を組み合わせることで、効果的かつ効率的に事業を実施することができ、教員とメディアにまたがる人的ネットワークも構築された。
- JICA北海道センター（帯広）では、12月に北海道の教員8名と十勝毎日新聞社をキルギスに派遣。2023年度教師海外研修を中央アジアのキルギスにて12月23日から30日に実施し、北海道内の教員8名が参加した。
- メディア派遣として、十勝毎日新聞社の記者が同行し、一村一品運動の推進等に関する技術協力技術プロジェクトの現場や士幌町・帯広市との草の根技術協力の現場視察、帰国後の研修員へのインタビュー、都市部地方部の学校への訪問による視察・交流を行い、北海道とキルギスの繋がりについて取材した。結果、事前研修1回・現地研修を3回・帰国後の授業実践を2回の計6回掲載となった。地方紙という特性から、特集記事を大きく掲載いただき、多くの市民にキルギスと十勝地域の繋がりを知ってもらう事が出来た
- JICA沖縄センターでは、8月に沖縄県の教員6名と琉球放送の記者らをパラオに派遣。パラオ国北部沿岸漁業組合やシニアセンター、JICA海外協力隊の活動現場を訪問し、模擬授業等を行った。また、草の根技術協力事業や課題別研修の現場を視察し、沖縄の技術がパラオへ伝えられている様子や、戦前戦後の沖縄からパラオへの移民の生活について取材した。帰国後、琉球放送平日夕方ニュースで特集枠を設け、全6回放送された。沖縄県とパラオ国が連携の覚書を締結していることや、県系移民が南洋諸国に存在することから、視聴した県民からも反響があったとの報告をメディアより受けている。11月には毎年沖縄センターが実施している国際協力フェスティバルに研修参加教員及び記者が登壇し、県内高校生を対象に平和や環境、教育のテーマでパラオ国から学ぶ沖縄の課題を考えるワークショップを実施した。

- ◎ **難民問題を中高生の「自分ごと化」する企画展【②④⑤】**：地球ひろばにおいて、国連難民高等弁務官事務所（United Nations High Commissioner for Refugees：UNHCR）駐日事務所及び国連UNHCR協会の協力で難民企画展「想像していなかった今日を生きる」を約4カ月にわたり開催（11/2～4/11）、あわせて難民支援に従事するNGOの活動も紹介した。主に日本の中高生を対象に難民問題を自分ごと化させることを目的に、来場者には「日本に住むあなた」がもし難民になったらという想定で、退避から避難先への入国までの道のりをロールプレイを通じて疑似体験する展示を作成。プレスツアーも実施し、毎日新聞（夕刊）、朝日新聞デジタル、朝日小学生新聞、こども新聞（毎日新聞社）、高校生新聞にも取り上げられた。期間中11,469人が参加し、ウクライナに加え、展示準備中にはパレスチナでの衝突が始まり、世界情勢を背景にした学校側の需要にも応えることで教育関係者からも高い評価を得た。また、UNHCR親善大使のMIYAVI氏が本企画展を訪問された様子を、紹介動画として公開した。

- ◎ **教育委員会、自治体との新たな連携による開発教育の推進【⑤】**：

- JICA九州センターは福岡県教育委員会と連携を積極的に進め、中核的な研修プログラムである「福岡教師塾」をJICA九州センターにて開催。約70名の管理職クラスを含む中堅教員が参加し、JICA九州センターの施設を活用したSDGs紹介、国際協力に関する参加型ワークショップ、高校『地理総合』教科書に掲載されている坪井達史氏（アフリカ稲作専門家。令和4年秋の叙勲で旭日双光章を受章）による講演を内容とする1日間のプログラムを実施。他にも同市教育センターでの専門研

修に講師を派遣したほか、同センター内で機構の展示物を活用したSDGsをテーマにした展示を11月から2ヶ月間実施し、福岡県の教員のSDGs理解促進に貢献した。

- JICA九州センターは2023年4月に新たに政令指定都市の熊本市と連携の覚書を締結。これを契機に、文部科学省主導の高校普通科改革の対象校である必由館高校の改革推進事業コンソーシアム委員に熊本県への機構からの出向者が就任し、改革の一環で重要視されている探究学習の独自科目「必由学」の一環として、インドの高校とのオンライン交流・学び合いの企画を支援したり、全校生徒・保護者対象のパネルディスカッションでパネラーとして登壇したり、機構の市民参加協力での生徒の学びの場の提供などの取組を推進した。

◎ **アフリカ開発会議（TICAD）30周年を端緒とした開発教育【⑤】：**

- TICAD30周年を記念し、アフリカの開発課題を理解することを目的として、地球ひろばにおいてアフリカ関連のイベントを複数実施した。
 - ① 協力現場の風景写真を通して、アフリカの現状や機構のアフリカ協力の取組内容を紹介する写真展「アフリカ協力パネル・写真展」（開催期間：8/21～9/1）を開催。期間中を通し3,000名以上が来場。
 - ② 食を通してアフリカを身近に感じてもらうこと、またアフリカの栄養課題について考えてもらうことを目的に、地球ひろば2階のJ's Cafeにて、アフリカのメニューを週替わりで用意（アフリカメニューの提供（実施期間：8/21～9/1）し、計387食を提供。
 - ③ アフリカンアートやユニークなデザインのアフリカ布に触れながら、アフリカ文化や社会への理解を促す体験イベントを小中学生対象に実施。116名が参加。
- JICA札幌センターでは、「単なる文化紹介で終わらせない」ことを目的とし、開発教育無関心層へのアプローチとして参加者にアフリカの文化に興味を持たせる工夫に加え、アフリカの現状や課題、機構の取組の周知までを含めた「アフリカ体験セミナー」を実施。小学校高学年から大人まで21名が参加した。参加者は約10Kgの水が入ったバケツ(レプリカ)を持ってアフリカの通学路を体験させたり、色鮮やかなアフリカの布「カンガ」や「キテンゲ」に触ったり巻いたり楽しく現地の様子を学んでいた。アンケートでは、参加者の95.2%が「満足」と回答。「アフリカに行きたいという気持ちになった。」「もう一度、アフリカについてのセミナーをやってほしい。」という回答に加え、機構の活動に関する質問が多く寄せられる等開発協力事業に対する一定の理解・周知を得ることができた。

- ◎ **エッセイコンテスト受賞者の海外研修を多媒体で発信【⑤】：**エッセイコンテストの最優秀賞・優秀賞を対象にしたタイへの海外研修で、同コンテストの最終審査員長であり教育評論家／法政大学名誉教授／東京都立図書館名誉館長の尾木直樹氏が初同行。尾木氏と連携し、さまざまな媒体での発信（共同通信コラム2回、Instagram（フォロワー4.5万人）で13回、ブログ（同7.1万人）で5回など）やグローバルフェスタでの講演を通して、研修旅行に参加した中高大学生の国際協力を学ぶ姿や、海外に関心を持ち、具体的な行動に移す意義について、若年層やその保護者層に発信した。また、現地での様子が朝日新聞でも報じられた。

- ◎ **文部科学省との連携により国際理解教育や多文化共生を推進【②⑤】：**国際理解教育／開発教育、多文化共生を推進し、国内・海外の両方で持続可能な社会の創り手と活躍する人材を育成すべく、文科省国際教育課と機構の関係部署（広報部、国内事業部、協力隊事務局、JICA東京センター、JICA横浜センター）との定例会を開始。双方の問題意識、課題、取組事例などの情報交換や、実際の現場の視察などを実施して、連携を深めている。事例としては、JICA横浜センターが調査した各国教育制度の情報の文科省HP掲載、文科省による機構職員への関連政策講義、文科省主催の教員・教育委員会向け研修での機構の事業紹介、文科省-機構多文化共生合同ワークショップ等、具体的な連携活動を実施した。また、文科省国立教育政策研究所、JICA東京センター、広報部と合同で国際教育比較調査を開始、次期学習指導要領改訂も念頭に置いた議論を進めている。これら取組により、機構としては文科省の施策に沿った開発教育の推進や教員の協力隊への応募促進が見込まれ、文科省にとっても在外施設派遣教員の応募促進や外国につながる児童生徒への情報提供の幅が広がるなど、双方にとって有益な機会につながった。

- ◎ **オンライン出前講座によりリアルタイムで理解促進【⑤】：**開発途上国と学校・教室・会場をオ

ンラインでつなぐ「オンライン出前講座」の全国一括申込受付を開始した。派遣中のJICA海外協力隊による講師登録を進め、依頼元の多様なニーズに対応するため、様々なバックグラウンドや知見を持つ機構のスタッフ（職員・国際協力専門員・企画調査員等）131名、派遣中のJICA海外協力隊790名が出前講座講師に登録。教員は機構のウェブサイトから申し込み、授業の目的に合わせ、講師と直接講義内容を調整することが可能。3月末現在49件の申込があり（41件実施済）今後順次実施予定。実際に行われた異文化理解を目的としたオンライン出前講座では、協力隊員が現地での生活や活動の様子、人々との交流、日本と当該国の違いや共通点を、現場感あふれる形で紹介。画面に映し出される現地の様子を真剣に見つめ、講師に矢継ぎ早に質問を投げかける児童・生徒の様子が見られた。

- ◎ **ITOCHU SDGs STUDIOでの民族衣装展示開催【⑤】**：10代、20代の若年層に開発途上国の課題に関心をもってもらうべく、若年層が多く集う場所で展示ができないか検討し、外苑前という好立地でSDGs推進のため無償でスペースを貸し出しているITOCHU SDGs STUDIOにて出展することを決定。2024年2月2日から3月3日の期間、『肌で感じる、世界の民族衣装展』一着て、撮って、世界を学ぶ写真館と題した民族衣装展を開催。若年層にとって身近に感じる衣装をテーマに、世界各国の伝統衣装の試着やロールプレイを通じて、国・地域の特色や魅力に加え、その国の課題を知り、考え、発信してもらうことを目指した展示を用意。フジテレビ2件、朝日小学生新聞等で開催の様子が取り上げられ、期間中2,500名が訪れた。会場のメッセージ・ボードには、「日本で産まれたからこそできることがたくさんある。平和な国にいるからこそその責任を全うしたい」や「自分と同年の子でたくさん問題を抱え精一杯生きている子がいる。学生として彼らを支える仕事がしたい」といった訪問者のコメントが多数寄せられ、若年層の共感を得るものとなった。
- 文科省、教育委員会、学校教員、児童・生徒へのアプローチに加え、保護者へアプローチすべく、8月25、26日に広島で開催された「日本PTA全国研究大会」にて、JICA中国センターの所長が基調講演やパネルディスカッションに参加。分科会参加者約500名に対し、教員支援を含む各種開発教育支援や機構との連携の可能性について周知・喚起した。
- 2023年7月～9月にかけて、JICA筑波センターが「大学生・大学院生向け国際協力理解講座」全5コースを実施。国際協力の現場で働く実務者を講師として招き、講義やワークショップを通じ、国際協力についての知識・理解を深める実務コース、農業分野課題別研修と連携した農業コースなど、JICA筑波センターならではのプログラムを提供。全国17大学・大学院から合計48名が参加した。参加者からは、本講座の受講によって、自身のキャリアについて考える機会となり、目標が明確になったことや、志を同じくする同世代の参加者からの刺激を受けたことなどの感想が示され、キャリア形成やモチベーション向上に貢献したことが確認できた。本講座参加者には例年、JICA海外協力隊や機構職員を目指す学生が多数参加し、実際に講座受講者の中から、JICA海外協力隊の応募・合格者、機構職員や研修委託先講師等の人材も排出している。
- 開発教育がその後の国際協力分野のキャリアへつながる傾向にあるか、また学力（認知能力・非認知能力）が向上する傾向にあるか、の両面について検討すべく、調査デザインの検討を開始した。

(2) SDGs達成に向けた貢献

開発教育は、学習指導要領にも記載されている「持続可能な社会の創り手」の育成へ貢献することを目指し、世界や日本の課題解決に向けた行動へつなげる事業であることから、特定のターゲットではなく、全ゴールの達成に貢献している。

(3) 事業上の課題及び対応方針

開発教育支援事業の推進に当たり、機構内関係部署との意見交換を通じ、2023年7月に開発教育の今後の方向性を取りまとめた。それに基づき「リーチの拡大」と「質の向上」に向けて、コロナ禍により制限を受けてきた事業の正常化に加え、様々な新たな施策を実行している。一方、いくつか課題がある。一つは、開発教育を推進している、あるいは推進しようとしている学校や教員、更に国際協力に関心を

示している生徒・学生などとのつながりを十分に維持できていない点である。一度つくった「つながり」を大事に維持してネットワーク化することで、より開発教育を効果的・効率的に推進できると考えている。二つ目は、機構役職員等や国際協力に携わる専門家・コンサルタント、NGOsなどの国際協力業界関係者との連携強化。これらの国際協力業界のスタッフ一人ひとりが、母校などで自らの体験談を語る出前講座などを実施することで、リーチを飛躍的に拡大していくことが可能と考えている。23年度は、機構内で出前講座の講師リストやテンプレートを作成し、質の高い出前講座を実施する体制を整えた。今後は、機構役職員等にとどまらず機構事業関係者と連携をさらに強化し、開発教育を推進していく。最後に、開発教育の効果を実証していく必要がある。引き続き、機構内外関係者と協力した開発教育の効果検証への取組を進めていく。

No.8 キ 日系社会との連携

(1) 業務実績

- ◎ **中南米の日系人により日本の多文化共生を推進【①②③④】**：日本国内の中南米出身外国人（日系人含む）の課題解決、集住地の多文化共生に資する日系サポーターを継続展開した。日本国内に在住する中南米出身外国人（日系人含む）の課題解決、集住地域の多文化共生社会の実現のため、中南米の日系社会と連携し中南米からサポーターを派遣するもの。日本国内の多文化共生推進団体と連携し進める事業であり、受入団体からは、外国にルーツをもつ子どもたちにとって親しみやすい存在、目標となる人物（ロールモデル）としての役割を果たしてくれており、子どもたちも「（日系サポーターのように）僕も頑張ろう」と学習意欲を高めてくれているという声や、受入団体のスタッフでは気付かない「（外国にルーツを持つ）生徒の視点やより効果的な学習方法」など新しい気づきを我々にもたらしめてくれて有難いといった声が聞かれる等、評価が高く、地方メディアで特集でも報道された。2022年度17名の派遣に続き、2023年度は12名の日系サポーターを派遣。日系サポーター自身も、アイデンティティーを見直す機会となったという声や、自身の学びに繋がったという声が聞かれたほか、自身の母国に帰国後、日本で学んだことを中南米日系社会に対して実践するといった取組も行われている。
- ◎ **「日系社会連携調査団」により日本企業と日系社会のビジネスを促進【②③】**：中南米の日系社会と日本企業との間のビジネスの促進や連携を目的とした「日系社会連携調査団」により、沖縄県の中小企業8社をペルー、ボリビア、ブラジルの3か国に派遣した。2020年から日本と中南米の沖縄をつなぐイニシアティブ「OKINAWA To 沖縄」が開始され、2022年のウチナンチュ大会を経て、2023年はブラジル沖縄県人会の115周年記念、日ペルー外交関係樹立150周年に当たり、2024年はボリビアオキナワ移住地70周年を迎える。これらの機会を捉え、世界に広がる沖縄県人（ウチナンチュ）のネットワークを中南米日系社会と日本のビジネス連携促進に最大限活かす狙いで、WUB（世界ウチナンチュ・ビジネス・ネットワーク）や沖縄県人会をはじめとする南米3か国の日系社会とも連携して実施。特に今回は、地元メディア（沖縄タイムス）にも同行してもらい、タイムリーに調査団の状況を沖縄県内に発信してもらうことで、多くの沖縄県民に知ってもらうことができた。また、サンパウロ共同通信も取り上げたボリビアオキナワ移住地視察の記事が、日本全国の地方紙でも広く掲載され、本調査団に関連した記事は58件に上った。帰国2か月後にはボリビアのコロニア沖縄農牧総合協同組合が沖縄を訪れ、参団企業8社を訪問して連携協議を行った。加えて2月には参団企業の一つがオキナワ移住地における水害対策や道路整備への自社技術の活用可能性検討のためにボリビアを再訪するなど、いくつかビジネス展開や連携に向けて具体的な動きも出てきている。
- ◎ **域内協力により日系社会・日系校同士の学び合いを促進【①②⑤】**：日系社会の中南米域内ネットワーク形成を教育セクターから支援・強化し、域内日本語教育分野の底上げを通じた若手世代の知日派・親日派育成に寄与することを目的として「社会経済開発のための日系社会・日系校の

連携強化国際セミナー（第三国研修）」を開始した。通常、日系社会への支援は、日系団体との合意に基づいて実施するが、本協力は、ペルー政府からの要請に基づき、国際約束の枠組みにより初めて実施するもの。2023年度は、第1回国際セミナーを2023年10月2日から10月10日にかけて開催し、ブラジル、ボリビア、パラグアイ、メキシコ、ドミニカ共和国、アルゼンチン、キューバ、ウルグアイ、コロンビア、ペルーから日本語教育に携わる13名の研修員が参加し、参加者からは「参加した各国日系団体の抱える課題や実践している取組を共有しあえたことで自国の日本語指導力向上の参考になるとともに、域内の日本語教育に携わる関係者と新たな繋がりを作ること出来たことで、相互に学び合い、持続的に日本語指導力向上の取り組める最初のステップとなった。」といった声が聞かれた。今後は、5年間継続する予定であり、日本語指導法の強化、日系校・日系団体の組織強化、中南米日系社会の連携強化を中心も柱に据え、若者の巻き込み・参加促進、日本の日系社会との連携強化・多文化共生への寄与など域内で抱える様々な課題に取り組む予定。日系社会の能力強化により、日系社会自身が機構の支援の対象から社会経済開発協力のパートナーとなることも期待されている。

- 日系社会の中学生、高校生、大学生を対象とし、自身のルーツを学ぶとともに、日系社会と日本の懸け橋となる人材を育成する「次世代育成研修」を実施した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

日系社会をイコールパートナーとした日本の国内課題解決への貢献の一つとして、ALPS処理水海洋放出を契機とした日本産品に対する風評被害対策の一環として、中南米日系社会との連携により、日本食を始めとした日本文化や、冷凍水産物等の日本産品、優れた技術を含め、日本に対する正しい理解を促進する施策の実施のための経費が補正予算に計上され、取組を開始した。調査団派遣、有識者の招へい、日本企業製品の調達、日本理解イベントの実施等の各種事業を速やかに実施していく方針。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項

上記評価を踏まえ、多様な開発課題や開発現場の様々なニーズ等に応じた迅速で柔軟な対応を確保するため、地方自治体、NGO/CSO、ボランティア、大学・研究機関等との連携を強化し、それぞれが有する強みや経験を活用し事業を推進することを期待する。

具体的には、新型コロナウイルスの影響が残る中、派遣中隊員数2,000名の達成に向け、案件形成の促進や受入基盤整備、派遣地域の拡大等に取り組むことを期待する。また、国内向けの効果的な広報の展開や、隊員経験者の活用が期待されるところ派遣前・帰国後の人材育成プログラムの充実化を期待する。

加えて、草の根技術協力事業に関し、コロナにより現地活動が中断していた案件や開始できなかった案件について、現地事務所等を通じ、それらの案件の活動が軌道に乗るような支援を期待する。

新型コロナの影響により事業縮小していた開発教育支援事業について、2022年度行政事業レビューでの指摘を踏まえ、事業規模の拡大（リーチ先の拡大など）と質の向上を図ることを期待する。

(2) 対応

ボランティア事業については、感染状況を注視しつつ、コロナ禍で派遣を止めていた地方部で積極的に案件形成を図ると同時に、JGAに資する案件形成を促進し、長期・短期あわせて4300件以上の要請を取り付けた。国内における広報施策では、タレント起用やInstagram公式アカウントの開設等、無関心層への周知拡大を図る取組を実施。さらに、質の高い応募者の確保に向け連携派遣制度のリニューアルを行った。派遣前訓練の前に「グローバルプログラム」を全国20地域で実施

し、隊員候補生112名が地域課題の解決に取り組んだ。また、「帰国隊員社会還元表彰」では、100件を超える社会還元事例の応募の中から8件の優良事例を表彰した。

草の根技術協力事業に関しては、NGO-JICAジャパンデスクを中心に、NGO間でのラウンドテーブルの実施や、実施団体とカウンターパートを対象とした研修会等を実施し、案件の円滑な実施のための現地情報の提供や支援を行った。

開発教育支援事業では、2023年度は、コロナ禍以前とほぼ同等規模に戻して各種事業を実施してきた。教員向け研修や出前講座等は基本的に対面により実施し、新たにオンラインの良さも活かした現場体感型の出前講座として在外オンライン出前講座を開始した。また、機構外の施設を活用した展示も実施し、リーチの拡大にも努めてきた。さらに、出前講座講師用プレゼンテーションのテンプレート作成、教科単元とリンクさせた小6社会用教材作成、教員志望学生向けの開発教育推進等の各取組に着手している。

No.9	事業実施基盤の強化
当該項目の重要度、困難度	-

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/ 年	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
【指標9-1】プレスリリース等を通じた広報により掲載された国内メディア及び海外主要メディア報道件数	650件	130件	547件	613件			
【指標9-2】SNSアカウント（日本語・英語）エンゲージメント数	171万件	34.2万件	251.9万件	77.2万件			
【指標9-3】総合的・横断的な事業評価・分析の実施件数（横断的分析・詳細分析、定量分析、定性分析等の実施開始件数）	25件	5件	5件	5件			
【指標9-4】国際協力キャリア総合情報サイト(PARTNER)新規登録人数	4万人	8,000人	11,664人	10,637人			
【指標9-5】能力強化研修の参加人数	2,185人	437人	554人	516人			
【指標9-6】研究成果の発刊件数	300件	60件	87件	72件			
【指標9-9】参加・発信した国際会議の数	700件	140件	278件	225件			
【指標9-11】不正腐敗を防止するための機構関係者への啓発に係る実施状況（職員向け研修、専門家向け研修、機構内外向けセミナーの参加人数）	600人	120人	401人	304人			
②主要なインプット情報			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
予算額（百万円）			6,711	5,974			
決算額（百万円）			5,879	4,947			
経常費用（百万円）			6,109	4,918			
経常利益（百万円）			△1,195	△598			
行政コスト ²⁰ （百万円）			6,109	4,918			
従事人員数			142	143			

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3.（9）、中期計画：2.（5）
年度計画 1.（9）事業実施基盤の強化 ア 広報 - 国内外における機構の活動及び成果について、広報重点テーマ等を活用し、ターゲット層に応じた有効な広報媒体を利用して国内外に発信する。 - 国内外メディアを中心に社会的影響力のあるオピニオンリーダー向けの広報を引き続き強化するとともに、G7、ASEAN首脳会議等外交機会を活用し、開発協力大綱に基づく開発協力の必要性や目的、機構の取組や成果・効果を発信し、開発協力の意義や機構及びその活動の価値について理解と信頼を高める。

²⁰ 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

- ・ 一般市民に対しては、タイムリーなSNS発信を継続するとともに、利用しやすい形でリニューアルした公式ウェブサイトの運用を開始し、情報提供の充実化を図る。

イ 事業評価

- ・ 2021 年度から適用された新評価基準に基づき、PDCA サイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価、フィードバックを着実に実施する。評価結果はウェブサイトにて迅速かつ分かりやすく公開・発信するほか、事業評価から得た知見を対外発信する。
- ・ 事業改善や効果向上のため、事業評価や総合的・横断的分析、評価手法改善の取組から得られる教訓・提言を次の事業の形成や実施時に活用することで、事業費・事業期間のより適切な設定を含む、事業内容の質の向上及び事業の進捗管理方法の改善を図る。
- ・ 事業評価の質の向上のため、大学等の外部有識者の助言を取り入れ、多様な主体と連携した評価の実施・分析を推進する。
- ・ クラスター事業戦略²¹の試行評価等の結果を踏まえ、事業評価の手法の整理・検討を、機構内関連部署と協働し、推進する。

ウ 開発協力人材の育成

- ・ 開発課題の多様化、複雑化に対応する開発協力人材の発掘・育成に貢献するため、若年層を中心とした人材の裾野拡大及び重要分野における人材養成に取り組む。人材の裾野拡大については、特に若年層の PARTNER 登録・利用の促進、大学との連携を含めたキャリア形成支援に係る情報発信の強化に取り組む。また、2024 年度稼働予定の次期 PARTNER システムの開発を通し、登録人材の志向に合った情報提供を適時に行う機能を充実させ、開発協力人材のキャリア構築を長期的に支援する基盤を構築する。加えて、国際協力に関心を有する学生（大学生・大学院生）及び社会人に対してインターンシップの機会を提供・促進する。
- ・ 重要分野における人材養成については、当該分野における機構事業の中核を担う高度専門人材の育成を行うことを目的に、海外の教育機関等における学位取得機会を引き続き提供する。また一定の専門性や実務経験を有する開発協力人材に対しては、機構事業への参画を前提とした実践的な知識や技能の習得に重きを置く能力強化研修を実施し、SDGs の達成や JICA グローバル・アジェンダの実現等に貢献できる即戦力人材の育成を行う。

エ 研究

- ・ 「平和と開発のための実践的知識の共創」という機構緒方貞子平和開発研究所ビジョンのもと、事業の質の向上及び開発協力をめぐる国際潮流の形成に資する国際的な学術水準の研究を行い、積極的に発信に取り組む。
- ・ 具体的には、民主主義や法の支配等のいわゆる「普遍的価値」、FOIP をめぐる国際政治、新型コロナへの対応や UHC、気候変動対策、質の高いインフラ、多文化共生、平和の持続等の今日的な課題や脅威に関する研究を行う。また、日本の開発経験や開発協力の知見の活用や、開発政策や事業の効果検証といった観点をもって、ポスト SDGs を展望しつつ SDGs の戦略的推進に資する研究を継続する。加えて、人間の安全保障の実現に資するため、研究成果をフラッグシップレポート「今日の人間の安全保障」にとりまとめ発信する。
- ・ 研究成果は、事業にフィードバックするとともに、国際社会における日本の知的プレゼンスを更に強化するため、論文、書籍等に加え、オンラインセミナーや動画コンテンツ等の多様な媒体で発信する。特に、国際会議、学会、大学の講義等を通じて、内外の開発協力実務者、研究者や政策担当者等に広く、効果的に研究成果を共有する。加えて、Think 7 を通じた G7 広島サミットの議論への

²¹ JICA グローバル・アジェンダの枠組みの中で、効果的・効率的な目標達成及び外部資源動員による開発インパクトの拡大を目指す「事業のまとめり」。クラスター事業戦略では、データやセオリーなど定量的・定性的な根拠（エビデンス）に基づいた開発協力のシナリオを提示し、プラットフォーム活動等を活用しながら開発効果の拡大を目指す方針を策定する。

貢献を目指す。また、研究に関する機構内の情報発信や事業部門と研究部門の連携を強化することを通じ、研究人材育成にも取り組む。

オ 緊急援助

- 国際緊急援助隊救助チームとして 2022 年度に受検した国際搜索救助諮問グループ（INSARAG: International Search and Rescue Advisory Group）のヘビー級再認証取得の過程で明らかになった課題や評価員からの指摘項目を踏まえ、海外チームとの技術的な情報交換・交流や資機材の新規導入検討・更新、各種マニュアル類の改訂、実践的かつ効果的な研修・訓練プログラム等を通じた要員の能力維持・向上、そして実施体制の強化を進め、より一層の救助チームの基盤の強化を図る。
- 搜索・救助及び災害医療並びに感染症対策に関する国際連携枠組に参画し、日本の緊急援助の経験・知見を発信するとともに、効果的な協力体制確保のため、国内外の関係者とのネットワークを維持・強化する。具体的には、INSARAG の各会合及び演習訓練の準備・実施や参加を通じ、アジア太平洋地域内の搜索救助能力の向上と協力体制の強化に貢献する。また、WHO 緊急医療チーム（EMT: Emergency Medical Team、以下「EMT」という。）イニシアティブの作業部会等へ参画し、EMT という国際連携の枠組みの強化に貢献するとともに、医療チームのリソースの積極的な活用や技術協力プロジェクト等を通じて、アジア太平洋地域各国とのネットワークの強化と情報発信に取り組む。
- 医療チームは、WHO EMT Type2（野外病院レベル）基準を満たす規模での派遣及び当該資格に求められる、各部門の運用の検討・検証とマニュアル整備、研修・訓練の実施、資機材の拡充等を行い、WHO による再認証に向けて取り組む。また、医療チームの体制・能力の強化を図り、最新の国際基準に沿った派遣準備体制を整備する。感染症対策チームは、ポストコロナにおける活動を見据えた体制整備を進めるとともに、日本政府が定める「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」の改定動向等を踏まえて、これらに整合したチームの体制整備に取り組む。

カ 事業の戦略的強化や制度改善

- 開発協力大綱の改定の方向性を踏まえ、必要な制度改善を図る。
- 世界的な複合的危機の中、新しい時代の人間の安全保障の理念に基づき、SDGs の達成に向けて、事業形成や実施を進める。新しい時代の人間の安全保障については、更なる情報発信を進め、国際社会でより多くの賛同を得るための取組を継続実施する。
- SDGs については、2023 年 9 月に開催予定の国連 SDGs サミット等を見据えて、SDGs 達成に向けた国内外の連携を促進し、JICA の取組を発信する。
- JICA 国別分析ペーパーの策定又は改定対象国においては、国・地域の課題を把握・分析し、協力の方向性を取りまとめるとともに、外務省及び相手国関係機関との協議・調整を含め、各国の協力プログラム及び事業計画の策定やそれらの実施・モニタリングに活用する。
- JICA グローバル・アジェンダを推進し、多様なアクターと目的・目標を共有するプラットフォームの構築、インパクトの最大化に向けて取り組む。クラスター事業戦略の実装に向けた事業マネジメントの改善や外部リソースとの連携を踏まえた効果的な事業の形成と実施を推進する。
- 技術協力については、適切な予算執行管理に留意しつつ、資金協力や外部リソースとの連携を踏まえた効果的な事業の形成・実施を推進する。
- 有償資金協力については、複合的危機を見据えた開発ニーズに引き続き対応するとともに、「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 4 年 6 月追補版）」等の政府方針に掲げられた施策を実施する。
- 無償資金協力については、引き続き、案件発掘・形成及び事業実施促進（支払前資金の適切な管理を含む）に組織を挙げて取り組む。
- ナレッジマネジメントについては、機構内のナレッジの蓄積・共有・発信を推進する。また、他ドナー・国際機関・外部有識者等と関係者とのナレッジの共創を促進し、相互学習を推進する。
- 共創と革新の推進については、組織文化の醸成、必要とされる制度を含めて事業横断的に取り組む。

キ 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進

- ・ 国際的な援助潮流の形成に参画・貢献するため、国際会議等に積極的に参加し、日本の知見及び経験等を発信する。特に、人間の安全保障、SDGs 達成のための取組、グローバル難民フォーラム等の主要国際会議における議論に貢献する。
- ・ G20・パリクラブで合意した「債務支払い猶予イニシアティブ（DSSI）」及び共通枠組み（Common Framework）に適切に対応する。
- ・ 重要課題（複合的危機対応、気候変動対策、人間の安全保障、UHC、質の高いインフラ投資、FOIP等）に係る事業での協力等の戦略的实施や理念の普及を促進するため、国際機関及び他ドナー等との本部レベルでの協議等を推進する。
- ・ 国際的な開発協力の枠組をより包括的なものとするため、新興ドナーとの協議や連携を進めるとともに、新しいパートナーを含めた枠組・規範作りを議論する各種機会に積極的に参加・貢献する。また、南南協力及び三角協力に係る国際的な議論に参画し、機構の経験、教訓及び知見の共有を推進する。

ク 環境社会配慮

- ・ 開発協力事業が環境や社会に与える負の影響を回避・最小化・軽減・緩和・代償するため、環境社会配慮ガイドラインを適切に運用し、環境社会配慮助言委員会の関与も得て、環境社会配慮面の審査とモニタリング結果の確認を確実に行う。環境社会配慮ガイドラインの一層の運用改善のため、世界銀行の環境社会ポリシーの運用状況、環境社会配慮に関する各種課題及び他機関の対応状況に関する情報を収集する。また、開発協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立された人権基準を尊重する。
- ・ 改正ガイドラインの普及とその適切な運用のため、マニュアルや参考資料等を作成する。環境社会配慮及び改正ガイドラインに関する理解促進に向けた機構内外の関係者への説明・研修及びそれらのための資料の充実に取り組む。

ケ 不正腐敗防止

- ・ 不正腐敗情報相談窓口の適切な運用等を通じて、不正行為に関する情報を収集し、得られた情報に対して適切に調査・対応する。不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。また、不正腐敗防止に係る、関係者や職員向け研修や啓発活動を実施する。

定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

【指標9-7】緊急援助の対応体制強化に係る取組の推進状況

【指標9-8】JICAグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）に基づく多様な開発パートナーとの連携状況

【指標9-10】環境社会配慮ガイドラインの適切な運用状況

3. 年度評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標設定時に想定した以上の政策実現に関する寄与等）を満たしており、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

4.業務実績

No.9 ア 広報

(1) 業務実績

- ◎ **ウクライナへの支援に関する多数の発信が国内外にリーチ【①③】**：日本の「人間の安全保障」実現に向けた協力の内容とその意義について、広く国内外の人々の理解を得るため発信を強化。G7広島サミットや理事長のウクライナ訪問、調達機材の引き渡し、関係者の訪日研修などの機を捉え、報道機関への売り込みによる記事化（363件）、SNSを含む自社媒体での発信によるリーチ（104件、特に7月後半の理事長のウクライナ出張投稿については和文で約21万回、英文で約8.9万回の閲覧）を達成。また、池上彰氏及び日経BP社と連携し、ロシアのウクライナ侵攻に端を発する世界各地の危機や日本への影響、ウクライナが直面している課題と日本への期待、日本の企業がどのような形で参画できるのかなどについて、国内外のパートナーからの協力も得ながら、4回に亘り発信。全体で計約4.8万人の閲覧者、平均8分程度の滞在時間と、ターゲットとしたビジネス層にしっかりリーチすることができた（本発信企画は、同社のメディアを活用した優れた発信に贈られる「日経BP Marketing Awards 2024」グランプリを受賞）。2024年2月の経済復興推進会議直前に機構が主催した「Connecting with Ukraine～日ウクライナパートナーシップの強化と共創～」でも、報道機関を通じて、同様のメッセージを発信。SNSでの発信も告知、報告を含めると約7.9万回閲覧されるなど多くの注目を集めた。なお、ウクライナ国民に、日本の協力をしっかり認知してもらうべく、現地語によるSNSアカウントを2023年8月に開設しタイムリーな発信を行い、現在約600人のフォロワーを獲得している。
- ◎ **スーダン人関係者による、日本人のスーダン退避への多大な協力を発信【①③】**：スーダンの情勢悪化に伴う機構関係者を含む日本人が退避し、スーダンに対する関心が高まった機会を捉え、スーダンを知り、日本が協力する意義を考えて頂くべく、事務所長の帰国時に記者勉強会を開催。なぜ武力衝突が発生したのか等、現下のスーダン情勢や歴史・文化などの一般事情に加え、スーダンが抱える社会課題と機構の協力の成果、今回の退避時にスーダン人の事務所員や事業関係者が提供してくれた温かい支援を発信し、メディアでの露出を獲得した（13件）。自社媒体でも発信し、開発協力が開発課題解決だけでなく、各国との信頼関係の醸成・強化に果たす意義について広報した。
- ◎ **ASEAN友好協力50周年に関する発信により多くの記事に掲載【①③】**：戦後からのASEAN諸国への協力が同地域の発展や各国との信頼関係の構築にどのように貢献してきたか、その際、機構がどのようなアプローチを取ってきたのかなどにつき、各国政府機関のパートナーの声も紹介しつつ発信するとともに、気候変動など共通の課題に取り組み、地域・地球の未来をつくっていく共創パートナーであることを多くの方に知ってもらうべく記者勉強会などの売り込みを実施。ほぼすべての主要全国紙や多くの地方紙の社説など（計453件）で取り上げられ、パートナーであるASEANという論調が目立った。また、ASEAN諸国の国民や国際社会に対しても日本の貢献やプレゼンスを訴求すべく発信を強化。The EconomistやJapanTimesといった欧米メディアの記事掲載が実現。特にThe Economistについてはフィリピン現地での取材をアレンジし、東南アジアで米中より日本が信頼される理由を記す記事に繋がった。さらに、皇室ご訪問の機会を捉えた取材勧奨と記事化、記念シンポジウムにおける理事長メッセージの掲載（ベトナム、6紙）、事務所長による現地有力ニュース番組への出演（フィリピン）なども実現した。その他、広報誌（和文3.5万部、英文1万部発行）での特集記事、内閣府の英語媒体（Highlighting Japan）での特集と首脳会談での配布など、自社や他組織の媒体での広告も実施した。
- ◎ **漫画や動画を活用した若年層向け広報を推進【⑤】**：将来の社会を背負う若年層の関心強化を目的とし、同層の関心を惹きやすい媒体を活用した広報を推進した。具体的には、漫画を用いて開

発課題や、具体的な機構の事業の成果・意義をわかりやすく発信した。漫画は計10,000冊を全国に配布し、さらに追加の要望があり増刷中。小学校等で配架され、多くの小学生に読まれている。また、漫画を活用したセミナーを実施し、若年層を中心に約70名の参加を得た。また、身近なチョコレートについて、開発途上国農家の貧困、児童労働、森林破壊といったカカオ産業の課題、その解決を目指す日本のチョコレート業界や機構の取組等を紹介する動画を作成し3週間で約4,000回の視聴がなされた他、「世界をもっとよく知りたい」と題し、食料、観光、デジタル・トランスフォーメーション（DX）をテーマにした動画を製作し、いずれも20万回前後の視聴を得た。さらに著名人と連携し、インフラ整備、平和構築、気候変動をテーマにしたトークイベントを実施し、45人の参加を得た。

- ◎ **グローバルフェスタJAPANにて若年層にアピール【⑤】**：学校への開催告知を含む広報により、毎年10月頃開催のグローバルフェスタJAPANに新型コロナウイルスの影響後最大となる4万人超が参加（昨年比1.7倍）。若年層にとっても身近な食べ物や衣装を通じて、世界や開発途上国の課題を知ってもらい、国際協力について考えてもらえるような、著名人によるステージや各種展示など用意。民族衣装着用体験と写真撮影コーナーには、若年層や子ども連れを中心に2日間で約1,000人が訪問。民族衣装の国がどこにあるかを示した世界地図を掲示して楽しみながら学べるよう工夫するとともに、SNSで衣装を着用した写真を各参加者に拡散してもらうことで、若年層に対し効果的な広報を実施した。また、グローバルフェスタで初の試みとしてJICA中高生エッセイコンテストの受賞者（中高生2名）に登壇してもらい、中高生の目線から国際協力を語ってもらうことで、国際協力の意義や中高生の頃から海外に関心を持ち活動に参加することの重要性を訴求。会場（メインステージ）にて約150名、オンライン配信で70名が参加した。機構のブースには、国際協力や国際協力という仕事に関心を寄せる高校生や大学生が多く訪れ、職員等が直接対話することで更に関心を深めてもらうことができた。
- ◎ **開発協力大綱の改定に係る発信【①】**：6月の開発協力大綱の改定を踏まえ、その重要な理念やポイントについて、理事長を筆頭に発信を強化した。具体的には、大綱改定により「人間の安全保障」がすべてに通底する指導理念になった点や、今後の国際協力の在り方として「共創と革新」を推進する点など、新大綱が重視するポイントについて、日本経済新聞及び日経ビジネス誌での理事長と財界人との対談記事、その他国内有力紙・誌への各種寄稿、自社媒体で開発協力大綱の改定に関する有識者懇談会で座長を務めた国際政治学者の中西寛氏（京都大学大学院法学研究科教授）との対談などをとおして、広く周知を図った。
- ◎ **ウェブサイトのリニューアルにより多くの人が閲覧【③】**：一般国民に機構の事業の意義や必要性をわかりやすく説明するために、ウェブサイトを全面的に改修した。初めて同サイトを訪問した人にも関心を持ってもらえるよう視覚的にわかりやすく工夫するとともに、プロジェクト情報の一本化など、必要な情報へのアクセスを改善した。また、職員個人名によるブログを新たに立ち上げ、国際協力に関する多様な情報や視点をわかりやすく提供。半年間で20本を掲出、毎月コンスタントに3,000～4,000程度の閲覧数を獲得している。
- ◎ **G7広島サミット等外交機会を活用した質の高いインフラに関する協力の発信【①③】**：G7広島サミットの機会などを捉え、各国のメディアにて日本の質の高いインフラを工夫して発信。例えば、モザンビークでは、事務所員自らが撮影した各国によるインフラ開発支援の現場の様子を本邦メディアに提供し、複数の番組で中国の進出による競合下での質の高いインフラ開発支援の意義を訴求。フィリピンでは事務所長が現地有力ニュース番組に出演し、質の高いインフラ開発支援が与える二国間関係の強化への貢献を広く発信した。また、ルワンダでは協力準備調査で作成したビデオを現地TV局に提供することで、ニュース番組で無償資金協力で導入予定の交通管理シ

システムについてわかりやすく解説し、機構による協力の効果を発信した。

- ◎ **大エジプト博物館事業の発信を多く人が視聴【③】**：大エジプト博物館及び機構主催の大エジプト博物館広報のイベントについて、開館に向けてのシンポジウム（東京、大阪）への取材勧奨を行い、共同通信（全国地方誌に転載）他に掲載された。また、本事業そのものの認知獲得のため自社媒体での記事及び動画を制作。記事は6万PV、動画視聴は12万回を超える視聴を獲得した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

開発協力の意義や必要性についてはターゲット層によって様々な意見があることを認識し、各層の問題意識に合わせて論点や自分事化しやすい事例を提示し、理解を求めていく必要がある。発信媒体については、嗜好や傾向、技術革新の変化の速さも踏まえ、不断かつ柔軟に見直しを図る。また、メディアについては、対話を通じて社会の問題意識や関心を把握し、これに沿った情報を適時適切に提供することで、リーチの拡大を図るとともに、引き続き海外メディアとの連携を強化し、機構及び機構が実施する開発協力に対する国際社会の理解や信頼の向上を図る。

No.9 イ 事業評価

(1) 業務実績

- ◎ **ブラジルで初の犯罪抑止効果に係る科学的検証の実施及び現地への共有【③④】**：ブラジル「交番システムに基づく地域警察活動普及プロジェクト」（技術協力プロジェクト）に関するインパクト評価調査結果をとりまとめた。機構による長年の協力成果を地域警察活動導入地域では、非地域と比較して、11種類の犯罪のうち9種類の犯罪の認知件数が統計的に有意に減少したことが確認でき（車両強盗：9.2%減、強盗（車両強盗除く）：8.5%減等）、ブラジルにおける地域警察活動の犯罪抑止効果に関する、初めての本格的な科学的検証となった。評価結果については、全国の人口約30%を占めるサンパウロ、ミナスジェイラス、エスピリットサント3州の警察及びサンパウロ市関係者に対し同調査のフィードバックセミナーを開催した。出席者からは、「今回の分析を通じて、地域警察活動の効果を定量的に立証できたことは画期的」、「住民が日常的に困っている強盗・窃盗抑止効果が立証できたことは素晴らしい」、「交番によって地域警察活動が広がりを持ち、警察官一人一人がこの哲学を理解して、仕事への取り組み方が変わった」といった行動変容を含めた成果への高い評価を得た。
- ◎ **小規模農家向け市場志向型農業振興（Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion Project：SHEP）アプローチの有効性を科学的に検証し共有【②③】**：マラウイ「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）のモニタリング・評価で、世界銀行が開発した比較的簡易な家計調査手法（SWIFT（Survey of Well-being via Instant and Frequent Tracking））を試行的活用し事業効果を検証した。一般的な家計調査では、多くの項目についてインタビュー等大規模な調査を踏まえて行う場合が多いが、同調査手法は、従来の家計調査と比べ、タブレットやスマートフォン等を利用した安価、迅速、高頻度かつ容易にデータの取得が可能なものである。本検証は、機構が幅広い地域で展開する市場志向型農業振興（以下「SHEP」という。）アプローチの有効性を、世帯支出額の増額と行動変容の観点から、マラウイ全国24県中18県のプロジェクト参加農家と非参加農家合わせて1,657世帯を対象に行った。その結果、SHEP参加農家の世帯支出額は非参加農家よりも高い傾向にあることが確認された。また、参加農家が「作ってから売り先をさがす」から「売れるものを作る」ための行動変容が確認された。本検証の結果は、2023年7月のプロジェクト現地関係者向けのセミナー（現地関係者約100名参加）及び2024年3月に世銀と共同開催したセミナー（世銀関係者約40名参加）で機構から発信した。現地セミナーではマラウイ農業省関係者から「SHEPアプローチの有効性を踏まえ国内で実施している他事業でもSHEPアプローチを導入している。SWIFTを活用した調査結果からもSHEPアプローチの有効性を再確認した。」、という発言を得た。また、世銀とのセミナーでは、世銀関係者からSHEPアプローチとと

もにSWIFTを活用した調査手法及びその結果に強い関心が寄せられた。

- JGA及びクラスター事業戦略におけるモニタリング・評価の枠組み検討について、2022年度にとりまとめた紛争影響国・地域の事業評価の視点について国際開発学会で共有した。また、外資金の動員が必要とされる中で、事業間連携と持続性の相乗効果に関する質的比較分析を用いた考察及び、マラウイでの「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）におけるSWIFTを用いた評価調査結果を日本評価学会において発表し、それぞれ機構の取組を共有、周知した。
- 協力計画額2億円以上の事業を対象に102件の事後評価（外部事後評価調査49件（技術協力12件、円借款17件、海外投融資2件、無償資金協力18件）、内部事後評価調査53件（技術協力45件、無償資金協力8件））を実施（うち旧基準適用による評価は、内部事後評価のみ11件）。2022年度評価結果を事業評価年次報告書として2023年4月に機構ウェブサイトに掲載し、2023年度の評価結果についても同様に公開する予定。
- 開発途上国政府の事業評価能力の向上を図り、事業改善、効果向上に寄与すべく、課題別研修「質の高い事業評価のデザイン、実施及び制度構築のための能力強化」を実施した。また、2022年に引き続きマレーシア政府による援助実施機関設立に向けて、マレーシア政府職員11人に対し評価体制等に関する研修を実施した。
- 事業評価外部有識者委員会を開催し、学識経験者、民間団体、NGO、マスコミ、国際機関経験者等から、2023年度の事業評価結果、クラスター及びクラスター下の個別事業に係る評価の在り方について助言を得、検討を開始した。
- クラスター及びクラスター下の個別事業の新たな評価手法について機構内関連部署と協同しつつ検証を開始した。
- 協力金額2億円以上の事業241件の案件形成時の事前評価表の策定について事業部門への支援を実施。また、事前評価表作成に資するナレッジ教訓、指標レファレンスの策定、更新を実施した。
- 2022年度に評価調査結果を確定した案件から得られた知見について、国内外の機構職員等に対してフィードバックセミナーを開催した。動画でも機構内に周知した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

SDGsへの認知度が高まる中で、機構の事業評価についてもSDGsへの貢献のため改訂されたDAC新評価基準に基づく検討を進め、その骨子となる「Human Well Being」の視点を外部事後評価レファレンスに導入し、機構ウェブサイトを通じて公表した。また、2021年度に着手した事後評価案件から新評価基準の適用を進めており、2023年度は、新評価基準による事後評価を継続するとともに、新旧評価基準での評価推移を検証した。

No.9 ウ 開発協力人材の育成

(1) 業務実績

- ◎ 若年層の関心を惹起し、副業プロボノ等国際協力の新しい関わり方を提案【③】：昨今の国内外問わない社会課題解決への関心の高まりを鑑み「SDGsを仕事にする」というテーマで国際キャリアフォーラムをオンラインで3回開催、国際協力への参加促進を試みた。3回通して164人の新規の国際協力キャリア総合情報サイト（PARTNER）登録者を獲得した。
- ・ 「多様なかかわり方」編（223人参加）：厚生労働省や経済団体連合会が副業、兼業を促進し、日

本社会として多様な働き方に関心が高まる中、国際協力においても新しい柔軟なかかわり方を提示すべく、副業やプロボノ等、多様な事例を紹介した。国際協力実施団体の人事労務担当者への裨益も意識して、多様な人材を活用して活動している団体担当者の立場からは、人材活用事例、参加条件や求められる能力について、また、プロボノ及び副業で団体活動に関わっている方からは、各々の活動参加の動機ややりがい、本業との両立等について話してもらう企画とした結果、当該回は過去のフォーラムと比較しても20～30代の参加割合が高くなり、満足度も96.9%が「とても満足」「おおむね満足」を選択するなど高評価であった。参加者からは「国際協力がしたいと思いつながら、自分が出来ることについて不安を感じていた。多様な働き方、特にプロボノとしての活動を始めて知り、選択肢が広がった。」といった声もあり国際協力キャリアの幅広い選択肢を見せることができた。

- 「NGOの取組とキャリアパス」編（172人参加）：国内外の社会課題解決に取り組むアクターの一つであるNGOをとりあげ、国際協力・社会課題解決におけるNGOの立ち位置、NGOだからこそできることや活動の魅力や、登壇者のキャリアパスを紹介した。参加者からは「社会人になりたくないと思っていたが今回のおふたりの話を聞けてこのように社会に貢献したいと思えた」「キャリアパスの方法も様々な角度から考えていいと思った」「どのような形から入るにしろ、最終的に国際協力に携わりたいという意志を明確に持てた」といったコメントが寄せられ、関心喚起に一定の効果があつた。
- 「企業の取組とキャリアパス」編（101人参加）：大手企業とベンチャー企業から、海外拠点と国内拠点、一つの組織で継続して働く事例と転職してベンチャーの経営者になるキャリアパスなど、対照的な観点で事例を紹介したことでSDGs達成へのアクションをとりかねている聴衆に対照的なアプローチを示すことが出来、質疑応答も活発であった。セミナー応募時には仕事を通じて「SDGsへの取組」を実践するイメージを持っていない参加者が大半だったが、アンケートの結果、開催後はSDGsへの理解度が高まっていたことがわかり、関心喚起に貢献した。

- ◎ **理系人材へアプローチし関心を惹起【③】**：「カーボン・ニュートラルの実現に向けて活躍するインフラ人材」と題して、理系の強みを活かせる国際協力のキャリアパスとして鉄道分野担当の機構職員とエネルギー分野で活躍する開発コンサルタントの仕事を紹介した。実施後のアンケートでは「理系分野からも貢献できることがわかった」「今後の進路を考える上で非常に大きな足掛かりになった」とのコメントが寄せられ、国際協力における同分野での仕事への理解を促進した。

- ◎ **国際協力業界に関わるアクター同志連携した国際キャリアの魅力の発信や参加者層拡大【②③】**：世界銀行東京事務所及び海外コンサルタント協会（ECFA）との協働、及びNGO（関西NGO協議会他2団体）との協働により、グループキャリア相談を実施した。国際協力に関心がある若年層が自由に複数アクター間を行き来しながら、各アクターの違い、仕事の魅力を理解、比較できる構成とした。協働した機関からは「参加者の意識が高く、やる気のある層にアプローチできた」、「NPOの種類や実態、他団体との違いについて詳細に伝えることができた」といったコメントがあつた。

- **国際協力に特化したキャリア教育教材の作成**

文科省が中学校・高等学校キャリア教育の手引を2023年3月に制定するなどキャリア教育の重要性が高まる中、開発教育で国際協力に関心を持った学生が国際協力を題材に自分を振り返り、さらに一步国際協力に参画することを推し進めるため国際協力出前講座プレゼン資料の草稿を広報部と共に作成。文科省のキャリア教育推進施策や児童発達段階に配慮しつつ、児童の関心を惹き、記憶に残る生き生きとした講座になるよう国際協力経験のある協力隊員等の講師の経験、体験談をビジュアル的にも見せるよう工夫した。これにより、若年層への開発協力への意識を高めると

ともに、自律的にグローバルな視野を持ったキャリアを考えることのできる人材育成の基盤づくりに資することができた。来年度以降、主に教育現場で活用し、実践後のフィードバックを受ける予定。

- 能力強化研修「円借款の建設工事の安全管理-JICA安全標準仕様書（JSSS）の習得を通じて-」が土木学会の継続教育（Continuing Professional Development 通称：CPD）プログラムの認定を受けた。（研修修了者22名、オンライン聴講者38名）これにより、海外インフラ事業関係者の安全管理意識の啓発に広く貢献する礎ができた。
- 国際開発学会ラウンドテーブル「ーSDGsを追い風とした国際協力人材の確保とキャリア形成ー」に登壇者として参加、国際協力人材の確保とキャリア形成に関する機構の取組について発表することにより、アカデミア、業界団体との国際協力人材の育成・確保に向けた議論が活性化された。（2023年11月12日）
- コロナ禍に中断していた海外拠点におけるJICAインターンシップ・プログラムを再開（募集：10事務所12名（ポスト）、受入確定：7事務所14名（ポスト））。これにより、国際協力の現場に近い海外における当業界での就業体験機会を提供することができるようになった。また、本部・国内拠点のインターンへの関心も高く、全体で過去最大の応募数（737名）となり、国内外での受入も昨年度より30%増加した（合計155名）。
- 以下を実施することにより、若年層における開発協力人材の裾野拡大に貢献した。
 - ・ タイ留学中の日本人学生に対する機構の紹介を含むキャリアセミナーを実施（タイ事務所・人事企画課と合同。15名参加）。
 - ・ 帰国隊員向けセミナー「国際協力を支えるJICAの仕事」実施（青年海外協力隊事務局との協同）（20名参加）
 - ・ 大学と国内拠点と協力して大学生向けにキャリアセミナー等への登壇（中京大学、大学コンソーシアム大阪）
- PARTNERシステムに関し、個々人の志向にあった情報へのアクセス向上や登録人材への適時の情報提供実現のために、次期PARTNERの2024年度の本格稼働に向けて開発・テストを実施した。
- 事業評価の質の向上及び適正な予算執行管理の推進により事業費・事業期間の適切な設定を含む、技術協力の事業計画・進捗管理方法の改善を図った。

(2) 事業上の課題及び対応方針

開発協力人材の不足という課題に対し、人材の裾野拡大と、人材が不足する分野での即戦力人材及び専門人材の養成が必要である。人材の裾野拡大については、時にハードルが高いと思われるが国際協力業界ではあるが個々人に適した形で参加することができる点を2024年度に本格稼働の次期PARTNERを活用して発信していく。人材が不足する分野における人材の養成については、グローバル・アジェンダ等戦略に基づいて実施する機構の事業に携わる人材の戦略的な育成計画の策定を通し、既存の能力強化研修や開発協力人材育成事業、ジュニア専門員制度等を通じて機構事業の中核を担う専門人材を引き続き養成していく。

(3) 業務実績

◎ 人間の安全保障の重要性を発信【②③】：

- 2023年10月、研究プロジェクト「東アジア人間の安全保障とエンパワメントの実践」研究の成果書籍として、「Human Security and Empowerment in Asia: Beyond the Pandemic」をRoutledge社より発刊した。書籍の発刊記念イベントを日本の大学・学会やフィリピンの大学で実施した。これらを通じて、人間の安全保障の概念と実践の理解を促進し、国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所のプレゼンス向上に貢献した。
- 2024年3月、同研究所フラグシップレポート「今日の人間の安全保障」の第2号を発刊した。「複合危機下の政治社会と人間の安全保障」を特集テーマとし、経済インフレと債務危機、栄養問題、紛争中の自然災害、グローバル・ガバナンスの課題等、連鎖的で複合的な脅威に関する論考やエッセイ、対談記事を収録。また、テーマ外論考として、アフリカにおける人間の安全保障、ジェンダーに基づく暴力について論じた。
- 国際連合開発計画（United Nations Development Programme：UNDP）との共催セミナーにおいて、人間の安全保障の今日的意義を発信した。

◎ 国際社会における知的プレゼンスを向上【①】：

- G7各国等の主要シンクタンクから構成される「Think 7 (f) Japanサミット」（2023年4月開催）に国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所長とシニア・リサーチ・アドバイザーが登壇。研究所長は、タスクフォース4セッション「Peace, Security, and Global Governance」でパネリストを務め、人間開発に対する伝統的・非伝統的な安全保障上の脅威について議論した。T7 Japan諮問委員会の委員を務めたシニア・リサーチ・アドバイザーはパネルディスカッション「A Matter of Peace: Security in a World of Polycrises and Interconnections」に参加し、人間の安全保障と国家の安全保障の関係性について議論した。
- 2023年7月に国連本部にて開催された「持続可能な開発のための国連ハイレベル政治フォーラム（High-Level Political Forum on Sustainable Development: HLPF）2023」の公式サイドイベントを日本政府国連代表部等と共催し、研究所長が登壇。研究所長は、人道・開発・平和の連携における教育の継続性確保の重要性や、人間の安全保障の考え方に即して社会的に脆弱な立場に置かれた人々の主体性を尊重した政策立案や研究が進められるべきとのメッセージを発信した。各国の政府関係者、国際機関、NGOや若者世代の代表者が登壇し、日本国内でも報道された。
- 国連代表部の主催で国連安保理及び国連平和構築委員会向け非公式ブリーフィングをニューヨークにて実施した。書籍Adaptive Peacebuilding：A New Approach to Sustaining Peace in the 21st Centuryを発表し、紛争を取り巻く状況、現地の文脈を良く踏まえた平和構築支援及び地元の主体的な平和構築の重要性を訴えた。
- Global Development Network年次会合において、生物多様性をテーマとする企画セッションを開催。
- 研究所長は、国際開発学会や経済同友会等での研究成果の発表等のほか、ソウルODA国際会議、AMIC（Asian Media Information and Communication Centre）等の国際会議にも積極的に登壇し、国際社会における知的プレゼンス向上に務めた。

◎ 質の高いインフラ投資への取組を発信【①⑤】：国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所ナレッジフォーラム「日本は途上国の質の高いインフラ投資にどのように貢献できるのかーODAによる都市交通支援の事例からー」を開催し、日本政府が推進し、2019年のG20大阪サミットで承認されたインフラ投資の6原則にも沿って、機構が重視する質の高いインフラ投資についての取組を外部に広く発信し396名の参加を得た。具体的な取組として、インドのデリーメトロの支援を通じ、同都市のメトロ利用が、東京メトロと同規模の利用者数に上り、工事現場の安全対策や女性のエンパワメントにもつながっていること、またバングラデシュの地下鉄整備に伴う公共交通中心の都

市開発（Transit Oriented Development: TOD）と呼ばれる沿線開発への支援を通じたインフラ整備の価値向上や、インフラの開発効果の厳密な評価についての同研究所の取組も紹介した。合わせて、近年の動きとして注目される中国の交通分野への取組とも比較を行った。

◎ 外国人材や多文化共生をテーマとした研究【⑤】：

- 研究プロジェクト「海外労働希望者の国際移動経路と経路選択メカニズムに関する研究」の一環として、米国の国際学術会議でシンポジウムを開催し、インドネシアの政府、送出機関、訓練所、国際労働移動希望者を対象として実施した研究の成果を発表した。また国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所ナレッジフォーラム「日本が選ばれる国になるためにーインドネシアにおける国際労働移動メカニズムからひも解くー」を開催し、313名の参加を得た。「日本への国際移動労働」に対する幅広い理解を得る機会とするとともに、労働者の送出国において「安全で魅力的な移動ルート」づくりに何が必要かを議論した。専門的、現場的視点から多角的に分析を行ったことや、日本国内で注目度の高い話題に対し時機を捉えた発信をしたことが参加者より高く評価された。
- 日本で増えつつある多様な外国ルーツの人々の背景や共生についての市民社会の理解を高めるため、国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所・JICA 横浜 海外移住資料館共催「2023年度 移住史・多文化理解講座～社会のつながりの力～」全7回（2024年1～3月）を開催し、約570人が参加した。多様なルーツを持つ人々がさまざまな社会のつながりを築いてきた事例を歴史的に見ていくなかで、過去の移住事業からの変遷過程で展開されてきた機構の事業による日系人とのつながりや、機構の事業の経験からみえてくる難民と受入地域の関係もテーマに取り上げた。多様な文化や共生の意義につき理解を深める機会となったことが参加者から評価され、継続的な開催を期待する声が数多く聞かれた。

◎ 日本の開発経験や知見を国内外に共有【⑤】：

- 日本の開発経験を共有するJICA開発大学院連携やJICAチェアを積極的に実施した。開大連携における各大学プログラムでは、国際大学、政策研究大学院大学（GRIPS）、東京大学等、13大学14研究科における科目・講義を実施した。各大学における日本の開発経験・開発協力に関する多様なテーマの講義を通じ、受講した学生の日本の開発経験や開発協力に係る知識が深められた。
- 研究プロジェクト「日本の産業開発と開発協力の経験に関する研究：翻訳的適応プロセスの分析」の成果を英文学術書籍として発刊し、イギリスの主要研究機関や大学（ODI、IDS、SOAS、CGD Europe）の専門家と意見交換を行う等、海外に広く発信した。
- 研究プロジェクト「サブサハラアフリカにおける米生産拡大の実証分析フェーズ2」の成果をコートジボワールで開催された第9回アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）総会で発表した。アフリカ30か国及び支援機関等の参加者計160名に対し、農民研修などを通じた改良稲作技術の導入がコメ生産拡大の鍵となることを研究成果に基づき発信した。
- 国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所のシニア・リサーチ・アドバイザーらが執筆した記事が教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）のウェブサイトに掲載され、GPEに関わる機構のプロジェクトや過去70年にわたる日本の国際教育協力を包括的にまとめた書籍『Japan's International Cooperation in Education: History and Prospects』を紹介した。
- シニア・リサーチ・アドバイザーらが日本比較教育学会第59回大会にて、留学インパクトに関する研究プロジェクトの概要と4か国の事例を報告し、大学教員の留学が高等教育の発展に果たす役割や意義、今後の課題について議論した。会場とオンラインで200人を超える研究者が参加し、東南アジアの学術界における日本のプレゼンスの高さや、留学を通じて学術協力を一層強化する方法についての議論がなされた。

○ 国際協力機構 緒方研究所が数次にわたってノーベル賞経済学者のジョセフ・スティグリッツ教授

をはじめとしたコロンビア大学政策対話イニシアティブと行っている共同研究について、最新のテーマであるグローバルな雇用問題について、スティグリッツ教授他メンバーを招いて、ナレッジフォーラム「変わりゆく世界経済の中での雇用の未来」を開催し（2024年3月）、約320人が参加した。製造業中心の雇用創出モデルの限界や、AIなどの技術革新が雇用に与える影響など、様々な問題について紹介と議論が行われた。

- 自由で開かれたインド太平洋（FOIP）をめぐる研究として、セルビア、ウズベキスタン、ラオス、フィリピン、スリランカの事例を含むメディア、ODA、対中認識に関する論文12本を学術ジャーナルから発刊。それらの成果を発信するため、2024年2月にシンガポール大学とセミナーを共催した。また、3月に東京で国際シンポジウムを開催し、200名弱の参加者を得た。その他、国際開発学会のラウンドテーブル「大国間競争の時代における「普遍的価値」促進支援の在り方を問う」に国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所の研究員、客員研究員等が登壇し、活発な議論を促した。
- 2023年8月、アフリカにおける暴力的過激主義への対応に関するセミナーをUNDPと共催し、国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所の所長及び研究員が登壇。同研究所の研究プロジェクトの概要と構想を紹介し、暴力的過激主義の効果的予防には、現地の文脈の理解と包摂的な開発の実現が重要とのメッセージを発信した。
- COVID19研究の成果を国際学会、国内学会他、保健システム研究に関する国際シンポジウム、ジャーナルで発表した。また、国際連合児童基金（United Nations Children's Fund : UNICEF）東京主催のG7開催記念イベントにおいて感染症危機対応医薬品等の公平なアクセス・デリバリーを可能にするニーズの特定について発表した。
- ポストSDGs勉強会・研究会を計3回実施し、2030年以降の国際開発目標に適用する指標をどのように選択すべきかという提言内容について検討・議論した。
- 研究成果を多様な媒体で発信：
 - ・ナレッジフォーラム4件、書籍発刊セミナー、他機関（UNDP、アフリカ連合開発庁等）との連携セミナー等のイベントを38件開催、参加者数は延べ6,000人強。
 - ・書籍紹介等の動画コンテンツを33件発信、視聴回数は延べ7,266回。
 - ・リサーチ・ペーパー1本、ディスカッション・ペーパー13本、学術書籍5冊、報告書3本、開発協力文献レビュー3本、ナレッジレポート4本、ポリシー・ノート1本、一般書籍6冊（うちプロジェクト・ヒストリーの日本語3冊、英語2冊）を発刊。

(2) 事業上の課題及び対応方針

国際社会が複合危機に直面する中、様々な脅威から人の安全を確保しようとする人間の安全保障の重要性が増している。その観点から、アフリカにおける人間の安全保障など新規研究プロジェクトの立上げ、人間の安全保障レポート第2号発刊及び関連イベントの開催等を通じて、人間の安全保障の概念の普及と主流化を引き続き推進する。

また、国際社会におけるプレゼンスの強化、エビデンスベースの事業推進、開発協力のイノベーション推進に貢献するため、2030年以降を見据えたポストSDGsに関する研究、機構の代表的な事業のインパクト可視化のための研究、DXなど新しい開発アプローチに関する研究等に取り組む。

これらの成果を多様な媒体で積極的に発信するとともに、機構や開発協力機関の事業にフィードバックする。

No.9 オ 緊急援助

(1) 業務実績

- ◎ **能登半島地震からの復旧への貢献【①②③】**：2024年1月1日に発生した能登半島地震に対し、断水が続くなかでも医療サービスを継続できるよう、国際緊急援助隊の活動資機材である水循環型シャワーシステムを4基供出し、主に医療機関において活用された。被災地では多くの救助活動、医療支援が行われたが、これまで国際緊急援助隊で活躍した人材が多く現場で活躍した。また、国際緊急援助隊で開発、適用されてきた診療情報マネジメント手法の日本版システム（J-Speed）も広く適用された。
- ◎ **緊急援助における国際場裏における貢献【①②③④】**：緊急援助分野では、国際標準化や国際協調が深化し、一報で国際チーム間の競争が激化している。こういった中、国際協調の分野で一定のプレゼンスを発揮するとともに、国際認証制度や活動のスタンダードを運用、リードする国際場裏への積極的な参画が有効である。機構は国際緊急援助隊を通じ、救助チームに関する国連専門機関である国際搜索救助諮問グループ（INSARAG）、医療チームを所管する世界保健機関緊急医療支援事務局（WHO-EMT）などにおいて、作業部会委員や、国際認証における評価員を務めるなどして、国際場裏における一定の役割を担うとともに、プレゼンスを確保している。
- ◎ **緊急援助隊医療チームが世界保健機関（World Health Organization：WHO）による緊急医療チームの認証を再取得【②④】**：日本の国際緊急援助隊は、上記の国際認証における国際基準をクリアすべく、活動要領や行動指針、指揮運用、資機材などの在り方を不断に見直し、日々人材育成と訓練を繰り返している。昨年は救助チームが2回目の再認証を遂げたが、2023年度は医療チームが再認証プロセスを受け、資格を更新した。医療チームは入院・手術機能を具備する医療システム展開能力（タイプ2）が求められているが、2021年6月の新国際認証基準に見合うサービス提供能力を確保すべく、運用指針・マニュアルへの反映、資機材整備、研修・訓練などを繰り返した。再認証プロセスでは、評価員による現場査閲（Reclassification Visit）が求められるが、国際緊急援助隊は他国医療チームと協力し、トルコ地震において実展開していた活動サイトの訪問をもって査閲に替えるようWHO側に働きかけを行い、これを実現した。一連の再認証プロセスにおいて、わが国の国際緊急援助隊は、現地医療機関との連携、患者からの評価、機能的な指揮運用、国際場裏への貢献などが高く評価された。
- ◎ **トルコ南東部で発生した地震での経験を基に体制・マニュアルを改善【③】**：2023年2月にトルコ南東部で発生した地震に対し、国際緊急援助隊救助チーム・医療チームを過去最大規模で派遣した事例について、当機構国際緊急援助事務局内、救助チーム・医療チームの各チーム内、担当者間等の各レベルにおいて振り返りを実施し、事務局体制及びチームの体制整備双方の改善項目を抽出し、マニュアルや資機材整備、体制見直しなどに反映中。一例として、チームの派遣に際し大量の資材を緊急調達する必要があるが、緊急援助実施時の事務負担を軽減するとともに確実に入手するために、スタンドバイ契約の締結を準備中。医療チームは、導入後時間を経過し更新を計画していたMedical Operation System（MOS：電子カルテ・診療実績等管理システム）により初のタイプ2診療を行ったことを踏まえ、次期MOS開発に必要な要件を取りまとめるために課題検討会を設置した。また、医療チームは、各70名規模の隊員が1次隊と2次隊の入れ替え時に引継を行った経験を踏まえて、これを帰国後に実施した展開訓練でも再現した。3次隊まで計181名を派遣したが、既存の登録隊員のうち、特に登録者が少ない医療関係技師職などを対象に、登録促進策を立案。先行事例として、災害医学会学術総会にて登録促進のための登壇と出展を行った。また、チーム編成についても初のタイプ2派遣を踏まえて、見直しを実施中。
- リビアで発生した洪水において、WHOからの要請に基づき、EMTCC（Emergency Medical Team Coordination Cell）が行う各国医療チームの診療実績統計取りまとめを遠隔で支援。また、パレスチ

ナに関連して、エジプト・カイロに設置されたEMTCCに対しても、同様の支援を行った。

- 物資供与実績 4 件。アフガニスタンや機構の事務所が存在せず東西に二つの政府が並立するリビアなど、調整が難しい国に対しても、物資輸送までを着実に実施した。
- INSARAGの2025年度AP会議議長に就任することが決定した。2024年1月からの参画を通じてUN-INSARAGコミュニティに貢献する。
- 国際緊急援助隊救助チームとして 2022 年度に受検した国際搜索救助諮問グループ（INSARAG: International Search and Rescue Advisory Group）のヘビー級再認証取得の過程で明らかになった課題や評価員からの指摘項目を踏まえ、海外チームとの技術的な情報交換・交流や資機材の新規導入検討・更新、各種マニュアル類の改訂、実践的かつ効果的な研修・訓練プログラム等を通じた要員の能力維持・向上、そして実施体制の強化を進め、より一層の救助チームの基盤の強化を図った。
- トルコ派遣で得られた教訓を活かし、23 年度救助チーム総合訓練では、指揮本部と救助隊との連携促進を主眼にした訓練を実施した。
- 搜索・救助については、各種国際会議への出席し最新の国際動向を把握するとともに、各国チーム間におけるトルコ地震 After Action Review にも参加。また、従来参加してきたワーキンググループにも引き続き登録者をメンバーとして派遣した。
- また、WHO 緊急医療チーム（EMT: Emergency Medical Team、以下「EMT」という。）イニシアティブの作業部会等へ参画し、EMT という国際連携の枠組みの強化に貢献するとともに、医療チームのリソースの積極的な活用や技術協力プロジェクト等を通じて、アジア太平洋地域各国とのネットワークの強化と情報発信に取り組む。
- 感染症対策チームは、登録者が同基本計画に定める 250 名を超えたことから、研修体系について検討。導入研修受講済の既登録者に向け情報発信・研修の場としてブラッシュアップ研修（仮称）を実施することとし、24 年度の実施に向けて準備中。

(2) 事業上の課題及び対応方針

救助チーム、医療チームともに、トルコ地震を踏まえて行った各レベルでの振り返り事項を引き続き着実に実施することにより、国際基準に遵守したチームの体制整備を行っていく。

No.9 カ 事業の戦略性強化や制度改善

(1) 業務実績

- ◎ **開発協力大綱の理念実現に向けた活動を推進【①】**：新大綱であらためて強調された「共創」と「連帯」の理念を各事業の実施方針に反映させ、特に日本国内に複数の拠点を構える機構ならではの「環流」の取組として、開発途上国での協力の成果を国内の事業に活用する活動を加速させた。また、我が国の強みを活かし、相手国へ魅力的な形で提案する新たなオファー型協力や、開発のための新たな資金動員について、具体的な案件形成や新たな制度改善のための検討を開始した。開発協力大綱において我が国のあらゆる開発協力に通底する指導理念に位置付けられた「人間の安全保障」について、機構は JICA グローバル・アジェンダやサステナビリティ方針の公表を通じて SDGs の達成に向けた取組を進めるとともに、国内外への発信を行った。
- ◎ **戦略的案件形成と民間資金動員を促進【①②③】**：有償資金協力について、複合的危機を見据え

た開発ニーズに引き続き対応するとともに、「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 4 年 6 月追補版）」等の政府方針に資する事業の形成・実施を戦略的に進め、補正予算を含め事業規模約 2.2 兆円（過去最大規模）となる案件を推進している。その他特筆すべき事項として、9 月の国連総会サイドイベントにおいて、岸田首相より円借款の新手法として「成果連動型借款」、「公衆衛生危機スタンドバイ借款」の設置を公表し、将来の健康危機への予防・備え・対応（PPR）強化とユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に向けた取組強化を発信。また海外投融資に関しては、G7 広島サミットのサイドイベントにおいて、「気候変動対策推進ファシリティ」（15 億米ドル上限）、「食料安全保障対応ファシリティ」（10 億米ドル上限）、「金融包摂促進ファシリティ」（15 億米ドル上限）の創設を公表し、国際開発金融機関、二国間開発金融機関、G7 の民間銀行などのパートナー金融機関と連携し、民間企業への直接融資や金融機関を通じて当該分野への民間資金動員を促進することで、開発途上国の地球規模課題の解決に貢献していくことを表明した。

- 国・地域ごとの課題に基づき、中期的な協力の方向性を分析する JICA 国別分析ペーパー（JCAP）について、9 か国を対象に改定。また、各国の協力プログラム及び事業計画を定める事業計画作業用ペーパー（WP）について、136 か国を対象に策定・改定を行った。2023 年度の改定により、中期目標期間における JCAP は延べ 23 か国・地域、WP は延べ 273 か国に対して策定するに至った。外務省・機構間の事業展開検討フローに基づき、協力の方向性に係る定期的な協議を外務省と実施し、WP 等の事業計画を各国や各地域の戦略的な事業展開に向けた議論・検討に活用した。
- JICA グローバル・アジェンダ（JGA）に基づく案件形成について、多様なアクターとの共創及び開発インパクトの最大化の方針を掲げ、事業展開計画作業用ペーパー（WP）協議、要望調査などを通じて推進した。加えて、JGA 及びクラスター事業戦略の達成状況について、年次でモニタリングを行い、必要に応じて戦略の軌道修正を行うサイクルを導入している。クラスター事業戦略は新たに 7 件、累計 21 件を策定した。
- JGA 及びクラスター事業戦略を踏まえた事業マネジメントについて、事業評価外部有識者委員会等で協議し、これまでの取組の成果や教訓を踏まえた制度整備を推進した。
- 技術協力について、JGA 及びクラスター事業戦略に基づいた事業マネジメントを推進するとともに、オファー型協力も通じて、資金協力や外部リソースとの連携を含めた効果的な案件形成・実施を促進している。
- 国・地域別及び課題別の方針・戦略等を踏まえた戦略的・計画的な案件形成を促進し、開発途上地域の開発ニーズのみならず、開発協力大綱改定も踏まえた日本の政策的観点からの重要課題、オファー型協力にも対応する事業実施を推進した。特に、中期的な案件形成においては、JICA グローバル・アジェンダを活用し、技術協力等他の機構スキームや外部機関との連携を推進した。また、ウクライナ支援については昨年に続き大規模な補正予算を確保し、調査方法や手続きなどを工夫して迅速なデリバリーを目指して案件形成を進めている。また、新制度として、「民間資金動員型無償」の導入に向けた具体的な案件形成・制度整備を進めるなど、制度改善についても外務省と協議している。
- ナレッジマネジメントネットワーク（KMN）活動について、新たなナレッジの創造・共有に向けて「開発とファイナンス」KMN を新設するとともに、JICA グローバル・アジェンダの戦略強化に向けたエビデンスハブの整備等を通じ、機構内のナレッジの蓄積・共有・発信を推進した。
- 機構のミッションである「共創」と「革新」を体現し、変化する世界情勢を踏まえたインパクト

を創出することを目指し、国際協力における新たなアクターの取り込みや新技術の導入、日本国内課題解決も視野に入れた事業を新たに実施。

- 楽天社の社内新規事業コンペティション（R-Pitch）において、包括連携協定に基づき機構はインプットセッションを9月に実施。参加した楽天社員は機構の開発途上国におけるDX事業のインプットをもとに、AIに基づいた新規事業を企画立案中。楽天社内で採択をされれば社内事業として実施される予定。開発途上国の課題解決を目指した共創と革新の実現に向け有効なアクターの取り込みに繋がった。

（2）事業上の課題及び対応方針

改定された開発協力大綱において強調された「共創」や「環流」の推進に向け、機構の役割を適切かつ十分に果たせるよう、「オファー型協力」や、開発のための民間資金の動員を図ることをはじめ、資金協力・技術協力双方において、共創のために必要な協力が効果的・効率的に行えるよう制度改善を含めた必要な対応を進める。

JICAグローバル・アジェンダに関しては、引き続き、年次モニタリングによる進捗管理とともに、クラスター事業戦略の実装に向けた事業マネジメントの改善や外部リソースとの連携を踏まえた効果的な事業の形成と実施を推進する。

No.9 キ 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進

（1）業務実績

- ◎ **ウクライナ投資プラットフォームに関する業務協力協定の締結【①④】**：2023年6月、機構は、英国政府及びウクライナ政府がロンドンで共催したウクライナ復興会議において、G7及び欧州の開発金融機関並びにEBRDとウクライナ投資プラットフォームに関する業務協力協定を締結し、共同声明を発出した。本プラットフォームは、署名機関が連帯してウクライナ及び周辺国支援のため、主に民間セクター向けの支援における情報交換やファイナンス面での協働を行うものであり、G7広島サミットの首脳声明及びG7財務大臣・中央銀行総裁声明においても、本プラットフォームの設立合意を歓迎する旨、言及されている。
- ◎ **人間の安全保障の発信【①②】**：UNDP人間開発報告書（2021/2022年版）及び人間の安全保障特別報告書（日本語書籍出版）の発刊を記念し、UNDP、外務省と共に公開イベント「不確実な時代における人間の安全保障と人間開発」を開催（2023年4月）。国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所長がパネルディスカッションに登壇し、不確実性の高い複合危機においては人間の安全保障が開発の現場で包括的な視点を与える実践の概念となりうること、また、それを実現するためには異なるアクターとの連帯を通じて強靱性を高めていくことの重要性について発信。約110名が対面参加した。
- ◎ **国連難民高等弁務官事務所（United Nations High Commissioner for Refugees : UNHCR）との連携をハイレベルで促進【①②】**：フランス、コロンビア、ヨルダン、ナイジェリア、ウガンダと共に日本政府が共催者（Co-convenor）となった第2回グローバル難民フォーラム（GRF）（2023年12月、UNHCR主催）において、機構理事長が3つのハイレベル・イベント（機構-UNHCR-UNDP共催の人道・開発・平和（HDP）ネクサス、世銀主催Global Concessional Financing Facility（GCFF）、コロンビア等主催の平和構築と紛争予防）に登壇。これに先駆け、国連難民高等弁務官と機構理事長の面談を実施（2023年10月）した。また、UNHCR・機構双方への職員派遣を通じた人事交流も継続している。ケニアでは、UNHCRとの協力を得て難民支援の検討に係る情報収集を行い、同結果を受けて2023年10月より難民居住区の給配水システムに関する調査を実施中。UNHCRとの協議も踏まえ、今後はケニア内務省難民サービス局への個別専門家派遣を予定しており、具体的事業の連携協力が実現している。

- ◎ **UNDPとの連携をハイレベルで促進【①②】**：機構とUNDPとの間で3件の無償資金協力の贈与契約（対象はアフガニスタンの女性起業家、社会の不安定化リスクを抱えるコートジボワール北部、等）を締結。8月にはアフリカ開発会議（TICAD）30周年イベントが外務省主催で開催され、機構理事長がパネルディスカッション「TICAD30年の歩み」に登壇。ブース出展と併せ、30年間のTICADプロセスにおける機構の協力の成果について発信した。また、国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所とUNDPとの共催セミナー「Options for Stabilization and Prevention in African Regions Affected by Violent Extremism」に同研究所副所長他が登壇し、同研究所の取組を紹介するとともに、人間の安全保障の視点から、難民支援は暴力行為発生後に加えて予防が不可欠であることを強調した。UNDP総裁・機構理事長面談に加え、地域・分野別でのハイレベル協議を実施（9月）したほか、11月には「2024アジア太平洋地域人間開発報告書」のローンチイベント（機構とUNDPとの共催）を開催した。同研究所副所長より、ウェルビーイングの向上を目指す人間の安全保障の観点が、人びとや社会のレジリエンスを高める上で重要であることを発信した。第12回機構-UNDP定期協議（2024年2月）においては、人間の安全保障やデジタル化推進等のテーマで意見交換を実施した。

- ◎ **経済協力開発機構／開発援助委員会（Organisation for Economic Co-operation and Development-Development Assistance Committee：OECD-DAC）統計作業部会での議論を主導【②】**：2022年から議論を重ねたPrivate Sector Instrument（PSI）は3バッチすべて合意し、2023年実績から適用可能となった。重ねた議論はプロジェクトチーム・特別統計作業部会含め21回となった。機構上級審議役が副議長として統計作業部会と上記PSIプロジェクトチーム会合を牽引しており、合意したPSI新規定では、機構の海外投融資のODA計上範囲が広がり、ポートフォリオを拡大する素地を築くことができた。また、気候変動資金に関する計上手法（リオマーカー）の見直し議論に貢献した。特にネット・ゼロに向けたエネルギー移行に関して、アジアでは産業開発・経済発展と両立しつつ、ネット・ゼロを目指す多様な支援策が求められている点を主張し、適切なリオマーカーの付与等が認められた。

- ◎ **赤十字国際委員会（ICRC）と協力覚書を締結【①②③】**：2023年6月、機構理事長とICRC総裁が協力覚書を署名。ウクライナをはじめとする紛争影響国において、緊急支援から復興までの切れ目ない協力を提供することを目指し、ロジスティックス分野で、機構が資機材を調達し周辺国まで輸送した後、ICRCが紛争国内の現地ネットワークを活かして各医療施設等まで迅速に輸送するラストマイル協力を計画・実施することに合意した。

- ◎ **国連ハイレベルウィークにおける発信【①②】**：2023年9月の国連総会ハイレベルウィークに日本政府が各国首脳や国際機関の長などを招き開催したイベント「強靱、公平、持続的な2030年までのUHC実現に向けて～健康危機対応物資（MCM）への公平なアクセスとグローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ（トリプルI）」に機構理事長が登壇した。MCMsへの公平なアクセス実現について、ニーズに基づく協調した対応、迅速かつ規模感のある資金動員、平時からの能力強化の3点の重要性を指摘。資金動員については、機構が供与した6,500億円を上回る新型コロナウイルス感染症対策の緊急円借款を紹介した上で、新たな借款スキームとして公衆衛生危機スタンバイ借款及び成果連動型借款の創設を紹介。また、同イベントで岸田首相により正式な立ち上げが宣言された「トリプルI」についても、設立メンバーとして機構が参画することを表明した。

- ◎ **2025年大阪・関西万博に向けてワークショップを実施【①④】**：2025年大阪・関西万博における機構の開発途上国支援の一環として、大阪にて75か国から展示担当者を招へいし、3期に分け、ワークショップとコンサルテーションを主とする「本邦招へい」を各回8日間実施した。本邦招へい

未参加国11か国にはバーチャルで同様のワークショップを実施。プログラム全体の満足度に対するアンケートへの回答は、5段階評価で最上位の「大変に満足した」の回答が82%を占め、このワークショップが開発途上国の出展計画を進める一助となったことが伺える。

- 2023年10月、ハワイ・ホノルルで開催された日米韓開発・人道支援政策対話に機構理事長特別補佐が出席。同対話は、2023年8月の日米韓首脳会合（於キャンプデービッド）の成果の促進と実現のため、三か国の外務省、開発協力機関及び開発金融機関が開発協力での連携について協議したもの。三か国は、「自由で開かれたインド太平洋」へのコミットメントを再確認し、インド太平洋地域やその他の地域で、農業、起業、保健、女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security (WPS)）を含むジェンダー、電力等の分野での開発協力において既に連携があることを確認し、更に連携を広げていくことで一致。7月に機構はアメリカ合衆国国際開発庁（United States Agency for International Development : USAID）及びKOICAとガーナ保健分野の援助協調に関する協力覚書を締結した。
- 第4回開発銀行サミット（Finance in Commonサミット）：パリ協定及びSDGs達成に向け公的金融機関等が果たすべき役割を議論する国際会議（コロンビア・カルタヘナにて2023年9月開催）であり、同会議にはコロンビア大統領・財務大臣・環境大臣、米州開発銀行総裁、国際農業開発基金（International Fund for Agricultural Development : IFAD）総裁、世銀副総裁等の首脳・機関長が登壇し、延べ1,500名が出席した。機構上級審議役がハイレベルラウンドテーブル「Driving Global Change: The Role of PDBs to Mobilize Private Capital for Sustainable Infrastructure」に登壇し、機構の交通インフラの取組をもとに、インフラ開発に民間資本動員するための開発銀行の貢献を発信した。サイドイベント「Preserving the Amazon: The Green Coalition of Development Banks」には機構ブラジル事務所次長が登壇し、機構のアマゾン保全に向けたデジタル化技術協力を紹介した。
- 国連ハイレベル政治フォーラム（High-Level Political Forum on Sustainable Development : HLPF）：機構 緒方貞子平和開発研究所と日本政府国連代表部等とで公式サイドイベントを共催した。同研究所長及び客員研究員が登壇（2023年7月）し、人道・開発・平和（HDP）ネクサスにおける教育の継続性確保の重要性を発信した。政策立案や研究は、様々なアクターとの協力を通じ、社会的に脆弱な立場に置かれた人々の主体性を尊重し、現場の緊急なニーズを基に作られるべきとの人間の安全保障の考え方に即したメッセージが参加者の支持を得た。各国の政府関係者、国際機関、NGOやユース代表者が登壇、約100名が参加し、NHKや産経新聞等による報道も行われた。
- 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第28回締約国会議（COP28）：2023年12月、機構上級審議役（最高サステナビリティ責任者）が参加し、東南アジアの気候変動対策を始めとした複数のサイドイベント主催/共催/登壇による発信、政府、国際機関、民間企業等との面談を実施した。
- UNICEF-機構年次協議：機構理事及びUNICEF事務局次長との間で開催（11月）し、保健、教育、気候変動、防災での連携について協議した。
- 世銀銀行グループとの連携協議：2023年9月、機構理事長と世界銀行グループ新総裁の初面談が実現し、2014年から両機関で実施している年次協議（Deep Dive）の継続と強化、開発途上国におけるサプライチェーンの強化における連携可能性、ウクライナ復興、世銀改革、開発資金動員の重要性について意見交換した。2024年1月にも機構理事長と世界銀行グループ総裁が面談し、特に民間セクターファイナンス及びグローバルヘルスにおいて両機関で一層緊密に連携していくことを確認したほか、アフリカにおける食料安全保障、ウクライナ復興、ガザ復興における連携について意見交換を実施した。

- フランス開発庁（AFD）との協力覚書の更新：2023年4月、第12回AFD-機構定期協議を開催し、両組織の重点課題及び連携実績に加え、3つの地域（アジア、大洋州、アフリカ）、2つのテーマ（アジアの防災、難民・避難民支援）について意見交換した。また、機構理事及びAFD副総裁間で協力覚書を更新し、気候変動対策や防災、エネルギー移行、持続可能な都市開発、民間セクター支援、脆弱地域支援等の分野での連携を促進することを合意した。
- 韓国輸出入銀行・対外経済協力基金（KEXIM-EDCF）との協力覚書の締結：2023年11月、協力覚書を締結。機構理事長とKEXIM総裁が署名。インド太平洋地域の発展の重要性や連携促進について意見交換を実施した。
- 南南・三角協力関連国際会議：2023年10月、ポルトガル・リスボンで開催された第7回国際三角協力会議のセッションに国際援助協調企画室副室長が登壇。新開発協力大綱で南南・三角協力が一つのアプローチとして明記されていることや、二国間協力の成功事例を水平展開した事例として「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト（J-PRISM）」を紹介した。
- 機構は債務支払猶予イニシアティブ（Debt Service Suspension Initiative：DSSI）に基づく債務支払猶予に全面的に協力し、対象円借款債権の債務支払猶予を行った。
- 2023年3月、高校生を主な読者層としたSDGsの理解、SDGsに沿った機構の事業広報を目的として、山川出版との書籍企画『JICA×SDGs』を刊行。刊行後、教員及び教育関係者を主な対象としたセミナー（9月、12月）を開催した。同セミナーを通じて、本書の広報のみならず、機構のSDGs達成の推進に向けた国内外の優良事例の紹介や、本書を活用した学習指導案を紹介し、教育現場での開発教育及び国際理解教育への共有・発信を行った。

(2) 事業上の課題及び対応方針

コロナ禍による社会経済への負の影響に加え、気候変動、債務問題、ロシアによるウクライナへの侵略に端を発するエネルギー・食料危機、長期化する難民・避難民問題などの複合的リスクが顕在化する中、SDGsやパリ協定の目標を達成するには伝統的ドナー、新興ドナー、人道支援機関を含む国際機関等とのこれまで以上の連携・共創が必要である。加えて、地球規模課題や債務問題などの課題へは、伝統的ドナー諸国のみでなく、新興国の知見やリソースも最大限に引き出しての協力が必要であり、南南三角協力への貢献や新興ドナーとのネットワーク構築が今後一層重要になる。機構全体で国際的なパートナーシップの構築・促進を基幹業務の一つとして、より一層取り組み、連携を促進する。

OECD-DACにおいてはリオマーカー見直しの議論やアンタイド化勧告の見直しに係る議論が急速に進展しており、我が国ODA事業実施方法への影響を注視する必要がある。増大・複雑化する地球規模課題に対応するため、一層柔軟に、かつ効果的な枠組みが実現できるよう日本政府へのインプットに貢献する。

No.9 ク 環境社会配慮

(1) 業務実績

- カテゴリー分類結果に応じた審査・監理：相手国等に対し適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、機構が行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保するため、ガイドラインに則り、全283件に対し、環境社会面に与えると予想される影響の大きさ等に応じてカテゴリー分類（A：8件、B：37件、C：220件、FI：18件）を行い、案件検討から審査、実施の各段階で相手国等による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行った。
- 環境社会配慮助言委員会：主にカテゴリーA案件について、全体会合を8回、個別案件について助言を行うワーキンググループ会合を6回開催し、計6案件に対して環境社会配慮の支援・確認に関する助言

を得た。いずれの助言も適切な環境社会配慮の実施等に反映されており、全ての会合議題の公開、全体会合の逐語議事録の機構ウェブサイト上での公表等、透明性の高い運営を継続した。

- 事業実施段階での監理強化：定期的に海外拠点を通じて、相手国政府の環境社会配慮の実施状況を継続的に確認するとともに、実施機関に対してモニタリング結果に基づく改善対応を求めるなどの環境社会配慮監理を強化した。また、アフリカ諸国を対象とした情報収集・確認調査を通じて、相手国の実施機関が行う実施段階での環境社会配慮及びモニタリング実施状況を確認し、環境社会配慮監理の強化に向けた課題と対策を整理した。
- 研修機会の拡充：機構内外の関係者計730人に対して環境社会配慮に関する説明・研修を行い、環境社会配慮に対する理解を促進した。内訳は以下のとおり。
 - ・ コアスキル研修等による機構内部向け説明：290人（2022年度225人）
 - ・ 課題別研修等による協力相手国実施機関等向け説明：65人（同72人）
 - ・ コンサルタント向け研修：117人（同276人）
 - ・ 大学等教育機関向け研修：225人（同235人）
 - ・ その他研修：33名（同70名）
- 環境社会配慮ガイドライン改正に伴う諸課題への対応：2022年1月の環境社会配慮ガイドライン改正を踏まえ、機構ウェブサイトにおける情報公開、機構内向けの環境社会配慮に係る執務参考資料や環境社会配慮ポータルを整備等を通じた業務効率化の取組を継続して行った。

(2) 事業上の課題及び対応方針

ガイドラインの運用やニーズに応じて、マニュアルや執務参考資料等を作成・改訂しつつ、環境社会配慮及びガイドラインに関する理解促進に向けた機構内外の関係者への説明・研修及びそれらのための資料の充実に今後とも取り組む必要がある。引き続き、ガイドラインを適切に運用し、環境社会配慮助言委員会の関与も得て、環境社会配慮面の審査とモニタリング結果の確認を確実に行う必要がある。

ガイドラインの不断の運用改善のため、世界銀行等の国際金融機関による環境社会配慮ポリシーの運用状況、環境社会配慮に関する各種課題及び対応状況に関する情報を収集する。

No.9 ケ 不正腐敗防止

(1) 業務実績

- 不正腐敗情報相談窓口や外部通報受付窓口等を通じて不正腐敗に関する情報を受け付け、弁護士等外部有識者の参加を得て、適切に調査・対応を実施した。
- 研修、専門家派遣、技術協力プロジェクトを活用して相手国のガバナンス強化を支援した。例えば、ベトナム「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」や課題別研修「汚職対策（刑事司法）」を通じて、汚職防止法制を含む法制度の質・効率の向上や刑事司法関係者による汚職対策を支援した。
- 在外赴任前研修で不正腐敗防止に係る研修を計12回実施し、機構職員の不正腐敗リスクに係る意識及び取組を強化した。また、「中南米カリブ地域ODAローンセミナー」において、当該地域の政府関係機関職員等を対象に、不正腐敗防止や汚職対策に係るセミナーを実施した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

今後とも、不正腐敗の防止に向け、関係者に対する意識啓発、相談窓口の運用による未然防止等、包括的なアプローチにより不断に取り組んでいく。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項

上記評価を踏まえ、引き続き、戦略的な国内外への情報発信を通じて我が国の開発協力に対する国民及び国際社会の理解を促進するとともに、多様な開発課題に対応する開発協力人材の育成・確保、事業の効果向上に向けた事業評価や研究成果の事業への一層の活用促進等、事業実施基盤の強化が図られることを期待する。

特に、若年層などのターゲット層の理解や共感をより深めるために、それぞれの層の特性に応じて発信の内容や媒体、タイミングを不断に見直すとともに、新しい媒体や手法を取り入れるなど積極的かつ効果的な広報を期待する。加えて、海外メディアとの連携をさらに強化し、開発協力に対する国際社会の理解や信頼の向上を図ることを期待する。

加えて、開発協力人材の不足という課題に対し、若年層を含む人材の裾野拡大とともに、人材が不足する分野での即戦力人材及び専門人材の養成が必要である。また、知的基盤の強化に関しては、研究成果の事業へのフィードバックを更に推し進めるとともに、イノベティブで分野横断的な視点とスピード感を持った新規研究の立ち上げを含め、緒方研究所の戦略的な活用を期待する。

緊急援助隊について、トルコ地震での教訓を踏まえるとともに、今後は医療チームタイプ2の派遣増が予想されるところ、物資供与の強化・拡充を含め、その体制強化に努めること。

(2) 対応

広報に関しては、若年層のメディア選好嗜好を踏まえ、SNSに加えて、YouTube等の動画での広報を強化・連携させることで効果を上げた。内容も、ASEAN、気候変動、難民、ビジネスと人権といったテーマを、著名人も起用しながらわかりやすく説明した。また、ビジネス層に対しては、同層がよく視聴するネット媒体にて、ウクライナ情勢とそれに起因する複合的危機、日本への影響をシリーズ連載で発信した。

事業評価に関しては、事業の効果向上に向けて、2022年度評価結果について得られた学び、教訓をフィードバックセミナーを通じ機構内関係者向けに共有した。また、総合的・横断的に行うテーマ別評価結果（例：Human Well-Being、Leave No One Behind等）の結果を外部事後評価レファレンスに反映させた。

開発協力人材の育成に関しては、若年層を含む人材の裾野拡大に関し、SDGsや副業・プロボノといった昨今の人材・団体の潮流・ニーズをとらえた情報を前面に出したセミナーや民間企業やNGOといった他アクターの取組を紹介するセミナーを開催することで、国際協力への多様なかわり方を示すことで若年層の関心を引き寄せPARTNERの新規登録に結び付けた。また、人材が不足する分野での即戦力人材及び専門人材の養成については、新たなコースとして統合水資源管理コースを設置、コンサルタント所属者を中心に13人が参加した。人材不足が顕著な当該分野の理解促進及び人材養成を3年間を目途に実施していく。

研究に関しては、指摘事項を踏まえて、以下の事例のとおり事業へのフィードバック、またイノベティブで分野横断的な新規案件の立上げを推進した。

（事業へのフィードバック）

- モンゴル「生活困窮者のための就労を中心とした自立支援システム強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の計画検討時において、評価手法や近年の就労支援政策に関する既往研究について知見を共有した。本案件の核として計画している伴走型支援を行う就労支援に関連する研究の情報をインプットした。
- 2023年度に作成・公表した「信頼と開発協力」研究会の報告書の提言を踏まえる形で、クラスター事業戦略「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」では、水資源管理に携わる利害関係者間の信頼醸成を働きかけるアプローチを機構が取ることの重要性が明記された。

- 2023年12月に開催された青年海外協力隊事務局主催の勉強会において、研究プロジェクト「国際ボランティアが開発途上国にもたらす変化とグローバル市民社会の形成」の成果に基づき、協力隊員や帰国隊員を対象とする意識調査の計量分析結果を共有した。隊員の個人的要因、活動・派遣要因、配属先での問題、任国における人間関係やサポートなどが、活動目標達成、派遣先の変化、隊員のコンピテンシーや開発途上国に対する認識、さらには帰国10年後のボランティア活動にも影響していることが明らかとなった旨を紹介した。

(イノベーションで分野横断的な新規案件の立上げ)

- 「インフラ事業の社会経済的なインパクトに関する実証研究」の一環として、インド「ムンバイ湾横断道路建設事業」(円借款)の効果を測定する取組を今年度立ち上げた。特定地域をつなぐ大規模橋梁の建設による移動時間の削減効果、及びこれに伴う当該地域の人々や企業の活動に与えるインパクトについて、ODデータ、GPS人流・車両データ、地価データ、衛星データ、業務データ(政府統計)等を用いて分析を行う。特に近年急速に活用が進んでいるGPSデータを用いた分析を行うことで、インパクト評価手法の発展にも貢献することを目指している。
- 草の根技術協力案件として実施中のケニア「準スラム地域における若者失業者の起業を通じた収入創出促進事業」について、同事業を「暴力的過激主義の予防に有効な介入」ととらえて経済的な観点に加えて平和構築・ガバナンスの観点からもインパクト評価を行う研究案件を立上げ中。

緊急援助隊については、各種振り返りによりトルコ地震での教訓を抽出し、具体的なアクションを順次実施することにより、体制強化を行った。

No.10	組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務改善・効率化
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】DXの推進及び業務改善を含めた組織体制の強化は、「業務・組織全般の見直し」でも一部言及があり、今期の取組における重点事項の一つとして整理されているため。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標 値/年	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
【指標10-1】ITリテラシー向上研修・セミナー等の実施	60回	12回	17回	34回	回	回	回

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：4.（1）、中期計画：3.（1）
年度計画 2.（1）組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務改善・効率化 - 戦略的に事業を運営する基盤を強化するため、組織体制の見直しを引き続き行うとともに、運営の状況をレビューする。 - 各部門の役割及び責任範囲を明確化するため、規程類を継続的に見直す。 - 機構内システムの横断的管理強化のため、ポートフォリオ・マネジメント・オフィス（PMO）による支援・統制を強化する。 - 業務・手続きのデジタル化を通じた事業の迅速化・効率化を推進するため、クラウド化を通じて導入したツールやRPA（Robotic Process Automation：PC上のソフトウェア型ロボットを利用した定型業務の自動化）の利用促進を継続する。 - 役職員等のITリテラシー向上のため組織内研修等の施策を実施する。 - 基盤の強化や業務改善・効率化に資する情報システム基盤（コンピュータ運用、情報通信網、本部LAN）と共通システム基盤（共通サーバ、共通データベース）の更改に向けた取組を進める。 - 有償資金協力業務において有償システム環境の更改、有償システム外貨建て借款対応、海外投融資（融資）システム構築と、海外投融資（出資・非勘定系）に係るシステム化調査を通じて、業務運営の効率化を図る。 - 国内拠点を地域における開発協力の結節点として活用し、オンライン対応の効果的な活用も図りつつ、多様な担い手との連携を強化するとともに、施設の利用促進を図る。
定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照） なし

3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠> 評定：S 根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標設定時に想定した以上の政策実現に関する寄与等）を満たしており、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。
--

4.業務実績

No.10-1組織体制・基盤の強化

(1) 業務実績

- ◎ **組織の重要課題に対応して機動的に体制を整備【③】**：ウクライナへの支援やサステナビリティの推進等、組織を挙げて取り組むべき重要な課題に対して機動的かつ一元的に対応できるような組織体制を構築した。主な取組は以下のとおり。
 - ・ 大規模かつ多分野にわたるウクライナへの支援に対し、現地関係機関との協議を密にし、機動的な支援が可能となるよう、ウクライナ事務所を開設した。また、緊急的な無償資金協力案件を一元的に担当し、案件の発掘から実施までを一貫して迅速に推進する体制を構築し、無償資金協力の迅速性を高め、より広範なニーズに機動的に対応することを目的として、資金協力業務部に復旧・復興支援等包括方式を担当する部署を設置した。
 - ・ 組織としてサステナビリティを一体的に推進するため、サステナビリティ推進室を設置し、サステナビリティに関連する業務を担っている既存部門等との業務内容の整理、及びそれを受けた人員体制の強化を行った。また、理事長からの命を受け同室の事務を掌理する部長級の役職として、サステナビリティを担当する特命審議役を設置した。
 - ・ 新型コロナウイルスの流行を機に健康危機対応の重要性が高まり、当該分野に関し日本政府が2022年に策定した「グローバルヘルス戦略」に対応した支援が増大してきていることから、これらを一元的に取り扱う部署を設置した。
 - ・ 機構の法務・コンプライアンス業務における機能強化を図り、知見を集約するため法務・コンプライアンスを担当する特命審議役を設置した。
- ◎ **海外拠点における広域支援体制の構築により知見を集約【③】**：
 - ・ 仏語圏西アフリカ地域では、小規模な拠点多く、拠点の無い国も多い。この状況において効率的・効果的に事業展開、拠点運営を行うため、2023年10月より、コートジボワール及びセネガルの両事務所を中核拠点と位置付け、域内統合や平和と安定など広域的に取り組むべき課題については、所掌国・兼轄国の枠組みを超えて、案件形成や実施支援、関係機関との連携強化・発信などを進める試行体制を開始した。これにより、限られた人員体制下で効率的に事業を推進するだけでなく、拠点運営及び現地職員能力の知見を集約することが可能となった。
 - ・ カリブ地域全体での業務負荷削減を図るため、広域支援体制の構築を検討しており、2023年度はドミニカ共和国事務所からセントルシア事務所、ジャマイカ支所の両拠点に対する総務・調達・経理関連業務のサポートを試行した。両拠点での総務・調達・経理関連業務の遂行にポジティブな効果が徐々に見られ始めており、今後の更なる取組の推進によりカリブ地域拠点での業務負担の削減が期待されるとともに、総務・調達・経理関連業務を更に円滑かつ迅速に遂行していく体制が強化されることで、各種事業により注力することが可能となる。
 - ・ パナマ事務所に円借款経験人材を集約した上でパナマ以外の事務所所在国（グアテマラ、エルサルバドル、ニカラグア）の円借款案件監理権限移譲を行い、加えて、各国事務所の有償の経験豊富な現地職員にパナマ兼務を発令することで、円借款の案件監理において、安定的かつ高品質な業務を遂行できる体制を整備した。また、同じくパナマ事務所員に本部（民間連携事業部）との兼務を発令し、「本業」として中南米地域全体の海外投融資の新規承諾や案件監理への参画を可能とすることで、更なる海外投融資案件の承諾促進と、域内の既存リソース（所員・NS）の海外投融資能力強化を図っている。

No.10-2 デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進を通じた業務改善・効率化

(1) 業務実績

- ◎ **急速に進むデジタル化に対応した研修により機構内のデジタルスキル・リテラシーを向上【③】**：デジタルスキル・リテラシーの向上を目的として業務デジタルツール（Teams）利活用セ

ミナー：595名（役員含む内部人材向け5回）、NS向けリテラシー研修：245名（地域別に3回）、滋賀大学教授による講演等、全スタッフを対象としたデジタル・リスキングを実施した。従来、情報通信技術（IT）はバックオフィス業務の効率化や利便性向上のツールと捉えられていたが、近年はDXに代表されるように、ITを効率化ツールとしてのみならず、ビジネスモデルや組織経営を抜本的に変革し、新しい価値を創出するための手段として捉えるようになってきている。また企業・組織のみならず個人においても日々のライフスタイルはデジタル技術の発展と共にめまぐるしく変化しており、その進化は日進月歩となっている。デジタル技術は機構業務の遂行、変革に不可欠な存在となっており、2022年3月より、その活用を前提とした「3つの変革及び9つの行動」を示したDXビジョンを掲げている。DXビジョン実現のため、機構スタッフ一人ひとりが、デジタル活用を前提として業務に取り組めるよう、能力強化の一環として、業務デジタルツール（Teams）利活用セミナー：595名（役員等向け5回）、現地職員向けリテラシー研修：245名（地域別に3回）、滋賀大学データサイエンス・AIイノベーション研究推進センター教授による講演等、全スタッフを対象としたデジタルスキル・リテラシー向上に資する研修等を実施。また、データを可視化・分析することで、エビデンスベースで状況を把握し、課題の本質を見極めた上で、効果の高い解決策を提案・実施できる人材を育成するため、現職課長及び一般職員向けエビデンスに基づく政策立案（EBPM）研修：90名、Excel統計研修：33名を実施。これらの取組を推進した結果、業務デジタルツール（Teams）利活用セミナーの事後アンケートでは94%以上が「今後、同デジタルツールの活用を促進していきたい」と回答、今後の組織内でのTeamsをはじめとした業務デジタルツールの利活用促進が期待される。また、データ活用・分析の重要性に係る理解・認識が促進し、データ基準での業務が推進されている。

- ◎ **DX技術の導入等により業務の効率化を大きく推進【③】**：業務自動化の推進に向け、「業務自動化CoE」機構内サイトを開設（2023年9月）、導入手順や優良事例を集約。当部開発「オンライン簡易決裁アプリ」、海外拠点との共同開発「国内移動届アプリ」、「NS労務管理アプリ」を紹介。業務自動化の推進・支援に向け、「業務自動化センターオブエクセレンス（CoE）」機構内サイトを開設（2023年9月）、自動化ツール導入手順や優良事例を集約した。また、意思決定や事務手続きを効率的に実施するため、「オンライン簡易決裁アプリ」や「国内移動届アプリ」、「NS労務管理アプリ」等を開発し、多くの部署にて使用を開始した。
- ◎ **海外拠点への重点的な支援によりシステムの複雑化・高度化に対応【③】**：昨今システムやアプリケーション等が複雑化・高度化する中、海外拠点での情報システムの適切・効率的な利用を促進すべく、3地域（アジア、アフリカ、中南米）において、情報システム部主催の会議を初開催（2023年10月）。情報セキュリティ（個人情報保護）等、全事務所で共通的な課題や方向性を確認。海外拠点での情報システムの適切・効率的な利用を促進すべく、地域別で（大洋州、アジア、アフリカ、中南米）情報システム部主催の会議を初開催（2023年10月）。情報セキュリティ（個人情報保護）、DX推進、ITリテラシー向上等、全事務所で共通的な課題や方向性を確認。中でも、情報セキュリティや、情報基盤の基礎知識については、現地採用職員に対し、直接英語で説明する等、日本人職員のみならず、現地職員による適切なコンピュータ基盤の利用促進を図った。また、情報システム部で開発した各種ツール及び利活用事例を紹介し、同ツールの利活用拡大・業務効率化に繋がった。さらに、本部ヘルプデスクが在外6拠点へ出張し、ネットワーク遅延解消調査や執務用PCの設定見直し、NS労務管理ツールの紹介等に対応したことを通じて拠点のIT環境改善に貢献した。
- ◎ **部署を越えた情報共有やユーザーからのアイデアで最適かつ効率的なシステムの活用・導入を推進【③】**：「IT総合サポートデスク」、「DXアイデアボックス」等を通じて、業務システム開発、ITによる業務の自動化に係る相談対応、DX全般の意見・アイデア募集・情報交換を実施。

「IT総合サポートデスク」は、2023年1月の開設後、相談件数は321件。これらの取組を通じて、オンライン会議の出席レポート機能開放（2023年12月）、社内SNS（Viva Engage）機能全面開放などを実現し、機構内システムの最適化・効率化に大きく貢献した。「IT総合サポートデスク」、「DXアイデアボックス」等を通じて、業務システム（RPA、Excel、外部クラウドサービスの利用等を含む）に係る企画・開発、DX全般の意見・アイデア募集・情報交換を実施。「IT総合サポートデスク」は、2023年1月の開設後、相談件数は約330件。「DXアイデアボックス」に寄せられた要望の中で高いニーズが示された「オンライン会議の出席レポート機能」を開放（2023年12月）し、会議出席者確認の迅速化・効率化を図った。更に業務自動化の推進・支援に向け、「業務自動化CoE」機構内サイトを開設（2023年9月）、自動化ツール導入手順や優良事例を集約。社内SNS（Viva Engage）機能全面開放（2024年1月）し、組織内コミュニケーションの活性化を促進。これらの取組を通じて、定常業務のシステム化・自動化に掛かる問い合わせや、DX全般の意見・アイデア・各部取組成果等が集約・蓄積され、機構内の業務の効率化・自動化等が促進した。

- ◎ **DX技術の活用も含めた調達・派遣改革により機構内外の関係者の負担を軽減【③④】**：様々な手続きを要し、機構内外関係者の負担が大きい調達業務・派遣業務の改革を推進。調達改革では、QCBS方式のランプサム契約の拡大による成果管理への移行及び精算業務の省力化、電子入札・電子契約書の本格導入、契約管理ルール的大幅な簡素化、選定方法の合理化、主要3スキームの特記仕様書案のひな形整備等を実現。また、派遣改革では、短期専門家及び調査団派遣の所属先補填の定額化、外国出張旅費制度の合理化等を実施した。これらの取組を推進した結果、機構内部から様々な点で業務負担が減少したというアンケート結果が得られたほか、契約相手方であるコンサルタントからも業務負担が軽減したという声に加え、格付け基準の変更による業務の質の向上といった効果やコンサルタント業界の若手の活躍促進といった効果に繋がるとの回答が得られた。
- 機構内システムの横断的管理・支援強化のため、ポートフォリオ・マネジメント・オフィス（PMO）による支援・統制を強化した。2023年度は7システムの開発・保守運用における計画の策定・変更に当たり、企画・計画内容の確認を通じて、投資対効果の確認、妥当なコスト設定を支援した。また、2023年度より、運用開始した情報システムの事後評価実施を徹底。4案件について、調達・開発過程、コスト、効果発現に問題ないことを確認した。さらに、情報システム整備計画の概要や、システム開発の教訓・知見を各部担当者と共有する「情報共有会」を2023年9月、2024年1月に開催した。
- 有償資金協力業務において有償システム環境の更改（一部）、有償システムドル建て借款対応、を通じて、業務運営の効率化を図った。
- 業務・手続きのデジタル化の一環として、内閣府方針に準拠した法人文書の電子的管理に向けた具体的検討を2023年度から進め、2024年度から本格導入予定。電子媒体を正本として体系的に管理することで、日々の業務における検索性・利便性が向上するとともに、適切な文書管理をより効率的に行うことが可能となる。

No.10-3 国内拠点の利用・活用状況

(1) 業務実績

2023年度は新型コロナウイルスの影響が収まり、各国内拠点の施設を有効活用すべく様々なイベントを開催した。主な取組は以下のとおり。

- 兵庫県が、大阪・関西万博を機に県全体をパビリオンに見立てて発信する「ひょうごフィールド

パビリオン」を進めており、関西センターが認定された。多文化共生、地域への発信、学びの機会を提供する場として、展示などを充実させることにより、多くの人による施設利用を促進した。

- 沖縄センターにおいて、第28回おきなわ国際協力・交流フェスティバルを沖縄県・浦添市との共催で開催した。SDGsフォトコンテストの入賞発表、研修員のステージイベント、JICA海外協力隊経験者のトークイベントや、県内31の団体・学校によるブースでの活動紹介などを実施し、約3,398名が来場した。
- 筑波センターにおいて施設一般公開を行い、管理棟、体育館、実習棟を用いて「JICAごみ博士の世界のゴミ問題ツアー」「中米協力隊員OVの体験談とコーヒー試飲販売」「トマト接ぎ木体験」「研修員との交流：アフリカ布で葉作り／一緒にダンス／民族衣装体験」など多彩な企画を実施し、500人以上が来訪した。
- 関西センターにおいて、国籍問わず広く市民の皆さんや研修員がJICA関西センターに集え、人とつながるイベントとして、新たにJICA関西秋祭りを開催。国際協力に関心がある人、在住の外国人など800人が来場した。
- G7広島サミットに合わせ、平和記念公園内において開催した海外協力隊員による原爆展のパネル展示を、中国センターに常設展示することにより、効率的な施設利用に繋がったほか、研修員含め訪問者への被爆の実相及び機構の活動の宣伝に貢献した。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項

外部環境の変化に柔軟に対応するため、組織体制の改善に機動的に取り組むことを期待する。また、業務・手続きのデジタル化を通じた事業の迅速化・効率化を更に推進することとともに、組織内研修や活用事例の共有等を行い、クラウド化を通じて導入したツールの更なる活用に継続して取り組むことを期待する。

(2) 対応

外部環境の変化に柔軟に対応するため、ウクライナへの支援やサステナビリティの推進等、組織を挙げて取り組むべき重要な課題に対して機動的かつ一元的に対応できるような組織体制を構築した。また、クラウドサービスの利用を含むDX技術の導入等により業務の効率化を図ったほか、複雑化・高度化するIT環境に対し、機構内のデジタルスキル・リテラシーを向上する研修の実施や、海外拠点への支援等を行った。

No.11	業務運営の効率化、適正化
当該項目の重要度、困難度	-

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/ 年	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
【指標11-1】一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の効率化	1.4%以上	1.4%	1.4%	1.4%	%	%	%
【指標11-2】有識者による外部審査を行った対象契約件数	350件	70件	70件	70件	件	件	件
【指標11-3】契約監視委員会で審議する案件数	150件	30件	48件	69件	件	件	件

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：4.（2）、中期計画：3.（2）

年度計画

2.（2）業務運営の効率化、適正化

ア 経費

- 中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度 1.4%以上の効率化を達成する。
- この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.4%以上の効率化経費に加えるとともに、事業実施に当たり間接的に発生する経費については、増減要因を分析し、必要な効率化を図るなど、適切に管理する。

イ 人件費

- 各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。加えて、機構を取り巻く環境変化等を勘案し、適正な人員計画や人件費構造の在り方等についても、必要な検討を進める。

ウ 保有資産

- 保有資産の内容を見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。また、詳細な保有資産情報の公表を引き続き行う。

エ 調達

- DX 促進を通じ、調達・派遣業務手続の抜本的簡素化及び合理化のための制度改革や事務処理の自動化等を実施するとともに、事業ニーズに応じた契約制度の創出による開発インパクトの最大化を目指す。
- 国内外拠点における調達業務能力を一層向上させるため、遠隔研修や直接支援等の継続的な実施、在外拠点現地職員の能力向上及び地域内連携・協力体制構築の促進に取り組む。
- 機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、契約監視委員会による点検を踏まえ、競争性のない随意契約の適正な運用、競争性の向上、新規参入の拡大等に取り組む。
- 外部審査制度の活用やセミナー開催等を通じ、公平性、透明性の向上、競争性を伴う適切な調達・契約管理、不正事案防止やその他関連リスク回避への取組を行う。

- 企画競争への上限額の導入、選定評価制度の改善、仕様書の質の向上や技術協力プロジェクトに係るコンサルタント契約への QCBS（Quality and Cost Based Selection：技術（質）と価格による選定）の適用により、質の高い提案を適正な価格で調達するための制度の改善及び導入を進める。

定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照）

なし

3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成したことに加え、年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

4. 業務実績

No.11 ア 経費

(1) 業務実績

調達・契約方法の変更による効率化等により、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費除く）の合計における1.4%の効率化を達成した。

No.11 イ 人件費

(1) 業務実績

- 給与水準の適性化と総人件費管理
- 2023年度の人事院勧告を参考にしつつ国家公務員に準じて初任給及び若年層を中心とした基本給の引き上げを実施、賞与月数の年間0.1か月増を実施するとともに、役職定年制度、職務限定制度、勤務地限定制度を継続して適用し、定年延長の制度検討・運用準備、規程改正を行った。国家公務員との比較において妥当な給与水準を維持し、給与水準及びその合理性・妥当性について機構ウェブサイトで公表した。
 - 国際秩序維持への対応力を高めるための体制強化や海外投融資の更なる事業規模拡大のための体制強化等で当局に認められた12人分の人件費予算増も踏まえた採用や人員配置等を行い、人件費予算の範囲内で適切に執行した。
- 人事制度の見直し（人員配置、処遇等）
- デジタル・トランスフォーメーション（DX）、ウクライナ対応、トルコ震災対応、民間連携、サステナビリティ推進といった重点分野への取組促進のための柔軟な人的資源配分を行った。また、組織内公募ポストを拡充し、人的資源配分の最適化を達成するべく制度検討・運用準備を行った。
 - シニア層の活躍に向けた人事施策として、培った業務経験の活用促進のため、海外拠点を含め配置の幅を拡充するとともに、シニア層向けの組織内公募を2020年度2件から2023年度81件まで大幅に拡充した。

No.11 ウ 保有資産

(1) 業務実績

- 決算公告にて毎年資産情報の公開を行っている。
- 国内施設の保全・維持管理に必要な工事をまとめた施設整備5か年計画を更新し、それに沿って施設整備工事を実施した。また、温室効果ガス排出抑制に向けた取組として、全施設の LED更新に

要する費用と期間を検討し、2029年度までの実行計画を策定した。今後の施設の在り方について議論を継続するとともに、更なる検討を進めるための追加情報収集等を行った。

No.11 エ 調達

(1) 業務実績

- 「No10-2 DXの推進を通じた業務改善・効率化」に記載のとおり、調達・派遣に係る事務手続きの負担軽減等を目的として調達・派遣改革を推進した。
- 国内外向けに、調達・派遣リテラシー向上を目的に各種セミナーを複数回実施した他、国内拠点を対象に調達業務個別支援（10拠点/15回）、またNS本部OJTとして3名受入等を通し、国内外拠点の調達体制の強化を推進した。
- 調達等合理化計画を策定し、契約監視委員会による点検を踏まえ、競争性のない随意契約の適正な運用に取り組んだ。契約監視委員会においては、競争性のない随意契約の審議及び2回連続で一者応札・応募となった契約の点検に加え、調達制度改革の取組を報告し、競争性の向上や新規参入の拡大等に対して適切に取り組んでいることが確認された。
- コンサルタント等契約に関し、外部有識者が公示予定の企画競争（入札）説明書について審査及び機構の選定委員が評価した内容について審査を行う「選定過程審査」、事後に企画（入札）競争説明書記載や機構の選定委員の評価結果やコメント等について審査する「選定後審査」の二種類の審査を行い、外部有識者の視点を受けて業務の改善に取り組んだ。

(2) 事業上の課題及び対応方針

ウクライナに加えパレスチナのガザ地区への支援といった迅速性が求められる局面での機動性確保により、変化するニーズに対する業務を適切に遂行した。同時に、即応体制を常態とし、選定の透明性を高めたスタンドバイ契約（コンサルタント、機材及び輸送業務）を新設。発災後の緊急調査等のニーズに効率的に対応することが可能となった。今年度は、公共調達の原則を確保しつつ、柔軟性、機動性及び効率性をより強化した調達・派遣業務を目指し、改革を推進してきた。2024年度は、継続中の改革推進の他、導入済み各施策の運用の定着に取り組むとともに、経費削減や生産性の向上及び事業の質の向上に貢献する高い付加価値業務を実施する。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項

公共調達の原則を確保しつつ、柔軟性、機動性をより強化した調達・派遣業務が制度、運用面で求められており、調達・派遣業務の更なる合理化、簡素化、迅速化の推進を期待する。今後も円滑な執行が確保されるよう対応を徹底されたい。

(2) 対応

外部委託調査を活用しつつ、契約監視委員会にて調達制度改革の取組の適正を確認し、また、調達・派遣改革（業務の簡素化、合理化等精算性の向上及び質の向上を目的とする）の推進により、事業ニーズに応じた制度簡素化、合理化/迅速化を推進した。

No.12	財務内容の改善に関する事項
当該項目の重要度、困難度	-

1. 主要な経年データ

指標なし

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：5.、中期計画：4.
年度計画 3. 財務内容の改善に関する事項 - 運営費交付金を充当して行う業務について、以下 6.に示す予算、収支計画及び資金計画に基づき、事業の質の確保に留意して適正な予算執行を行う。 - 機構全体の予算執行管理の着実な実施のため、報告・統制及び制度を含めたガバナンスの強化を継続する。また、月次の予算執行状況報告や年 2 回の予算モニタリングの機会だけでなく、各部署で個別事業の予算執行状況を確認し予算執行管理を徹底する。 - 事業担当者や予算管理担当者等の実務者向け研修や階層別研修等の継続実施を通じて、職員の予算執行管理能力の向上を図る。 - 外的要因等により前中期目標期間中に実施完了に至らなかった事業については、前中期目標期間からの繰越予算も活用して必要な予算を確保し、事業実施に努める。 - 前年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析し、2023 年度予算を適切に執行管理するとともに、外的要因により支出年度が 2024 年度に遅れざるを得ない事業を早期に把握し、その事由や金額規模の検証も踏まえて適切な予算配分を行う。 - 自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。
定性指標 なし

3. 年度評価に係る自己評価

< 評価と根拠 > 評価：B 根拠：年度計画に対して質的な成果や成果の最大化に向けた取組で所定の成果を上げていることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を達成していると認められる。
--

4. 業務実績

(1) 運営費交付金を充当して行う業務に関する予算執行管理の状況

- 「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の最終報告書（2018 年12月）の提言を踏まえて、2019 年度までに導入した予算執行管理や報告・統制及び制度を含めたガバナンス強化策に基づき、2023年度及び後年度の予算執行の見通しの常時把握、分析、調整に関する取組を継続した。また、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進に向けた取組を加速化すべく、各事業部門の予算執行状況を分かりやすく表示できる各種ツールの活用対象を拡大し、予算執行管理の即応性を一層向上させた。
- 安定的な予算執行管理の実現に向けて、中期的な予算規模の予見性を高めるべく、今中期目標期間中の年度別・予算科目別の目標支出額を設定した。これにより、案件担当部においても、当年

度及び後年度の事業計画の見直しや精査の手段とできるようにした。

- 予算執行管理に関する案件担当者や予算管理担当者等の実務者向け研修、階層別研修、初級者研修、海外拠点への赴任前研修の実施等を通じて、予算執行管理に係る職員の能力向上に取り組んだ。
- 事業の質の確保に留意しつつ、年度計画予算に基づく適正な予算執行管理を推進した。
- 外的要因等により前中期目標期間中に実施完了に至らなかった事業については、事象の起きた案件に紐づけて必要な財源を確保し、複数年度予算管理を踏まえた適切な予算配分により対応した。
- 2023年度予算の未使用額のうち、外的要因により支出年度を2024年度に後ろ倒しせざるを得ないものについては、必要な財源を確保し、2024年度に繰越して執行予定。
- 2023年度末時点の運営費交付金債務残高は、748.4億円。その内訳は以下のとおりである。
 - 運営交付金の残 586.8億円
 - 前渡金 148.6億円
 - 前払費用、長期前払費用等13.0億円(注) いずれも暫定値。四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 自己収入の確保に向けた取組と管理・運用の状況

- 自己収入のうち消費税の還付等を除く事業収入は5.3億円（2023年度計画額3.0億円）となった。
【計画と実績に乖離があれば簡易な説明を追記】。
- 民間資金の動員促進：寄附金収入は0.6億円（2023年度計画額0.8億円）となった。一般寄附金事業として「世界の人びとのためのJICA基金」では個人や企業からの寄附を受け入れている。これらの寄附金を活用し、「世界の人びとのためのJICA基金活用事業」として、開発途上国・地域の人びとの貧困削減や生活改善・向上や日本国内の多文化共生社会の構築推進、外国人材受入のために活動するNGO等を通じて支援（2023年度新規案件36件採択）を実施した。また、寄附者が寄附金の活用分野を広く選択できるように、2023年9月末に「多文化共生・外国人材受入寄附金」、2024年2月末に「開発課題の取組への寄附」、「JICA海外協力隊応援基金」、「JICAの事業全般への寄附」の合計4つの一般寄附金事業メニューを新しく立ち上げた。更に、特定寄附金事業として「ラオスにおけるニコン・JICA 奨学金制度」、「ベトナム日越大学山本奨学金・研究奨励金制度」及び「ブラジル・フジタ・ニノミヤチェアへの長岡文庫設置プロジェクト」を継続するとともに、新規案件として、「陸域及び海域（島嶼国等）の自然環境保全関連事業」、「ライオン・バングラデシュ食品安全庁査察・規制・調整機能強化プロジェクト」、「スポーツを通じた平和促進プロジェクト」、「フジタ・ニノミヤチェアへの星野文庫設置プロジェクト」を実施した。

(3) その他財務内容の改善や開発資金の動員等に資する取組

①国際協力機構債券の発行を通じた開発資金の動員

- 国際協力機構債券（全体）：2023年4月、財投機関債・政府保証外債に共通で適用するソーシャルボンド及びサステナビリティボンドの新しい債券フレームワークを公表し、同フレームワークに対してMoody's Japan社よりセカンド・パーティ・オピニオンを取得。また、投資家層の拡大も企図し、2024年2月にはMoody's Japan社より発行体信用格付を新規に取得した（取得格付は日本政府と同様のA1・安定的）。
- ・ 防災・復興ボンドの発行（財投機関債）：世界的にも珍しい、防災及び自然災害からの復興を支援する有償資金協力事業に調達資金を充当する「防災・復興ボンド」を関東大震災から100年の節目を捉えて発行。テーマ性に共感する幅広い投資家からの注目・需要を集め、国内外でのメディア等でも記事掲載。
- ・ 機構債への投資表明を通じた支持の増大：投資家が機構事業のSDGsへの貢献やサステナビリティに着目し、国際協力機構債券への投資を行った旨を対外的に公表（投資表明）した件数は顕著に増加。2023年度は新たに32件の投資家から表明を獲得し、累計件数は347件に達した。

- ・ 機構債に関して、2023年度は厳しい発行環境の中でも財投機関債を計650億円発行（6月、9月、1月の合計値）するとともに5月には政府保証外債は過去最高の12.5億ドルを発行し、国内外の民間資金を開発途上地域支援に動員した。財投機関債のうち、80億円はリテール債で発行し、機構の取組に共感する個人投資家からの資金動員も実現した。

②受託事業を通じた開発資金の動員

- 受託事業については、継続中の既存案件（中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）基金との受託契約（約900万ドル）によるコンゴ民主共和国「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト」（技術協力プロジェクト）、日本企業（三井物産）が有するCSR基金を活用した地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）事業「チリにおける持続可能な沿岸漁業及び養殖の確立に資する赤潮早期予測システムの構築と運用」及びトヨタ・デ・アンゴラ社との受託契約による「自動車整備人材育成プロジェクト」）を実施している。また、機構にとって緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）からの初の受託事業として昨年度開始した東ティモール「重点流域における森林減少抑制及び気候変動強靱化のためのランドスケープ管理能力向上」に加え、新たにモルディブ「気候変動に強靱で安全な島づくりプロジェクト」（技術協力プロジェクト）の事業を開始した。

【参考情報】「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメント強化について」（平成30年3月30日付、総管査第10号）に基づく「目的積立金等の状況」について

（単位：百万円、％）

	令和4年度末 (初年度)	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	16,387	8,678			
目的積立金	—	—			
積立金	—	2,675			
うち経営努力認定相当額	—	—			
その他の積立金等	0	0			
運営費交付金債務	63,662	74,844			
当期の運営費交付金交付額 (a)	171,335	173,274			
うち年度末残高 (b)	54,083	47,453			
当期運営費交付金残存率 (b÷a)	31.6	27.4			

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項

2017年度に発生した予算執行管理問題を過去のものとせず、改めて深刻な問題として十分に受け止めた上で、引き続き予算執行に関する不断の見直し・改善に取り組むことを期待する。特に、ポストコロナにおける運営費交付金の執行管理は重要であり、改めて機構内の予算執行管理体制及び運用の強化に留意されたい。

また、債券発行や自己収入の確保については、引き続き積極的な取組を期待する。

(2) 対応

2017年度の予算執行問題を受けて2018年度に実施した「予算執行管理強化に関する諮問委員会」

の提言も踏まえ、予算の事前統制メカニズムを引き続き担保・改善した。また、各年度の支出予算計画や複数年度の予算執行計画の見通しを踏まえ、事業の質の確保に留意しつつ、適正な予算執行管理を推進している。新型コロナに伴う運営費交付金の執行管理への影響に関しては、外的要因によって支出年度が後ろ倒しとなる案件に紐づけた後年度予算の必要額の確保等、適切な複数年度の予算管理のもと対処している。また、ポストコロナ期の事業活動の集中的な再開に対しても、事業量の増加と組織全体の予算状況のバランスを把握・管理し、適切な執行管理を行っている。加えて、2022年度年央から顕著となった急激な為替変動（円安局面）、金利高、物価上昇等の状況を踏まえ、投入要素において単価（P）が上がらざるを得ない場合には数量（Q）を削減するなど、全体としての予算管理を実施している。

No.13	安全対策・工事安全に関する事項
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】安全管理は国際協力事業を推進するために必須であり、安全の確保は事業を安定的に実施するための大前提となるため。 【困難度：高】いっどこで不測の事態が起きるか分からず、目標の達成が機構による努力のみでは管理できないため、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット 情報（定量指標）	達成目標	目標値/年	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
【指標13-1】国際協力事業関係者の安全対策研修の受講者数	1.6万人	3,200人	3,609人	4,954人			
【指標13-2】工事安全に係る調査・セミナー等の実施件数	560件	112件	170回	121回			

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：6.、中期計画：5.
年度計画 4. 安全対策・工事安全に関する事項 - 国際協力事業関係者の安全を確保するため、平成28年8月30日に発表された国際協力事業安全対策会議の最終報告を踏まえ、また、令和4年10月6日に改訂・発表した「安全対策宣言」に基づいて、着実かつ迅速に安全対策を実施する。 - 体系的な安全管理手法に基づき関係者の安全を確保する。具体的には、不断の情報収集とその分析に基づく適切な安全対策、不測事態発生時における適時的確な対応、これらを支えるための能力強化・体制の整備等を行う。 - 関係者が自らの安全を確保するとの高い意識を持って渡航できるよう、研修の改善・実施や教材の開発・普及等を通じ、安全管理に関する意識向上と具体的な行動変容を図る。 - さらに新型コロナウイルス感染症の世界的な流行やその後の物価高騰などに起因する犯罪の増加・凶悪化の傾向、テロ勢力の動静を考慮した安全対策に取り組む。 - 工事安全対策に関する指針文書の適切な運用と見直し、現場での安全対策強化に資するセミナーの実施を通じ、施設建設等事業の工事安全対策に取り組む。特に、事故の件数の多い国や事業規模の大きい国での安全施工を重点的に調査・助言する。
定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照） なし

3. 年度評価に係る自己評価

< 評価と根拠 > 評価：A 根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、困難度が高いと設定されている中、以下4. 業務実績のとおり、質的な成果、成果の最大化に向けた取組において、目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
--

4.業務実績

No.13-1 安全対策

(1) 業務実績

- ◎ **スーダンからの邦人退避への貢献【②③④】**：スーダンにおいて2023年4月13日に発生した同国軍（SAF）と即応支援部隊（RSF）軍事衝突において、現地滞在中の機構関係邦人9名及び機構事務所現地職員等の安全確保のため、迅速に緊急事態対策本部を設置し邦人関係者の国外退避を含むオペレーションを実施した。日本政府からの要請を踏まえ、政府による邦人保護・退避オペレーションと連携しつつ、一部機構関係者以外の現地滞在邦人を対象としたポートスーダンへの国内陸路避難を実施した。結果として、機構関係邦人全9名を含む在留邦人とその配偶者及び子、合計45名が自衛隊機によりポートスーダンから国外退避した。迅速な退避に貢献できた背景には、機構現地事務所のセキュリティーアドバイザーや現地職員も交えた関係者間の密な連携・コミュニケーションだけでなく、これまでの協力で培ってきた現地カウンターパートや国連機関との人脈・信頼があり、これらを活用して情報収集、車両の手配等を行うことができた。本邦への退避完了後、日本政府及びNGO関係者から機構スーダン事務所に対し感謝の意が伝えられた。
- ◎ **スーダンからの退避の経験を各国に適用【③】**：スーダンからの国外退避オペレーションを受け、機構が事業を展開する他の拠点におけるリスクを洗い出し、高脅威度国を特定（イラン、ブルキナファソ、南スーダン、ルワンダ、イラク等）。当該国関係者に対してスーダンの事例で抽出された教訓を説明し、各国で有事に備えたアクションプランの策定を行った。また、スーダンの教訓を踏まえ「海外における緊急事態対応マニュアル」を更新したほか、同マニュアルに基づき、本部での適切な対応を行えるようシミュレーション訓練を実施した。
- ◎ **ウクライナにおける安定的な事業展開に必要な安全対策を実施【③】**：2022年のロシアによるウクライナ侵略以降、遠隔で支援業務を行ってきたウクライナに対し2度にわたって安全確認調査を実施し、理事長含む関係者の首都キーウへの業務渡航に必要な安全評価と対策立案を実施した。また、かつてない規模のウクライナ支援の安全かつ効果的・効率的な実施のため、事務所開設に際し、アフガニスタン・イラク等の高脅威度国における安全対策を参考に、最適の安全対策を実現すべく、不断の検討・更新を実施した。
- 2023年度は、セルフディフェンス研修（実技）の開催回数の増加等を通じた安全対策研修の拡充や、安全管理部による現地出張22回30カ国（安全確認調査・巡回指導）により、渡航者や海外拠点関係者の安全管理に関する意識向上を行った。加えて、犯罪被害件数の増加等を受けて、第2～3四半期（9月、11月、12月）には機構内で注意喚起のお知らせや機構外に向けた安全対策セミナー（11月）を実施した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

関係者の犯罪被害がコロナ禍以前の件数に戻る中で、注意喚起の工夫、情報提供、研修等の安全対策の実施、退避オペレーションの可能性を考慮して高脅威度国の体制強化を行う。

No.13-2 工事安全

(1) 業務実績

- 指針文書の適切な運用と見直し：「施設建設等を伴うODA事業の工事安全方針」、「ODA建設工事安全管理ガイダンス」、「JICA安全標準仕様書（JSSS）」、「施工会社（店社）による海外建設現場安全パトロール実施要領」を適切に運用・周知した。具体的には資金協力事業の事業関係者や相手国政府等を対象とした安全セミナーやJSSSに関する能力強化研修を実施し、上記指針文書を周知するとともに、それらを踏まえた事故予防の徹底を促した。

- 大型インフラ事業を多数実施中の工事安全重点国（インド、バングラデシュ、インドネシア、フィリピン等）を中心に、工事安全に係る知見・経験を有する企画調査員（資金協力）の派遣を継続。
- 企画調査員（資金協力）及び本部国際協力専門員等による資金協力事業における工事の品質と安全の状況確認のための現地調査を実施するとともに、実施機関や工事関係者向けに工事安全セミナーを実施して工事安全に係る意識の醸成を行った。
- 日常的に、工事事故発生の都度、事故の原因分析と再発防止策に係る事業関係者による検討内容を確認し、その結果を事業関係者へフィードバックを行い、同種の事故の防止に向けた注意喚起・事故予防に努めた。

(2) 事業上の課題及び対応方針

工事安全の追求に当たっては、専門的な知識と経験を持つ企画調査員（資金協力）による現場の踏査や事業関係者との対話を中心とした「実施状況調査」の実施と、同調査結果に基づく改善に向けた助言が有用であるため、工事安全重点国を中心に活動を継続する。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項

「国際協力事業安全対策会議最終報告」に基づく各種強化策の着実な実施を評価する一方で、バングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件及び同最終報告から5年が経過したことを踏まえ、関係者の安全対策に係る意識が希薄化することのないよう、改めて各種対策や関係者の意識向上に留意された。

また、全世界的に顕著に治安情勢の悪化が見られることから、注意喚起、情報提供、研修等の適時適切な安全対策を継続していくことを期待する。

(2) 対応

安全対策研修体系の見直し及びセルフディフェンス研修（実技）の実施回数の増加等により、研修内容の改善及び受講者数の増加を目指した。また、2024年度第1四半期に導入予定の渡航管理システムの開発を推進した。これにより、関係者の渡航情報の一元管理、システムからの注意喚起の発信や、適時の安否確認が可能となる。

No.14	内部統制
当該項目の重要度、困難度	-

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標 値/年	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
【指標14-1】内部統制モニタリング 実施回数	10回	2回	2回	2回	回	回	回
【指標14-2】リスク管理に係る委員 会の開催回数	30回	6回	8回	8回	回	回	回

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：7.(1)、中期計画：6.(1)
年度計画 5. (1) 内部統制 ア 内部統制の整備及び運用 - 業務方法書等に基づき、機構の内部統制を機能させるために必要な規程等を整備するとともに、引き続き研修等の実施を通じて、内部統制に係る職員の更なる意識向上を図る。 - 機構の内部統制が着実に実施されるよう、定期的に内部統制の実施状況をモニタリングし、結果を役員に報告するとともに、機構内で周知徹底を図る。 - 業務の有効性及び効率性を向上させるため、機構の中期計画及び年度計画に基づく業務実績等評価を行う。 イ 組織運営に係るリスクの評価と対応 - 機構の業務運営上のリスクに適切に対応するためのリスクの識別、分析、評価を行い、リスク管理委員会等の場での報告及び審議を通じ、当該リスクへの適切な対応を行う。 - 有償資金協力業務の適正な業務運営を確保するために、有償資金協力勘定に関わる様々なリスクの識別・測定・モニタリングを通じた管理を行う。 ウ 内部監査の実施 - 内部監査に関する国際的指針に則して内部監査を実施するとともに、監査結果のフォローアップを着実に実施する。 エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保 - 内部及び外部通報制度を適切に運用し、通報に対して迅速・適切に対処する。 オ 情報セキュリティへの対応 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改定や内閣サイバーセキュリティセンター監査等を踏まえ、サイバーセキュリティ対策に関する規程等を改定するとともに、情報セキュリティ対策推進計画を見直し、情報セキュリティに係る組織的対応能力の強化に取り組む。 - 次期情報システム基盤等に関する外部委託契約において、上記統一基準群に基づく情報セキュリティ対策及び「個人情報の保護に関する法律」に基づく個人情報保護対策が機能するよう確保する。
定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照） なし

3. 年度評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：B

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成したことに加え、年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

4. 業務実績

No.14 ア 内部統制の整備及び運用

(1) 業務実績

- サイバーセキュリティ対策に関する規程、情報システム管理規程の改正等を行い、機構の内部統制の推進に関連する各種規程等の整備を進めた。
- 事業継続管理規程に基づき、対策本部訓練、緊急事態時優先業務の実施訓練、市ヶ谷ビル・国内拠点の災害対応態勢に係る点検を実施した。初の抜き打ち訓練を実施し、突然の対応が求められる中で得られた気づきや教訓を共有し、機構内の緊急対応能力強化を図った。
- 機構内で勤務する全職員等向けに内部統制をテーマとしたオンライン研修を実施した。また、内部統制を構成する個々の事項（情報セキュリティ・個人情報保護、コンプライアンス等）に係る研修等を実施し、組織内への浸透を図った。内部統制の重要事項（法人文書管理、調達関連の各種制度等）については、セミナー・説明会を実施し、組織内の理解促進を図った。
- 機構の2023年度計画に基づき、業務実績等評価を実施した。また、本部部署・拠点（国内拠点・海外拠点）を対象とするセミナー開催を通じ、2022年度業務実績に係る主務大臣による評価結果及び指摘事項等を機構内に広く共有し、同指摘事項を踏まえた適切かつ確実な対応の促進を図った。

(2) 事業上の課題及び対応方針

機構の内部統制を継続的に機能させるべく、引き続き、必要に応じて関連規程の見直しを行うとともに、組織内の意識向上を図るため、内部統制に関連する各種セミナー・研修等の実施に継続的に取り組む。

No.14 イ 組織運営に係るリスクの評価と対応

(1) 業務実績

- リスク評価及び対応に関する規程に基づき、組織全体の目標又は計画にかかわる法人単位の主要リスクの見直しを行った。また、機構内の全部署・拠点（国内拠点・海外拠点）において、自部署の業務に関わるリスクを特定し、業務への影響を評価するとともに、当該評価の結果に応じてリスク低減に向けた適切な対策を検討した（リスクの自己点検）。
- 総務省が示す内部統制の方針を踏まえ、リスクの自己点検のプロセスの有効性を一層高めるために昨年度導入した各種改善（組織にとって重要なリスクの洗い出し及び検討、課長主導による全員参加の議論の導入等）を今年度も継続し、改善されたリスク自己点検方式の組織内定着を進めた。
- リスク管理委員会において、自己点検結果を報告し、リスク評価及び対応等を確認した。また、内部統制上の重要事項を取りまとめ、理事会において報告を行った。さらに、理事会での報告内容を組織内にも周知し、フィードバックを行った。
- 有償資金協力勘定リスク委員会等にて、定期リスク管理報告（有償資金協力勘定の統合的リスク管理報告を半期ごとに実施）及び有償資金協力勘定の資産・負債管理（将来の収支分析や収支改善策に係る議論を半期ごとに実施）等の有償資金協力勘定に関するリスクを議論の上、金利リス

ク及び為替リスクのヘッジ方針及び負債調達方針等の策定、並びに投融資展開の方向性の検討等を実施した。また、複合的危機に伴う有償資金協力の役割の拡大や期待の高まりを踏まえて、リスク管理態勢の検証と再整理、気候変動や国内外の金融市場環境の変化等が有償資金協力勘定に及ぼす影響の分析等を行い、有償資金協力勘定リスク管理委員会にて審議、報告を行った。

(2) 事業上の課題及び対応方針

コンプライアンス違反や事故、また業務の有効性や効率性を損なう事態の発生等を未然に防ぐため、リスク事案に対するマニュアル類の点検、定期的な注意喚起、各種セミナー・研修等を引き続き継続して実施する。

No.14 ウ 内部監査の実施

(1) 業務実績

- 2023年度内部監査基本計画に基づき、内部監査に関する国際的指針に則して、定例監査及び特定テーマ監査を実査に加えリモートやハイブリッドによる手法も取り入れつつ以下のとおり実施するとともに、監査結果に基づく改善実施状況等のフォローアップを実施した。
- 定例監査：有償資金協力勘定信用リスク監査、情報セキュリティ監査、個人情報管理監査、法人文書管理監査、国内拠点監査及び海外拠点監査（東ティモール事務所、メキシコ事務所、イラク事務所、エジプト事務所、ナイジェリア事務所、モザンビーク事務所、コンゴ民主共和国事務所、南スーダン事務所）を実施した。
- 特定テーマ監査：労働法令遵守態勢、情報発信管理態勢をテーマとした監査を実施した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

組織内外の事業環境の変化によるリスクを踏まえて監査を実施する。

No.14 エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保

(1) 業務実績

- 外部通報：外部通報窓口及び不正情報に係る相談窓口を通じた通報について、通報者の保護を図りつつ、関係規程に基づき通報内容に応じて適切に対処した。
- 内部通報：内部通報受付管理者を置き、内部通報専用メールアドレス、専用ポスト、郵送等を通じて内部通報を受け付ける制度を設けている。内部通報の制度案内（日本語及び英語）を備え、機構内ポータルサイトへの掲載、機構内の研修、各種配布物への掲載、機構の契約先への説明文書の配布等を通じて、機構関係者及び機構の契約先に内部通報制度を周知した。また、通報があった場合には、公益通報者保護法の趣旨に基づき通報者の保護を図りつつ、関係規程に基づき通報内容に応じて適切に対処した。
- 性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント（SEAH）に関する取組の強化：SEAHについて、機構の事業を実施する中で被害を受けた者又は被害を見聞きした者が、情報を機構に伝達する窓口を運用するとともに、得られた情報に基づき、適切に対応した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

引き続き、違法行為等の早期発見及び是正、機構の業務運営の公正性の確保のため内部通報及び外部通報制度の適切な運用を図り、通報に対して迅速・適切に対処する。

No.14 オ 情報セキュリティへの対応

(1) 業務実績

- 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の令和5年度版決定及び内閣サイバーセキュリティセンター監査結果等を踏まえ、サイバーセキュリティ対策に関する規程等の改

正を行った。

- 次期情報システム基盤等に関する外部委託契約において、上記統一基準群に基づく情報セキュリティ対策及び「個人情報保護に関する法律」に基づく個人情報保護対策がなされるよう、関連する契約書への必要な特約条項付加を推進した。
- 2023年度に更改に着手した（共通サーバ基盤含む）次期情報システム基盤・（LANを含む）機構ネットワークにおいて、ゼロトラスト・セキュリティの考えに基づくセキュリティ対策や政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したクラウドサービスの導入・構築を進め、情報漏洩、不正アクセスやサイバー攻撃等への対策を強化した。
- 本部部署・拠点（海外拠点及び国内拠点）で実施したリスクの自己点検（海外拠点及び国内拠点への実査結果を含む）から、コロナ禍において高まっているリスク項目及び傾向を洗い出し、機構全体が抱えるリスクの分析を行った。
- 上記分析結果を踏まえ、情報セキュリティ関連リスクの傾向に即した「情報セキュリティ・個人情報保護研修」、「新入職員導入研修」や標的型攻撃メール訓練等を実施し、コロナ禍における執務環境の変化等を踏まえた事故の防止に向けて、職員の情報セキュリティ意識の向上及び啓発に取り組んだ。

(2) 事業上の課題及び対応方針

令和5年度版「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」への対応や情報セキュリティに関するサプライチェーン対策の強化を進める。

5. 指摘事項への対応

(1) 指摘事項

2017年度に発生した予算執行管理問題を過去のものとし、引き続き機構内のリスク管理強化に取り組まれない。情報セキュリティ対策強化の必要性や、サイバー攻撃への対処を踏まえ、次期情報システム基盤の強化を含め、情報セキュリティに係る技術的対策の充実を図ることを期待する。

(2) 対応

予算執行管理に関しては、「No12：財務内容の改善に関する事項」に記載のとおり、2017年度の予算執行問題を受けて2018年度に実施した「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の提言も踏まえ、予算の事前統制メカニズムを引き続き担保・改善した。また、各年度の支出予算計画や複数年度の予算執行計画の見通しを踏まえ、事業の質の確保に留意しつつ、適正な予算執行管理を推進している。

情報セキュリティ対策に関しては、2023年度に更改に着手した（共通サーバ基盤含む）次期情報システム基盤・（LANを含む）機構ネットワークにおいて、ゼロトラスト・セキュリティの考えに基づくセキュリティ対策や政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したクラウドサービスの導入・構築を進め、情報漏洩、不正アクセスやサイバー攻撃等への対策を強化した。

No.15	組織力強化に向けた人事
当該項目の重要度、困難度	【困難度：高】法人の部長相当職及び課長相当職については、各役職に占める女性の割合を令和7年度末までに18%とする成果目標を掲げている。JICAの目標値は27%と同計画の目標値と比して1.5倍であり、第4期よりさらに差を大きく設定していることから、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。

1. 主要な経年データ

①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値/ 年	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
【指標15-1】女性管理職比率*	27% (2026年度末)	-	-	-	-	-	-

*本指標は年度ごとの目標値の設定及びそれに基づく評価は行わず、第5期中期目標期間全体を通した目標値の達成状況を測ることとしている。

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：7.(2)、中期計画：12.(2)
年度計画 11. (2) 組織力強化に向けた人事 - 機構で働く一人ひとりが各々の能力を最大限に発揮することで組織目標を達成するため、全体最適を目指した適材適所な人事を行う。また、女性職員がより一層指導的な役割を担い活躍できる環境の整備を含めた各種の人事施策を実施する。さらに、業務内容の高度化・多様化に対応する力を高めるべく、人材確保に取り組むとともに、職員が自身の関心・適性に応じて自律的に能力強化を行える環境を整備し、キャリア開発の機会を拡大する。 - 特に、人事制度の見直しの中で新たに設定する人材像及びそれに基づく評価制度について、着実な運用により定着を促進するほか、自律的なキャリア開発のための公募ポスト拡充に引き続き取り組む。また、有期雇用職制について、優秀な人材の確保、早期戦力化、適切な雇用・労務管理の徹底に取り組むほか、コロナ禍の経験を踏まえ、職員等の自律的な健康管理能力向上のための支援にも取り組む。
定性指標（定量的指標及び実績は1.①参照） なし

3. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠> 評定：A 根拠：困難度が高いと設定されている中、以下4. 業務実績のとおり、年度計画に対して質的な成果や成果の最大化に向けた取組で所定の成果を上げていることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
--

4. 業務実績

(1) 業務実績

- ◎ 多様な個の意思を尊重し、組織の力にするための自律的な能力開発・キャリア開発支援を促進【③】：
- 機構内での部署を超えた学びの機会拡大のため、社内インターンの実施を促進。実施に際しての手続きを簡素化したほか、内部登用受験意思がある有期職制にも門戸を開き、有期職制の能力・

キャリア開発を支援。本制度を使用した職員からは「担当業務を超えて事業全体の仕組みが理解できた」「インターン先での取組を配属部署でも実践したい」という声が聞かれるなど、個々のキャリア志向に沿った経験の拡充及び組織・事業への貢献度を高めることに貢献した。

- また、個々の職員が描くキャリアの実現、またそれに必要な能力開発を後押しするため、2022年度に引き続き組織内公募のポストを拡充。応募した職員からは、専門性強化とマネジメント能力強化の双方に取り組みたい、という自身のキャリア形成上の希望を叶えられ、これまで培ってきた経験や能力を踏まえた今後のキャリアパスの方向性も明確化されたといった声が聞かれるなど、個々が希望するキャリア形成の実現及びそれに伴う組織の活力の強化に貢献した。
- 総合職の新基準人材像を30歳前後での到達を想定したものに変更したことを踏まえ、キャリアコンサルティングについては、指導職B昇格者を主な対象者にする形で見直した。また、新たに特定職職員も対象に含め、管理職登用前の職員はいつでも希望制でコンサルティングを受けられるものとした。コンサルティングを受けた職員からは「自身の強みの発見につながった」や「キャリアの方向性を相談し不安が解消された」という声が聴かれ、これまで以上に各自のキャリアビジョンの明確化を促進するものとなった。
- その他にも、若手・中堅職員の能力開発の機会の提供のため、博士号・修士号の取得を目的とした国内・海外研修（2023年度は14人派遣）や国際機関、省庁、大学、自治体等への職員派遣、職員提案型の実務経験型専門研修等の施策を継続した。組織外の環境に身を置き研修することで、「研修前と比べて新しい視点や広い視野を持って客観的にJICAについて捉え、自分が今後どのようにJICAや社会に貢献していくか考え直す機会となった」といった声が上がっており、個々の意思に基づく経験・知見の拡充及びそれに伴う組織の活力の強化に貢献した。

◎ **海外拠点の現地職員向け研修サイトの設置により相互の学び合いを促進【③】：**

- 現地職員の人材育成機会整備の一環として、2023年8月に組織内部向けポータルサイトに「National Staff Capacity Development ポータルサイト」を開設した。現地職員が用途に応じて研修情報や教材をワンストップで参照することが可能になるとともに、それぞれの海外拠点が取り組んでいる好事例を収集・掲載することで、拠点間の学び合いを促進している。具体的には、機構の各部署が作成した英語の研修教材や基礎資料、マニュアル等を集約して掲載しているほか、新規採用の現地職員向け研修コンテンツの提供や、現地職員向けインターン機会の情報発信等も行っている。
- また、現地職員自身が英語で各事務所の好事例を発信するほか、自身が所属する海外拠点の概要の紹介や自身の経歴の紹介を行うことで、海外拠点間の事例共有に留まらず、それぞれの現地職員が自らのキャリアを考える機会を提供している。

◎ **採用活動及びオンボーディング支援の強化により多様で優秀な人材の確保及びその早期戦力化を促進【③】：**

- 高度化する業務に対応する多様な人材確保の一環として、新卒採用において共創・革新を切り口とした5日間の新規インターンシップを初めて実施（2024年2月）。機構内外の関係者の参画を得たプログラムを通じ、新卒採用施策の強化のみならずの共創・革新のマインドセットの浸透にも寄与した。
- 中途採用市場においては、外部委託調査により一般モニターの約7割が「JICA受験は難しい」「高い専門性が必要」などという心理的ハードルがあることが判明。上記イメージの緩和及び応募意欲増加への施策として社会人採用及び有期職制を対象としたキャリアセミナーシリーズ（全5回）を初開催。これまで重点的に訴求できていなかったロジスティクス部門、国内拠点の業務などの広報、個別相談会を実施。第3回実施時点で累計650名以上の参加があり、応募検討者にとって有益な情報提供機会となった。

- 日本全体として、転職が一般的になり、人材の流動化が加速する中、新たに機構に入構した人員が早期に業務に慣れ、戦力として活躍することができるよう、入構直後のオンボーディング支援を強化している。具体的には、入構前学習コンテンツの提供、入構時オリエンテーションの拡充、有期職制向けメンター制度の試行等を実施した。オンボーディング支援を受けた人員からは「JICAには様々な契約形態の方がいる中で、新入構者に対して多様なサポートサービスがあることを理解し、安心した」といった声が聞かれるなど、組織全体として力をより発揮できる体制を強化した。
- ◎ **様々な施策により職員の働きがいが向上【③】**：上記のような取組の結果、機構が毎年実施している職員等意識定点調査における機構が働きがいのある組織かを問う設問において、評価点5点中3.99となった。2021年度の3.88、2022年度の3.96から継続して向上してきており、ベンチマーク（3.10）との比較においても高い数値を維持した。
- **労務・健康管理に係る取組**：
 - サロン・ド・労務管理（管理職向けに労務管理に関する基本的留意事項、事例の共有等を行うセミナー）や勤務管理のなんでも相談窓口を実施し、労務管理を強化。サロン・ド・労務管理においては、労務管理の基本知識を再確認するとともに、事例を交えながら悩みの共有や意見交換などを行ったことで、管理職の労務管理意識の醸成に寄与するとともに、相談のしやすい環境づくりに貢献した。
 - 長時間時間外労働者・休日労働者について、過重労働による健康障害防止を目的として、人事部健康管理室から本人に連絡し、必要に応じて産業医による面談を実施。これに加え、長時間の残業が発生している職員等の上司宛てに、人事部から直接就業環境の改善を求めるほか、役員・部門長にリストを共有し、長時間労働削減に向けた部門内の意見交換を促進している。
 - 法定の健康診断、ストレスチェック（受検率87.8%）の実施、並びに関連したセルフケアWeb講座を3種導入、管理職向けのラインケア研修（受講者277名）、産業医による助言・指導を通じたメンタル不調の予防の強化、感染症予防に関する啓発等を継続的に実施した。また、病気休暇・休職制度の整備や、2023年度より開始した心の健康問題による休業者のための職場復帰支援プログラムにより、より円滑な職場復帰を後押ししている。
 - 海外渡航者に関しては、平時/至急の傷病相談/傷病対応を約600件実施、機構国際協力共済会によって赴任先での病気や怪我の治療費の補助を行うとともに、13件発生した緊急医療搬送（モニタリング対応含む）についても迅速に対応した。また、海外における紛争地や災害地での活動等に従事した職員等に対しては、カウンセリングをはじめとした惨事メンタルケアを適時に実施し、精神的な負担の軽減を図った。新型コロナウイルスの影響後、海外業務従事者数の増加にも対応し、これら海外健康管理体制の再整備、知見共有・情報発信等の強化を推進した。
- **適材適所な人事**：適材適所な人事を実現する取組として、世代や職制の強みを最大化する協働（分業）体制構築に向け、人事部から組織内での説明や人事部と対象部署との密な協議を実施した。また、定年年齢を延長するための各種制度設計・規程改正対応を実施した。
- **女性職員の活躍促進**：管理職の割合は2022年度に比べて3.7%上昇し、意思決定レベルでの女性の活躍を推進している。男女間の賃金格差についても2022年度に比べ1.5%縮小している。
- **ハラスメント対応強化**：性的指向・性自認（SOGI）に係るハラスメントの禁止を明記するとともに、厚生労働省の指針を踏まえ、各ハラスメントの客体的見直し、明確化のための就業規則改正を実施した。また、外部講師によるSOGIハラスメントセミナーも実施したほか、全邦人職員向けのオンラインハラスメント研修を実施した。意識定点調査におけるハラスメントに関する設問の回答の平均値はいずれも前年度より上昇（値が高いほど該当する行為が少ないと考えていること

を意味)している。

(2) 事業上の課題及び対応方針

高度化・複雑化する諸課題に、社会情勢を踏まえながら適切に対応するために、人材の確保・育成・能力開発と、自律的なキャリア開発につながる施策を継続実施するとともに、職員を含む国際協力人材の能力強化・確保の施策を引き続き実施する。併せて、ワークライフバランス向上やハラスメント撲滅等の観点から、職場環境の維持・向上に引き続き取り組むと共に、人的資本に関する情報開示も拡充していく。

No.16	短期借入金の限度額
-------	-----------

1. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし、中期計画：8.
年度計画 7. 短期借入金の限度額 一般勘定630億円、有償資金協力勘定4,700億円 【理由】 一般勘定については、国からの運営費交付金の受入等が3か月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、国際協力機構債券発行時のつなぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

2. 業務実績

- 一般勘定、有償資金協力勘定ともに短期借入金の実績はない。

No.17	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
-------	--

1. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし、中期計画：9.
年度計画 該当なし

2. 業務実績

なし。

No.18	前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
-------	--

1. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし、中期計画：10.
年度計画 該当なし

2. 業務実績

なし。

No.19	剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）
-------	----------------------

1. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし、中期計画：11.

年度計画

10. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

- 剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の削減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。

2. 業務実績

「独立行政法人通則法」第44条第3項により中期計画で定める使途に充てることができる剰余金（目的積立金）はない。

No.20	施設及び設備に関する計画
-------	--------------

1. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし、中期計画：12. (1)

年度計画

11. (1) 施設及び設備に関する計画

- 横浜センターでの大規模改修工事のほか複数の国内拠点において整備工事を実施する。また、国内の施設整備実施体制を強化するため、施設整備関連の調達・契約制度の改善、施設整備情報基盤の整備、実施体制等の見直しを実施する。

2. 業務実績

国内施設の老朽化対策として、横浜センターの大規模改修工事のほか、北海道センター（札幌及び帯広）の空調・衛生配管等更新工事、九州センター及び沖縄センターの外壁・屋上等改修工事に係る設計業務等を施設整備費補助金により実施した。

また、国内の施設整備実施体制を強化するため、国内建築工事向け低入札価格調査手続きマニュアルの作成等を通じ調達・契約制度を改善したほか、施設整備情報基盤の整備について外部専門業者の支援を得るための準備を進めるとともに、工事实施にあたっての本部担当部署と工事対象国内拠点の連携を強化した。

No.21	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項 (機構法第 31 条第 1 項及び法附則第 4 条第 1 項)
-------	--

1. 各事業年度の業務に係る目標、計画

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：なし、中期計画：12. (3)
年度計画 11. (3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「機構法」という。）第 31 条第 1 項及び附則第 4 条第 1 項） 前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第 44 条の整理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約及び前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる（有償資金協力業務を除く）。前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。

2. 業務実績

第4期中期目標期間の最終事業年度の積立金（847億円）のうち656億円について、前中期目標期間繰越積立金として、やむを得ない事由により第4期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源に充当することが2022年6月に主務大臣に承認された。2023年度は2021年度予算で契約した業務の経過勘定等の損益影響額や2023年度支出分等に77.1億円を充当し、2022年度末時点で163.9億円であった前中期目標期間繰越積立金の残高は、2023年度末には86.8億円となった。